

# 第9回 常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等 大規模氾濫に関する減災対策協議会

日時：令和5年6月

場所：書面開催

## 議 事 次 第

### 1. 議 事

- (1) 規約 【資料1】
- (2) 第9回協議会報告 【資料2】
- (3) 各流域の減災に係る取組について
  - ・各流域の減災に係る取組方針について【資料3】
  - ・取組方針に基づく状況報告について【資料4】
- (4) 県管理河川の減災に係る取組について
  - ・県管理河川の減災に係る取組方針について【資料5】
  - ・県管理河川の減災に係る取組状況について【資料6】
- (5) 常願寺川・神通川タイムライン検討専門部会（仮称）の設立について【資料7】

### 2. その他報告事項【資料8】

- ① 庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会報告
- ② 洪水ハザードマップの作成状況及び課題について
- ③-1 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況及び課題について
- ③-2 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況  
及び防災安全交付金の重点配分対象の見直しについて
- ④ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・充実支援のための動画等の公表について
- ⑤ 富山県内の流域治水プロジェクト策定状況
- ⑥ 富山県砂防課からのお知らせ

## 第9回 常願寺川、神通川、庄川、小矢部川等

### 大規模氾濫に関する減災対策協議会

#### 配布資料 一覧

- ・議事次第、配布資料一覧
- ・資料1 規約（案）
- ・資料2 第8回協議会報告
- ・資料3 各流域の減災に係る取組方針について
- ・資料4 取組方針に基づく状況報告について
- ・資料5 県管理河川の減災に係る取組方針（R5 変更案）
- ・資料6 県管理河川の減災に係る取組状況（R4 実績）
- ・資料7-1 常願寺川・神通川タイムライン検討専門部会（仮称）の設立について
- ・資料7-2 常願寺川・神通川タイムライン検討専門部会規約（案）
- ・資料8 その他報告事項
  - ① 庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会報告
  - ② 洪水ハザードマップの作成状況及び課題について
  - ③-1 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況及び課題について
  - ③-2 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況  
及び防災安全交付金の重点配分対象の見直しについて
  - ④ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・充実支援のための動画等の公表について
  - ⑤ 富山県内の流域治水プロジェクト策定状況
  - ⑥ 富山県砂防課からのお知らせ
- ・参考資料1 富山県版水害BCP作成手引き（案）
- ・参考資料2 流域治水施策集（Ver2.0 水害対策編）

以上

## 常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約

## (設 置)

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく「常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

## (目 的)

第2条 協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、常願寺川、神通川、庄川、小矢部川及び上市川、白岩川、下条川流域における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

## (協議会の対象河川)

第3条 協議会は、一級水系常願寺川、一級水系神通川、一級水系庄川、一級水系小矢部川、二級水系上市川、二級水系白岩川、二級水系下条川を対象とする。

## (協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

## (幹事会の構成)

第5条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

## (協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 洪水浸水想定区域等の現状の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項について協議し、共有する。
- 三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な取組事項を実施する。

第7条 事務局は、第6条の取組事項に基づく対策の検討、実施等のため、必要に応じ専門部会等を置くことができる。

- 2 専門部会等の運営等に関する事項は、別途定めるものとする。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第10条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、富山河川国道事務所 [流域治水課](#) 及び富山県土木部河川課が共同で行う。

(雑 則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附 則)

第12条 本規約は、平成28年 4月21日から施行する。

- 改 正 平成28年 8月26日
- 改 正 平成29年 5月 2日
- 改 正 平成30年 6月 5日
- 改 正 令和 元年 6月 6日
- 改 正 令和 2年 6月10日
- 改 正 令和 3年 6月22日

改正 令和 4年 6月 27日  
改正 令和 5年 月 日

別表－1

機 関 名	代 表 者
富 山 市	市 長
高 岡 市	市 長
立 山 町	町 長
舟 橋 村	村 長
射 水 市	市 長
砺 波 市	市 長
小 矢 部 市	市 長
南 砺 市	市 長
滑 川 市	市 長
上 市 町	町 長
富山県 土木部 河川課	課 長
富山県 土木部 砂防課	課 長
富山県 富山土木センター	所 長
富山県 富山土木センター 立山土木事務所	所 長
富山県 高岡土木センター	所 長
富山県 高岡土木センター 小矢部土木事務所	所 長
富山県 砺波土木センター	所 長
富山地方気象台	台 長
北陸地方整備局 富山河川国道事務所	所 長
＜オブザーバー＞	
西日本旅客鉄道（株）金沢支社	
あいの風とやま鉄道（株）	
富山地方鉄道（株）	
万葉線（株）	
北陸電力（株）再生可能エネルギー部 水力土木チーム	
関西電力（株）再生可能エネルギー事業本部 庄川水力センター	
電源開発（株）中部支店	
国土地理院 北陸地方測量部	
北陸地方整備局 立山砂防事務所	
北陸地方整備局 神通川水系砂防事務所	
北陸地方整備局 利賀ダム工事事務所	

別表－2

機 関 名	幹 事	副 幹 事
富 山 市	河川整備課長	防災危機管理課長
高 岡 市	土木維持課長	<u>危機管理課長</u>
立 山 町	建 設 課 長	総 務 課 長
舟 橋 村	生活環境課長	総 務 課 長
射 水 市	河川・港湾課長	総 務 課 長
砺 波 市	土 木 課 長	総 務 課 長
小 矢 部 市	都市建設課長	総 務 課 長
南 砺 市	建設維持課長	総 務 課 長
滑 川 市	建 設 課 長	総 務 課 長
上 市 町	建 設 課 長	総 務 課 長
富山県 土木部 河川課	河川課 主幹	防災・危機管理課 副主幹
富山県 土木部 砂防課	砂防課 主幹	
富山県 富山土木センター	工務第二課長	
富山県 富山土木センター 立山土木事務所	工 務 課 長	
富山県 高岡土木センター	工務第二課長	
富山県 高岡土木センター 小矢部土木事務所	工 務 課 長	
富山県 砺波土木センター	工務第二課長	
富山地方気象台	防 災 管 理 官	
北陸地方整備局 富山河川国道事務所	副所長（河川）	
＜オブザーバー＞		
西日本旅客鉄道（株）金沢支社		
あいの風とやま鉄道（株）		
富山地方鉄道（株）		
万葉線（株）		
北陸電力（株）再生可能エネルギー部 水力土木チーム		
関西電力（株）再生可能エネルギー事業本部 庄川水力センター		
電源開発（株）中部支店		
国土地理院 北陸地方測量部		
北陸地方整備局 立山砂防事務所		
北陸地方整備局 神通川水系砂防事務所		
北陸地方整備局 利賀ダム工事事務所		

第9回 常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等  
大規模氾濫に関する減災対策協議会 幹事会  
議事概要

開催日時：令和5年3月14日（火）10：30～12：00

場所：富山河川国道事務所 3階 大会議室 および テレビ会議

次第：開会

1. 議事

- (1) 規約改正（案）について
- (2) 第8回協議会報告
- (3) 各流域の減災に係る取組について
  - ・各流域の減災に係る取組方針の更新について
  - ・取組方針に基づく状況報告について
- (4) 県管理河川の減災に係る取組について
  - ・県管理河川の減災に係る取組状況について
  - ・県管理河川の減災に係る取組方針について
- (5) 常願寺川・神通川タイムライン検討専門部会（仮称）の設立について

2. その他報告事項

- ① 庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会報告
- ② 洪水ハザードマップの作成状況及び課題について
- ③-1 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況及び課題について
- ③-2 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況  
及び防災安全交付金の重点配分対象の見直しについて
- ④ 富山県内の流域治水プロジェクト策定状況
- ⑤ 富山県砂防課からのお知らせ

閉会

議事概要：

<規約改正（案）について>

- 事務局より、幹事会構成機関である高岡市の副幹事の役職名を「危機管理室長」から「危機管理課長」へと変更する規約改正案について、説明が行われた。
- 提示した規約改正について了承された。

<第8回協議会報告について>

- 事務局より、協議会の議論に関する報告について説明が行われた。
- 内容について了承された。

<各流域の減災に係る取組について>

- 事務局より、各流域の減災に係る取組方針の更新案について、説明が行われた。
- 内容について了承された。
- 事務局および各機関より、各流域の減災に係る取組方針に基づく令和4年度の取組実施状況について説明が行われた。
- 内容について了承された。

<県管理河川の減災に係る取組について>

- 富山県および各機関より、県管理河川における取組方針に基づく令和4年度の取組実施状況について説明が行われた。
- 富山県より、県管理河川の減災に係る取組方針の変更案について説明が行われた。
- 内容について了承された。

<常願寺川・神通川タイムライン検討専門部会（仮称）の設立について>

- 事務局より、常願寺川・神通川タイムライン検討専門部会（仮称）を新たに設立することについて提案が行われた。
- 北陸電力（株）：資料 7-2「常願寺川・神通川タイムライン検討専門部会（仮称）規約（案）」の構成機関のリストで北陸電力からは「高岡支店」が参画することとされているが、これは庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会の構成機関を参考されたものであり、まだ現段階では意図をして設定されたものではないという認識で良いか。社内で協議し、どの部署が参画するかを改めて示したい。  
→事務局：その点については今後調整させていただく。
- 内容について了承された。

<その他報告事項>

- 事務局および富山県より、その他報告事項について情報共有が行われた。
  - 報告事項のうち「③-1 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況及び課題について」においては、避難等に関する南砺市から河川管理者への要望について、南砺市より補足説明が行われ、事務局より回答が行われた。
    - 南砺市からの要望・意見：①「重ねるハザードマップ」の小矢部川の浸水想定区域は、「小矢部川水系小矢部川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)」に基づくものと思うが、一方で南砺市の洪水ハザードマップは、「小矢部川水系小矢部川・渋江川洪水浸水想定区域図参考図(想定最大規模、支川等溢水)」に基づくものであり、不一致の状態である。地区住民が重ねるハザードマップにより自宅を拡大して確認したくても同じものを見れない状態であるため、より規模が大きい方で掲載してほしい。
    - ②ダム管理者からのFAXにより放流量はわかるが具体的にどの地点でどれだけの水位になるかわからないため、住民への避難情報等に繋がらない。
- 事務局：①現状として国土地理院の「重ねるハザードマップ」で提供しているのは一級河川の国が作成した浸水想定区域図のみとなっており、すぐに要望通りに対応することはできないが、機会があれば上位機関に話をさせていただく。
- ②本件もこの場ですぐに対応することはできないが、過去のダム放流時の水位上昇に関する事例の資料だけはあるため、今後の水防連絡会や減災対策協議会で対応できればと考えているので、お時間を頂きたい。また本件については個別で相談・対応させていただきたい。

— 以上 —

# 各流域の減災に係る取組方針について

【目 次】	
◇取組方針	
・常願寺川	P 1
・神通川	P 11
・庄川	P 22
・小矢部川	P 33

令和5年 6月

第9回 常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等  
大規模氾濫に関する減災対策協議会

# 総力戦で挑む防災・減災プロジェクトの推進に基づく 常願寺川流域の減災に係る取組方針

## 目次

1. はじめに	P. 1
2. 本協議会の構成員	P. 4
3. 常願寺川の概要と主な課題	P. 5
4. 現状の取組状況	P. 8
5. 減災のための目標	P. 15
6. 令和7年度までに実施する取組	P. 16
7. フォローアップ	P. 18

令和5年6月

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会

## 1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部は堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が管された。

国土交通省では、この管を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村（109 水系、730 市町村）において、平成 32 年度（令和 2 年度）を目的に水防災意識社会を再構築する取組を行うこととし、各流域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

常願寺川、神通川、庄川、及び小矢部川では、この「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、地域住民の安全安心を担う富山河川国道事務所管内の沿川 5 市 1 町 1 村（富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、立山町、舟橋村）、富山県、富山地方気象台、北陸地方整備局富山河川国道事務所で構成される「常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を平成 28 年 4 月 21 日に設立した。

その後、平成 28 年 8 月に発生した台風による豪雨災害において中小河川においても甚大な被害が発生したことを踏まえ、県管理河川においても減災対策に取り組むこととなり、上市川、白岩川、下条川を追加したことから、平成 29 年 5 月 2 日に協議会名を「常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会」に改め、協議会の構成は沿川 7 市 2 町 1 村（富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市、立山町、舟橋村、滑川市、上市町）となった。

さらには、平成 29 年 6 月に水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 31 号）施行により新たに大規模氾濫減災協議会制度が創設されたことに伴い、本協議会の規約を改正し、水防法に基づく組織と位置づけられた。

令和元年東日本台風をはじめ、近年頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備えるため、国土交通省では令和 2 年 9 月に防災・減災が主流となる社会の実現に向けて「総力戦で挑む防災・減災プロジェクトの推進」が打ち出され、その流れを踏まえ「常願寺川・神通川・庄川及び小矢部川流域治水プロジェクト協議会」が令和 2 年 9 月 14 日に設立され、あらゆる関係者により流域全体で水害を軽減させる取組が推進されることになり、令和 3 年度より主に「ハード対策」に重点を置いた取組が本格化した。

このことから、本協議会では、避難・水防対策を重点した「ソフト対策」の取組項目を推進することになった。

平成 29 年度～令和 2 年度（以下「1 期」という。）の 5 年間で取り組んできた内容を総括し、次期 5 か年となる令和 3 年度～令和 7 年度（以下「2 期」という。）における新たな取組項目および取組目標を設定し、引き続き取組みを推進するものである。

本協議会では、常願寺川の地形的特徴や被害状況、現状の取組状況の共有を図るとともに、主な水防災上の課題として以下を抽出した。

- 1) 常願寺川は、我が国有数の急流河川であり、洪水時の流水エネルギーが非常に大きく、中小洪水でも堤防や高水敷が侵食され堤防の決壊に至る危険がある。
- 2) 洪水毎に河川の滞筋が変化し、洪水の流れが複雑なため、侵食の発生箇所を予測することが困難である。
- 3) 氾濫域が扇状地形を有しており、堤防の決壊等による浸水域が広範囲となるとともに、氾濫流の流れが速く、短時間で浸水域が拡大することから、水深は浅くとも避難が困難となり、甚大な被害が発生するおそれがある。
- 4) 新たに公表した洪水浸水想定区域内には、富山駅周辺をはじめ人口・資産が集中（約25万人に影響）する市街地が形成され、住居、商業、産業が集積している。
- 5) また、市役所、役場をはじめ主要な公共施設及び国道8号、41号などの主要幹線道路、緊急輸送道路や鉄道などが短時間で浸水し、社会経済が大きな打撃を受けるおそれがある。

このような課題に対し、本協議会においては、『氾濫流の流れが速く、富山市街地を含む広範囲に拡散する氾濫形態となる扇状地河川特有の地形特性を踏まえ、常願寺川の大規模水害に対し、「川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難」「社会経済被害の最小化」を旨とする』ことを目標と定め、令和7年度までに各構成員が連携して取り組み、避難・水防対策を重点とした「ソフト対策」を推進することとして、常願寺川の減災に関わる地域の取組方針（以下「取組方針」という。）をとりまとめた。

今後、本協議会の各構成員は、取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に本協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

## 2. 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は以下のとおりである。

参加機関	構成員
富山市	市長
高岡市	市長
立山町	町長
舟橋村	村長
射水市	市長
砺波市	市長
小矢部市	市長
南砺市	市長
滑川市	市長
上市町	町長
富山県 土木部 河川課	課長
富山県 土木部 砂防課	課長
富山県 富山土木センター	センター長
富山県 富山土木センター 立山土木事務所	事務所長
富山県 高岡土木センター	センター長
富山県 高岡土木センター 小矢部土木事務所	事務所長
富山県 砺波土木センター	センター長
富山地方気象台	台長
北陸地方整備局 富山河川国道事務所	所長
〈オブザーバー〉	
西日本旅客鉄道（株）金沢支社	
あいの風とやま鉄道（株）	
富山地方鉄道（株）	
万葉線（株）	
北陸電力（株）再生可能エネルギー部 水力土木チーム	
関西電力（株）水力事業本部 庄川水力センター	
電源開発（株）中部支店	
国土地理院 北陸地方測量部	
北陸地方整備局 立山砂防事務所	
北陸地方整備局 神通川水系砂防事務所	
北陸地方整備局 利賀ダム工事事務所	

### 3. 常願寺川の概要と主な課題

#### (1) 流域・地形の特徴

##### ①流域の特性

常願寺川流域は、富山県南東部に位置し、立山連峰の山間部にて称名川、和田川等の支川を合わせながら流下し、富山平野を形成する扇状地を出て富山市東部を経て日本海に注ぐ、幹川流路延長56km、流域面積368km<sup>2</sup>の一級河川である。

上流部の立山カルデラには、非常にもろい火山噴出物や崩壊堆積物が多量にあり洪水のたびに下流へ土砂が流出し、その土砂により形成された下流部に広がる扇状地には、富山県の中心都市である富山市があり、この地域における社会・経済・文化の基盤をなしている。

富山駅周辺はコンパクトシティ政策として交通機関や住居が集中していることに加え、沿川各地域には高齢化率の高い地域が存在する。さらには、主要幹線道路で災害時における救援活動、生活物資や復旧物資輸送等の確保などの緊急活動のための緊急輸送道路である国道8号、国道41号などが存在する。

#### 4.

##### ②洪水・氾濫の特性

上流域はきわめて急峻な地形をなしており、非常に崩れやすい状態となっている。また、河床勾配は山地部で約1/30、扇状地部で約1/100と、我が国屈指の急流河川である。

流域の気候は、冬期における寒冷積雪と夏期の高温多湿を特徴とした四季の變化がはつきりした日本海型気候であり、年間降水量は上流に向かって多くなり、平野部で約2,300mm、山岳部では3,000mmを越えるため、上流域の降雨に伴う洪水の危険度を認識しにくい特徴がある。

常願寺川の地形は、上滝を扇頂とする常願寺川扇状地が形成され、ひとたび氾濫すると拡散型の氾濫形態となり、人口・資産の集中する富山市をはじめ、広範囲に基大な被害が及ぶ恐れがある。

また、氾濫流の流れが速く、短時間で浸水域が広がることから、水深が浅くても避難が困難となる状況を踏まえ、近年の沿川住民の高齢化の進行により増加する要配慮者に応じた円滑な避難行動のための事前の備えが重要となる。

### (2) 過去の被害状況と河川改修の状況

#### ①過去の被害

安政5年(1858年)の飛越地震では、常願寺川上流の立山カルデラ内で「薫崩れ」と呼ばれる大崩壊が発生し、水源から扇状地に至る全域にわたって一大荒廃河川となり、この洪水により当時の富山藩領内の18ヶ村に及び死者140人、負傷者8,945人、流出家屋1,603戸の基大な被害が発生した。

昭和9年7月の洪水では、上流の湯川筋の多枝原の大崩落により、急流河川特有の土砂を伴った大洪水となり、堤防の決壊、橋梁・道路を破壊する大災害となった。

昭和44年8月洪水では、戦後最大の大出水となり、常願寺川は全川にわたり護岸・根固めの沈下流失、水制の破損、倒壊等の大被害が生じ、中新川郡立山町岩崎野地先で150mにわたって堤防が決壊し、中新川郡立山町三ツ塚新地先でも30mの決壊が発生した。

平成10年8月の梅雨前線の停滞によって、3日、7日、12日に平均年最大流量を超える洪水が発生。7日の洪水では高水敷の決壊や根固工の流出などの被害が発生し、その延長は750mにも及んでいる。

近年では、停滞した梅雨前線の影響による集中豪雨により洪水が発生し、治水施設の整備等により大きな一般被害は発生していないが、河川の滞りが不安定で洪水時には偏流が発生することから、河道内の施設の多くが被災している。

#### ②河川改修の状況

平成21年11月に策定した「常願寺川水系河川整備計画(大臣管理区間)」では、洪水による災害の発生防止又は軽減に関する目標として、「急流河川特有の洪水時のエネルギーに対する堤防の安全性の確保」を可能とするため、急流河川対策を行い、氾濫被害の防止を図るとしている。

現状では、背後地の状況を踏まえつつ、急流河川対策等が実施されているものの、予想される洗掘深さに対して根入れが不足している箇所などが解消されおらず、洪水に対し安全に流下できる状態にはなっていない。

常願寺川での主な課題は、以下のとおりである。

- 1) 常願寺川は、我が国有数の急流河川であり、洪水時の流水エネルギーが非常に大きく、中小洪水でも堤防や高水敷が侵食され堤防の決壊に至る危険がある。
- 2) 洪水毎に河川の滞筋が変化し、洪水の流れが複雑なため、侵食の発生箇所を予測することが困難である。
- 3) 氾濫域が扇状地地形を有しており、決壊等による浸水域が広範囲となるとともに、氾濫流の流れが速く、短時間で浸水域が拡大することから、水深は浅くとも避難が困難となり、甚大な被害が発生するおそれがある。
- 4) 新たに公表した洪水浸水想定区域内には、富山駅周辺をはじめ人口・資産が集中（約25万人に影響）する市街地が形成され、住居、商業、産業が集積している。
- 5) また、市役所、役場をはじめ主要な公共施設及び国道8号、41号などの主要幹線道路、緊急輸送道路や鉄道などが短時間で浸水し、社会経済が大きな打撃を受けるおそれがある。

#### ■取組の方向性

今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されることを踏まえ、これらの課題に対して、行政や住民等の各主体が意識を革新し、社会全体で洪水氾濫に備える必要があり、本協議会においては、想定し得る最大規模の洪水に対し「川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難」及び「社会経済被害の最小化」を目指すこととして、主に以下の取組を行うものとする。なお、ハード対策は令和3年4月より流域治水プロジェクト協議会へ移行されたが、本協議会においても関連深い取組が多いことから、引き続き取組状況調査を把握していく。

- ・常願寺川の水害の歴史・洪水特性の周知・理解促進のための副教材の作成・教育機関等への配布、洪水浸水想定区域図を踏まえて、家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水深や氾濫流の流速等により、その場に留まらない「立ち退き避難区域」の検討及びハザードマップへの反映、各関係機関が参画した「常願寺川・神通川タイムライン検討専門部会」における河川の特性等を踏まえた大規模水害時のタイムラインの策定 など

このような取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものとする。

#### 4. 現状の取組状況

常願寺川流域における減災対策について、各構成員で現状を確認し課題を抽出した結果、概要としては、以下のとおりである。

##### ①地域住民の急流河川特有の洪水の理解に関する事項

※○：現状、●：課題（以下同様）

項目	現状○と課題●
急流河川特有の洪水の理解	<p>○昭和44年8月洪水により堤防決壊等が発生しているが、近年は国管理区間において氾濫流による浸水被害は発生していない。</p> <p>●治水事業の進展等による被害発生頻度の減少により、地域住民の防災意識が低い状況である。</p> <p>●過去に洪水や氾濫被害を経験している人が少なくなっている。</p>
	A
	B

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状〇と課題●
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミン	<p>○常願寺川（国管理区間）において想定最大規模及び河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による洪水浸水想定区域図を富山河川国道事務所のHP等で公表している。</p> <p>○避難指示の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を富山河川国道事務所と気象台の共同で実施している。</p> <p>○災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）を実施している。</p> <p>●浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。</p> <p>●中小河川における水害危険性の周知促進が求められる。</p>

※Dは、1期に削除されたNo旧32のみの該当であったため欠番

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状〇と課題●
避難指示等の発令基準	<p>○地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準や対象地域を明記している。（国のガイドライン（案）に基づく見直し済）</p> <p>○常願寺川（国管理区間）における避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）を作成している。</p> <p>●避難指示等の発令に着目したタイムラインが実態に合ったものになっているかが懸念される。</p> <p>●警戒避難体制の強化が求められる。</p>
避難場所・避難経路	<p>○避難場所として、公共施設を指定し、計画規模の洪水に対する水害ハザードマップ等で周知している。</p> <p>●大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水や土砂災害が発生する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。</p> <p>●大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。</p> <p>●避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されておいていないおそれがある。</p>

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状〇と課題●
住民等への情報伝達の体制や方法	<p>○防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難指示等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、SNS、緊急告知FMラジオ、広報車による周知、報道機関への情報提供等を実施している。</p> <p>○河川管理者等からWEB等を通じた河川水位、ライブ映像情報などを住民等に情報提供している。</p> <p>○平成28年8月に富山県総合防災システムを更新し、Lアラート等を活用して報道機関と連携した住民等への情報提供（災害対策本部設置、避難指示、被害情報等）を開始した。</p> <p>●大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況や浸水による停電により情報発信できないうおそれがある。</p> <p>●WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入力するまでに至っていない懸念がある。</p> <p>●災害時に国・県・市においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。また、大規模工場等が被害を受けた場合、社会的影響が大きい懸念がある。</p> <p>●住民の避難行動の判断に必要な氾濫原を共有する他水系の防災情報や切迫が伝わるライブ映像等が提供できていない懸念がある。</p> <p>●水害・土砂災害関連の記者発表内容や情報提供サイト等について、内容や用語の分かりやすさに懸念がある。</p> <p>●住民の避難行動（水害・土砂災害）のためのトリガーとなる情報が明確になっていない懸念がある。</p>

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状〇と課題●
避難誘導体制	<p>○避難誘導は、警察、消防機関、自主防災組織、水防団員（消防団員）と協力して実施している。</p> <p>●災害時の具体的な避難支援や避難誘導体制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないうおそれがある。</p>

③水防に関する事項

項目	現状〇と課題●
河川水位等に係る情報提供	<p>○国土交通省が基準観測所の水位により水防警報を公表している。水防団員へFAX等により情報提供している。</p> <p>○災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）をしている。</p> <p>●急流河川では、洪水毎に漂筋が変化し、洪水の流れが複雑であることから、適切に水防活動を実施すべき箇所を特定し、共有することが必要である。</p> <p>●急流河川の特異性や水防活動に時間を要する現地の特性等も踏まえた、迅速かつ適切な水防活動に懸念がある。</p>

③水防に関する事項

項目	現状○と課題●
河川の巡視区間	<p>○出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所との合同巡視を実施している。また、出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。</p> <p>○地域防災計画により、浸水被害が予想される箇所を巡回し、現状把握に努めている。</p> <p>●河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。 P</p> <p>●水防団員が減少・高齢化等している中でそれぞれを受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができない状況にある。 Q</p> <p>●水防活動を担う水防団員（消防団員）は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。 R</p>
水防資機材の整備状況	<p>○各機関の水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。</p> <p>●水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。 S</p> <p>●水防団員の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。</p> <p>●鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、常願寺川での堤防決壊時の資機材について、配備箇所の見直しを含めた再確認が必要である T</p>

④氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	現状○と課題●
排水施設、排水資機材の操作・運用	<p>○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。</p> <p>○樋門・陸閘の操作点検を出水期前に実施している。</p> <p>●排水すべき水のボリュームが大きく、現状の施設配置計画では、今後想定される大規模浸水に対する社会経済機能の早期回復に向けた対応を行えない懸念がある。 U</p> <p>●現状において社会経済機能の早期回復のために有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。 V</p>

⑤河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状○と課題●
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	<p>○急流河川対策として、河川の洗掘や侵食に対する安全度や背後地の状況等を踏まえ、根継ぎ護岸等の整備を推進している。</p> <p>●堤防の漏水や侵食・洗掘など越水以外にも洪水や土砂・洪水氾濫に対するリスクが高い箇所が存在している。 W</p> <p>●今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されるなかで、被害の軽減を図る必要がある。 X</p>

## 5. 減災のための目標

急流河川特有の洪水の理解や迅速かつ確実な避難、水防活動等を実施するため、各構成員が連携して令和7年度までに達成すべき減災目標を以下のとおりとする。

### 【令和7年度までに達成すべき目標】

氾濫流の流れが速く、富山市街地を含む広範囲に拡散する氾濫形態となる扇状地河川特有の地形特性を踏まえ、常願寺川の大規模水害に対し、『川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難』『社会経済被害の最小化』を目標とする。

※ 大規模水害・・・想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害。

※ 川を流れる洪水・・・水位が急激に上昇する。流れのエネルギーが大きく、予測困難な堤防の侵食が発生する。

※ 市街地を流れる洪水・・・一旦堤防が決壊すると勢いのある水が短時間で市街地に広がる。

※ 迅速かつ確実な避難・・・水深が浅くても歩行できない状況となる前に安全な場所への避難。

※ 社会経済被害の最小化・・・大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態。

上記目標の達成に向け、常願寺川において、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取り組みを実施する。

- ① 急流河川特有の洪水現象について理解を頂くための周知・理解促進の取り組み
- ② 常願寺川の特徴を踏まえた大規模水害における避難行動のための取り組み
- ③ 洪水氾濫による被害軽減や避難時間確保のための水防活動等の取り組み

## 6. 令和7年度までに実施する取組（2期）

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、総力戦で挑む防災・減災プロジェクトを推進するため、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。

2期 項目No.	減災のための取組項目	課題の対応	取組機関
1	洪水予測や水位情報の 情報強化	I, L1, L2	北陸地整、気象台、富 山県、
2	水防活動の啓発	N, O, P, Q, R, S	北陸地整、気象台、富 山県、富山市、立山 町、舟橋村
3	水害リスク共有	C, E, F, G, H, I, J, K, L, L1 , L2, M	北陸地整、富山県、富 山市、舟橋村
4	排水体制の促進	U, V, X	北陸地整、富山県、富 山市、舟橋村
5	ダム等の洪水調節機能 の向上・確保	W, X	北陸地整、気象台
6	避難対策	E, F, G, H, M	北陸地整、気象台、富 山県、富山市、立山 町、舟橋村
7	水防災教育の啓発	A, B, C, J	北陸地整、気象台、富 山県、富山市、立山 町、舟橋村
8	要配慮者支援	M	北陸地整、富山県、富 山市、立山町、舟橋村
9	タイムラインの活用促 進	E, M	北陸地整、富山県、富 山市、立山町、舟橋村
10	広域避難計画の策定及 び支援	E, F, G, H	北陸地整、富山県、富 山市、舟橋村
11	洪水を安全に流すため のハード対策の推進	W, X	北陸地整、富山県
12	水防資機材の検討及び 配置	L, N, O, P, R, T	北陸地整、富山県、富 山市、立山町
13	流木や土砂の影響への 対策	W	富山県
14	災害時の拠点施設に対 する対策	F, G	北陸地整、富山県、富 山市
15	民間企業の水害対策	K	北陸地整、富山県、富 山市

※11～15はハード対策も兼ねた取組項目

## 7. フォローアップ

各機関の取組内容については、必要に応じては、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することで責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

常願寺川では、平成31年3月に想定最大規模の浸水想定区域図が公表されたことをうけ、沿川自治体（富山市、立山町、舟橋村）において洪水ハザードマップの作成、周知（配布、HP公表等）が完了した。今後とも、本協議会幹事会等の場を活用し、ハザードマップの活用を推進していくものとする。

また、新たな取組方針が示された場合や新技術の動向を踏まえ、適宜、取組方針を見直すこととする。

以上

## 総力戦で挑む防災・減災プロジェクトの推進に基づく 神通川流域の減災に係る取組方針

令和 5 年 6 月

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会

### 目 次

1. はじめに	P. 1
2. 本協議会の構成員	P. 4
3. 神通川の概要と主な課題	P. 5
4. 現状の取組状況	P. 8
5. 減災のための目標	P. 16
6. 令和7年度までに実施する取組	P. 17
7. フォローアップ	P. 19

## 1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部は堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が管された。

国土交通省では、この管申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村（109 水系、730 市町村）において、平成 32 年度（令和 2 年度）を目的に水防災意識社会を再構築する取組を行うこととし、各流域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川では、この「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、地域住民の安全安心を担う富山河川国道事務所管内の沿川 5 市 1 町 1 村（富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、立山町、舟橋村）、富山県、富山地方気象台、北陸地方整備局富山河川国道事務所で構成される「常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を平成 28 年 4 月 21 日に設立した。

その後、平成 28 年 8 月に発生した台風による豪雨災害において中小河川においても甚大な被害が発生したことを踏まえ、県管理河川においても減災対策に取り組むこととなり、上市川、白岩川、下条川を追加したことから、平成 29 年 5 月 2 日に協議会名を「常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会」に改め、協議会の構成は沿川 7 市 2 町 1 村（富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市、立山町、舟橋村、滑川市、上市町）となった。

さらには、平成 29 年 6 月に水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 31 号）施行により新たに大規模氾濫減災協議会制度が創設されたことに伴い、本協議会の規約を改正し、水防法に基づく組織と位置づけられた。

令和元年東日本台風をはじめ、近年頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備えるため、国土交通省では令和 2 年 9 月に防災・減災が主流となる社会の実現に向けて「総力戦で挑む防災・減災プロジェクトの推進」が打ち出され、その流れを踏まえ「常願寺川・神通川・庄川及び小矢部川流域治水プロジェクト協議会」が令和 2 年 9 月 14 日に設立され、あらゆる関係者により流域全体で水害を軽減させる取組組みが推進されることになり、令和 3 年度より主に「ハード対策」に重点を置いた取組みが本格化した。

このことから、本協議会では、避難・水防対策を重点した「ソフト対策」の取組項目を推進することになった。

平成 29 年度～令和 2 年度（以下「1 期」という。）の 5 年間で取組んできた内容を総括し、次期 5 か年となる令和 3 年度～令和 7 年度（以下「2 期」という。）における新たな取組項目および取組目標を設定し、引き続き取組を進めるものである。

本協議会では、神通川の地形的特徴や被害状況、現状の取組状況の共有を図るとともに、主な水防災上の課題として以下を抽出した。

- 1) 神通川は、我が国有数の急流河川であり、洪水時の流水エネルギーが大きいく、越流以外に侵食や洗掘により堤防が決壊する危険がある。
- 2) 神通川下流域の低平地は扇状地形となっているため、堤防の決壊等による浸水域が広範囲となり、短時間で氾濫域が拡大する。
- 3) 新たに公表した洪水浸水想定区域内には、高山駅周辺をはじめ人口が集中（約18万人に影響）する市街地が形成され、住居、商業、産業が集積している。
- 4) また、県庁、市役所をはじめ主要な公共施設及び国道8号、41号などの主要幹線道路、緊急輸送道路や鉄道などが短時間で浸水し、社会経済が大きな打撃を受けるおそれがある。

このような課題に対し、本協議会においては、『低平地に富山市の中心市街地が形成されている地形・社会特性を踏まえ、神通川の大規模水害に対し、「川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難」「社会経済被害の最小化」を目指す』ことを目標と定め、令和7年度までに各構成員が連携して取り組み、避難・水防対策を重点した「ソフト対策」を推進することとして、神通川の減災に関わる地域の取組方針（以下「取組方針」という。）をとりまとめた。

今後、本協議会の各構成員は、取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に本協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

## 2. 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は以下のとおりである。

参加機関	構成員
富山市	市長
高岡市	市長
立山町	町長
舟橋村	村長
射水市	市長
砺波市	市長
小矢部市	市長
南砺市	市長
滑川市	市長
上市町	町長
富山県 土木部 河川課	課長
富山県 土木部 砂防課	課長
富山県 富山土木センター	所長
富山県 富山土木センター 立山土木事務所	所長
富山県 高岡土木センター	所長
富山県 高岡土木センター 小矢部土木事務所	所長
富山県 砺波土木センター	所長
富山地方気象台	気象台長
北陸地方整備局 富山河川国道事務所	所長
〈オプザーバー〉	
西日本旅客鉄道(株) 金沢支社	
あいの風とやま鉄道(株)	
富山地方鉄道(株)	
万葉線(株)	
北陸電力(株) 再生可能エネルギー部 水力土木チーム	
関西電力(株) 水力事業本部 庄川水力センター	
電源開発(株) 中部支店	
国土地理院 北陸地方測量部	
北陸地方整備局 立山砂防事務所	
北陸地方整備局 神通川水系砂防事務所	
北陸地方整備局 利賀ダム工事事務所	

### 3. 神通川の概要と主な課題

#### (1) 流域・地形の特徴

##### ①流域の特徴

神通川は、その源を岐阜県高山市の川上岳（標高1,626m）に発し、岐阜県内では宮川と呼ばれ、富山県境で高原川を合わせ、神通川と名称を改め、神通峡を流下し平野部を出て、井田川、熊野川を合わせて日本海に注ぐ、幹川流路延長120km、流域面積2,720km<sup>2</sup>の一級河川である。

神通川流域は、富山、岐阜両県にまたがり、富山県の県都である富山市、南砺市、岐阜県の高山市、飛騨市の4市からなり、上流域には飛騨高原が広がり、高原を侵食する多くの支川と、これにより形成された高山、古川等の盆地群がある。中流域では、山地が迫っていて渓谷が続き、下流域に入り常願寺川と神通川による複合扇状地を形成し、そこから下流には富山平野が広がっている。

富山駅周辺はコンパクトシティ政策として交通機関や住居が集中していることに加え、沿川各地域には高齢化率の高い地域が存在する。さらには、主要幹線道路で災害時における救援活動、生活物資や復旧物資輸送等の確保などの緊急活動のための緊急輸送道路である国道8号、41号などが存在する。

##### ②洪水・氾濫の特性

河床勾配は源流から小鳥川合流点までの上流部では約1/20～1/150、小鳥川合流点から神三ダム地点までの中流部では約1/150～1/250、神三ダム地点から河口までの下流部では約1/250～ほぼ水平で、河口部は緩やかになっているものの、我が国屈指の急流河川となっている。

流域の気候は、上流域は高い山々に囲まれた内陸性気候、下流域は冬の積雪が多い日本海側気候で、年平均降水量は上流域で約1,800mm（高山）、下流域で約2,300mm（富山）となっており、大規模な洪水要因の多くは台風性によるものである。

沿川及び氾濫域には、北陸新幹線、JR高山線、あいの風とやま鉄道、北陸自動車道、一般国道8号、41号及び国際空港の富山空港や特定重要港湾の伏木富山港（富山地区）などが整備され交通の要衝となっており、ひとたび氾濫が発生すれば、交通機関に甚大な被害がおよぶ恐れがある。

また、氾濫の流れが速く、短時間で浸水域が広がることから、水深が浅くても避難が困難となる状況を踏まえ、近年の沿川住民の高齢化の進行により増加する要配慮者に応じた円滑な避難行動のための事前の備えが重要となる。

### (2) 過去の被害状況と河川改修の状況

#### ①過去の被害

大正3年8月洪水では、小笠原付近から駿河湾を通り、関東北部を通って鹿島灘に抜けた台風により、堤防決壊など大規模な浸水被害が発生し、全半壊流失家屋396戸、浸水家屋14,476戸などの被害が生じた。

昭和28年9月洪水では台風13号により、雨量は山間部で200mm～300mm以上に達し、河川は増水し大規模な浸水被害が発生した。被害状況は死者6名、行方不明2名、負傷者6名、全壊家屋1戸、半壊家屋46戸、流失家屋5戸、一部破壊172戸、床上・床下浸水9,186戸であった。

昭和58年9月の台風10号により神通大橋地点流量は5,643m<sup>3</sup>/sを記録し、床上浸水27戸、床下浸水94戸の被害が発生した。

近年では、平成16年10月の台風23号による洪水により、小鳥峠雨量観測所では時間雨量54mm、24h累計雨量293mmの観測史上最大となり、また神通大橋地点の水位は8.33m（計画高水位まであと28cm）を記録し、流量は6,413m<sup>3</sup>/sと観測史上最大であった。被害状況としては、富山県で床上浸水25戸、床下浸水141戸、岐阜県で全壊流出家屋23戸、床上浸水52戸、床下浸水200戸が発生した。

#### ②河川改修の状況

平成29年12月に策定した「神通川水系河川整備計画（大臣管理区間）」では、洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項として、「上下流及び本支川の治水安全度のバランスを確保しつつ段階的かつ着実に河川整備を実施し、洪水等による災害の発生の防止又は軽減を図る」としている。

現状では、河道掘削及び急流河川対策等を実施しているが、富山市街地を氾濫域に抱える神通川下流部等において、流下能力が不足している区間が解消されおらず、計画規模降雨に伴う洪水に対し安全に流下できる状態にはなっていない。

神通川での主な課題は、以下のとおりである。

- 1) 神通川は、我が国有数の急流河川であり、洪水時の流水エネルギーが大きく、越流以外に侵食や洗掘により堤防が決壊する危険がある。
- 2) 神通川下流域の低平地は扇状地形となっているため、堤防の決壊等による浸水域が広範囲となり、短時間で氾濫域が拡大する。
- 3) 新たに公表した洪水浸水想定区域内には、富山駅周辺をはじめ人口が集中（約18万人に影響）する市街地が形成され、住居、商業、産業が累積している。
- 4) また、県庁、市役所をはじめ主要な公共施設及び国道8号、41号などの主要幹線道路、緊急輸送道路や鉄道などが短時間で浸水し、社会経済が大きな打撃を受けるおそれがある。

■取組の方向性

今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されることを踏まえ、これらの課題に対して、行政や住民等の各主体が意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える必要があり、本協議会においては、想定し得る最大規模の洪水に対し「川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難」や「社会経済被害の最小化」を目指すこととして、主に以下の取組を行うものとする。なお、ハード対策は令和3年4月より流域治水プロジェクト協議会へ移行されたが、本協議会においても関連深い取組が多いことから、引き続き取組状況調査を把握していく。

・氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画（案）を作成、洪水浸水想定区域図を踏まえて、家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水深や氾濫流の流速等より、その場に留まらないうち退き避難区域」の検討及びハザードマップへの反映、各関係機関が参画した「常願寺川・神通川タイムライン検討専門部会」における河川の特性等を踏まえ大規模水害時のタイムラインの策定 など

このような取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものとする。

4. 現状の取組状況

神通川流域における減災対策について、各構成員で現状を確認し課題を抽出した結果、概要としては、以下のとおりである。

①地域住民の急流河川特有の洪水の理解に関する事項

※○：現状、●：課題（以下同様）

項目	現状○と課題●
急流河川特有の洪水の理解	<p>○平成16年10月洪水により観測史上最大流量を記録したが、国管理区間において氾濫流による浸水被害はほとんど無く、また、近年は氾濫被害が発生していない。</p> <p>●治水事業の進展等による被害発生頻度の減少により、地域住民の防災意識が低い状況である。</p> <p>●過去に洪水や氾濫被害を経験している人が少なくなっている。</p>
	A
	B

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状〇と課題●
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミニング	<p>○神通川・西派川・井田川・熊野川（国管理区間）において想定最大規模及び河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による洪水浸水想定区域図を富山河川国道事務所のHP等で公表している。</p> <p>○熊野川（県管理区間）、いたち川、土川、山田川、坪野川において計画規模の外力による浸水想定区域図をHP等で公表している。</p> <p>○避難指示の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を富山河川国道事務所と気象台の共同で実施している。井田川・熊野川では水位到達情報の提供により水位周知を実施している。</p> <p>○富山県管理区間（いたち川、山田川、坪野川等）では、水位到達情報の提供により水位周知を実施している。</p> <p>○災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）を実施している。</p> <p>●浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。</p> <p>●中小河川における水害危険性の周知促進が求められる。</p>

※Dは、1期に削除されたNo旧32のみの該当であったため欠番

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状〇と課題●
避難指示等の発令基準	<p>○地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準や対象地域を明記している。（国のガイドライン（案）に基づく見直し済）</p> <p>○神通川本川（国管理区間）における避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）を作成している。</p> <p>●避難指示等の発令に着目したタイムラインが実態に合ったものになっているかが懸念される。</p> <p>●警戒避難体制の強化が求められる。</p>
避難場所・避難経路	<p>○避難場所として、公共施設を指定し、計画規模の洪水に対する水害ハザードマップ等で周知している。</p> <p>●大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水や土砂災害が発生する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。</p> <p>●大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。</p> <p>●避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されていらないおそれがある。</p>

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状〇と課題●
住民等への情報伝達の体制や方法	<p>○防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難指示等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、SNS、緊急告知FMラジオ、広報車による周知、報道機関への情報提供等を実施している。</p> <p>○河川管理者、ダム管理者等からWEB等を通じた河川水位、ダム放流、ライブ映像情報などを住民等に情報提供している。</p> <p>○平成28年8月に富山県総合防災システムを更新し、アラート等を活用して報道機関と連携した住民等への情報提供（災害対策本部設置、避難指示、被害情報等）を開始した。</p> <p>●大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況や浸水による停電により情報発信できないうおそれがある。 I</p> <p>●WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入力するまでに至っていない懸念がある。 J</p> <p>●災害時に国・県・市においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。また、大規模工場等が被害を受けた場合、社会的影響が大きい懸念がある。 K</p> <p>●住民の避難行動の判断に必要な氾濫原を共有する他水系の防災情報や切迫が伝わるライブ映像等が提供できていない懸念がある。 L</p> <p>●水害・土砂災害関連の記者発表内容や情報提供サイト等について、内容や用語の分かりやすさに懸念がある。 L1</p> <p>●住民の避難行動（水害・土砂災害）のためのトリガーとなる情報が明確になっていない懸念がある。 L2</p>

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状〇と課題●
避難誘導体制	<p>○避難誘導は、警察、消防機関、自主防災組織、水防団員（消防団員）と協力して実施している。</p> <p>●災害時の具体的な避難支援や避難誘導体制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないうおそれがある。 M</p>

③水防に関する事項

項目	現状〇と課題●
河川水位等に係る情報提供	<p>○国土交通省、富山県が基準観測所の水位により水防警報を発表している。水防団員へはFAX等により情報提供している。</p> <p>○災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）をしている。</p> <p>●急流河川では、洪水毎に滞筋が変化し、洪水の流れが複雑であることから、適切に水防活動を実施すべき箇所を特定し、共有することが必要である。</p> <p>●急流河川の特異性や水防活動に時間を要する現地の特性等も踏まえた、迅速かつ適切な水防活動に懸念がある。 N</p>

③水防に関する事項

項目	現状〇と課題●
河川の巡視区間	<p>○出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。また、出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。</p> <p>○地域防災計画により、浸水被害が予想される箇所を巡回し、現状把握に努めている。</p> <p>●河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。 P</p> <p>●水防団員が減少・高齢化等している中でそれぞれ受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができない状況にある。 Q</p> <p>●水防活動を担う水防団員（消防団員）は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。 R</p>
水防資機材の整備状況	<p>○各機関の水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。</p> <p>●水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。 S</p> <p>●水防団員の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。</p> <p>●鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、神通川での堤防決壊時の資機材について、配備箇所の見直しを含めた再確認が必要である。 T</p>

④氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	現状〇と課題●
排水施設、排水資機材の操作・運用	<p>○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。</p> <p>○樋門・陸閘の操作点検を出水期前に実施している。</p> <p>○雨水ポンプ場等による排水活動及びポンプ委託による内水排除対策を実施している。</p> <p>●排水すべき水のボリュームが大きく、現状の施設配置計画では、今後想定される大規模浸水に対する社会経済機能の早期回復に向けた対応を行えない懸念がある。 U</p> <p>●現状において社会経済機能の早期回復のためには有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。 V</p>
既存ダムにおける洪水調節の現状	<p>○洪水調節機能を有する室牧ダム、熊野川ダム、久婦須川ダムなどで、洪水を貯留することにより、下流域の被害を軽減させている。</p>

⑤河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状○と課題●
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	<p>○急流河川対策として、河川の洗掘や侵食に対する安全度や背後地の状況等を踏まえ、護岸等の整備を推進している。</p> <p>○計画断面に満たない堤防や流下能力が不足する箇所に対し、河道掘削を推進している。</p> <p>○堤防の漏水など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所について、整備を推進している。</p> <p>●計画断面に対して高さや幅が不足している堤防や流下能力が不足している箇所があり、洪水により氾濫するおそれがある。</p> <p>●堤防の漏水や侵食・洗掘など越水以外にも洪水や土砂・洪水氾濫に対するリスクが高い箇所が存在している。</p> <p>●今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されるなかで、被害の軽減を図る必要がある。</p>

5. 減災のための目標

急流河川特有の洪水の理解や迅速かつ確実な避難、水防活動等を実施するため、各構成員が連携して令和7年度までに達成すべき減災目標を以下のとおりとする。

【令和7年度までに達成すべき目標】

低平地に富山市の中心市街地が形成されている地形・社会特性を踏まえ、神通川の大規模水害に対し、『川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難』『社会経済被害の最小化』を目標とする。

※ 大規模水害……想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害。

※ 川を流れる洪水……水位が急激に上昇する。越流以外に侵食や洗掘による決壊のおそれがある。

※ 市街地を流れる洪水……一旦堤防が決壊すると勢いのある水が短時間で市街地に広がる。

※ 迅速かつ確実な避難……水深が浅くても歩行できない状況となる前に安全な場所への避難。

※ 社会経済被害の最小化……大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態。

上記目標の達成に向け、神通川などにおいて、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取り組みを実施する。

- ① 急流河川特有の洪水現象について理解を頂くための周知・理解促進の取り組み
- ② 神通川の特性を踏まえ大規模水害における避難行動のための取り組み
- ③ 洪水氾濫による被害軽減や避難時間確保のための水防活動等の取り組み
- ④ 一刻も早く社会経済活動を回復させるための排水活動の取り組み

6. 令和7年度までに実施する取組（2期）

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、総力戦で挑む防災・減災プロジェクトを推進するため、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。

2期 項目No.	減災のための取組項目	課題の対応	取組機関
1	洪水予測や水位情報の 情報強化	I, L 1, L 2	北陸地整、気象台、富山 県、射水市
2	水防活動の啓発	N, O, P, Q, R, S	北陸地整、気象台、富山 県、富山市、射水市
3	水害リスク共有	C, E, F, G, H, I, J, K, L, L 1, L 2, M	北陸地整、富山県、富山 市、射水市
4	排水体制の促進	U, V, X	北陸地整、富山県、富山 市、射水市
5	ダム等の洪水調節機能 の向上・確保	W, X	北陸地整、気象台、富山 県、射水市
6	避難対策	E, F, G, H, M	北陸地整、気象台、富山 県、富山市、射水市
7	水防災教育の啓発	A, B, C, J	北陸地整、気象台、富山 県、富山市、射水市
8	要配慮者支援	M	北陸地整、富山県、富山 市、射水市
9	タイムラインの活用促 進	E, M	北陸地整、富山県、富山 市
10	広域避難計画の策定及 び支援	E, F, G, H	北陸地整、富山県、富山 市、射水市
11	洪水を安全に流すため のハード対策の推進	W, X	北陸地整、富山県
12	水防資機材の検討及び 配置	L, N, O, P, R, T	北陸地整、富山県、富山 市、射水市
13	流木や土砂の影響への 対策	W	富山県
14	災害時の拠点施設に対 する対策	F, G	北陸地整、富山県、富山 市、射水市
15	民間企業の水害対策	K	北陸地整、富山県、富山 市、射水市

※11～15はハード対策も兼ねた取組項目

## 7. フォローアップ

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することで責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

神通川では、平成31年3月に想定最大規模の浸水想定区域図が公表されたことをうけ、沿川自治体（富山市、射水市）において洪水ハザードマップの作成、周知（配布、HP公表等）が完了した。今後とも本協議会幹事会等の場を活用し、ハザードマップの活用を推進していくものとする。

また、新たな取組方針が示された場合や新技術の動向を踏まえ、適宜、取組方針を見直すこととする。

以上

## 総力戦で挑む防災・減災プロジェクトの推進に基づく 庄川流域の減災に係る取組方針

### 目次

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 1
2. 本協議会の構成員・・・・・・・・・・・・ P. 4
3. 庄川の概要と主な課題・・・・・・・・・・ P. 5
4. 現状の取組状況・・・・・・・・・・・・ P. 8
5. 減災のための目標・・・・・・・・・・・・ P. 16
6. 令和7年度までに実施する取組・・・・ P. 17
7. フォローアップ・・・・・・・・・・・・ P. 20

令和5年6月

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会

## 1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部は堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が管された。

国土交通省では、この管申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村（109 水系、730 市町村）において、平成 32 年度（令和 2 年度）を目的に水防災意識社会を再構築する取組を行うこととし、各流域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川では、この「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、地域住民の安全安心を担う富山河川国道事務所管内の沿川 5 市 1 町 1 村（富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、立山町、舟橋村）、富山県、富山地方気象台、北陸地方整備局富山河川国道事務所で構成される「常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を平成 28 年 4 月 21 日に設立した。

その後、平成 28 年 8 月に発生した台風による豪雨災害において中小河川においても甚大な被害が発生したことを踏まえ、県管理河川においても減災対策に取り組むこととなり、上市川、白岩川、下条川を追加したことから、平成 29 年 5 月 2 日に協議会名を「常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会」に改め、協議会の構成は沿川 7 市 2 町 1 村（富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市、立山町、舟橋村、滑川市、上市町）となった。

さらには、平成 29 年 6 月に水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 31 号）施行により新たに大規模氾濫減災協議会制度が創設されたことに伴い、本協議会の規約を改正し、水防法に基づく組織と位置づけられた。

令和元年東日本台風をはじめ、近年頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備えるため、国土交通省では令和 2 年 9 月に防災・減災が主流となる社会の実現に向けて「総力戦で挑む防災・減災プロジェクトの推進」が打ち出され、その流れを踏まえ「常願寺川・神通川・庄川及び小矢部川流域治水プロジェクト協議会」が令和 2 年 9 月 14 日に設立され、あらゆる関係者により流域全体で水害を軽減させる取組組みが推進されることになり、令和 3 年度より主に「ハード対策」に重点を置いた取組みが本格化した。

このことから、本協議会では、避難・水防対策を重点した「ソフト対策」の取組項目を推進することになった。

平成 29 年度～令和 2 年度（以下「1 期」という。）の 5 年間で取組んできた内容を総括し、次期 5 か年となる令和 3 年度～令和 7 年度（以下「2 期」という。）における新たな取組項目および取組目標を設定し、引き続き取組を進めるものである。

本協議会では、庄川の地形的特徴や被害状況、現状の取組状況の共有を図るとともに、主な水防災上の課題として以下を抽出した。

- 1) 庄川は、我が国有数の急流河川であり、洪水時の流水エネルギーが大きく、越流以外に侵食や洗掘により堤防が決壊する危険がある。
- 2) 洪水毎に河川の滞筋が変化し、洪水の流れが複雑なため、侵食の発生箇所を予測することが困難である。
- 3) 庄川下流域の低平地は扇状地形となっているため、堤防の決壊等による浸水域が広範囲となり、短時間で氾濫域が拡大する。
- 4) 新たに公表した洪水浸水想定区域内には、新高岡駅周辺をはじめ人口が集積している中（約8万人に影響）する市街地が形成され、住居、商業、産業が集積している。
- 5) また、市役所をはじめ主要な公共施設及び国道8号、156号などの主要幹線道路、緊急輸送道路や鉄道などが短時間で浸水し、社会経済が大きな打撃を受けるおそれがある。

このような課題に対し、本協議会においては、『氾濫流の流れが速く、砺波・高岡・射水市街地を含む広範囲に拡散する扇状地河川特有の地形特性を踏まえ、庄川の大規模水害に対し、「川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難」「社会経済被害の最小化」を旨とする』ことを目標と定め、令和7年度までに各構成員が連携して取り組み、避難・水防対策を重点とした「ソフト対策」を推進することとして、庄川の減災に関わる地域の取組方針（以下「取組方針」という。）をとりまとめた。

今後、本協議会の各構成員は、取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に本協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

## 2. 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は以下のとおりである。

参加機関	構成員
富山市	市長
高岡市	市長
立山町	町長
舟橋村	村長
射水市	市長
砺波市	市長
小矢部市	市長
南砺市	市長
滑川市	市長
上市町	町長
富山県 土木部 河川課	課長
富山県 土木部 砂防課	課長
富山県 富山土木センター	センター長
富山県 富山土木センター	立山土木事務所 事務所長
富山県 高岡土木センター	センター長
富山県 高岡土木センター	小矢部土木事務所 事務所長
富山県 砺波土木センター	センター長
富山地方気象台	台長
北陸地方整備局 富山河川国道事務所	所長
〈オブザーバー〉	
西日本旅客鉄道（株）金沢支社	
あいの風とやま鉄道（株）	
富山地方鉄道（株）	
万葉線（株）	
北陸電力（株）再生可能エネルギー部	水力土木チーム
関西電力（株）水力事業本部	庄川水力センター
電源開発（株）中部支店	
国土地理院	北陸地方測量部
北陸地方整備局	立山砂防事務所
北陸地方整備局	神通川水系砂防事務所
北陸地方整備局	利賀ダム工事事務所

### 3. 庄川の概要と主な課題

#### (1) 流域・地形の特徴

##### ①流域の特性

庄川はその源を岐阜県高山市の烏帽子岳（標高 1,625m）と山中山の山中峠（標高 1,375m）に発し、岐阜県内で尾上郷川、六蔵川、大白川等と合わせて北流し、富山県に入り南砺市小牧付近で利賀川を合わせたのち砺波平野に出て射水市大門で和田川を合わせて日本海に注ぐ、幹川流路延長 115km、流域面積 1,189km<sup>2</sup>の一級河川である。

流域内には、白山国立公園と 3 つの県立自然公園及び 4 つの県定公園が存在する等豊かな自然に恵まれており、庄川の水質は良好で、その水は豊富な地下水と合わせて砺波平野及び射水平野を潤し、富山県内一の穀倉地帯を支えているとともに、小牧発電所をはじめとする水力発電など、さまざまな水利用が行われている。流域下流部に広がる扇状地には、富山県の主要都市である高岡市、射水市、砺波市などが位置し、基幹交通ネットワークとして、北陸新幹線、あいの風とやま鉄道、北陸自動車道、東海北陸自動車道、一般国道 8 号、156 号があるなど、交通の要衝となっている。

##### ②洪水・氾濫の特性

流域上流の山間部では深い渓谷がぎざぎざ、ところどころで崩壊地形が見られる。また、河床勾配は、河口部は感潮区間でほぼ水平であるが、流域下流部では約 1/200、流域上・中流部では約 1/30～1/180 となっており、我が国屈指の急流河川である。

流域の気候は、年較差の大きい日本海型気候に属する多雨多雪地帯であり、特に流域上流部は有数の豪雪地帯である。年間降水量は流域上流部で約 3,000mm であり、流域下流の平野部に向かって少なくなり、平野部で約 2,200mm となっている。

また、過去の庄川流域における洪水の多くは、台風起因するものが多く見られる。

沿川及び氾濫域には、北陸新幹線、あいの風とやま鉄道、北陸自動車道、東海北陸自動車道、一般国道 8 号、156 号などが整備され交通の要衝となっており、ひとたび氾濫が発生すれば、交通機関に甚大な被害がおよぶ恐れがある。

庄川の地形は、庄川用水合口ダム付近を扇頂とする扇状地が形成され、ひとたび氾濫すると拡散型の氾濫形態となり、人口・資産の集中する高岡市、射水市等の主要都市をはじめ、広範囲に甚大な被害がおよぶ恐れがある。

氾濫流の流れが速く、短時間で浸水域が広がることから、避難が困難となる状況を踏まえ、近年の沿川住民の高齢化の進行により増加する要配慮者に応じた円滑な避難行動のための事前の備えが重要となる。

#### (2) 過去の被害状況と河川改修の状況

##### ①過去の被害

昭和 9 年 7 月洪水では、庄川上流岐阜県山岳地帯において未曾有の豪雨となり、浅井村（現射水市）で堤防が決壊し、死者 20 名、負傷者 240 名、流失家屋 94 棟、民家破損 5,418 棟、浸水家屋 4,009 棟など、甚大な被害をもたらした。

昭和 51 年 9 月の台風第 17 号による洪水で、大門地点では 2,646m<sup>3</sup>/s の流量を記録し、この洪水により、加越能鉄道庄川橋梁が落橋するなど、流域内では流失家屋 8 棟、浸水家屋 42 棟、農地・宅地の浸水 11ha の被害が発生した。

近年では、平成 16 年 10 月の台風第 23 号によって上流の岐阜県で 359mm の降雨を記録し、大門地点では観測史上最高水位 7.68m、最大流量 3,396m<sup>3</sup>/s を記録した。堤防や河岸に洗掘・侵食による多大な被害が発生し、高岡市、新湊市（現射水市）、大門町（現射水市）で約 2,800 人に避難勧告が発令された。

##### ②河川改修の状況

平成 20 年 7 月に策定した「庄川水系河川整備計画（大臣管理区間）」では、洪水による災害の発生防止又は軽減に関する目標として、「戦後最大洪水に相当する規模の洪水（基準地点雄神で 4,200m<sup>3</sup>/s）を計画高水位（H.W.L）以下で安全に流下」させるとともに、「急流河川特有の流水の強大なエネルギーに対する堤防の安全の確保」を可能とするための整備を進めるとしている。

現状では、背後地の状況を踏まえつつ、堤防整備及び急流河川対策等が実施されているものの、流下能力が不足している箇所などが解消されておらず、洪水に対し安全に流下できる状態にはなっていない。

庄川での主な課題は、以下のとおりである。

- 1) 庄川は、我が国有数の急流河川であり、洪水時の流水エネルギーが大きく、越流以外に侵食や洗掘により堤防が決壊する危険がある。
- 2) 洪水毎に河川の滞筋が変化し、洪水の流れが複雑なため、侵食の発生箇所を予測することが困難である。
- 3) 庄川下流域の低平地は扇状地形となっているため、堤防の決壊等による浸水領域が広範囲となり、短時間で氾濫域が拡大する。
- 4) 新たに公表した洪水浸水想定区域内には、新高岡駅周辺をはじめ人口が集中（約8万人に影響）する市街地が形成され、住居、商業、産業が集積している。
- 5) また、市役所をはじめ主要な公共施設及び国道8号、156号などの主要幹線道路、緊急輸送道路や鉄道などが短時間で浸水し、社会経済が大きな打撃を受けるおそれがある。

■ 取組の方向性

今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されることを踏まえ、これらの課題に対して、行政や住民等の各主体が意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える必要があり、本協議会においては、想定し得る最大規模の洪水に対し「川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難」や「社会経済被害の最小化」を目指すこととして、主に以下の取組を行うものとする。なお、ハード対策は令和3年4月より流域治水プロジェクト協議会へ移行されたが、本協議会においても関連深い取組が多いことから、引き続き取組状況調査を把握していく。

- ・ 各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会」における河川の特性等を踏まえた大規模水害時のタイムラインの策定、洪水浸水想定区域図を踏まえて、家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水深や氾濫流の流速等より、その場に留まらない「立ち退き避難区域」の検討及びバザードマップへの反映、浸水継続時間の短縮を図るための排水計画の検討 など

このような取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものとする。

4. 現状の取組状況

庄川流域における減災対策について、各構成員で現状を確認し課題を抽出した結果、概要としては、以下のとおりである。

① 地域住民の急流河川特有の洪水の理解に関する事項

※○：現状、●：課題（以下同様）

項目	現状○と課題●
急流河川特有の洪水の理解	<p>○平成16年10月洪水により観測史上最高水位を記録したが、国管理区間において氾濫流による浸水被害はほとんど無く、また、近年は氾濫被害が発生していない。</p> <p>●治水事業の進展等による被害発生頻度の減少により、地域住民の防災意識が低い状況である。</p> <p>●過去に洪水や氾濫被害を経験している人が少なくなっている。</p>
	A
	B

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状○と課題●
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミニング	<p>○庄川（国管理区間）において想定最大規模及び河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による洪水浸水想定区域図を富山河川国道事務所HP等で公表している。</p> <p>○和田川において計画規模の外力による浸水想定区域図をHP等で公表している。</p> <p>○避難指示の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を富山河川国道事務所と気象台の共同で実施している。</p> <p>○富山県管理区間（和田川）では、水位到達情報の提供により水位周知を実施している。</p> <p>○災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）を実施している。</p> <p>●浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。 C</p> <p>●中小河川における水害危険性の周知促進が求められる。</p>

※Dは、1期に削除されたNo旧32のみの該当であったため欠番

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状○と課題●
避難指示等の発令基準	<p>○地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準や対象地域を明記している。（国のガイドライン（案）に基づく見直し済）</p> <p>○庄川本川（国管理区間）における避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）を作成している。</p> <p>●避難指示等の発令に着目したタイムラインが実態に合ったものになっているかが懸念される。 E</p> <p>●警戒避難体制の強化が求められる。</p>
避難場所・避難経路	<p>○避難場所として、公共施設を指定し、計画規模の洪水に対する水害ハザードマップ等で周知している。</p> <p>●大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水や土砂災害が発生する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。 F</p> <p>●大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。 G</p> <p>●避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されておいていないおそれがある。 H</p>

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状○と課題●
住民等への情報伝達の体制や方法	<p>○防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難指示等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、SNS、緊急告知FMラジオ、広報車による周知、報道機関への情報提供等を実施している。</p> <p>○河川管理者、ダム管理者等からWEB等を通じた河川水位、ダム放流、ライブ映像情報などを住民等に情報提供している。</p> <p>○平成28年8月に富山県総合防災システムを更新し、シェアード等を活用して報道機関と連携した住民等への情報提供（災害対策本部設置、避難指示、被害情報等）を開始した。</p> <p>●大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況や浸水による停電により情報発信できないおそれがある。 I</p> <p>●WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入力するまでに至っていない懸念がある。 J</p> <p>●災害時に国・県・市においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。 K</p> <p>また、大規模工場等が被害を受けた場合、社会的影響が大きい懸念がある。</p> <p>●住民の避難行動の判断に必要な氾濫原を共有する他水系の防災情報や切迫が伝わるライブ映像等が提供できていない懸念がある。 L</p> <p>●水害・土砂災害関連の記者発表内容や情報提供サイト等について、内容や用語の分かりやすさに懸念がある。 L1</p> <p>●住民の避難行動（水害・土砂災害）のためのトリガーとなる情報が明確になっていない懸念がある。 L2</p>

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状○と課題●
避難誘導体制	<p>○避難誘導は、警察、消防機関、自主防災組織、水防団員（消防団員）と協力して実施している。</p> <p>●災害時の具体的な避難支援や避難誘導体制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。 M</p>

③水防に関する事項

項目	現状○と課題●
河川水位等に係る情報提供	<p>○国土交通省、富山県が基準観測所の水位により水防警報を発表している。水防団員へはFAX等により情報提供している。</p> <p>○災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）をしている。</p> <p>●急流河川では、洪水毎に滞筋が変化し、洪水の流れが複雑であることから、適切に水防活動を実施すべき箇所を特定し、共有することが必要である。</p> <p>●急流河川の特長や水防活動に時間を要する現地の特性等も踏まえた、迅速かつ適切な水防活動に懸念がある。 N</p>

③水防に関する事項

項目	現状〇と課題●
河川の巡視区間	<p>〇出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。また、出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。</p> <p>〇地域防災計画により、浸水被害が予想される箇所を巡回し、現状把握に努めている。</p> <p>●河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。</p> <p>●水防団員が減少・高齢化等している中でそれぞれ受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができない状況にある。</p> <p>●水防活動を担う水防団員（消防団員）は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。</p>
水防資機材の整備状況	<p>〇各機関の水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。</p> <p>●水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。</p> <p>●水防団員の高齢化や人数の減少により従来水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。</p> <p>●鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、庄川での堤防決壊時の資機材について、配備箇所の見直しを含めた再確認が必要である。</p>

④氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	現状〇と課題●
排水施設、排水資機材の操作・運用	<p>〇排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。</p> <p>〇樋門・陸間の操作点検を出水期前に実施している。</p> <p>〇雨水ポンプ場等による排水活動及びびりポンプ委託による内水排除対策を実施している。</p> <p>●排水すべき水のボリュームが大きく、現状の施設配置計画では、今後想定される大規模浸水に対する社会経済機能の早期回復に向けた対応を行えない懸念がある。</p> <p>●現状において社会経済機能の早期回復のために有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。</p>
既存ダムにおける洪水調節の現状	<p>〇洪水調節機能を有する境川ダム、利賀川ダム、和田川ダムなどで、洪水を貯留することにより、下流域の被害を軽減させている。</p>

⑤河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状〇と課題●
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	<p>○急流河川対策として、河川の洗掘や侵食に対する安全度や背後地の状況等を踏まえ、護岸等の整備を推進している。</p> <p>○計画断面に満たない堤防や流下能力が不足する箇所に対し、堤防整備を推進している。</p> <p>●計画断面に対して高さや幅が不足している堤防や流下能力が不足している箇所があり、洪水により氾濫するおそれがある。</p> <p>●堤防の漏水や侵食・洗掘など越水以外にも洪水や土砂・洪水氾濫に対するリスクが高い箇所が存在している。</p> <p>●今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されるなかで、被害の軽減を図る必要がある。</p>

5. 減災のための目標

急流河川特有の洪水の理解や迅速かつ確実な避難、水防活動等を実施するため、各構成員が連携して令和7年度までに達成すべき減災目標を以下のとおりとする。

【令和7年度までに達成すべき目標】

氾濫流の流れが速く、砺波・高岡・射水市街地を含む広範囲に拡散する扇状地河川特有の地形特性を踏まえ、庄川の大規模水害に対し、『川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難』『社会経済被害の最小化』を目標とする。

※ 大規模水害……想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害。

※ 川を流れる洪水……水位が急激に上昇する。流れのエネルギーが大きく、予測困難な堤防の侵食が発生する。

※ 市街地を流れる洪水……一旦堤防が決壊すると勢いのある水が短時間で市街地に広がる。

※ 迅速かつ確実な避難……水深が浅くても歩行できない状況となる前に安全な場所への避難。

※ 社会経済被害の最小化……大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態。

上記目標の達成に向け、庄川などにおいて、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取り組みを実施する。

- ① 急流河川特有の洪水現象について理解を頂くための周知・理解促進の取り組み
- ② 庄川の特性を踏まえた大規模水害における避難行動のための取り組み
- ③ 洪水氾濫による被害軽減や避難時間確保のための水防活動等の取り組み
- ④ 一刻も早く社会経済活動を回復させるための排水活動の取り組み

6. 令和7年度までに実施する取組（2期）

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、総力戦で挑む防災・減災プロジェクトを推進するため、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。

2期 項目No.	減災のための取組項目	課題の対応	取組機関
1	洪水予測や水位情報の 情報強化	I, L 1, L 2	北陸地整、気象台、富山県、 射水市、南砺市
2	水防活動の啓発	N, O, P, Q, R , S	北陸地整、気象台、富山県、 富山市、高岡市、射水市、砺 波市、小矢部市、南砺市
3	水害リスク共有	C, E, F, G, H , I, J, K, L, L 1, L 2, M	北陸地整、富山県、富山市、 高岡市、射水市、砺波市、小 矢部市、南砺市
4	排水体制の促進	U, V, X	北陸地整、富山県、富山市、 高岡市、射水市、小矢部市
5	ダム等の洪水調節機能 の向上・確保	W, X	北陸地整、気象台、富山県、 射水市
6	避難対策	E, F, G, H, M	北陸地整、気象台、富山県、 富山市、高岡市、射水市、砺 波市、小矢部市、南砺市
7	水防災教育の啓発	A, B, C, J	北陸地整、気象台、富山県、 富山市、高岡市、射水市、砺 波市、小矢部市、南砺市
8	要配慮者支援	M	北陸地整、富山県、富山市、 高岡市、射水市、砺波市、小 矢部市、南砺市
9	タイムラインの活用促 進	E, M	北陸地整、富山県、富山市、 高岡市、射水市、砺波市、小 矢部市、南砺市
10	広域避難計画の策定及 び支援	E, F, G, H	北陸地整、富山県、富山市、 高岡市、射水市、砺波市、小 矢部市、南砺市
11	洪水を安全に流すため のハード対策の推進	W, X	北陸地整、富山県
12	水防資機材の検討及び 配置	L, N, O, P, R , T	北陸地整、富山県、高岡市、 射水市、砺波市、小矢部市、 南砺市

2期 項目No.	減災のための取組項目	課題の対応	取組機関
13	流木や土砂の影響への対策	W	富山県
14	災害時の拠点施設に対する対策	F, G	北陸地整、富山県、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
15	民間企業の水害対策	K	北陸地整、富山県、富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市

※11～15はハード対策も兼ねた取組項目

## 7. フォローアップ

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することで責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

庄川では、平成31年3月に想定最大規模の浸水想定区域図が公表されたことをうけ、沿川自治体（富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市）において洪水ハザードマップの作成、周知（配布、HP公表等）が完了した。今後とも、本協議会幹事会等の場を活用し、ハザードマップの活用を推進していくものとする。

また、新たな取組方針が示された場合や新技術の動向を踏まえ、適宜、取組方針を見直すこととする。

以上

## 総力戦で挑む防災・減災プロジェクトの推進に基づく 小矢部川流域の減災に係る取組方針

### 目次

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 1
2. 本協議会の構成員・・・・・・・・・・ P. 4
3. 小矢部川の概要と主な課題・・・・・・・・ P. 5
4. 現状の取組状況・・・・・・・・・・ P. 8
5. 減災のための目標・・・・・・・・・・ P. 15
6. 令和7年度までに実施する取組・・・・・・・・ P. 16
7. フォローアップ・・・・・・・・・・ P. 19

令和5年6月

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会

## 1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部は堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が管された。

国土交通省では、この管申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村（109 水系、730 市町村）において、平成 32 年度（令和 2 年度）を目的に水防災意識社会を再構築する取組を行うこととし、各流域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川では、この「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、地域住民の安全安心を担う富山河川国道事務所管内の沿川 5 市 1 町 1 村（富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、立山町、舟橋村）、富山県、富山地方気象台、北陸地方整備局富山河川国道事務所で構成される「常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を平成 28 年 4 月 21 日に設立した。

その後、平成 28 年 8 月に発生した台風による豪雨災害において中小河川においても甚大な被害が発生したことを踏まえ、県管理河川においても減災対策に取り組むこととなり、上市川、白岩川、下条川を追加したことから、平成 29 年 5 月 2 日に協議会名を「常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会」に改め、協議会の構成は沿川 7 市 2 町 1 村（富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市、立山町、舟橋村、滑川市、上市町）となった。

さらには、平成 29 年 6 月に水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 31 号）施行により新たに大規模氾濫減災協議会制度が創設されたことに伴い、本協議会の規約を改正し、水防法に基づく組織と位置づけられた。

令和元年東日本台風をはじめ、近年頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備えるため、国土交通省では令和 2 年 9 月に防災・減災が主流となる社会の実現に向けて「総力戦で挑む防災・減災プロジェクトの推進」が打ち出され、その流れを踏まえ「常願寺川・神通川・庄川及び小矢部川流域治水プロジェクト協議会」が令和 2 年 9 月 14 日に設立され、あらゆる関係者により流域全体で水害を軽減させる取り組みが推進されることになり、令和 3 年度より主に「ハード対策」に重点を置いた取り組みが本格化した。

このことから、本協議会では、避難・水防対策を重点した「ソフト対策」の取組項目を推進することになった。

平成 29 年度～令和 2 年度（以下「1 期」という。）の 5 年間で取り組んできた内容を総括し、次期 5 か年となる令和 3 年度～令和 7 年度（以下「2 期」という。）における新たな取組項目および取組目標を設定し、引き続き取り組みを推進するものである。

本協議会では、小矢部川の地形的特徴や被害状況、現状の取組状況の共有を図るとともに、主な水防災上の課題として以下を抽出した。

- 1) 小矢部川は庄川によって形成された扇状地の西側扇端付近に沿って蛇行しながら流下しており、湾曲部の流速差により粘性土がたまりやすく、現況堤防が旧河道上に築堤されている箇所が多いことから、浸透等により堤防が決壊する危険がある。
- 2) 小矢部川では短時間降雨に伴い家屋等の浸水被害が発生した実績があり、急激に水位が上昇する。
- 3) 湾曲部などの水衝部における侵食や洗掘など、越水以外にも水害リスクが高い箇所が存在する。
- 4) 洪水浸水想定区域内には、小矢部市や高岡市の人口が集中する市街地や大型商業施設及び工業地帯等が集積している。
- 5) また、上記の社会特性に加え、国道8号、156号などの主要幹線道路、緊急輸送道路や鉄道などが短時間で浸水し、社会経済が大きな打撃を受けるおそれがある。

このような課題に対し、本協議会においては、『庄川扇状地扇端付近に沿って流下し、高岡・小矢部市街地が形成され大型商業施設および工業地帯等が立地している地形・社会特性を踏まえ、小矢部川での大規模水害に対し、「川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難」「社会経済被害の最小化」を目指す』ことを目標と定め、令和7年度までに各構成員が連携して取り組み、避難・水防対策を重点した「ソフト対策」を推進することとして、小矢部川の減災に関わる地域の取組方針（以下「取組方針」という。）をとりまとめた。

今後、本協議会の各構成員は、取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に本協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

## 2. 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は以下のとおりである。

参加機関	構成員
富山市	市長
高岡市	市長
立山町	町長
舟橋村	村長
射水市	市長
砺波市	市長
小矢部市	市長
南砺市	市長
滑川市	市長
上市町	町長
富山県 土木部 河川課	課長
富山県 土木部 砂防課	課長
富山県 富山土木センター	所長
富山県 富山土木センター 立山土木事務所	所長
富山県 高岡土木センター	所長
富山県 高岡土木センター 小矢部土木事務所	所長
富山県 砺波土木センター	所長
富山地方気象台	長
北陸地方整備局 富山河川国道事務所	長
〈オブザーバー〉	
西日本旅客鉄道(株) 金沢支社	
あいの風とやま鉄道(株)	
富山地方鉄道(株)	
万葉線(株)	
北陸電力(株) 再生可能エネルギー部 水力土木チーム	
関西電力(株) 水力事業本部 庄川水力センター	
電源開発(株) 中部支店	
国土地理院 北陸地方測量部	
北陸地方整備局 立山砂防事務所	
北陸地方整備局 神通川水系砂防事務所	
北陸地方整備局 利賀ダム工事事務所	

### 3. 小矢部川の概要と主な課題

#### (1) 流域・地形の特徴

##### ①流域の特性

小矢部川は富山県西部に位置し、その源を富山・石川県境の大門山（標高1,572m）に発し、富山・石川県境に沿って北流し、砺波平野を出て、南砺市において山田川を合わせたのち小矢部市に入り、洪江川、小撫川を、高岡市において祖父川、千保川等を合わせて日本海に注ぐ、幹川流路延長 68km、流域面積 667km<sup>2</sup>の一級河川である。

流域は富山、石川両県の6市からなり、能登半島国立公園、医王山県立自然公園、桜ヶ池県立公園、稲葉山・宮島峡県立公園など豊かな自然を有するとともに、小矢部川の水質は良好で、地下水と合わせて砺波平野及び射水平野の農業用水、水道用水、工業用水等に利用されている。小矢部川流域内には、北陸新幹線、あいの風とやま鉄道、北陸自動車道、東海北陸自動車道、能越自動車道、一般国道8号、156号等の基幹交通ネットワークが形成され、さらに河口部には国際拠点港湾伏木富山港（伏木地区）があるなど交通の要衝となっている。

##### ②洪水・氾濫の特性

下流部の大半が平野部を流れるため、下流部の河床勾配は約1/1,000と富山県内では比較的緩やかである。また、左岸側は山地が迫っており、右岸側は庄川扇状地の末端に位置するため氾濫流は拡散せず、流下型の氾濫形態である。

流域の気候は、冬期における寒冷積雪と夏期の高温多湿を特徴とした四季の変化がはっきりとした日本海型気候であり、年間降水量は上流域に向かって多くなり、平野部で約2,000mm、山間部で約2,600mmを超える。また、小矢部川流域は、梅雨、台風、冬期の降雪と年間を通じて降水量が多く、過去から幾度となく台風や梅雨前線による洪水被害が発生している。

小矢部川は、平野部を河道が大きく蛇行しながら流下するため、水衝部では侵食や洗掘など堤防が被災しやすい特性を有している。加えて、湾曲部の流速差により粘性土がたまりやすく、旧河道上に築堤されている箇所が多いことから、浸透破壊が発生しやすい区間が多い見られる。

また、河口部は河口から城光寺橋区間（0.0k～2.6k）が港湾区域に指定されており、堤防が未整備であるため、洪水等による浸水のおそれがある。

沿川及び氾濫域には、住居や大型商業施設および下流域は新産業都市に指定され、一大工業地帯として発展しており、氾濫流が到達する前に安全な場所に避難する必要がある。

北陸新幹線、JR高山線、あいの風とやま鉄道、北陸自動車道、一般国道8号、156号及び特定重要港湾の伏木富山港（伏木地区）などが整備され交通の要衝となっており、ひとたび氾濫が発生すれば、交通機関に甚大な被害がおよぶ恐れがある。

### (2) 過去の被害状況と河川改修の状況

#### ①過去の被害

昭和28年9月の台風第13号による洪水では、雨量は山間部で200mm～300mm以上に達し、河川の増水により左右岸数カ所で堤防が決壊、全壊家屋1戸、半壊家屋46戸、流失家屋5戸、一部破壊172戸、床上・床下家屋9,000戸以上など、甚大な被害をもたらした。

平成10年9月の台風第7号による洪水で、洪江川上流の砂子谷雨量観測所では3時間で141mmを記録し、また、小撫川上流の測ヶ谷雨量観測所でも111mmを記録するなど、短時間に記録的な豪雨を記録した。下流部の長江地点では観測史上最大流量1,600m<sup>3</sup>/sを記録し、この洪水により、半壊家屋1戸、床上浸水52戸、床上浸水674戸の被害が発生した。

近年では、平成20年7月の梅雨前線による集中豪雨により、津沢上流域で1時間に70mm以上の流域平均雨量を記録し、津沢地点では観測史上最大流量1,510m<sup>3</sup>/sを記録した。この洪水により、全壊家屋1戸、半壊家屋2戸、床上浸水92戸、床上浸水273戸の被害が発生した。

#### ②河川改修の状況

平成27年3月に策定した「小矢部川水系河川整備計画（大臣管理区間）」では、洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標として、「上下流及び本支川の治水安全度バランスを確保しつつ、段階的かつ着実に河川整備を実施し、洪水による災害の発生を防止又は軽減を図ること」としている。

現状では、堤防の整備や支川合流点処理など整備を進めてきているものの、堤防高や幅が不足している区間が解消されておらず、計画規模降雨に伴う洪水に対し安全に流下できない状態にはなっていない。また、すべり破壊、浸透破壊に対する安全性が確保されない箇所が存在しており、浸透等により堤防が決壊するおそれがある。

小矢部川での主な課題は、以下のとおりである。

- 1) 小矢部川は庄川によって形成された扇状地の西側扇端付近に沿って蛇行しながら流下しており、湾曲部の流速差により粘性土がたまりやすく、現況堤防が旧河道上に築堤されている箇所が多いことから、浸透等により堤防が決壊する危険がある。
- 2) 小矢部川では短時間降雨に伴い家屋等の浸水被害が発生した実績があり、急激に水位が上昇する。
- 3) 湾曲部などの水衝部における侵食や洗掘など、越水以外にも水害リスクが高い箇所が存在する。
- 4) 洪水浸水想定区域内には、小矢部市や高岡市の人口が集中する市街地や大型商業施設及び工業地帯等が集積している。
- 5) また、上記の社会特性に加え、国道8号、156号などの主要幹線道路、緊急輸送道路や鉄道などが短時間で浸水し、社会経済が大きな打撃を受けるおそれがある。

#### ■取組の方向性

今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されることを踏まえると、これらの課題に対して、行政や住民等の各主体が意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える必要があり、本協議会においては、想定し得る最大規模の洪水に対し「川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難」や「社会経済被害の最小化」を目指すこととして、主に以下の取組を行うものとする。なお、ハード対策は令和3年4月より流域治水プロジェクト協議会へ移行されたが、本協議会においても関連深い取組が多いことから、引き続き取組状況調査を把握していく。

・想定最大規模の浸水想定区域図を作成・公表し、隣接市町村への避難が有効な地区においては、施設計画規模の外力に対する広域避難計画を作成し、ハザードマップに反映、各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会」における河川の特性等を踏まえた大規模水害時のタイムラインの策定など

このような取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものとする。

#### 4. 現状の取組状況

小矢部川流域における減災対策について、各構成員で現状を確認し課題を抽出した結果、概要としては、以下のとおりである。

##### ① 地域住民の小矢部川特有の洪水の理解に関する事項

※○：現状、●：課題（以下同様）

項目	現状○と課題●
小矢部川特有の洪水の理解	<p>○平成10年9月洪水及び平成20年7月洪水により観測史上最大流量を記録しているが、国管理区間において氾濫流による浸水被害はほとんど無く、また、近年は氾濫被害が発生していない。</p> <p>●治水事業の進展等による被害発生頻度の減少により、地域住民の防災意識が低い状況である。</p> <p>●過去に洪水や氾濫被害を経験している人が少なくなっている。</p>
	A
	B

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状〇と課題●
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミニング	<p>○小矢部川（国管理区間）において、河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による浸水想定区域図を富山河川国道事務所のHP等で公表している。</p> <p>○小矢部川（県管理区間）、千保川、祖父川、岸渡川、子撫川、横江宮川、渋江川、山田川、旅川において計画規模の外力による浸水想定区域図をHP等で公表している。</p> <p>○避難指示の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を富山河川国道事務所と気象台の共同で実施している。</p> <p>○富山県管理区間（渋江川、子撫川等）では、水位到達情報の提供により水位周知を実施している。</p> <p>○災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）を実施している。</p> <p>●浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。 C</p> <p>●中小河川における水害危険性の周知促進が求められる。</p>

※Dは、1期に削除されたNo旧32のみの該当であったため欠番

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状〇と課題●
避難指示等の発令基準	<p>○地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準や対象地域を明記している。（国のガイドライン（案）に基づく見直し済）</p> <p>○小矢部川本川（国管理区間）における避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）を作成している。</p> <p>●避難指示等の発令に着目したタイムラインが実態に合ったものになっているかが懸念される。 E</p> <p>●警戒避難体制の強化が求められる。</p>
避難場所・避難経路	<p>○避難場所として、公共施設を指定し、計画規模の洪水に対する水害ハザードマップ等で周知している。</p> <p>●大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水や土砂災害が発生する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。 F</p> <p>●大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。 G</p> <p>●避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されておいていないおそれがある。 H</p>

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状〇と課題●
住民等への情報伝達の体制や方法	<p>○防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難指示等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、SNS、緊急告知FMラジオ、広報車による周知、報道機関への情報提供等を実施している。</p> <p>○河川管理者、ダム管理者等からWEB等を通じた河川水位、ダム放流、ライブ映像情報などを住民等に情報提供している。</p> <p>○平成28年8月に富山県総合防災システムを更新し、Lアラート等を活用して報道機関と連携した住民等への情報提供（災害対策本部設置、避難指示、被害情報等）を開始した。</p> <p>●大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況や浸水による停電により情報発信できないうおそれがある。</p> <p>●WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入力するまでに至っていない懸念がある。</p> <p>●災害時に国・県・市においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。</p> <p>●住民の避難行動の判断に必要な氾濫原を共有する他水系の防災情報や切迫が伝わるライブ映像等が提供できていない懸念がある。</p> <p>●水害・土砂災害関連の記者発表内容や情報提供サイト等について、内容や用語の分かりやすさに懸念がある。</p> <p>●住民の避難行動（水害・土砂災害）のためのトリガーとなる情報が明確になっていない懸念がある。</p>

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状〇と課題●
避難誘導体制	<p>○避難誘導は、警察、消防機関、自主防災組織、水防団員（消防団員）と協力して実施している。</p> <p>●災害時の具体的な避難支援や避難誘導体制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないうおそれがある。</p>
③水防に関する事項	<p>現状〇と課題●</p> <p>○国土交通省、富山県が基準観測所の水位により水防警報を発表している。水防団員へFAX等により情報提供している。</p> <p>○災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）をしている。</p> <p>●小矢部川では、現況堤防が旧河道上に築堤されている箇所が多いことから、適切に水防活動を実施すべき箇所を特定し、共有することが必要である。</p> <p>●水防活動に時間を要する現地の特性等も踏まえた、迅速かつ適切な水防活動に懸念がある。</p>

③水防に関する事項

項目	現状○と課題●
河川の巡視区間	<p>○出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所合同巡視を実施している。また、出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。</p> <p>○地域防災計画により、浸水被害が予想される箇所を巡回し、現状把握に努めている。</p> <p>●河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。</p> <p>●水防団員が減少・高齢化等している中でそれぞれの受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができない状況にある。</p> <p>●水防活動を担う水防団員（消防団員）は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。</p>
水防資機材の整備状況	<p>○各機関の水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。</p> <p>●水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。</p> <p>●水防団員の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。</p> <p>●鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、小矢部川での堤防決壊時の資機材について、配備箇所の見直しを含めた再確認が必要である。</p>

④氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	現状○と課題●
排水施設、排水資機材の操作・運用	<p>○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。</p> <p>○樋門・陸閘の操作点検を出水期前に実施している。</p> <p>○雨水ポンプ場等による排水活動及びポンプ委託による内水排除対策を実施している。</p> <p>●排水すべき水のボリュームが大きく、現状の施設配置計画では、今後想定される大規模浸水に対する社会経済機能の早期回復に向けた対応を行えない懸念がある。</p> <p>●現状において社会経済機能の早期回復のために有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。</p>
既存ダムにおける洪水調節の現状	<p>○洪水調節機能を有する城端ダム、子撫川ダム等で洪水を貯留することにより、下流域の被害を軽減させている。</p>

⑤河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状○と課題●
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	<p>○堤防の漏水など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所について、整備を推進している。</p> <p>●堤防の漏水など越水以外にも洪水や土砂・洪水氾濫に対するリスクが高い箇所が存在している。</p> <p>●今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されるなかで、被害の軽減を図る必要がある。</p>

## 5. 減災のための目標

小矢部川特有の洪水の理解や迅速かつ確実な避難、水防活動等を実施するため、各構成員が連携して令和7年度までに達成すべき減災目標を以下のとおりとする。

### 【令和7年度までに達成すべき目標】

庄川扇状地扇端付近に沿って流下し、沿川に高岡・小矢部市街地が形成され大型商業施設および工業地帯等が立地している地形・社会特性を踏まえ、小矢部川の大規模水害に対し、『川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難』『社会経済被害の最小化』を目標とする。

※ 大規模水害……想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害。

※ 川を流れる洪水……水位が急激に上昇する。越水以外にも浸透等による決壊のおそれがある。

※ 市街地を流れる洪水……一旦堤防が決壊すると勢いのある水が短時間で市街地に広がる。

※ 迅速かつ確実な避難……歩行できない状況となる前に安全な場所への避難。

※ 社会経済被害の最小化……大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態。

上記目標の達成に向け、小矢部川などにおいて、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取り組みを実施する。

- ① 小矢部川特有の洪水現象について理解を頂くための周知・理解促進の取り組み
- ② 小矢部川の特性を踏まえた大規模水害における避難行動のための取り組み
- ③ 洪水氾濫による被害軽減や避難時間確保のための水防活動等の取り組み

## 6. 令和7年度までに実施する取組（2期）

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、総力戦で挑む防災・減災プロジェクトを推進するため、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。

2期 項目No.	減災のための取組項目	課題の対応	取組機関
1	洪水予測や水位情報の 情報強化	I, L 1, L 2	北陸地整、气象台、富山 県、射水市、南砺市
2	水防活動の啓発	N, O, P, Q, R, S	北陸地整、气象台、富山 県、高岡市、射水市、砺 波市、小矢部市、南砺市
3	水害リスク共有	C, E, F, G, H, I, J, K, L, L 1 , L 2, M	北陸地整、富山県、高岡 市、射水市、砺波市、小 矢部市、南砺市
4	排水体制の促進	U, V, X	北陸地整、富山県、高岡 市、射水市、小矢部市
5	ダム等の洪水調節機能 の向上・確保	W, X	北陸地整、气象台、富山 県、射水市
6	避難対策	E, F, G, H, M	北陸地整、气象台、富山 県、高岡市、射水市、砺 波市、小矢部市、南砺市
7	水防災教育の啓発	A, B, C, J	北陸地整、气象台、富山 県、高岡市、射水市、砺 波市、小矢部市、南砺市
8	要配慮者支援	M	北陸地整、富山県、高岡 市、射水市、砺波市、小 矢部市、南砺市
9	タイムラインの活用促 進	E, M	北陸地整、富山県、高岡 市、射水市、砺波市、小 矢部市、南砺市
10	広域避難計画の策定及 び支援	E, F, G, H	北陸地整、富山県、高岡 市、射水市、砺波市、小 矢部市、南砺市
11	洪水を安全に流すため のハード対策の推進	W, X	北陸地整、富山県
12	水防資機材の検討及び 配置	L, N, O, P, R, T	北陸地整、富山県、高岡 市、射水市、砺波市、小 矢部市、南砺市

2期 項目No.	減災のための取組項目	課題の対応	取組機関
13	流木や土砂の影響への 対策	W	富山県
14	災害時の拠点施設に対 する対策	F, G	北陸地整、富山県、高岡 市、射水市、砺波市、小 矢部市、南砺市
15	民間企業の水害対策	K	北陸地整、富山県、高岡 市、射水市、砺波市、小 矢部市、南砺市

※11～15はハード対策も兼ねた取組項目

## 7. フォローアップ

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することで責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

小矢部川では、平成31年3月に想定最大規模の浸水想定区域図が公表されたことをうけ、沿川自治体（高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市）において洪水ハザードマップの作成、周知（配布、HP公表等）が完了した。今後とも、本協議会幹事会等の場を活用し、ハザードマップの活用を推進していくものとする。

また、新たな取組方針が示された場合や新技術の動向を踏まえ、適宜、取組方針を見直すこととする。

以上

# 次期5か年(2期)に向けた 各流域の減災に係る取組方針に基づく状況報告について

【目 次】	
◇様式1 取組一覧	
・常願寺川 . . . . .	P 1
・神通川 . . . . .	P 7
・庄川 . . . . .	P 13
・小矢部川 . . . . .	P 23
◇様式2 取組概要 . . . . .	P 31

凡例



実施済



実施中



未実施

令和5年 6月

第9回 常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等  
大規模氾濫に関する減災対策協議会



2 期 項 目 N o	常願寺川 取組状況(2期 R3~R7)			北陸地整			富山地方気象台				
	2期 減災のための取組項目(概ね5年間)			第9回 協議会(R5)			第9回 協議会(R5)				
	2期 カテゴリ	2期 内容	課題の 対応	2期(令和3年度~令和7年 度)の取組目標	令和4年度 取組状況	進捗	令和5年度 取組計画	2期(令和3年度~令和7年 度)の取組目標	令和4年度 取組状況	進捗	令和5年度 取組計画
1	洪水予測や水位 情報の情報強化	【国管理河川・都道府県管理河川】 ・洪水の最高水位やその到達時間の情報提供など、洪水予測の高度化を推進 【都道府県管理河川】 ・道府県管理435ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次、対策を実施 ・設置した危機管理型水位計の維持管理・点検の実施 ・道府県管理ダム435のうち、洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供が必要なダムは、関係機関と調整し、調整が整ったダムから順次実施 ・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用などが必要なダムは、河川管理者と共同で実施	LL1,L2	・一級水系において、河川管理者、ダム管理者及び関係利水者による「洪水調節機能強化に関する治水協定」を締結し、事前放流等の取り組みを推進 ・令和4年度洪水実績を網羅した3時間先/6時間先までの洪水予測精度の向上	中	・継続して適切な洪水予報の発信と、洪水予測の精度向上に取り組む	・防災気象情報の高度化及び伝え方の見直し	・線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ ・「キキクル」の新設と「とどろい」の統合 ・大雨特別警報(浸水害)の指標の改善 ・指定河川洪水予報の氾濫危険情報を予測でも発表 ・気象庁ホームページにおける水害リスクラインと洪水キキクルの統合表示	済	令和4年と同様に取り組む	
2	水防活動の啓発	・毎年、関係機関が連携した水防実働訓練、合同巡視、水防技術講習会、実践的な情報伝達訓練等を実施 ・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、各市町と共同で情報伝達訓練を実施	N,O,P,Q,R,S	・毎年、出水期前に県・市・町と連携して連絡体制の整備、情報共有 ・水防工法講習会・水防技術講習会への開催・支援	中	・R4.04.16.洪水対応演習 ・R4.04.28.水防連絡会総会 ・R4.06.15/16.水防河川巡視 ・R4.06.29.水位・雨量観測所の点検	・R5.05.12.洪水対応演習(予定) ・R5.05.中.水防連絡会総会 ・R3.05.下.水防工法研修会 ・R5.06.上.水防河川巡視 ・R5.06.上.水位・雨量観測所の点検	合同巡視や水防連絡会への関係機関としての参加	・合同巡視への参加(毎年) ・洪水対応演習の実施(毎年) ・防災担当者向けワークショップを実施	済	令和4年と同様に取り組む
3	水害リスク共有	【国管理河川】 ・洪水予測や河川水位の状況に関する解説。水害リスク情報を提供 ・災害危険区域指定等に係る事例集を作成 ・不動産関連事業者に対し、リスクマップ等に係る施策の最新情報を説明 【都道府県管理河川】 ・水位周知河川以外の河川における水害危険性の周知促進 ・毎年、浸水実績等の周知の実施。状況を確保・共有 ・自治会や地域住民への水害リスク共有に資する次の取組を推進。重要水防箇所等の共同点検、災害リスクの現地表示、防災情報の充実等 ・洪水浸水想定区域図等を用いたハザードマップ等の周知・利用促進の実施	C,E,F,G,H,J,K,LL1,L2,M	・洪水予測や河川水位の状況に関する解説 ・水害リスク情報を提供等	中	・R4.08.02.メディア説明会 ・R4.12.13.水害リスクマップ(暫定版)公表 ・R5.3月.水害リスクマップ、多段階浸水想定区域図高標(予定)	・R5.06.中.メディア説明会 ・R5.06.下.常願寺川・神通川タイムライン検討専門部会(予定)	・対象外			
4	排水体制の促進	・氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討 ・地下街が浸水した場合の排水計画(案)の検討を実施	U,V,X	・水防管理団体が行う水防訓練等への参加	中	・出動手順の確立 ・排水訓練の実施(4~10月) ・R4.10.16.富山県総合防災訓練(小矢部会場:照明車展示)	・出動手順の確立 ・排水訓練の実施(4~10月) ・水防訓練等における排水ポンプ車の参加等	・対象外			
5	ダム等の洪水調節 機能の向上・確保	【国管理河川】 ・「ダムの柔軟な運用」に関して調整済みのダムに対する支援、運用状況の確認 【都道府県管理河川】 ・事前放流の運用による洪水調節機能の強化 一級水系の県管理ダム(R2.5治水協定) (二級水系の県管理ダム(R3.3治水協定)) ・洪水調節機能を維持・確保するための浸漬等の実施	W,X	・実施要領、連絡体制、行程表等について調整を促進	中	・「ダム洪水調節機能協議会」による既存ダムの更なる洪水調節機能強化に向けた取り組みを推進。	・令和4年度と同様に取り組む	ダム等の洪水調節機能について、降水予測精度の向上に関する技術・システム開発に必要な協議		未	機会をとらえて取り組む
6	避難対策	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・引き継ぎ、関係機関が連携し、次の事項について協議会等の場で共有。自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練、避難場所への避難訓練、応急的な退避場所の確保、民間施設等を活用した緊急的な避難先の事例収集、立ち退き避難が必要な区域等	E,F,G,H,M	・浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間 ・浸水想定区域図、ハザードマップ(市町間及び家屋倒壊危険区域の情報提供を実施)	中	・浸水想定区域図、ハザードマップ(市町間別)、浸水ナビ(地点別浸水シミュレーション)をHPで掲載済み	・情報提供の継続、提供情報の更新	・自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練への参加	・富山県および5つの市町の防災訓練に参加	済	令和4年と同様に取り組む
7	水防災教育の啓発	・小中学校等における水災害及び土砂災害教育を実施 ・出前講座等を活用し、地域防災力向上のための人材育成、広報活動の実施や資料を作成・配布	A,B,C,J	・市町村の要請により、関係機関(気象台、自治体担当部署等)と連携した、水防災教育の充実を支援	中	—	・出前講座等の実施	・出前講座等を活用し、地域防災力向上のための人材育成、広報活動の実施や資料を作成・配布	・出前講座等の実施(随時) ・広報活動「気象台へ行く2022」をWEB上で実施し大雨やキキクル(危険度分布)の解説資料を掲載。 ・キキクルのリーフレットを配布	済	令和4年と同様に取り組む

2期 項目 No	常願寺川 取組状況(2期 R3~R7)			北陸地整				富山地方気象台			
	2期 減災のための取組項目(概ね5年間)			2期(令和3年度~令和7年度)の取組目標	第9回 協議会(R5)			2期(令和3年度~令和7年度)の取組目標	第9回 協議会(R5)		
	2期 カテゴリ	2期 内容	課題の 対応		令和4年度 取組状況	進 捗	令和5年度 取組計画		令和4年度 取組状況	進 捗	令和5年度 取組計画
8	要配慮者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自助・共助の促進のための普及啓発。自主防災組織の資機材整備や避難訓練等の支援</li> <li>・地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携</li> <li>・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施</li> </ul>	M	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難確保計画等の作成時の技術的助言等を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者利用施設避難確保計画作成支援(上市町)</li> </ul>	中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者利用施設避難確保計画作成支援を継続</li> </ul>	対象外			
9	タイムラインの活用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>【国・都道府県管理河川共通】</li> <li>・避難勧告等の発令に着目した防災行動計画の検証と改善</li> <li>・各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会」における急流河川の特性を踏まえた大規模水害時のタイムラインの検証と改善</li> </ul>	E.M	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて、経年的なタイムラインの検証と改善を支援</li> <li>・必要に応じて、水位情報等の提供を実施</li> </ul>	—	中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常願寺川・神通川タイムライン検討専門部会の立ち上げ(予定)</li> </ul>	対象外			
10	広域避難計画の策定及び支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難計画の策定及び支援</li> </ul>	E,F,G,H	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップポータルサイトの周知と活用を促進</li> <li>・洪水ハザードマップに関する理解促進を支援</li> </ul>	—	中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水ハザードマップ更新にかかる作成支援、ハザードマップポータルサイトの周知</li> </ul>	対象外			
11	洪水を安全に流すためのハード対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水を安全に流すためのハード対策の推進</li> <li>・本川と支川の合流部等の対策</li> <li>・継続的な維持管理が可能な体制の構築</li> <li>・越水が発生した場合の危機管理型ハード対策の推進</li> <li>・樋門等の施設の確実な運用体制の確保</li> </ul>	W,X	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水を河川内で安全に流すためのハード対策を推進</li> <li>・河道掘削・樹木伐採計画に基づき実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆急流河川対策</li> <li>・R10.6k+47.16~R10.6k+121.59</li> <li>・R10.4k+155.8~R10.6k+47.16</li> <li>◆樹木伐採</li> <li>・2.4k~2.8k 中州 A=46,000m<sup>2</sup></li> <li>・14.8k~15.3k 中州 A=25,000m<sup>2</sup></li> </ul>	中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改修事業/維持管理事業によるハード対策</li> </ul>	対象外			
12	水防資機材の検討及び配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・円滑な避難活動や水防活動を支援するため、水防資材の確認・整備を実施</li> </ul>	L,N,O,P,R,T	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防連絡会にて水防倉庫の備蓄材などの合同巡視を実施</li> <li>・ドローン・危機管理型水位計・CCTVカメラ等の活用</li> </ul>	R4.06.15/16.水防河川巡視(水防倉庫合同巡視)	中	R5.06.上.水防河川巡視(水防倉庫合同巡視)	対象外			
13	流木や土砂の影響への対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>【砂防】</li> <li>・緊急性の高い箇所において、インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤の整備等の対策を完了</li> <li>・2018年の緊急点検を踏まえ、土砂・洪水氾濫により緊急性の高い地点の施設整備等の対策を完了。</li> </ul>	W	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象外</li> </ul>				対象外			
14	災害時の拠点施設に対する対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>【国管理河川】</li> <li>・事務所の災害対策用通信機器の保全、点検等を実施。</li> <li>・引き続き、要望に応じて大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施</li> <li>【国・都道府県管理河川共通】</li> <li>・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。また、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。</li> <li>・大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施</li> </ul>	F,G	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体の実態や対応状況を把握して関係者で共有(庁舎・災害拠点病院の機能確保)</li> <li>・対応検討に必要な資料の提示や技術的指導</li> <li>・復旧活動の拠点等配置計画を検討</li> </ul>	—	中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防河川巡視時に併せて水防倉庫の見学の実施</li> </ul>	対象外			
15	民間企業の水害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動</li> <li>・早期復興を支援する事前の準備(民間企業BCP策定支援)</li> </ul>	K	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間企業の水害対応BCP策定に対する支援として必要な河川情報の提供</li> </ul>	R4.12.13.水害リスクマップ(暫定版)公表	中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続して浸水リスク説明資料の公表</li> <li>・水害リスクマップ、多段階浸水想定区域図公表(予定)</li> </ul>	対象外			

2 期 項 目 N o	常願寺川 取組状況(2期 R3~R7)			富山県				富山市			
	2期 減災のための取組項目(概ね5年間)			2期(令和3年度~令和7年度)の取組目標		第9回 協議会(R5)		2期(令和3年度~令和7年度)の取組目標		第9回 協議会(R5)	
	2期 カテゴリ	2期 内容	課題の 対応	令和4年度 取組状況	進捗	令和5年度 取組計画	令和4年度 取組状況	進捗	令和5年度 取組計画		
1	洪水予測や水位情報の情報強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>【国管理河川・都道府県管理河川】</li> <li>・洪水の最高水位やその到達時間の情報提供など、洪水予報の高度化を推進</li> <li>・都道府県管理河川</li> <li>・道府県管理435ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次、対策を実施</li> <li>・設置した危機管理型水位計の維持管理・点検の実施</li> <li>・道府県管理ダム435のうち、洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供が必要なダムは、関係機関と調整し、調整が整ったダムから順次実施</li> <li>・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用などが必要なダムは、河川管理者と共同で実施</li> </ul>	LL1,L2	<ul style="list-style-type: none"> <li>【危機管理型水位計】</li> <li>・計器異常の監視・把握 10箇所</li> </ul>	済	<ul style="list-style-type: none"> <li>【危機管理型水位計】</li> <li>・計器異常の監視・把握 10箇所</li> </ul>	対象外				
2	水防活動の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、関係機関が連携した水防実働訓練、合同巡視、水防技術講習会、実践的な情報伝達訓練等を実施</li> <li>・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県市町と共同で情報伝達訓練を実施</li> </ul>	N,O,P,Q,R,S	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4/26 洪水対応演習に参加</li> <li>・4/28 水防連絡会で連絡体制確認</li> <li>・5/24 県の合同河川巡視を実施</li> <li>・6/15 国の河川巡視に参加</li> </ul>	済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月 水防連絡会で連絡体制確認</li> <li>・5/12 洪水対応演習に参加</li> <li>・5月 県の合同河川巡視を実施</li> <li>・6月 国の河川巡視に参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、県と連携した情報伝達訓練の実施</li> <li>・重要水防箇所について、国、県と共同で毎年参加</li> <li>・関係機関が連携した水防実働訓練等を実施</li> <li>・水防団員を兼ねる消防団員について、HP掲載や、ポスター掲示、自治振興会長会議への依頼により募集促進</li> <li>・水防技術講習会に参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報伝達訓練を実施</li> <li>・合同巡視を実施</li> <li>・水防訓練を実施</li> <li>・水防団員等の募集をHP掲載、ポスター掲示により実施</li> </ul>	済		
3	水害リスク共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>【国管理河川】</li> <li>・洪水予測や河川水位の状況に関する解説。水害リスク情報を提供</li> <li>・災害危険区域指定等に係る事例集を作成</li> <li>・不動産関連事業者に対し、リスクマップ等に係る施策の最新情報を説明</li> <li>【都道府県管理河川】</li> <li>・水位周知河川以外の河川における水害危険性の周知促進</li> <li>・毎年、浸水実績等の周知の実施。状況を確認・共有</li> <li>・自治会や地域住民への水害リスク共有に資する次の取組を推進。重要水防箇所等の共同点検、災害リスクの現地表示、防災情報の充実等</li> <li>・洪水浸水想定区域図等を用いたハザードマップ等の周知・利用促進の実施</li> </ul>	C,E,F,G,H,J,K,LL1,L2,M	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5/24 県の合同河川巡視を実施</li> <li>・6/9 防災連絡会に参加</li> <li>・6/15 国の河川巡視に参加</li> <li>・8/2 メディア説明会に参加</li> <li>・3/14 国の流域治水プロジェクト協議会に参加</li> <li>・3/18 国の流域治水プロジェクト協議会に参加</li> <li>・8~12月 流域治水関連法にかかると市町村との勉強会</li> <li>【小規模河川浸水想定区域図】</li> <li>・作成河川等に関する基礎調査</li> </ul>	中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5月 県の合同河川巡視を実施</li> <li>・6月 防災連絡会に参加</li> <li>・6月 国の河川巡視に参加</li> <li>・8月 メディア説明会に参加</li> <li>・3月 国の流域治水プロジェクト協議会に参加</li> <li>【小規模河川浸水想定区域図】</li> <li>・解析・図面作成業務の実施</li> <li>・浸水履歴の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合同巡視を実施</li> <li>・浸水履歴を随時設置</li> <li>・SNSやスマートフォンアプリについて広報、HP及び出前講座での普及を推進</li> <li>・浸水履歴の閲覧を窓口で実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合同巡視を実施</li> <li>・浸水履歴を随時設置</li> <li>・SNSやスマートフォンアプリについて広報、HP及び出前講座での普及を推進</li> <li>・浸水履歴の閲覧を窓口で実施</li> </ul>	済		
4	排水体制の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討</li> <li>・地下街が浸水した場合の排水計画(案)の検討を実施</li> </ul>	U,V,X	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合同巡視等において排水ポンプ車設置箇所等の確認</li> <li>・水防連絡会で連絡体制の確認及び洪水対応演習を実施</li> </ul>	済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月 水防連絡会で連絡体制確認</li> <li>・5/12 洪水対応演習に参加</li> <li>・5月 県の合同河川巡視を実施</li> <li>・6月 国の河川巡視に参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排水ポンプ車配置計画を作成</li> <li>・水防訓練を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排水ポンプ車配置計画を作成済</li> <li>・水防訓練を実施</li> </ul>	済		
5	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>【国管理河川】</li> <li>・ダムの柔軟な運用に関して調整済みのダムに対する支援、運用状況の確認</li> <li>【都道府県管理河川】</li> <li>・事前放流の運用による洪水調節機能の強化</li> <li>一級水系の県管理ダム(R2.5治水協定)</li> <li>(二級水系の県管理ダム(R3.治水協定))</li> <li>・洪水調節機能を維持・確保するための浸漬等の実施</li> </ul>	WX	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該する県管理ダムなし</li> <li>・対象外</li> </ul>		対象外					
6	避難対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>【国・都道府県管理河川、砂防共通】</li> <li>・引き続き、関係機関が連携し、次の事項について協議会等の場で共有。自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練、避難場所への避難訓練、応急的な退避場所の確保、民間施設等を活用した緊急な避難先の事例収集、立ち退き避難が必要な区域等</li> </ul>	E,F,G,H,M	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難対策について各協議会の場での情報共有</li> </ul>	済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6/27 減災対策協議会での国や市町村等の関係機関との情報共有、HP公表</li> <li>・6月 減災対策協議会での国や市町村等の関係機関との情報共有、HP公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協力事業所や洪水時緊急避難場所を広報やホームページにて募る</li> <li>・自主防災組織等の防災訓練への支援</li> <li>・立ち退き避難が必要な区域は、洪水ハザードマップ作製に合わせ検討済</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10箇所(追加分)【R4.12未現在】</li> <li>・94回【R4.12未現在】</li> <li>・洪水ハザードマップに合わせ検討済</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協力事業所や洪水時緊急避難場所を広報やホームページにて募る</li> <li>・自主防災組織等の防災訓練への支援</li> </ul>	済	
7	水防災教育の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校等における水災害及び土砂災害教育を実施</li> <li>・出前講座等を活用し、地域防災力向上のための人材育成、広報活動の実施や資料を作成・配布</li> </ul>	A,B,C,J	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校等での出前講座の実施</li> <li>・必要に応じて広報資料の作成・配布等</li> </ul>	済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8/31 防災の日「防災・減災の取り組み」新聞掲載(富山新聞)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会や自主防災組織からの要望に基づき、ハザードマップの周知や災害情報の入手方法などの出前講座を実施</li> <li>・「水防災意識社会」の再構築に役立つ情報の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・50回【R4.12未現在、防災34河16】</li> <li>・情報の周知を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会や自主防災組織からの要望に基づき、ハザードマップの周知や災害情報の入手方法などの出前講座を実施</li> </ul>	済	

2期 項目 No	常願寺川 取組状況(2期 R3~R7)			富山県			富山市					
	2期 減災のための取組項目(概ね5年間)			第9回 協議会(R5)			第9回 協議会(R5)					
	2期 カテゴリ	2期 内容	課題の 対応	2期(令和3年度~令和7年 度)の取組目標	令和4年度 取組状況	進捗	令和5年度 取組計画	2期(令和3年度~令和7年 度)の取組目標	令和4年度 取組状況	進捗	令和5年度 取組計画	
8	要配慮者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自助・共助の促進のための普及啓発。自主防災組織の資機材整備や避難訓練等の支援</li> <li>・地域包括支援センター・ケアマネジャーとの連携</li> <li>・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施</li> </ul>	M	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織リーダー研修会や自主防災組織化研修会等の開催</li> <li>・要配慮者利用施設における避難確保計画作成等の市町村講習会への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8/26 庁内関係部局による要配慮者利用施設における避難確保計画等の促進に係る検討会開催</li> <li>・11/14 要配慮者利用施設における避難確保計画作成への支援(上市町)</li> <li>・1/11.16 要配慮者利用施設の避難確保計画作成等に係る説明会支援(富山市)計2回51施設</li> <li>・2/1 要配慮者利用施設における避難の実効性確保に関する市町村職員向け研修会参加</li> </ul>	済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8月 庁内関係部局による要配慮者利用施設における避難確保計画等の促進に係る検討会開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織結成に向けての出前講座の実施</li> <li>・自主防災組織への訓練補助金や資機材補助金の交付</li> <li>・資格取得補助金を交付</li> <li>・HPにて計画策定の手引きを周知、講習会にて計画の作成を説明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講座を実施</li> <li>・訓練・資機材補助金を交付</li> <li>・資格取得補助金を交付</li> <li>・HPにて計画策定の手引きを周知、講習会にて計画の作成を説明</li> </ul>	済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・HPにて計画策定の手引きを周知、講習会にて計画の作成を説明</li> </ul>	
9	タイムラインの活用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>【国・都道府県管理河川共通】</li> <li>・避難勧告等の発令に着目した防災行動計画の検証と改善</li> <li>・各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会」における急流河川の特性を踏まえた大規模水害時のタイムラインの検証と改善</li> </ul>	E.M	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該水系の水害対応タイムライン(避難情報着目型)の適切な運用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の作成するタイムライン、及び県と市町村間ホットラインの更新支援</li> </ul>	済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の作成するタイムライン、及び県と市町村間ホットラインの更新支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織などへの支援</li> <li>・ホームページでの周知・啓発</li> <li>・タイムラインの改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災士会と連携した支援を実施</li> <li>・タイムラインの改善</li> </ul>	済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災士会と連携した支援を実施</li> <li>・タイムラインの改善</li> </ul>	
10	広域避難計画の策定及び支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難計画の策定及び支援</li> </ul>	E,F,G,H	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難計画の策定に必要な県管理河川及びダムに関する資料提供等による支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【小規模河川浸水想定区域図】</li> <li>・作成河川等に関する基礎調査</li> </ul>	中	<ul style="list-style-type: none"> <li>【小規模河川浸水想定区域図】</li> <li>・解析・図面作成業務の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係する機関や市町村と、安全な避難経路確保等の課題の抽出整理について協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワンチームとやまにて検討</li> </ul>	中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワンチームとやまにて検討</li> </ul>	
11	洪水を安全に流すためのハード対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水を安全に流すためのハード対策の推進</li> <li>・本川と支川の合流部等の対策</li> <li>・継続的な維持管理が可能な体制の構築</li> <li>・越水が発生した場合の危機管理型ハード対策の推進</li> <li>・樋門等の施設の確実な運用体制の確保</li> </ul>	W,X	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象外</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象外</li> </ul>				
12	水防資機材の検討及び配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・円滑な避難活動や水防活動を支援するため、水防資材の確認・整備を実施</li> </ul>	L,N,O,P,R,T	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合同巡視時等における水防資材の確認・整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5/24 県の合同河川巡視を実施</li> <li>・6/15 国の河川巡視に参加</li> </ul>	済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5月 県の合同河川巡視を実施</li> <li>・6月 国の河川巡視に参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防倉庫の備蓄材などを水防ハトロールにて確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防ハトロールにて実施</li> </ul>	済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防ハトロールにて実施</li> </ul>	
13	流木や土砂の影響への対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>【砂防】</li> <li>・緊急性の高い箇所において、インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤の整備等の対策を完了</li> <li>・2018年の緊急点検を踏まえ、土砂・洪水氾濫により緊急性の高い地点の施設整備等の対策を完了。</li> </ul>	W	<ul style="list-style-type: none"> <li>【砂防】</li> <li>・砂防関連施設の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【砂防】</li> <li>・老朽化対策(大松堰堤、常願寺川水系牛首谷川)</li> </ul>	済	<ul style="list-style-type: none"> <li>【砂防】</li> <li>・老朽化対策(常願寺川水系牛首谷川)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象外</li> </ul>				
14	災害時の拠点施設に対する対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>【国管理河川】</li> <li>・事務所の災害対策用通信機器の保全、点検等を実施。</li> <li>・引き続き、要望に応じて大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施</li> <li>【国・都道府県管理河川共通】</li> <li>・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。また、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。</li> <li>・大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施</li> </ul>	F,G	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各協議会の場において災害拠点施設等の機能確保に関する情報共有</li> <li>・必要に応じて耐水化や非常用電源等の対策に係る資料提供等の支援</li> <li>・小規模河川における洪水浸水想定区域図の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6/27 減災対策協議会での国や市町村等の関係機関との情報共有、HP公表</li> <li>【小規模河川浸水想定区域図】</li> <li>・作成河川等に関する基礎調査</li> </ul>	中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6月 減災対策協議会での国や市町村等の関係機関との情報共有、HP公表</li> <li>【小規模河川浸水想定区域図】</li> <li>・解析・図面作成業務の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、市職員へのメール配信システムの活用</li> <li>・市庁舎の機能確保のための対策を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市職員へのメール配信システムの活用</li> <li>・本庁舎は一定程度の水害に対応</li> </ul>	済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市職員へのメール配信システムの活用</li> </ul>	
15	民間企業の水害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動</li> <li>・早期復興を支援する事前の準備(民間企業BCP策定支援)</li> </ul>	K	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて企業等のBCP作成に係る資料提供等の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水害リスク情報の提供(洪水浸水想定区域図のオープンデータ化)</li> </ul>	済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップをHPに公開し、リスクについて周知する</li> <li>・国のガイドラインをHPにて周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップをHPに公開し、リスクについて周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップをHPに公開し、リスクについて周知</li> </ul>	済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップをHPに公開し、リスクについて周知</li> </ul>	

2 期 項 目 N o	常願寺川 取組状況(2期 R3~R7)			立山町				舟橋村			
	2期 減災のための取組項目(概ね5年間)			2期(令和3年度~令和7年度)の取組目標		第9回 協議会(R5)		2期(令和3年度~令和7年度)の取組目標		第9回 協議会(R5)	
	2期 カテゴリ	2期 内容	課題の 対応	令和4年度 取組状況	進 捗	令和5年度 取組計画	令和4年度 取組状況	進 捗	令和5年度 取組計画		
1	洪水予測や水位情報の情報強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>【国管理河川・都道府県管理河川】</li> <li>・洪水の最高水位やその到達時間の情報提供など、洪水予報の高度化を推進</li> <li>【都道府県管理河川】</li> <li>・道府県管理435ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次、対策を実施</li> <li>・設置した危機管理型水位計の維持管理・点検の実施</li> <li>・道府県管理ダム435のうち、洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供が必要なダムは、関係機関と調整し、調整が整ったダムから順次実施</li> <li>・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用などが必要なダムは、河川管理者と共同で実施</li> </ul>	LL1,L2								
2	水防活動の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、関係機関が連携した水防実働訓練、合同巡視、水防技術講習会、実践的な情報伝達訓練等を実施</li> <li>・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、泉市町と共同で情報伝達訓練を実施</li> </ul>	N,O,P,Q,R,S		中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報伝達訓練を実施</li> <li>・合同巡視を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報伝達訓練の実施</li> <li>・合同巡視の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報、HPでPRを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続して実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続して実施</li> </ul>	
3	水害リスク共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>【国管理河川】</li> <li>・洪水予測や河川水位の状況に関する解説。水害リスク情報を提供</li> <li>・災害危険区域指定等に係る事例集を作成</li> <li>・不動産関連事業者に対し、リスクマップ等に係る施策の最新情報を説明</li> <li>【都道府県管理河川】</li> <li>・水位周知河川以外の河川における水害危険性の周知促進</li> <li>・毎年、浸水実績等の周知の実施。状況を確認・共有</li> <li>・自治会や地域住民への水害リスク共有に資する次の取組を推進。重要水防箇所等の共同点検、災害リスクの現地表示、防災情報の充実等</li> <li>・洪水浸水想定区域図等を用いたハザードマップ等の周知・利用促進の実施</li> </ul>	C,E,F,G,H,J,K,LL1,L2,M				<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報、HPでPRを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続して実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続して実施</li> </ul>		
4	排水体制の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討</li> <li>・地下街が浸水した場合の排水計画(案)の検討を実施</li> </ul>	U,V,X				<ul style="list-style-type: none"> <li>・排水ポンプの設置箇所の選定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き検討(排水ポンプの必要性について、河川管理者への問い合わせ等の調整に時間を要するため)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き検討(排水ポンプの必要性について、河川管理者への問い合わせ等の調整に時間を要するため)</li> </ul>		
5	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>【国管理河川】</li> <li>・ダムの柔軟な運用に関して調整済みのダムに対する支援、運用状況の確認</li> <li>【都道府県管理河川】</li> <li>・事前放流の運用による洪水調節機能の強化</li> <li>一級水系の県管理ダム(R2.5治水協定)</li> <li>(二級水系の県管理ダム(R3.3治水協定))</li> <li>・洪水調節機能を維持・確保するための浸漬等の実施</li> </ul>	W,X								
6	避難対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>【国・都道府県管理河川、砂防共通】</li> <li>・引き続き、関係機関が連携し、次の事項について協議会等の場で共有。自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練、避難場所への避難訓練、応急的な退避場所の確保、民間施設等を活用した緊急な避難先の事例収集、立ち退き避難が必要な区域等</li> </ul>	E,F,G,H,M		済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修正を行った洪水ハザードマップを町ホームページに掲載(町民への周知)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き町ホームページ等を活用し、町民との情報共有を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各自防災組織に情報共有を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続して実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続して実施</li> </ul>	
7	水防災教育の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校等における水災害及び土砂災害教育を実施</li> <li>・出前講座等を活用し、地域防災力向上のための人材育成、広報活動の実施や資料を作成・配布</li> </ul>	A,B,C,J		未	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害教育の実施</li> <li>・広報活動の実施や資料の作成配布は適宜行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要請が無かったため土砂災害教育未実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まるごとまちごとハザードマップの整備を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き検討</li> </ul>	

2期 項目 No	常願寺川 取組状況(2期 R3~R7)			立山町				舟橋村			
	2期 減災のための取組項目(概ね5年間)			2期(令和3年度~令和7年度)の取組目標		第9回 協議会(R5)		2期(令和3年度~令和7年度)の取組目標		第9回 協議会(R5)	
	2期 カテゴリ	2期 内容	課題の 対応	令和4年度 取組状況	進捗	令和5年度 取組計画	令和4年度 取組状況	進捗	令和5年度 取組計画		
8	要配慮者支援	・自助・共助の促進のための普及啓発。自主防災組織の資機材整備や避難訓練等の支援 ・地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携 ・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施	M	要配慮者利用施設において、避難計画に則り訓練を実施してもらうとともに、訓練の実施に伴い分かる計画の問題点を修正するよう支援していく。	要配慮者利用施設における避難訓練の要請	要配慮者利用施設における避難訓練の要請 ・避難計画修正の支援	浸水想定区域内にある要配慮者利用施設ハザードマップの作成	令和2年度に作成済	令和2年度に作成済		
9	タイムラインの活用促進	【国・都道府県管理河川共通】 ・避難勧告等の発令に着目した防災行動計画の検証と改善 ・各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会」における急流河川の特性を踏まえた大規模水害時のタイムラインの検証と改善	E.M	防災行動計画及びタイムラインの検証及び改善を適宜適切に行っていく。	未実施	・防災行動計画の検証と改善	防災無線の活用	継続して実施	継続して実施		
10	広域避難計画の策定及び支援	・広域避難計画の策定及び支援	E,F,G,H	・対象外			地域防災計画の見直し等	引き続き検討を進める	引き続き検討を進める		
11	洪水を安全に流すためのハード対策の推進	・洪水を安全に流すためのハード対策の推進 ・本川と支川の合流部等の対策 ・継続的な維持管理が可能な体制の構築 ・越水が発生した場合の危機管理型ハード対策の推進 ・樋門等の施設の確実な運用体制の確保	W,X	・対象外			・対象外		-		
12	水防資機材の検討及び配置	・円滑な避難活動や水防活動を支援するため、水防資材の確認・整備を実施	L,N,O,P,R,T	年複数回の確認を行い、資材の管理を徹底する。また、不足していると思われる資材については都度補充をしていく。	水防資材の確認・整備を実施	水防資材の確認・整備の実施	・対象外		-		
13	流木や土砂の影響への対策	【砂防】 ・緊急性の高い箇所において、インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤の整備等の対策を完了 ・2018年の緊急点検を踏まえ、土砂・洪水氾濫により緊急性の高い地点の施設整備等の対策を完了。	W	・対象外			・対象外		-		
14	災害時の拠点施設に対する対策	【国管理河川】 ・事務所の災害対策用通信機器の保全、点検等を実施。 ・引き続き、要望に応じて大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施 【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。また、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。 ・大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	F,G	・対象外			・対象外		-		
15	民間企業の水害対策	・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動 ・早期復興を支援する事前の準備(民間企業BCP策定支援)	K	・対象外			・対象外		-		

2期 項目 No	神通川 取組状況(2期 R3~R7)			北陸地整			富山地方気象台				
	2期 減災のための取組項目(概ね5年間)			2期(令和3年度~令和7年度)の取組目標		第9回 協議会(R5)		2期(令和3年度~令和7年度)の取組目標		第9回 協議会(R5)	
	2期 カテゴリ	2期 内容	課題の 対応	令和4年度 取組状況	進捗	令和5年度 取組計画	令和4年度 取組状況	進捗	令和5年度 取組計画	令和4年度 取組状況	進捗
1	洪水予測や水位情報の情報強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>【国管理河川・都道府県管理河川】</li> <li>・洪水の最高水位やその到達時間の情報提供など、洪水予測の高度化を推進</li> <li>【都道府県管理河川】</li> <li>・道庁管理435ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次、対策を実施</li> <li>・設置した危機管理型水位計の維持管理・点検の実施</li> <li>・道庁管理ダム435のうち、洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供が必要なダムは、関係機関と調整し、調整が整ったダムから順次実施</li> <li>・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用などが必要なダムは、河川管理者と共同で実施</li> </ul>	LL1,L2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一級水系において、河川管理者、ダム管理者及び関係利水者による「洪水調節機能強化に関する治水協定」を締結し、事前放流等の取り組みを推進</li> <li>・令和4年度洪水実績を網羅した3時間先/6時間先までの洪水予測精度の向上</li> </ul>	中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続して適切な洪水予報の発信と、洪水予測の精度向上に取り組む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災気象情報の高度化及び伝え方の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ</li> <li>・キキクル「薫」の新設とどうす薫」に濃い薫」の統合</li> <li>・大雨特別警報(浸水害)の指標の改善</li> <li>・指定河川洪水予報の氾濫危険情報を予測でも発表</li> <li>・気象庁ホームページにおける水害リスクラインと洪水キキクルの統合表示</li> </ul>	済	令和4年と同様に取り組む	
2	水防活動の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、関係機関が連携した水防実働訓練、合同巡視、水防技術講習会、実践的な情報伝達訓練等を実施</li> <li>・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、各市町と共同で情報伝達訓練を実施</li> </ul>	N,O,P,Q,R,S	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、出水期前に県・市・町と連携して連絡体制の整備、情報共有</li> <li>・水防工法講習会・水防技術講習会への開催・支援</li> </ul>	中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R5.05.12.洪水対応演習(予定)</li> <li>・R5.05.中.水防連絡会総会</li> <li>・R3.05.下.水防工法研修会</li> <li>・R5.06.上.水防河川巡視</li> <li>・R5.06.上.水位・雨量観測所の点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合同巡視や水防連絡会への関係機関としての参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合同巡視への参加(毎年)</li> <li>・洪水対応演習の実施(毎年)</li> <li>・防災担当者向けワークショップを実施</li> </ul>	済	令和4年と同様に取り組む	
3	水害リスク共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>【国管理河川】</li> <li>・洪水予測や河川水位の状況に関する解説。水害リスク情報を提供</li> <li>・災害危険区域指定等に係る事例集を作成</li> <li>・不動産関連事業者に対し、リスクマップ等に係る施策の最新情報を説明</li> <li>【都道府県管理河川】</li> <li>・水位周知河川以外の河川における水害危険性の周知促進</li> <li>・毎年、浸水実績等の周知の実施。状況を確認・共有</li> <li>・自治会や地域住民への水害リスク共有に資する次の取組を推進。重要水防箇所等の共同点検、災害リスクの現地表示、防災情報の充実等</li> <li>・洪水浸水想定区域図等を用いたハザードマップ等の周知・利用促進の実施</li> </ul>	C,E,F,G,H,J,K,LL1,L2,M	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水予測や河川水位の状況に関する解説</li> <li>・水害リスク情報を提供等</li> </ul>	中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R4.08.02.メディア説明会</li> <li>・R4.12.13.水害リスクマップ(暫定版)公表</li> <li>・R5.3月.水害リスクマップ、多段階浸水想定区域図高標(予定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R5.06.中.メディア説明会</li> <li>・R5.06.下.常願寺川・神通川タイムライン検討専門部会(予定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象外</li> </ul>			
4	排水体制の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討</li> <li>・地下室が浸水した場合の排水計画(案)の検討を実施</li> </ul>	U,V,X	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防管理団体が行う水防訓練等への参加</li> </ul>	中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出動手順の確立</li> <li>・排水訓練の実施(4~10月)</li> <li>・R4.10.16.富山県総合防災訓練(小矢部会場:照明車展示)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出動手順の確立</li> <li>・排水訓練の実施(4~10月)</li> <li>・水防訓練等における排水ポンプ車の参加等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象外</li> </ul>			
5	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>【国管理河川】</li> <li>・「ダムの柔軟な運用」に関して調整済みのダムに対する支援、運用状況の確認</li> <li>【都道府県管理河川】</li> <li>・事前放流の運用による洪水調節機能の強化</li> <li>一級水系の県管理ダム(R2.5治水協定)</li> <li>(二級水系の県管理ダム(R3.3治水協定))</li> <li>・洪水調節機能を維持・確保するための浸漬等の実施</li> </ul>	W,X	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施要領、連絡体制、行程表等について調整を促進</li> </ul>	中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ダム洪水調節機能協議会」による既存ダムの更なる洪水調節機能強化に向けた取り組みを推進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度と同様に取り組む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダム等の洪水調節機能について、降水予測精度の向上に関する技術・システム開発に必要な協議</li> </ul>	未	機会をとらえて取り組む	
6	避難対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>【国・都道府県管理河川、砂防共通】</li> <li>・引き続き、関係機関が連携し、次の事項について協議会等の場で共有。自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練、避難場所への避難訓練、応急的な退避場所の確保、民間施設等を活用した緊急的な避難先の事例収集、立ち退き避難が必要な区域等</li> </ul>	E,F,G,H,M	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域の情報提供を実施</li> </ul>	中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水想定区域図、ハザードマップ(市町村別)、浸水ナビ(地点別浸水シミュレーション)をHPで掲載済み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供の継続、提供情報の更新</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練への参加</li> </ul>	済	令和4年と同様に取り組む	
7	水防災教育の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校等における水災害及び土砂災害教育を実施</li> <li>・出前講座等を活用し、地域防災力向上のための人材育成、広報活動の実施や資料を作成・配布</li> </ul>	A,B,C,J	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の要請により、関係機関(気象台、自治体担当部署等)と連携した、水防災教育の充実を支援</li> </ul>	中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講座等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講座等を活用し、地域防災力向上のための人材育成、広報活動の実施や資料を作成・配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講座等の実施(随時)</li> <li>・広報活動「気象台へ行こう2022」をWEB上で実施し大雨やキキクル(危険度分布)の解説資料を掲載。</li> <li>・キキクルのリーフレットを配布</li> </ul>	済	令和4年と同様に取り組む	

2期 項目 No	神通川 取組状況(2期 R3~R7)			北陸地整			富山地方気象台			
	2期 減災のための取組項目(概ね5年間)			2期(令和3年度~令和7年度)の取組目標	第9回 協議会(R5)		2期(令和3年度~令和7年度)の取組目標	第9回 協議会(R5)		
	2期 カテゴリ	2期 内容	課題の 対応		令和4年度 取組状況	進捗		令和5年度 取組計画	令和4年度 取組状況	進捗
8	要配慮者支援	・自助・共助の促進のための普及啓発。自主防災組織の資機材整備や避難訓練等の支援 ・地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携 ・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施	M	・避難確保計画等の作成時の技術的助言等を実施	-	中	・要配慮者利用施設避難確保計画作成支援を継続	・対象外		
9	タイムラインの活用促進	【国・都道府県管理河川共通】 ・避難勧告等の発令に着目した防災行動計画の検証と改善 ・各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会」における急流河川の特性を踏まえた大規模水害時のタイムラインの検証と改善	E.M	・必要に応じて、経年的なタイムラインの検証と改善を支援 ・必要に応じて、水位情報等の提供を実施	-	中	・常願寺川・神通川タイムライン検討専門部会の立ち上げ(予定)	・対象外		
10	広域避難計画の策定及び支援	・広域避難計画の策定及び支援	E.F.G.H	・ハザードマップポータルサイトの周知と活用を促進 ・洪水ハザードマップに関する理解促進を支援	-	中	・洪水ハザードマップ更新にかかる作成支援、ハザードマップポータルサイトの周知	・対象外		
11	洪水を安全に流すためのハード対策の推進	・洪水を安全に流すためのハード対策の推進 ・本川と支川の合流部等の対策 ・継続的な維持管理が可能な体制の構築 ・越水が発生した場合の危機管理型ハード対策の推進 ・樋門等の施設の確実な運用体制の確保	W.X	・洪水を河川内で安全に流すためのハード対策を推進 ・河道掘削・樹木伐採計画に基づき実施	◆急流河川対策、堤防整備、浸透対策 ・L15.0k+194.5~L15.4k+38.62 ◆急流河川対策 ・L7.6k+22.950~L7.8k+10.880 ・L7.8k+10.88~L7.8k+151.962 ・L15.2k+156.9~L15.4k+177.5 ・L17.2k-31.81~L17.2+28.19 ・L17.4k-109.78~L17.6k+7.12 ◆堤防整備 ・L9.8k+140~L10.2k+124.4 ◆護岸整備(災害復旧) ・L9.0k+5.64~L9.0k+164.41	中	・改修事業/維持管理事業によるハード対策	・対象外		
12	水防資機材の検討及び配置	・円滑な避難活動や水防活動を支援するため、水防資材の確認・整備を実施	L.N.O.P.R.T	・水防連絡会にて水防倉庫の備蓄材などの合同巡視を実施 ・ドローン・危機管理型水位計・CCTVカメラ等の活用	R4.06.15/16.水防河川巡視(水防倉庫合同巡視)	中	・R5.06.上.水防河川巡視(水防倉庫合同巡視)	・対象外		
13	流木や土砂の影響への対策	【砂防】 ・緊急性の高い箇所において、インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤の整備等の対策を完了 ・2018年の緊急点検を踏まえ、土砂・洪水氾濫により緊急性の高い地点の施設整備等の対策を完了。	W	・対象外				・対象外		
14	災害時の拠点施設に対する対策	【国管理河川】 ・事務所の災害対策用通信機器の保全、点検等を実施。 ・引き続き、要望に応じて大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施 【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。また、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。 ・大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	F.G	・自治体の実態や対応状況を把握して関係者で共有(庁舎・災害拠点病院の機能確保) ・対応検討に必要な資料の提示や技術的指導 ・復旧活動の拠点等配置計画を検討	-	中	・水防河川巡視時に併せ水防倉庫の見学の実施	・対象外		
15	民間企業の水害対策	・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動 ・早期復興を支援する事前の準備(民間企業BCP策定支援)	K	・民間企業の水害対応BCP策定に対する支援として必要な河川情報の提供	R4.12.13.水害リスクマップ(暫定版)公表 ・水害リスクマップ、多段階浸水想定区域図公表(予定)	中	・継続して浸水リスク説明資料の公表	・対象外		

2 期 目 ノ 。	神通川 取組状況(2期 R3~R7)			富山県			富山市				
	2期 減災のための取組項目(概ね5年間)			第9回 協議会(R5)			第9回 協議会(R5)				
	2期 カテゴリ	2期 内容	課題の 対応	2期(令和3年度~令和7年 度)の取組目標	令和4年度 取組状況	進 捗 状 況	令和5年度 取組計画	2期(令和3年度~令和7年 度)の取組目標	令和4年度 取組状況	進 捗 状 況	令和5年度 取組計画
1	洪水予測や水位 情報の情報強化	【国管理河川・都道府県管理河川】 ・洪水の最高水位やその到達時間の情報提供など、洪水予報の高度化を推進 【都道府県管理河川】 ・道府県管理435ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次、対策を実施 ・設置した危機管理型水位計の維持管理・点検の実施 ・道府県管理ダム435のうち、洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供が必要なダムは、関係機関と調整し、調整が整ったダムから順次実施 ・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用などが必要なダムは、河川管理者と共同で実施	L,I,L,I,2	・当該水系において必要に応じて危機管理型水位計の設置及びダム放流警報等の耐水化や改良等 ・当該水系における危機管理型水位計の適切な点検・維持管理 ・見直し後のダム通知の適切な運用	【通常型水位計】 ・計器異常の監視・把握 4箇所 【危機管理型水位計】 ・計器異常の監視・把握 24箇所 ・水位計設置維持箇所 【ダム通知の適切な運用】 ・4/26 洪水対応演習に参加 ・4/28 水防連絡会で連絡体制確認	済	【通常型水位計】 ・計器異常の監視・把握 4箇所 【危機管理型水位計】 ・計器異常の監視・把握 24箇所 【ダム通知の適切な運用】 ・4月 洪水対応演習に参加 ・4月 水防連絡会で連絡体制確認	対象外			
2	水防活動の啓発	・毎年、関係機関が連携した水防実働訓練、合同巡視、水防技術講習会、実践的な情報伝達訓練等を実施 ・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県市町と共同で情報伝達訓練を実施	N,O,P,Q,R,S	・関係機関や地元自治会等と重要水防箇所の合同巡視等の実施 ・4/18~22 法令点検 5河川 ・4/28 水防連絡会で連絡体制確認 ・5/21 富山市水防訓練に参加 ・水防連絡会で連絡体制の確認及び洪水対応演習を実施	・4/26 洪水対応演習に参加 ・4/18~22 法令点検 5河川 ・4/28 水防連絡会で連絡体制確認 ・5/21 富山市水防訓練に参加 ・5/23 県・市合同ハトロール ・6/15 国の河川巡視に参加 ・7/24.8/28 流域治水WSIに参加 ・12/11/29.3/18 流域治水WSIに参加	済	・4月 水防連絡会で連絡体制確認 ・4月 洪水対応演習に参加 ・4月 法令点検 2河川 ・4月 水防連絡会で連絡体制確認 ・5月 富山市水防訓練に参加 ・12 洪水対応演習に参加 ・5月 県・市合同ハトロール ・6月 国の河川巡視に参加 ・7月 礫川水防情報伝達訓練に参加	・国、県と連携した情報伝達訓練の実施 ・重要水防箇所について、国、県と共同で毎年参加 ・関係機関が連携した水防実働訓練等を実施 ・水防団員を兼ねる消防団員について、HP掲載や、ポスター掲示、自治推進員長会議への依頼により募集促進 ・水防技術講習会に参加	・情報伝達訓練を実施 ・合同巡視を実施 ・水防訓練を実施 ・水防団員等の募集をHP掲載、ポスター掲示により実施	・情報伝達訓練を実施 ・合同巡視を実施 ・水防訓練を実施 ・水防団員等の募集をHP掲載、ポスター掲示により実施	
3	水害リスク共有	【国管理河川】 ・洪水予測や河川水位の状況に関する解説。水害リスク情報を提供 ・災害危険区域指定等に係る事例集を作成 ・不動産関連事業者に対し、リスクマップ等に係る施策の最新情報を説明 【都道府県管理河川】 ・水位周知河川以外の河川における水害危険性の周知促進 ・毎年、浸水実績等の周知の実施。状況を共有 ・自治会や地域住民への水害リスク共有に資する次の取組を推進。重要水防箇所等の共同点検、災害リスクの現地表示、防災情報の充実等 ・洪水浸水想定区域図等を用いたハザードマップ等の周知・利用促進の実施	C,E,F,G,H,I,J,K,L,I,L,I,2,M	・水位周知河川以外の河川における洪水浸水想定区域図の作成 ・合同巡視時等において浸水実績等の確認・共有、重要水防箇所等の共同点検 ・洪水浸水想定区域図等を用いたハザードマップ作成等の市町村支援	・4/18~22 法令点検 5河川 ・4/26 洪水対応演習に参加 ・4/28 水防連絡会で連絡体制確認 ・5/21 富山市水防訓練に参加 ・5/23 県・市合同ハトロール ・6/9 防災連絡会に参加 ・6/15 国の河川巡視に参加 ・6/27 礫川水防情報伝達訓練に参加 ・8/2 メディア説明会に参加 ・7/24.8/28.12/11/29.3/18 流域治水WSIに参加 ・8~12月 流域治水関連法にかかるとの勉強会 ・3/14 国の流域治水プロジェクト協議会に参加 ・3/16 国の流域治水プロジェクト協議会に参加 【小規模河川浸水想定区域図】 ・作成河川等に関する基礎調査	中	・4月 洪水対応演習に参加 ・4月 法令点検 5河川 ・4月 水防連絡会で連絡体制確認 ・5月 富山市水防訓練に参加 ・5月 県・市合同ハトロール ・6月 防災連絡会に参加 ・6月 国の河川巡視に参加 ・8月 メディア説明会に参加 ・7月 礫川水防情報伝達訓練に参加 ・3月 国の流域治水プロジェクト協議会に参加 【小規模河川浸水想定区域図】 ・解析・図面作成業務の実施	・国、県と共同点検に毎年参加 ・浸水標識の設置効果が最大限発揮されるよう、表示する場所や内容をさらに検討したの設置 ・避難情報をリアルタイムに受信できるSNSやスマートフォンアプリについて、引き続き普及を図る ・浸水履歴の周知	・合同巡視を実施 ・浸水標識を随時設置 ・SNSやスマートフォンアプリについて広報、HP及び出前講座での普及を推進 ・浸水履歴の閲覧を窓口で実施	・合同巡視を実施 ・浸水標識を随時設置 ・SNSやスマートフォンアプリについて広報、HP及び出前講座での普及を推進 ・浸水履歴の閲覧を窓口で実施	
4	排水体制の促進	・氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討 ・下水道が浸水した場合の排水計画(案)の検討を実施	U,V,X	・合同巡視時等において排水ポンプ車設置箇所等の確認 ・水防連絡会で連絡体制の確認及び洪水対応演習を実施	・4/26 洪水対応演習に参加 ・4/28 水防連絡会で連絡体制確認 ・6/15 国の河川巡視に参加 ・6/27 礫川水防情報伝達訓練に参加	済	・4月 水防連絡会で連絡体制確認 ・5/12 洪水対応演習に参加 ・6月 国の河川巡視に参加 ・7月 礫川水防情報伝達訓練に参加	・排水ポンプ車配置計画を作成 ・水防訓練を実施	・排水ポンプ車配置計画を作成 ・水防訓練を実施	・水防訓練を実施	
5	ダム等の洪水調節 機能の向上・確保	【国管理河川】 ・「ダムの柔軟な運用」に関して調整済みのダムに対する支援、運用状況の確認 【都道府県管理河川】 ・事前放流の運用による洪水調節機能の強化 一級水系の県管理ダム(R2.5治水協定) (二級水系の県管理ダム(R3.3治水協定)) ・洪水調節機能を維持・確保するための浸漬等の実施	W,X	・見直し後のダム通知の適切な運用 ・事前放流の継続運用 ・測量により堆砂状況を把握、浸漬の実施	・ダム通知の適切な運用 ・堆砂測量の実施(室牧ダム、熊野川ダム、久婦須川ダム)	済	・ダム通知の適切な運用 ・堆砂測量の実施(室牧ダム、熊野川ダム、久婦須川ダム)	対象外			
6	避難対策	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・引き続き、関係機関が連携し、次の事項について協議会等の場で共有。自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練、避難場所への避難訓練、応急的な退避場所の確保、民間施設等を活用した緊急的な避難先の事例収集、立ち退き避難が必要な区域等	E,F,G,H,M	・避難対策について各協議会等の場での情報共有	・6/27 減災対策協議会での国や市町村等の関係機関との情報共有、HP公表	済	・6月 減災対策協議会での国や市町村等の関係機関との情報共有、HP公表	・協力事業所や洪水時緊急避難場所を広報やホームページにて募る ・自主防災組織等の防災訓練への支援 ・立ち退き避難が必要な区域は、洪水ハザードマップ作製に合わせ検討	・10箇所(追加分)【R4.12末現在】 ・94回【R4.12末現在】 ・洪水ハザードマップに合わせ検討済	・協力事業所や洪水時緊急避難場所を広報やホームページにて募る ・自主防災組織等の防災訓練への支援	・協力事業所や洪水時緊急避難場所を広報やホームページにて募る ・自主防災組織等の防災訓練への支援
7	水防災教育の啓発	・小中学校等における水災害及び土砂災害教育を実施 ・出前講座等を活用し、地域防災力向上のための人材育成、広報活動の実施や資料を作成・配布	A,B,C,J	・小学校等での出前講座の実施 ・必要に応じて広報資料の作成・配布等	・8/31 防災の日「防災・被災の取り組み」新聞掲載(富山新聞) NHK富山等と共同で水害啓発ポスターの作成 ・5/28 出前県民講座(婦中輪坂地区)	済	・町内会や自主防災組織からの要望に基づき、ハザードマップの周知や災害情報の入手方法などの出前講座を実施 ・「水防災意識社会」の再構築に役立つ情報の周知	・50回【R4.12末現在、防災34回16】 ・情報の周知を実施	・町内会や自主防災組織からの要望に基づき、ハザードマップの周知や災害情報の入手方法などの出前講座を実施	・町内会や自主防災組織からの要望に基づき、ハザードマップの周知や災害情報の入手方法などの出前講座を実施	

2期 項目 No	神通川 取組状況(2期 R3~R7)			富山県				富山市			
	2期 減災のための取組項目(概ね5年間)			2期(令和3年度~令和7年度)の取組目標		第9回 協議会(R5)		2期(令和3年度~令和7年度)の取組目標		第9回 協議会(R5)	
	2期 カテゴリ	2期 内容	課題の 対応	令和4年度 取組状況	進捗	令和5年度 取組計画	令和4年度 取組状況	進捗	令和5年度 取組計画	令和4年度 取組状況	進捗
8	要配慮者支援	・自助・共助の促進のための普及啓発。自主防災組織の資機材整備や避難訓練等の支援 ・地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携 ・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施	M	・自主防災組織リーダー研修会や自主防災組織化研修会等の開催 ・要配慮者利用施設における避難確保計画作成等の市町村講習会への支援	済	・8/26 庁内関係部局による要配慮者利用施設における避難確保計画等の促進に係る検討会開催 ・1/11/16 要配慮者利用施設の避難確保計画作成等に係る説明会支援(富山市)計2回51施設 ・2/1 要配慮者利用施設における避難の実効性確保に関する市町村職員向け研修会参加	・8月 庁内関係部局による要配慮者利用施設における避難確保計画等の促進に係る検討会開催	済	・自主防災組織結成に向けての出前講座の実施 ・自主防災組織への訓練補助金や資機材補助金の交付 ・自主防災組織構成員が防災士の資格を取得するための補助金の交付 ・HPにて計画策定の手引きを周知、講習会にて計画の作成を説明	・出前講座を実施 ・訓練・資機材補助金を交付 ・資格取得補助金を交付 ・HPにて計画策定の手引きを周知、講習会にて計画の作成を説明	
9	タイムラインの活用促進	【国・都道府県管理河川共通】 ・避難勧告等の発令に着目した防災行動計画の検証と改善 ・各関係機関が参加した「庄川・小矢野川タイムライン検討専門部会」における急流河川の特性を踏まえた大規模水害時のタイムラインの検証と改善	E,M	・当該水系の水害対応タイムライン(避難情報着目型)の適切な運用	済	・市町村の作成するタイムライン、及び県と市町村間ホットラインの更新支援	・市町村の作成するタイムライン、及び県と市町村間ホットラインの更新支援	済	・自主防災組織などへの支援 ・ホームページでの周知・啓発 ・タイムラインの改善	・防災士会と連携した支援を実施 ・タイムラインの改善	・防災士会と連携した支援を実施 ・タイムラインの改善
10	広域避難計画の策定及び支援	・広域避難計画の策定及び支援	E,F,G,H	・広域避難計画の策定に必要な県管理河川及びダムに関する資料提供等による支援	中	【小規模河川浸水想定区域図】 ・作成河川等に関する基礎調査	【小規模河川浸水想定区域図】 ・解析・図面作成業務の実施	・関係する機関や市町村と、安全な避難経路確保等の課題の抽出整理について協議	・ワンチームとやまにて検討	・ワンチームとやまにて検討	
11	洪水を安全に流すためのハード対策の推進	・洪水を安全に流すためのハード対策の推進 ・本川と支川の合流部等の対策 ・継続的な維持管理が可能な体制の構築 ・越水が発生した場合の危機管理型ハード対策の推進 ・樋門等の施設の確実な運用体制の確保	W,X	・当該水系における河道内の掘削や樹木伐採の実施 ・樋門や水門等の適切な点検・維持管理	済	【河道掘削・樹木伐採】 吉川:L=200m 熊野川:L=300m 熊野川:L=550m 土川:L=630m 【樋門や水門等の点検・維持管理】 松川制水門 定期点検 松川排水門 定期点検 いたち川取水堰 定期点検 いたち川制水ゲート 定期点検	【河道掘削・樹木伐採】 熊野川:L=800m 【樋門や水門等の点検・維持管理】 松川制水門 定期点検 松川排水門 定期点検 いたち川取水堰 定期点検 いたち川制水ゲート 定期点検	・対象外			
12	水防資機材の検討及び配置	・円滑な避難活動や水防活動を支援するため、水防資材の確認・整備を実施	L,N,O,P,R,T	・合同巡視時等における水防資材の確認・整備	済	・5/23 県・市合同パトロール ・6/15 国の河川巡視に参加	・5月 県・市合同パトロール ・6月 国の河川巡視に参加	・水防倉庫の備蓄材などを水防パトロールにて確認	・水防パトロールにて実施	・水防パトロールにて実施	
13	流木や土砂の影響への対策	【砂防】 ・緊急性の高い箇所において、インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤の整備等の対策を完了 ・2018年の緊急点検を踏まえ、土砂・洪水氾濫により緊急性の高い地点の施設整備等の対策を完了。	W	【砂防】 ・砂防関連施設の整備	済	【砂防】 老朽化対策(神通川水系清水谷川)	【砂防】 老朽化対策(神通川水系清水谷川)	・対象外			
14	災害時の拠点施設に対する対策	【国管理河川】 ・事務所の災害対策用通信機器の保全、点検等を実施。 ・引き続き、要望に応じて大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施 【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。また、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。 ・大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	F,G	・各協議会の場において災害拠点施設等の機能確保に関する情報共有 ・必要に応じて耐水化や非常用電源等の対策に係る資料提供等の支援 ・作成河川等に関する基礎調査	中	・6/27 減災対策協議会での国や市町村等の関係機関との情報共有、HP公表 【小規模河川浸水想定区域図】 ・作成河川等に関する基礎調査	・6月 減災対策協議会での国や市町村等の関係機関との情報共有、HP公表 【小規模河川浸水想定区域図】 ・解析・図面作成業務の実施	・引き続き、市職員へのメール配信システムの活用 ・市庁舎の機能確保のための対策を検討 ・関係する機関や市町村との課題の抽出整理についての協議に基づき計画を策定	・市職員へのメール配信システムの活用 ・本庁舎は一定程度の水害に対応 ・協議後検討	・市職員へのメール配信システムの活用	
15	民間企業の水害対策	・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動 ・早期復興を支援する事前の準備(民間企業BCP策定支援)	K	・必要に応じて企業等のBCP作成に係る資料提供等の支援	済	・水害リスク情報の提供(洪水浸水想定区域図のオープンデータ化)	・ハザードマップをHPに公開し、リスクについて周知する ・国のガイドラインをHPにて周知	・ハザードマップをHPに公開し、リスクについて周知	・ハザードマップをHPに公開し、リスクについて周知	・ハザードマップをHPに公開し、リスクについて周知	

2 期 項 目 N o	神通川 取組状況(2期 R3~R7)			射水市		
	2期 減災のための取組項目(概ね5年間)			2期(令和3年度~令和7年度)の取組目標	第9回 協議会(R5)	
	2期 カテゴリ	2期 内容	課題の 対応		令和4年度 取組状況	進 捗 中
1	洪水予測や水位情報の情報強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>【国管理河川・都道府県管理河川】 <ul style="list-style-type: none"> <li>洪水の最高水位やその到達時間の情報提供など、洪水予報の高度化を推進</li> </ul> </li> <li>【都道府県管理河川】 <ul style="list-style-type: none"> <li>道府県管理435ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次、対策を実施</li> <li>設置した危機管理型水位計の維持管理・点検の実施</li> <li>道府県管理ダム435のうち、洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供が必要なダムは、関係機関と調整し、調整が整ったダムから順次実施</li> <li>避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用などが必要なダムは、河川管理者と共同で実施</li> </ul> </li> </ul>	LL1,L2	ダム洪水調節機能協議会で情報共有	協議会未実施	協議会にて情報共有の方法やタイムラインの確認を実施
2	水防活動の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年、関係機関が連携した水防実働訓練、合同巡視、水防技術講習会、実践的な情報伝達訓練等を実施</li> <li>水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、泉市町と共同で情報伝達訓練を実施</li> </ul>	N,O,P,Q,R,S	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年、関係機関が連携した水防実働訓練、合同巡視、水防技術講習会、実践的な情報伝達訓練等を実施</li> <li>水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、泉市町と共同で情報伝達訓練を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【R3.4.27】水防連絡会</li> <li>【R3.6.22】防災・減災協議会</li> <li>【R3.6.26】射水市の排水ポンプ車運転講習会</li> </ul>	関係機関が実施する合同巡視や情報伝達訓練等を通じて情報共有の方法やタイムラインの確認を実施
3	水害リスク共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>【国管理河川】 <ul style="list-style-type: none"> <li>洪水予測や河川水位の状況に関する解説。水害リスク情報を提供</li> <li>災害危険区域指定等に係る事例集を作成</li> <li>不動産関連事業者に対し、リスクマップ等に関する最新の情報を説明</li> </ul> </li> <li>【都道府県管理河川】 <ul style="list-style-type: none"> <li>水位周知河川以外の河川における水害危険性の周知促進</li> <li>毎年、浸水実績等の周知の実施。状況を確認・共有</li> <li>自治会や地域住民への水害リスク共有に資する次の取組を推進。重要水防箇所等の共同点検、災害リスクの現地表示、防災情報の充実等</li> <li>洪水浸水想定区域図等を用いたハザードマップ等の周知・利用促進の実施</li> </ul> </li> </ul>	C,E,F,G,H,J,K,LL1,LL2,M	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民への水害リスク共有に資する取組を推進</li> <li>洪水浸水想定区域図等を用いたハザードマップ等の周知・利用促進の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>HPやケーブルテレビ、出前講座等でハザードマップ等の周知</li> <li>避難所誘導標識の更新</li> <li>海拔表示看板の順次更新</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>HPやケーブルテレビ、出前講座等でハザードマップ等の周知</li> <li>避難所誘導標識の更新</li> <li>海拔表示看板の順次更新</li> </ul>
4	排水体制の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討</li> <li>地下街が浸水した場合の排水計画(案)の検討を実施</li> </ul>	U,V,X	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討</li> </ul>	検討中	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討</li> </ul>
5	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>【国管理河川】 <ul style="list-style-type: none"> <li>「ダムの柔軟な運用」に関して調整済みのダムに対する支援、運用状況の確認</li> </ul> </li> <li>【都道府県管理河川】 <ul style="list-style-type: none"> <li>事前放流の運用による洪水調節機能の強化</li> <li>一般水系の県管理ダム(R2.5治水協定)</li> <li>(二級水系の県管理ダム(R3.3治水協定))</li> <li>洪水調節機能を維持・確保するための浸漬等の実施</li> </ul> </li> </ul>	W,X	ダム洪水調節機能協議会で情報共有	協議会未実施	協議会にて情報共有の方法やタイムラインの確認を実施
6	避難対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>【国・都道府県管理河川、砂防共通】 <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、関係機関が連携し、次の事項について協議会等の場で共有。自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練、避難場所への避難訓練、応急的な退避場所の確保、民間施設等を活用した緊急的な避難先の事例収集、立ち退き避難が必要な区域等</li> </ul> </li> </ul>	E,F,G,H,M	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震・風水害を想定した市総合防災訓練を実施し、防災意識の醸成と地域防災力の向上を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症に対応した奥羽山断層帯を震源とする市総合防災訓練を実施</li> </ul>	地震・風水害を想定した市総合防災訓練を実施
7	水防災教育の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校等における水災害及び土砂災害教育を実施</li> <li>出前講座等を活用し、地域防災力向上のための人材育成、広報活動の実施や資料を作成・配布</li> </ul>	A,B,C,J	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校等における水災害教育を実施</li> <li>地域防災力の向上を図るため、防災士の育成の推進(令和5年度までに162人を目指す)</li> <li>男女共同参画の視点から女性防災士の育成を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校等で出前講座の実施</li> <li>防災士を対象とした研修会の実施(利賀ダム工事現場で河川洪水や治水事業の学習)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校等における水災害教育を実施</li> <li>地域防災力の向上を図るため、防災士の育成の推進</li> <li>男女共同参画の視点から女性防災士の育成を推進</li> </ul>

2 期 項 目 N o	神通川 取組状況(2期 R3~R7)			射水市		
	2期 減災のための取組項目(概ね5年間)			2期(令和3年度~令和7年度)の取組目標	第9回 協議会(R5)	
	2期 カテゴリ	2期 内容	課題の 対応		令和4年度 取組状況	進捗 令和5年度 取組計画
8	要配慮者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自助・共助の促進のための普及啓発。自主防災組織の資機材整備や避難訓練等の支援</li> <li>・地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携</li> <li>・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施</li> </ul>	M	すべての要配慮者利用施設の避難確保計画策定を促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設132施設のうち132施設で作成済み</li> </ul>	すべての要配慮者利用施設の避難確保計画策定完了 自主防災組織等へ出前講座の出向
9	タイムラインの活用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>【国・都道府県管理河川共通】</li> <li>・避難勧告等の発令に着目した防災行動計画の検証と改善</li> <li>・各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会」における急流河川の特性を踏まえた大規模水害時のタイムラインの検証と改善</li> </ul>	E,M	・対象外		
10	広域避難計画の策定及び支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難計画の策定及び支援</li> </ul>	E,F,G,H	広域避難計画策定に向けて関係機関との情報共有	・今年度実施無し	広域避難計画策定に向けて関係機関との情報共有
11	洪水を安全に流すためのハード対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水を安全に流すためのハード対策の推進</li> <li>・本川と支川の合流部等の対策</li> <li>・継続的な維持管理が可能な体制の構築</li> <li>・越水が発生した場合の危機管理型ハード対策の推進</li> <li>・樋門等の施設の確実な運用体制の確保</li> </ul>	W,X	・対象外		
12	水防資機材の検討及び配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・円滑な避難活動や水防活動を支援するため、水防資材の確認・整備を実施</li> </ul>	L,N,O,P,R,T	河川管理者や水防管理者と連携し、水防資機材の配備状況を確認し整備を行う。	合同巡視資料により水防資機材の確認を実施	関係機関が実施する合同巡視を通して連携や水防資材の確認を実施
13	流木や土砂の影響への対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>【砂防】</li> <li>・緊急性の高い箇所において、インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤の整備等の対策を完了</li> <li>・2018年の緊急点検を踏まえ、土砂・洪水氾濫により緊急性の高い地点の施設整備等の対策を完了。</li> </ul>	W	・対象外		
14	災害時の拠点施設に対する対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>【国管理河川】</li> <li>・事務所の災害対策用通信機器の保全、点検等を実施。</li> <li>・引き続き、要望に応じて大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施</li> <li>【国・都道府県管理河川共通】</li> <li>・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。また、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。</li> <li>・大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施</li> </ul>	F,G	関係機関との受援体制における情報共有と県が主体となった被災者再建支援システムの検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所本庁舎については、非常用電源、電気通信機器類、防災行政無線機器類などを高層階に設置済</li> <li>・大規模災害時、BCPに基づき、応援団体から人的・物的支援を円滑に受け入れるための受援計画を作成</li> </ul>	・国土強靱化地域計画の見直し
15	民間企業の水害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動</li> <li>・早期復興を支援する事前の準備(民間企業BCP策定支援)</li> </ul>	K	民間企業への防災意識の啓発など広報活動の充実	民間企業へ浸水リスクの説明、情報提供	民間企業への防災意識の啓発など広報活動の充実

2 期 項 目 N o	庄川 取組状況(2期 R3~R7)			北陸地整			富山地方気象台				
	2期 減災のための取組項目(概ね5年間)			第9回 協議会(R5)			第9回 協議会(R5)				
	2期 カテゴリ	2期 内容	課題の 対応	2期(令和3年度~令和7年 度)の取組目標	令和4年度 取組状況	進捗 中	令和5年度 取組計画	2期(令和3年度~令和7年 度)の取組目標	令和4年度 取組状況	進捗 中	令和5年度 取組計画
1	洪水予測や水位 情報の情報強化	【国管理河川・都道府県管理河川】 ・洪水の最高水位やその到達時間の情報提供など、洪水予測の高度化を推進 【都道府県管理河川】 ・道府県管理435ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次、対策を実施 ・設置した危機管理型水位計の維持管理・点検の実施 ・道府県管理ダム435のうち、洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供が必要なダムは、関係機関と調整し、調整が整ったダムから順次実施 ・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用などが必要なダムは、河川管理者と共同で実施	LL1,L2	・一級水系において、河川管理者、ダム管理者及び関係水利者による「洪水調節機能強化に関する治水協定」を締結し、事前放流等の取り組みを推進	・令和4年度洪水実績を網羅した3時間先/6時間先までの洪水予測精度の向上	中	・継続して適切な洪水予報の発信と、洪水予測の精度向上に取り組む	防災気象情報の高度化及び伝え方の見直し	・線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ ・キキクル「黒」の新設と「うす紫」と「濃い紫」の統合 ・大雨特別警報(浸水害)の指標の改善 ・指定河川洪水予報の氾濫危険情報を予測でも発表 ・気象庁ホームページにおける水害リスクラインと洪水キキクルの統合表示	済	令和4年と同様に取り組む
2	水防活動の啓発	・毎年、関係機関が連携した水防実働訓練、合同巡視、水防技術講習会、実践的な情報伝達訓練等を実施 ・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県市町と共同で情報伝達訓練を実施	N,O,P,Q,R,S	・毎年、出水期前に県・市・町と連携して連絡体制の整備、情報共有 ・水防工法講習会・水防技術講習会への開催・支援	・R4.04.16.洪水対応演習 ・R4.04.28.水防連絡総会 ・R4.06.15/16.水防河川巡視 ・R4.06.29.水位・雨量観測所の点検	中	・R5.05.12.洪水対応演習(予定) ・R5.05.中.水防連絡総会 ・R3.05.下.水防工法研修会 ・R5.06.上.水防河川巡視 ・R5.06.上.水位・雨量観測所の点検	合同巡視や水防連絡会への関係機関としての参加	・合同巡視への参加(毎年) ・洪水対応演習の実施(毎年) ・防災担当者向けワークショップを実施	済	令和4年と同様に取り組む
3	水害リスク共有	【国管理河川】 ・洪水予測や河川水位の状況に関する解説。水害リスク情報を提供 ・災害危険区域指定等に係る事例集を作成 ・不動産関連事業者に対し、リスクマップ等に係る施策の最新情報を説明 【都道府県管理河川】 ・水位周知河川以外の河川における水害危険性の周知促進 ・毎年、浸水実績等の周知の実施。状況を確認・共有 ・自治会や地域住民への水害リスク共有に資する次の取組を推進。重要水防箇所等の共同点検、災害リスクの現地表示、防災情報の充実等 ・洪水浸水想定区域図等を用いたハザードマップ等の周知・利用促進の実施	C,E,F,G,H,J,K,LL1,L2,M	・洪水予測や河川水位の状況に関する解説 ・水害リスク情報を提供等	・R4.08.02.メディア説明会 ・R4.12.13.水害リスクマップ(暫定版)公表 ・R5.3月.水害リスクマップ、多段階浸水想定区域図高標(予定)	中	・R5.06.中.メディア説明会 ・R5.06.下.常願寺川・神通川タイムライン検討専門部会(予定)	・対象外			
4	排水体制の促進	・氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討 ・地下街が浸水した場合の排水計画(案)の検討を実施	U,V,X	・水防管理団体が行う水防訓練等への参加	・出勤手帳の確立 ・排水訓練の実施(4~10月) ・R4.10.16.富山県総合防災訓練(小矢部会場:照明車展示)	中	・出勤手帳の確立 ・排水訓練の実施(4~10月) ・水防訓練等における排水ポンプ車の参加等	・対象外			
5	ダム等の洪水調節 機能の向上・確保	【国管理河川】 ・「ダムの柔軟な運用」に関して調整済みのダムに対する支援、運用状況の確認 【都道府県管理河川】 ・事前放流の運用による洪水調節機能の強化 一級水系の県管理ダム(R2.5治水協定) (二級水系の県管理ダム(R3.3治水協定)) ・洪水調節機能を維持・確保するための浸漬等の実施	W,X	・実施要領、連絡体制、行程表等について調整を促進(利発ダム等)	・「ダム洪水調節機能協議会」による既存ダムの更なる洪水調節機能強化に向けた取り組みを推進。	中	・令和4年度と同様に取り組む	ダム等の洪水調節機能について、降水予測精度の向上に関する技術・システム開発に必要な協議	未	機会をとらえて取り組む	
6	避難対策	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・引き続き、関係機関が連携し、次の事項について協議会等の場で共有。自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練、避難場所への避難訓練、応急的な避難場所の確保、民間施設等を活用した緊急的な避難先の事例収集、立ち退き避難が必要な区域等	E,F,G,H,M	・浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域の情報提供を実施	・浸水想定区域図、ハザードマップ(市町村別)、浸水ナビ(地点別浸水シミュレーション)をHPで掲載済み ・砺波市青島防災会研修会(庄川町青島地区)	中	・情報提供の継続、提供情報の更新	・自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練への参加	・富山県および5つの市町の防災訓練に参加	済	令和4年と同様に取り組む
7	水防災教育の啓発	・小中学校等における水災害及び土砂災害教育を実施 ・出前講座等を活用し、地域防災力向上のための人材育成、広報活動の実施や資料を作成・配布	A,B,C,J	・市町村の要請により、関係機関(気象台、自治体担当部署等)と連携した、水防災教育の充実を支援	・R4.11.21.水防災教育 射水市立生津小学校	中	・出前講座等の実施	・出前講座等を活用し、地域防災力向上のための人材育成、広報活動の実施や資料を作成・配布	・出前講座等の実施(随時) ・広報活動「気象台へこう2022」をWEB上で実施し大雨やキキクル(危険度分布)の解説資料を掲載。 ・キキクルのリーフレットを配布	済	令和4年と同様に取り組む

2期 項目 No	庄川 取組状況(2期 R3~R7)			北陸地整			富山地方気象台			
	2期 減災のための取組項目(概ね5年間)			第9回 協議会(R5)			第9回 協議会(R5)			
	2期 カテゴリ	2期 内容	課題の 対応	2期(令和3年度~令和7年 度)の取組目標	令和4年度 取組状況	進捗 令和5年度 取組計画	2期(令和3年度~令和7年 度)の取組目標	令和4年度 取組状況	進捗 令和5年度 取組計画	
8	要配慮者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自助・共助の促進のための普及啓発。自主防災組織の資機材整備や避難訓練等の支援</li> <li>・地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携</li> <li>・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施</li> </ul>	M	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難確保計画等の作成時の技術的助言等を実施</li> </ul>	-	中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者利用施設避難確保計画作成支援を継続</li> </ul>			
9	タイムラインの活用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>【国・都道府県管理河川共通】</li> <li>・避難勧告等の発令に着目した防災行動計画の検証と改善</li> <li>・各関係機関が参加した「庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会」における急流河川の特性を踏まえた大規模水害時のタイムラインの検証と改善</li> </ul>	E.M	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会を活用したタイムライン運用の効果検証を実施</li> <li>・必要に応じて、水位情報等の提供を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R4.10.05.庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会(机上訓練)</li> </ul>	中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会によるタイムラインの検証と改善</li> </ul>			
10	広域避難計画の策定及び支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難計画の策定及び支援</li> </ul>	E.F.G.H	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップポータルサイトの周知と活用を促進</li> <li>・洪水ハザードマップに関する理解促進を支援</li> </ul>	-	中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水ハザードマップ更新にかかる作成支援、ハザードマップポータルサイトの周知</li> </ul>			
11	洪水を安全に流すためのハード対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水を安全に流すためのハード対策の推進</li> <li>・本川と支川の合流部等の対策</li> <li>・継続的な維持管理が可能な体制の構築</li> <li>・越水が発生した場合の危機管理型ハード対策の推進</li> <li>・橋門等の施設の確実な運用体制の確保</li> </ul>	W.X	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水を河川内で安全に流すためのハード対策を推進</li> <li>・河道掘削・樹木伐採計画に基づき実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆急流河川対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・L9.0k+18.35~L9.0k+112.29</li> <li>・R8.6k+25~R8.6k+85</li> <li>・L9.0k+112.29~L9.0k+152.29</li> </ul> </li> <li>◆堤防整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・0.4k+135.5~0.4k+173.0</li> <li>・0.2k+94.1~0.2k+142.1</li> <li>・0.4k+133.6~0.6k+0.2</li> <li>・0.4k+1.6~0.4k+41.6</li> </ul> </li> <li>◆護岸整備(災害復旧) <ul style="list-style-type: none"> <li>・L21.6k+116.40~L21.6k+85.14</li> <li>・L21.6k+85.14~L22.0k+42.69</li> <li>・L19.4k+53.72~L19.4k+181.10</li> <li>・R20.6k+90.49~R20.6k+172.65</li> </ul> </li> </ul>	中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改修事業/維持管理事業によるハード対策</li> </ul>			
12	水防資機材の検討及び配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・円滑な避難活動や水防活動を支援するため、水防資材の確認・整備を実施</li> </ul>	L.N.O.P.R.T	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防連絡会にて水防倉庫の備蓄材などの合同巡視を実施</li> <li>・ドローン・危機管理型水位計・CCTVカメラ等の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R4.06.15/16.水防河川巡視(水防倉庫合同巡視)</li> </ul>	中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R5.06.上.水防河川巡視(水防倉庫合同巡視)</li> </ul>			
13	流木や土砂の影響への対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>【砂防】</li> <li>・緊急性の高い箇所において、インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤の整備等の対策を完了</li> <li>・2018年の緊急点検を踏まえ、土砂・洪水氾濫により緊急性の高い地点の施設整備等の対策を完了。</li> </ul>	W	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象外</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象外</li> </ul>			
14	災害時の拠点施設に対する対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>【国管理河川】</li> <li>・事務所の災害対策用通信機器の保全、点検等を実施。</li> <li>・引き続き、要望に応じて大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施</li> <li>【国・都道府県管理河川共通】</li> <li>・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。また、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。</li> <li>・大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施</li> </ul>	F.G	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体の実態や対応状況を把握して関係者で共有(庁舎・災害拠点病院の機能確保)</li> <li>・対応検討に必要な資料の提示や技術的指導</li> <li>・復旧活動の拠点等配置計画を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R4.06.16.水防河川巡視時に庄川第3号緊急資材倉庫(国)を見学</li> </ul>	中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防河川巡視時に併せ水防倉庫の見学の実施</li> </ul>			
15	民間企業の水害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動</li> <li>・早期復興を支援する事前の準備(民間企業BCP策定支援)</li> </ul>	K	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間企業の水害対応版BCP策定に対する支援として必要な河川情報の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R4.12.13.水害リスクマップ(暫定版)公表</li> <li>・水害リスクマップ、多段階浸水想定区域図公表(予定)</li> </ul>	中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続して浸水リスク説明資料の公表</li> </ul>			

2 期 項 目 N o	庄川 取組状況(2期 R3~R7)			富山県			富山市				
	2期 減災のための取組項目(概ね5年間)			第9回 協議会(R5)			第9回 協議会(R5)				
	2期 カテゴリ	2期 内容	課題の 対応	2期(令和3年度~令和7年 度)の取組目標	令和4年度 取組状況	進捗	令和5年度 取組計画	2期(令和3年度~令和7年 度)の取組目標	令和4年度 取組状況	進捗	令和5年度 取組計画
1	洪水予測や水位 情報の情報強化	【国管理河川・都道府県管理河川】 ・洪水の最高水位やその到達時間の情報提供など、洪水予報の高度化を推進 【都道府県管理河川】 ・道庁管理435ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次、対策を実施 ・設置した危機管理型水位計の維持管理・点検の実施 ・道庁管理ダム435のうち、洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供が必要なダムは、関係機関と調整し、調整が整ったダムから順次実施 ・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用などが必要なダムは、河川管理者と共同で実施	L1,L2	・当該水系において必要に応じて危機管理型水位計の設置及びダム放流警報等の耐水化や改良等 ・当該水系における危機管理型水位計の適切な点検・維持管理 ・見直し後のダム通知の適切な運用	【危機管理型水位計】 ・計器異常の監視・把握 5箇所 【ダム通知の適切な運用】 ・4/26 洪水対応演習に参加	済	【危機管理型水位計】 ・計器異常の監視・把握 5箇所 【ダム通知の適切な運用】 ・4月 洪水対応演習に参加	対象外			
2	水防活動の啓発	・毎年、関係機関が連携した水防実働訓練、合同巡視、水防技術講習会、実践的な情報伝達訓練等を実施 ・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県、市町と共同で情報伝達訓練を実施	N,O,P,Q,R,S	・関係機関や地元自治会等と重要水防箇所の合同巡視等の実施 ・水防技術講習会や水防実働訓練への参加 ・水防連絡会で連絡体制の確認及び洪水対応演習を実施	・4/26 洪水対応演習に参加 ・4/28 水防連絡会で連絡体制確認 ・5/16 射水市防災ハットロールに参加 ・5/27 射水市との合同河川ハットロールを実施 ・6/16 国の河川巡視に参加	済	・4月 水防連絡会で連絡体制確認 ・5/12 洪水対応演習に参加 ・5月 射水市防災ハットロールに参加 ・5月 射水市との合同河川ハットロールを実施 ・6月 国の河川巡視に参加	・国、県と連携した情報伝達訓練の実施 ・水防団員を兼ねる消防団員について、HP掲載や、ポスター掲示、自治振興会長会議への依頼により募集促進	・情報伝達訓練を実施 ・水防団員等の募集をHP掲載、ポスター掲示により実施 ・5/21令和4年度富山市水防訓練を実施	済	・情報伝達訓練を実施 ・水防団員等の募集をHP掲載、ポスター掲示により実施
3	水害リスク共有	【国管理河川】 ・洪水予測や河川水位の状況に関する解説。水害リスク情報を提供 ・災害危険区域指定等に係る事例集を作成 ・不動産関連事業者に対し、リスクマップ等に係る施策の最新情報を説明 【都道府県管理河川】 ・水位周知河川以外の河川における水害危険性の周知促進 ・毎年、浸水実績等の周知の実施。状況を確認・共有 ・自治会や地域住民への水害リスク共有に資する次の取組を推進。重要水防箇所等の共同点検、災害リスクの現地表示、防災情報の充実等 ・洪水浸水想定区域図等を用いたハザードマップ等の周知・利用促進の実施	C,E,F,G,H,J,K,L1,L2,M	・水位周知河川以外の河川における洪水浸水想定区域図の作成 ・合同巡視時等において浸水実績等の確認・共有、重要水防箇所等の共同点検 ・毎年、浸水実績等を用いたハザードマップ作成等の市町村支援	・5/16 射水市防災ハットロールに参加 ・5/27 射水市との合同河川ハットロールを実施 ・6/9 防災連絡会に参加 ・6/16 国の河川巡視に参加 ・8/2 メディア説明会に参加 ・3/14 国の流域治水プロジェクト協議会に参加 ・3/16 国の流域治水プロジェクト協議会に参加 ・8~12月 流域治水関連法にかかるとの勉強会 【小規模河川浸水想定区域図】 ・作成河川等に関する基礎調査	中	・5月 射水市防災ハットロールに参加 ・5月 射水市との合同河川ハットロールを実施 ・6月 防災連絡会に参加 ・6月 国の河川巡視に参加 ・6月 メディア説明会に参加 ・3月 国の流域治水プロジェクト協議会に参加 【小規模河川浸水想定区域図】 ・解析・図面作成業務の実施	・浸水標識の設置効果が最大限発揮されるよう、表示する場所や内容をさらに検討したの設置 ・避難情報をリアルタイムに受信できるSNSやスマートフォンアプリについて、引き続き普及を図る ・浸水履歴の周知	・合同巡視を実施 ・浸水標識を随時設置 ・SNSやスマートフォンアプリについて広報、HP及び出前講座での普及を推進 ・浸水履歴の閲覧を窓口で実施	済	・合同巡視を実施 ・浸水標識を随時設置 ・SNSやスマートフォンアプリについて広報、HP及び出前講座での普及を推進 ・浸水履歴の閲覧を窓口で実施
4	排水体制の促進	・氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討 ・地下街が浸水した場合の排水計画(案)の検討を実施	U,V,X	・合同巡視時等において排水ポンプ車設置箇所等の確認 ・水防連絡会で連絡体制の確認及び洪水対応演習を実施	・4/26 洪水対応演習に参加 ・4/28 水防連絡会で連絡体制確認 ・5/16 射水市防災ハットロールに参加 ・5/27 射水市との合同河川ハットロールを実施 ・6/16 国の河川巡視に参加	済	・5/12 洪水対応演習に参加 ・5月 射水市防災ハットロールに参加 ・5月 射水市との合同河川ハットロールを実施 ・4月 水防連絡会で連絡体制確認 ・6月 国の河川巡視に参加	・排水ポンプ車配置計画を作成 ・水防訓練を実施	・排水ポンプ車配置計画を作成 ・水防訓練を実施	済	・水防訓練を実施
5	ダム等の洪水調節 機能の向上・確保	【国管理河川】 ・「ダムの柔軟な運用」に関して調整済みのダムに対する支援、運用状況の確認 【都道府県管理河川】 ・事前放流の運用による洪水調節機能の強化 （一般水系の県管理ダム(R2.5治水協定) （一般水系の県管理ダム(R3.3治水協定)） ・洪水調節機能を維持・確保するための浸漬等の実施	W,X	・見直し後のダム通知の適切な運用 ・事前放流の継続運用 ・測量により堆砂状況を把握、浸漬の実施	・ダム通知の適切な運用 ・貯水池内の浸漬実施(利賀川ダム) ・堆砂測量の実施(和田川ダム、利賀川ダム、境川ダム)	済	・ダム通知の適切な運用 ・貯水池内の浸漬実施(利賀川ダム) ・堆砂測量の実施(和田川ダム、利賀川ダム、境川ダム)	対象外			
6	避難対策	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・引き続き、関係機関が連携し、次の事項について協議会等の場で共有。自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練、避難場所への避難訓練、応急的な退避場所の確保、民間施設等を活用した緊急的な避難先の事例収集、立ち退き避難が必要な区域等	E,F,G,H,M	・避難対策について各協議会の場での情報共有	・6/27 減災対策協議会での国や市町村等の関係機関との情報共有、HP公表	済	・6月 減災対策協議会での国や市町村等の関係機関との情報共有、HP公表	・協力事業所や洪水時緊急避難場所を広報やホームページにて募る ・自主防災組織等の防災訓練への支援 ・立ち退き避難が必要な区域は、洪水ハザードマップ作製に合わせ検討	・10箇所(追加分)【R4.12末現在】 ・94回【R4.12末現在】 ・洪水ハザードマップに合わせ検討済	済	・協力事業所や洪水時緊急避難場所を広報やホームページにて募る ・自主防災組織等の防災訓練への支援
7	水防災教育の啓 発	・小中学校等における水災害及び土砂災害教育を実施 ・出前講座等を活用し、地域防災力向上のための人材育成、広報活動の実施や資料を作成・配布	A,B,C,J	・小学校等での出前講座の実施 ・必要に応じて広報資料の作成・配布等	・8/31 防災の日「防災・減災の取り組み」新聞掲載(富山新聞)	済	・町内会や自主防災組織からの要望に基づき、ハザードマップの周知や災害情報の入手方法などの出前講座を実施 ・「水防災意識社会」の再構築に役立つ情報の周知	・50回【R4.12末現在、防災34回16】 ・情報の周知を実施	・町内会や自主防災組織からの要望に基づき、ハザードマップの周知や災害情報の入手方法などの出前講座を実施	済	・町内会や自主防災組織からの要望に基づき、ハザードマップの周知や災害情報の入手方法などの出前講座を実施

2 期 項 目 N o	庄川 取組状況(2期 R3~R7)			富山県			富山市				
	2期 減災のための取組項目(概ね5年間)			第9回 協議会(R5)			第9回 協議会(R5)				
	2期 カテゴリ	2期 内容	課題の 対応	2期(令和3年度~令和7年 度)の取組目標	令和4年度 取組状況	進 捗	令和5年度 取組計画	2期(令和3年度~令和7年 度)の取組目標	令和4年度 取組状況	進 捗	令和5年度 取組計画
8	要配慮者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自助・共助の促進のための普及啓発。自主防災組織の資機材整備や避難訓練等の支援</li> <li>・地域包括支援センター/ケアマネージャーとの連携</li> <li>・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成に向けた支援を実施</li> </ul>	M	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織リーダー研修会や自主防災組織化研修会等の開催</li> <li>・要配慮者利用施設における避難確保計画作成等の市町村講習会への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8/26 庁内関係部局による要配慮者利用施設における避難確保計画等の促進に係る検討会開催</li> <li>・2/1 要配慮者利用施設における避難の实效性確保に関する市町村職員向け研修会参加</li> </ul>	済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8月 庁内関係部局による要配慮者利用施設における避難確保計画等の促進に係る検討会開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織結成に向けての出前講座の実施</li> <li>・自主防災組織への訓練補助金や資機材補助金の交付</li> <li>・訓練・資機材補助金を交付</li> <li>・資格取得補助金を交付</li> <li>・HPにて計画策定の手引きを周知、講習会にて計画の作成を説明</li> </ul>	済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講座を実施</li> <li>・訓練・資機材補助金を交付</li> <li>・資格取得補助金を交付</li> <li>・HPにて計画策定の手引きを周知、講習会にて計画の作成を説明</li> </ul>	
9	タイムラインの活用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>【国・都道府県管理河川共通】</li> <li>・避難勧告等の発令に着目した防災行動計画の検証と改善</li> <li>・各関係機関が参加した「庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会」における急流河川の特性を踏まえた大規模水害時のタイムラインの検証と改善</li> </ul>	E.M	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該水系のタイムラインの適切な運用「庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会」への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10/5「庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会」への参加</li> <li>・市町村の作成するタイムライン、及び県と市町村間ホットラインの更新支援</li> </ul>	済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10月「庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会」への参加</li> <li>・市町村の作成するタイムライン、及び県と市町村間ホットラインの更新支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織などへの支援</li> <li>・ホームページでの周知・啓発</li> <li>・庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会を開催</li> </ul>	済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災士会と連携した支援を実施</li> <li>・庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会を開催</li> <li>・防災士会と連携した支援を実施</li> <li>・タイムラインの改善</li> </ul>	
10	広域避難計画の策定及び支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難計画の策定及び支援</li> </ul>	E.F.G.H	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難計画の策定に必要な県管理河川及びダムに関する資料提供等による支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【小規模河川浸水想定区域図】</li> <li>・作成河川等に関する基礎調査</li> </ul>	中	<ul style="list-style-type: none"> <li>【小規模河川浸水想定区域図】</li> <li>・解析・図面作成業務の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係する機関や市町村と、安全な避難経路確保等の課題の抽出整理について協議</li> </ul>	中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークショップとやまにて検討</li> <li>・ワークショップとやまにて検討</li> </ul>	
11	洪水を安全に流すためのハード対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水を安全に流すためのハード対策の推進</li> <li>・本川と支川の合流部等の対策</li> <li>・継続的な維持管理が可能な体制の構築</li> <li>・越水が発生した場合の危機管理型ハード対策の推進</li> <li>・樋門等の施設の確実な運用体制の確保</li> </ul>	W.X	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該水系における河道内の掘削や樹木伐採の実施</li> <li>・樋門や水門等の適切な点検・維持管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【樹木伐採】&lt;砺波土木&gt; 和田川:L=570m</li> </ul>	済	<ul style="list-style-type: none"> <li>【樹木伐採】 和田川:L=300m</li> </ul>	対象外			
12	水防資機材の検討及び配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・円滑な避難活動や水防活動を支援するため、水防資材の確認・整備を実施</li> </ul>	L.N.O.P.R.T	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合同巡視時等における水防資材の確認・整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5/16 射水市防災ハットールに参加</li> <li>・5/27 射水市との合同河川ハットールを実施</li> <li>・6/16 国の水防河川巡視に参加</li> </ul>	済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5月 射水市防災ハットールに参加</li> <li>・5月 射水市との合同河川ハットールを実施</li> <li>・6月 国の水防河川巡視に参加</li> </ul>	対象外			
13	流木や土砂の影響への対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>【砂防】</li> <li>・緊急性の高い箇所において、インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤の整備等の対策を完了</li> <li>・2018年の緊急点検を踏まえ、土砂・洪水氾濫により緊急性の高い地点の施設整備等の対策を完了。</li> </ul>	W	<ul style="list-style-type: none"> <li>【砂防】</li> <li>・砂防関連施設の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【砂防】</li> <li>・老朽化対策(庄川水系大谷)</li> </ul>	済	<ul style="list-style-type: none"> <li>【砂防】</li> <li>・老朽化対策(庄川水系大谷)</li> </ul>	対象外			
14	災害時の拠点施設に対する対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>【国管理河川】</li> <li>・事務所の災害対策用通信機器の保全、点検等を実施。</li> <li>・引き継ぎ、要望に応じて大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施</li> <li>【国・都道府県管理河川共通】</li> <li>・引き継ぎ、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。また、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。</li> <li>・大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施</li> </ul>	F.G	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各協議会の場において災害拠点施設等の機能確保に関する情報共有</li> <li>・必要に応じて耐水化や非常用電源等の対策に係る資料提供等の支援</li> <li>・小規模河川における洪水浸水想定区域図の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6/27 減災対策協議会での国や市町村等の関係機関との情報共有、HP公表</li> <li>【小規模河川浸水想定区域図】</li> <li>・作成河川等に関する基礎調査</li> </ul>	中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6月 減災対策協議会での国や市町村等の関係機関との情報共有、HP公表</li> <li>【小規模河川浸水想定区域図】</li> <li>・解析・図面作成業務の実施</li> </ul>	対象外			
15	民間企業の水害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動</li> <li>・早期復興を支援する事前の準備(民間企業BCP策定支援)</li> </ul>	K	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて企業等のBCP作成に係る資料提供等の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水害リスク情報の提供(洪水浸水想定区域図のオープンデータ化)</li> </ul>	済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップをHPに公開し、リスクについて周知する</li> <li>・国のガイドラインをHPにて周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップをHPに公開し、リスクについて周知</li> </ul>	済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップをHPに公開し、リスクについて周知</li> </ul>	

2 期 項 目 N o	庄川 取組状況(2期 R3~R7)			高岡市			射水市		
	2期 減災のための取組項目(概ね5年間)			第9回 協議会(R5)			第9回 協議会(R5)		
	2期 カテゴリ	2期 内容	課題の 対応	2期(令和3年度~令和7年 度)の取組目標	令和4年度 取組状況	進 捗 令和5年度 取組計画	2期(令和3年度~令和7年 度)の取組目標	令和4年度 取組状況	進 捗 令和5年度 取組計画
1	洪水予測や水位 情報の情報強化	【国管理河川・都道府県管理河川】 ・洪水の最高水位やその到達時間の情報提供など、洪水予報の高度化を推進 【都道府県管理河川】 ・道庁管理435ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次、対策を実施 ・設置した危機管理型水位計の維持管理・点検の実施 ・道庁管理ダム435のうち、洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供が必要なダムは、関係機関と調整し、調整が整ったダムから順次実施 ・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用などが必要なダムは、河川管理者と共同で実施	LL1,L2	・対象外			ダム洪水調節機能協議会で情報共有	【R4.4.26】和田川ダム管理演習(情報伝達訓練)	協議会や情報伝達訓練を通じて情報共有の方法やタイムラインの確認を実施
2	水防活動の啓発	・毎年、関係機関が連携した水防実働訓練、合同巡視、水防技術講習会、実践的な情報伝達訓練等を実施 ・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県市町と共同で情報伝達訓練を実施	N,O,P,Q,R,S	・河川管理者と市、消防本部、消防団の連絡体制を確認し、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。 ・毎年、出水期前に水防訓練を実施する。 ・水防技術講習会に参加する。	【R4.4.26】洪水対応演習(国・県・市)を実施。 【R4.4.28】水防連絡会総会に出席。 【R4.6.16】合同巡視(国・県・市)を実施。	・洪水対応演習(国・県・市)を実施。 ・水防連絡会総会出席 ・合同巡視(国・県・市)を実施。 ・令和5年度高岡市水防訓練を実施。	・毎年、関係機関が連携した水防実働訓練、合同巡視、水防技術講習会、実践的な情報伝達訓練等を実施 【R4.4.22】洪水対応演習(情報伝達)【R4.4.28】水防連絡会【R4.5.27】県管理河川ハロー【R4.6.16】水防河川合同巡視【R4.6.24】排水ポンプ車運転講習会【R4.6.27】減災対策協議会	関係機関が実施する合同巡視や情報伝達訓練等を通じて情報共有の方法やタイムラインの確認を実施	
3	水害リスク共有	【国管理河川】 ・洪水予測や河川水位の状況に関する解説。水害リスク情報を提供 ・災害危険区域指定等に係る事例集を作成 ・不動産関連事業者に対し、リスクマップ等に係る施策の最新情報を説明 【都道府県管理河川】 ・水位周知河川以外の河川における水害危険性の周知促進 ・毎年、浸水実績等の周知の実施。状況を確認・共有 ・自治会や地域住民への水害リスク共有に関する次の取組を推進。重要水防箇所等の共同点検、災害リスクの現地表示、防災情報の充実等 ・洪水浸水想定区域図等を用いたハザードマップ等の周知・利用促進の実施	C,E,F,G,H,J,K,LL1,L2,M	・河川管理者と自治会や地域住民で重要水防箇所等の共同点検を実施する。 ・住民ひとりひとりの水防意識の向上を図るため、まるごとまちごとハザードマップ整備事業を推進する。	・まるごとまちごとハザードマップ整備事業を通して、水防意識の向上と避難方法の再確認を行った。	・まるごとまちごとハザードマップの展開 ・地域住民への水害リスク共有に資する取組を推進 ・洪水浸水想定区域図等を用いたハザードマップ等の周知・利用促進の実施	・HPやケーブルテレビ、出前講座等でハザードマップ等の周知 ・避難所誘導標識の更新 ・海抜表示看板の順次更新	・HPやケーブルテレビ、出前講座等でハザードマップ等の周知 ・避難所誘導標識の更新 ・海抜表示看板の順次更新	
4	排水体制の促進	・氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討 ・地下街が浸水した場合の排水計画(案)の検討を実施	U,V,X	・排水施設等の情報や操作方法を共有する。 ・整備済みである排水ポンプ車出動要請の連絡体制の確認を行う。 ・水防訓練と合同で排水実働訓練を実施する。 ・地下街への浸水を想定した避難計画及び排水計画(案)の必要性を検討する。	【R4.4.25】【R4.6.20】地久子川樋門の点検時に市職員内で操作方法を共有し た。 【R4.4.11】国土交通省と災害ホットライン連絡体制を確立。	・市職員内で地久子川樋門の操作方法を共有。 ・国土交通省と災害ホットライン連絡体制を確立。	氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討	検討中	氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討
5	ダム等の洪水調節 機能の向上・確保	【国管理河川】 ・ダムの柔軟な運用に関して調整済みのダムに対する支援、運用状況の確認 【都道府県管理河川】 ・事前放流の運用による洪水調節機能の強化 （一般水系の県管理ダム(R2.5治水協定) （一般水系の県管理ダム(R3.3治水協定)） ・洪水調節機能を維持・確保するための浸漬等の実施	W,X	・対象外			ダム洪水調節機能協議会で情報共有	【R4.4.26】和田川ダム管理演習(情報伝達訓練)	協議会や情報伝達訓練を通じて情報共有の方法やタイムラインの確認を実施
6	避難対策	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・引き続き、関係機関が連携し、次の事項について協議会等の場で共有。自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練、避難場所への避難訓練、応急的な避難場所の確保、民間施設等を活用した緊急な避難先の事例収集、立ち退き避難が必要な区域等	E,F,G,H,M	・避難場所の新たな指定(民間施設を含めた指定緊急避難場所の確保)や利用可能場所の拡大を図る。 ・市総合防災訓練等への積極的な参加を促進する。 ・実践的な避難訓練の実施を促進する。 ・住民ひとりひとりの水防意識の向上を図るため、まるごとまちごとハザードマップ整備事業を推進する。 ・マイタイムラインの作成を促進する。	・指定緊急避難場所(洪水)の新たな指定を行った(民間施設1施設)。 ・まるごとまちごとハザードマップ整備事業を通して、水防意識の向上と避難方法の再確認を行った。(川原地区、博労地区、木津地区、五位地区) ・出前講座や市広報誌、HP等にて作成を啓発した。 ・自主避難所の早期開設	・指定緊急避難場所の確保 ・まるごとまちごとハザードマップの展開 ・災害時における避難施設の早期開設	地震・風水害を想定した市総合防災訓練を実施し、防災意識の醸成と地域防災力の向上を図る。	・新型コロナウイルス感染症に対応した奥羽山断層帯を震源とする市総合防災訓練を実施	地震・風水害を想定した市総合防災訓練を実施
7	水防災教育の啓 発	・小中学校等における水災害及び土砂災害教育を実施 ・出前講座等を活用し、地域防災力向上のための人材育成、広報活動の実施や資料を作成・配布	A,B,C,J	・小中学校からの要望に応じ、防災教育等に関する出前講座を実施する。 ・住民ひとりひとりの水防意識の向上を図るため、まるごとまちごとハザードマップ事業を推進する。	・親子活動でのマイタイムラインの作成 ・まるごとまちごとハザードマップ整備事業による水防意識の向上と避難方法の再確認(川原小、博労小、木津小、五位小、五位中、南星中) ・防災士のスキルアップ講習(野村、国吉、五位、博労)	・児童生徒の防災学習 ・まるごとまちごとハザードマップの展開 ・防災士のスキルアップ	・小中学校等における水災害教育を実施 ・防災士を対象とした研修会の実施(利賀ダム工事現場で河川洪水や治水事業の学習) ・男女共同参画の視点から女性防災士の育成を推進	・小中学校等における水災害教育を実施 ・防災士を対象とした研修会の実施(利賀ダム工事現場で河川洪水や治水事業の学習) ・男女共同参画の視点から女性防災士の育成を推進	・小中学校等における水災害教育を実施 ・防災士を対象とした研修会の実施(利賀ダム工事現場で河川洪水や治水事業の学習) ・男女共同参画の視点から女性防災士の育成を推進

2 期 項 目 N o	庄川 取組状況(2期 R3~R7)			高岡市			射水市				
	2期 減災のための取組項目(概ね5年間)			第9回 協議会(R5)			第9回 協議会(R5)				
	2期 カテゴリ	2期 内容	課題の 対応	2期(令和3年度~令和7年 度)の取組目標	令和4年度 取組状況	進捗	令和5年度 取組計画	2期(令和3年度~令和7年 度)の取組目標	令和4年度 取組状況	進捗	令和5年度 取組計画
8	要配慮者支援	・自助・共助の促進のための普及啓発。自主防災組織の資機材整備や避難訓練等の支援 ・地域包括支援センター/ケアマネージャーとの連携 ・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施	M	・出前講座や訓練補助・支援を通して地域防災力の向上を図る。 ・要配慮者施設における避難確保計画策定を促進する。 ・当該避難確保計画に基づく避難訓練の実施を促進する。	・住民の防災意識を高めるため、出前講座・水防災訓練を実施した。 ・自主防災組織や避難所運営等の要となる防災士や防災リーダーを育成した。 ・自主防災組織の活動・訓練に対し、ステップを一段階上げた支援を実施した。(設立→成長期→成熟期) ・計画を策定していない施設に対して支援を継続していく。	済	・防災啓発の実施、防災訓練の奨励 ・防災士、防災リーダーの育成支援 ・自主防災活動の高度化支援	すべての要配慮者利用施設の避難確保計画策定を促進	済	・浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設132施設のうち132施設で作成済み	すべての要配慮者利用施設の避難確保計画策定完了 自主防災組織等へ出前講座の出向
9	タイムラインの活用促進	【国・都道府県管理河川共通】 ・避難勧告等の発令に着目した防災行動計画の検証と改善 ・各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会」における急流河川の特性を踏まえた大規模水害時のタイムラインの検証と改善	E.M	・出水後における高岡市洪水対応マニュアルの検証と改善を行う。	・【R4.10.5】第8回検討専門部会に参加した。 ・8月の大雨災害を受けて、マニュアルの検証と改善を行った。	済	・検討専門部会に参加。 ・大雨対応マニュアルの検証と改善。	「庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会」と連携したタイムラインの検証と改善	河川毎に避難指示等の判断基準を明確化し、气象台や河川管理者と相互の情報交換	河川毎に避難指示等の判断基準を明確化し、气象台や河川管理者と相互の情報交換	
10	広域避難計画の策定及び支援	・広域避難計画の策定及び支援	E,F,G,H	・県や隣接市等と広域避難に係る現状や課題について情報共有し、検討を進め、受入れ自治体との合意形成を図る。	・隣接市とは双方の住民の受入れにを留意しており、災害時には受入れを支援する。	中	・引き続き災害時の相互支援を実施	広域避難計画策定に向けて関係機関との情報共有	今年度実施無し	・広域避難計画策定に向けて関係機関との情報共有	
11	洪水を安全に流すためのハード対策の推進	・洪水を安全に流すためのハード対策の推進 ・本川と支川の合流部等の対策 ・継続的な維持管理が可能な体制の構築 ・越水が発生した場合の危機管理型ハード対策の推進 ・樋門等の施設の確実な運用体制の確保	W,X	・対象外			・対象外				
12	水防資機材の検討及び配置	・円滑な避難活動や水防活動を支援するため、水防資材の確認・整備を実施	L,N,O,P,R,T	・河川管理者と連携を図り、水防資機材配備状況の確認や整備を実施する。	・【R4.6.16】合同巡視時に実施。 ・出水期前に資機材配備状況を確認し不足する資材を補充。	済	・合同巡視時に実施。 ・出水期前に資機材配備状況を確認し不足する資材を補充。	河川管理者や水防管理者(庄川水害予防組合)と連携し、水防資機材の配備状況を確認し整備を行う。	【R4.5.2】県管理河川ハットール【R4.6.16】水防河川合同巡視	出水期前に関係機関と水防重要地点、危険箇所を巡視し、水防資材の確認を行う。	
13	流木や土砂の影響への対策	【砂防】 ・緊急性の高い箇所において、インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤の整備等の対策を完了 ・2018年の緊急点検を踏まえ、土砂・洪水氾濫により緊急性の高い地点の施設整備等の対策を完了。	W	・対象外			・対象外				
14	災害時の拠点施設に対する対策	【国管理河川】 ・事務所の災害対策用通信機器の保全、点検等を実施。 ・引き続き、要望に応じて大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施 【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。また、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。 ・大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	F,G	・浸水想定区域内にある庁舎等への浸水応急対策を実施する。 ・大規模災害時における相互応援協定都市等との非常通信体制の確保に努める。	・通信設備の断絶に備え、移動系防災行政無線を更新し、災害拠点施設に配備した。 ・新防災情報システムの導入	済	・関係機関との受援体制における情報共有と県が主体となった被災者再建支援システムの検討	・市役所本庁舎については、非常用電源、電気通信機器類、防災行政無線機器類などを高層階に設置済 ・大規模災害時、BCPIに基づき、応援団体から人的・物的支援を円滑に受け入れるための受援計画を作成	・国土強靱化地域計画の見直し		
15	民間企業の水害対策	・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動 ・早期復興を支援する事前の準備(民間企業BCP策定支援)	K	・ハザードマップを活用し、大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動を行う。 ・民間企業BCPの策定支援のための方策を検討する。 ・民間企業等との連携の強化を図る。	・住民説明会や訓練等にあわせて民間企業等へも参加を呼びかける。 ・民間企業等への防災啓発	済	・民間企業への防災意識の啓発など広報活動の充実	民間企業への浸水リスクの説明、情報提供	民間企業への防災意識の啓発など広報活動の充実		

2 期 項 目 N o	庄川 取組状況(2期 R3~R7)			砺波市				小矢部市			
	2期 減災のための取組項目(概ね5年間)			2期(令和3年度~令和7年度)の取組目標		第9回 協議会(R5)		2期(令和3年度~令和7年度)の取組目標		第9回 協議会(R5)	
	2期 カテゴリ	2期 内容	課題の 対応	令和4年度 取組状況	進捗	令和5年度 取組計画	令和4年度 取組状況	進捗	令和5年度 取組計画		
1	洪水予測や水位情報の情報強化	【国管理河川・都道府県管理河川】 ・洪水の最高水位やその到達時間の情報提供など、洪水予測の高度化を推進 【都道府県管理河川】 ・道府県管理435ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次、対策を実施 ・設置した危機管理型水位計の維持管理・点検の実施 ・道府県管理ダム435のうち、洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供が必要なダムは、関係機関と調整し、調整が整ったダムから順次実施 ・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用などが必要なダムは、河川管理者と共同で実施	LL1,L2	・対象外			・対象外				
2	水防活動の啓発	・毎年、関係機関が連携した水防実働訓練、合同巡視、水防技術講習会、実践的な情報伝達訓練等を実施 ・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県市町と共同で情報伝達訓練を実施	N,O,P,Q,R,S	・公共関係機関と連絡体制の確認 ・水防技術講習会に参加	[R4.4.28]水防連絡会 [R4.6.16]庄川水防河川巡視危険箇所合同巡視 [R4.6.27]防災・減災協議会	・水防連絡会 ・庄川水防河川巡視危険箇所合同巡視 ・防災・減災協議会 ・水防工法研修会	関係機関が連携した水防実働訓練等の実施や、水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。	[R4.6]土砂災害警戒情報伝達訓練 [R4.7]水防連絡会にて確認	・関係機関が連携した訓練の実施		
3	水害リスク共有	【国管理河川】 ・洪水予測や河川水位の状況に関する解説。水害リスク情報を提供 ・災害危険区域指定等に係る事例集を作成 ・不動産関連事業者に対し、リスクマップ等に係る施策の最新情報を説明 【都道府県管理河川】 ・水位周知河川以外の河川における水害危険性の周知促進 ・毎年、浸水実績等の周知の実施。状況を確認・共有 ・自治会や地域住民への水害リスク共有に資する次の取組を推進。重要水防箇所等の共同点検、災害リスクの現地表示、防災情報の充実等 ・洪水浸水想定区域図等を用いたハザードマップ等の周知・利用促進の実施	C,E,F,G,H,J,K,LL1,L2,M	・公共関係機関と地元自治体や地域住民で危険箇所の合同点検を実施 ・まるごとまちごとハザードマップ整備事業を通して、防災意識の向上を図る ・洪水浸水想定区域図等を用いたハザードマップ等の周知・利用促進の実施	・対策済		・河川管理者と自治会や地域住民で重要水防箇所等の共同点検を実施する。 ・出前講座等によるハザードマップを利用した洪水浸水想定区域等の周知。	[R4.6]水防河川合同巡視	・自治会や地域住民との重要水防箇所等の共同点検 ・出前講座等でのハザードマップ等の周知		
4	排水体制の促進	・氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討 ・地下街が浸水した場合の排水計画(案)の検討を実施	U,V,X	・対象外			排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプの設置箇所の選定を行う。	検討中	・排水施設の情報共有		
5	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	【国管理河川】 ・「ダムの柔軟な運用」に関して調整済みのダムに対する支援、運用状況の確認 【都道府県管理河川】 ・事前放流の運用による洪水調節機能の強化 （一般水系の県管理ダム(R2.5治水協定) （二級水系の県管理ダム(R3.3治水協定)） ・洪水調節機能を維持・確保するための浸漬等の実施	W,X	・対象外			・対象外				
6	避難対策	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・引き継ぎ、関係機関が連携し、次の事項について協議会等の場で共有。自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練、避難場所への避難訓練、応急的な退避場所の確保、民間施設等を活用した緊急的な避難先の事例収集、立ち退き避難が必要な区域等	E,F,G,H,M	・市総合防災訓練の実施	[R4.9.25]市総合防災訓練の実施	・市総合防災訓練の実施	自主防災組織による避難訓練の実施	富山県総合防災訓練が市内で実施され、各地区自主防災組織より参加。避難対策について周知を行った。	・市防災訓練の実施により住民参加型の避難訓練の実施		
7	水防災教育の啓発	・小中学校等における水災害及び土砂災害教育を実施 ・出前講座等を活用し、地域防災力向上のための人材育成、広報活動の実施や資料を作成・配布	A,B,C,J	・出前講座等の実施	[R5.2.8]庄川小学校	・庄川小学校	出前講座等により災害に対する心構えや地域防災力の向上を図る。	[R4.9]小学校からの要望に応じ、防災教育等に関する出前講座を実施した。(大谷小学校) ・依頼のあった地区への出前講座の実施	・出前講座等による防災意識の向上を図る		

2期 項目 No	庄川 取組状況(2期 R3~R7)			砺波市			小矢部市		
	2期 減災のための取組項目(概ね5年間)			第9回 協議会(R5)			第9回 協議会(R5)		
	2期 カテゴリ	2期 内容	課題の 対応	2期(令和3年度~令和7年 度)の取組目標	令和4年度 取組状況	進捗 令和5年度 取組計画	2期(令和3年度~令和7年 度)の取組目標	令和4年度 取組状況	進捗 令和5年度 取組計画
8	要配慮者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自助・共助の促進のための普及啓発。自主防災組織の資機材整備や避難訓練等の支援</li> <li>・地域包括支援センター・ケアマネジャーとの連携</li> <li>・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施</li> </ul>	M	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者利用施設を定期に更新し、該当施設管理者に対して、計画作成に係る説明会を実施。</li> <li>・管理形態変更に伴う計画の更新及び1施設を追加し、説明を実施(計画書提出済)</li> </ul>			自主防災組織等への研修や資機材整備支援などによる自助・共助の促進。	【R4.12】県防災危機管理センター及び四季防災館の視察研修実施 各自主防災組織への資機材整備等に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織等への研修及び資機材整備等への支援</li> </ul>
9	タイムラインの活用促進	【国・都道府県管理河川共通】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告等の発令に着目した防災行動計画の検証と改善</li> <li>・各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会」における急流河川の特性を踏まえた大規模水害時のタイムラインの検証と改善</li> </ul>	E.M	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タイムラインの検証と改善を実施</li> <li>・災害対策基本法改正に伴い、タイムラインの更正済</li> </ul>			タイムラインの検証と改善。	【R4.10】第7回庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会への参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タイムラインの検証及び改善</li> </ul>
10	広域避難計画の策定及び支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難計画の策定及び支援</li> </ul>	E,F,G,H	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難について検討を行う。</li> <li>・県ワグチームにおいて検討会を実施</li> </ul>		中	国・県・関係市町村と連携し、広域避難計画を検討・策定する。	検討中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難計画の検討を行う。</li> </ul>
11	洪水を安全に流すためのハード対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水を安全に流すためのハード対策の推進</li> <li>・本川と支川の合流部等の対策</li> <li>・継続的な維持管理が可能な体制の構築</li> <li>・越水が発生した場合の危機管理型/ハード対策の推進</li> <li>・樋門等の施設の確実な運用体制の確保</li> </ul>	W,X	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象外</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象外</li> </ul>		
12	水防資機材の検討及び配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・円滑な避難活動や水防活動を支援するため、水防資材の確認・整備を実施</li> </ul>	L,N,O,P,R,T	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川管理者と連携を図り、水防資機材配備状況の確認を行う。</li> </ul>	【R4.8.16】庄川水防河川巡視危険箇所合同巡視	済	水防団と連携を図り水防資機材の配備状況の確認を行う。	【R4.6】水防河川合同巡視時に実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防資機材の配備状況の確認</li> </ul>
13	流木や土砂の影響への対策	【砂防】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急性の高い箇所において、インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤の整備等の対策を完了</li> <li>・2018年の緊急点検を踏まえ、土砂・洪水氾濫により緊急性の高い地点の施設整備等の対策を完了。</li> </ul>	W	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象外</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象外</li> </ul>		
14	災害時の拠点施設に対する対策	【国管理河川】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所災害対策用通信機器の保全、点検等を実施。</li> <li>・引き続き、要望に応じて大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施</li> <li>【国・都道府県管理河川共通】</li> <li>・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。また、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。</li> <li>・大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施</li> </ul>	F,G	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砺波市災害時受援計画の見直し(R3.3作成)</li> <li>・R3.3作成のため今年の見直しは不要</li> </ul>		済	災害時に拠点となる庁舎について、非常用発電機の設置を行う。	庁舎の耐震改修と併せて検討中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用発電機の設置</li> </ul>
15	民間企業の水害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動</li> <li>・早期復興を支援する事前の準備(民間企業BCP策定支援)</li> </ul>	K	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講座等の実施</li> <li>・市担当課と商工会議所BCP作成</li> </ul>		済	大規模工場等への浸水リスクの周知と水害対策等の啓発活動を行う。	検討中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水リスクの周知と水害対策等の啓発</li> </ul>

2 期 項 目 N o	庄川 取組状況(2期 R3~R7)			南砺市		
	2期 減災のための取組項目(概ね5年間)			2期(令和3年度~令和7年度)の取組目標	第9回 協議会(R5)	
	2期 カテゴリ	2期 内容	課題の 対応		令和4年度 取組状況	進捗 令和5年度 取組計画
1	洪水予測や水位情報の情報強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>【国管理河川・都道府県管理河川】</li> <li>・洪水の最高水位やその到達時間の情報提供など、洪水予報の高度化を推進</li> <li>【都道府県管理河川】</li> <li>・道府県管理435ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次、対策を実施</li> <li>・設置した危機管理型水位計の維持管理・点検の実施</li> <li>・道府県管理ダム435のうち、洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供が必要なダムは、関係機関と調整し、調整が整ったダムから順次実施</li> <li>・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用などが必要なダムは、河川管理者と共同で実施</li> </ul>	LL1,L2	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象となる施設が無い。関係機関と連携を図り、ダム情報を提供してもらう。</li> <li>ダムの放流等、操作情報について、FAX等により情報提供を受けた。</li> </ul>	済	<ul style="list-style-type: none"> <li>例年同様、ダムの放流等、操作情報について、FAX等により情報提供いただく予定。</li> </ul>
2	水防活動の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、関係機関が連携した水防実働訓練、合同巡視、水防技術講習会、実践的な情報伝達訓練等を実施</li> <li>・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、泉市町と共同で情報伝達訓練を実施</li> </ul>	N,O,P,Q,R,S	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。</li> <li>・公共関係機関と連絡体制の確認する。</li> <li>【R4.4.26】洪水対応演習(国・県・市)に参加。</li> <li>【R4.6.27】減災対策協議会に出席。</li> </ul>	済	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水対応演習に参加予定。</li> <li>減災対策協議会に出席予定。</li> </ul>
3	水害リスク共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>【国管理河川】</li> <li>・洪水予測や河川水位の状況に関する解説。水害リスク情報を提供</li> <li>・災害危険区域指定等に係る事例集を作成</li> <li>・不動産関連事業者に対し、リスクマップ等に係る施策の最新情報を説明</li> <li>【都道府県管理河川】</li> <li>・水位周知河川以外の河川における水害危険性の周知促進</li> <li>・毎年、浸水実績等の周知の実施。状況を確認・共有</li> <li>・自治会や地域住民への水害リスク共有に資する次の取組を推進。重要水防箇所等の共同点検、災害リスクの現地表示、防災情報の充実等</li> <li>・洪水浸水想定区域図等を用いたハザードマップ等の周知・利用促進の実施</li> </ul>	C,E,F,G,H,J,K,LL1,L2,M	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年、関係機関と連携を図り、重要水防箇所等の点検を実施する。</li> <li>【R4.5.16】富山県砺波土木センターと合同パトロールを実施。</li> </ul>	済	<ul style="list-style-type: none"> <li>富山県砺波土木センターと合同パトロールを実施予定。</li> </ul>
4	排水体制の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討</li> <li>・地下街が浸水した場合の排水計画(案)の検討を実施</li> </ul>	U,V,X	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象外</li> </ul>		
5	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>【国管理河川】</li> <li>・「ダムの柔軟な運用」に関して調整済みのダムに対する支援、運用状況の確認</li> <li>【都道府県管理河川】</li> <li>・事前放流の運用による洪水調節機能の強化</li> <li>・一級水系の県管理ダム(R2.5治水協定)</li> <li>・二級水系の県管理ダム(R3.3治水協定)</li> <li>・洪水調節機能を維持・確保するための浸漬等の実施</li> </ul>	W,X	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象外</li> </ul>		
6	避難対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>【国・都道府県管理河川、砂防共通】</li> <li>・引き続き、関係機関が連携し、次の事項について協議会等の場で共有。自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練、避難場所への避難訓練、応急的な退避場所の確保、民間施設等を活用した緊急的な避難先の事例収集、立ち退き避難が必要な区域等</li> </ul>	E,F,G,H,M	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年、関係機関、地域住民等と連携を図り、避難訓練や水防訓練を含めた総合防災訓練を実施する。</li> <li>【R4.8.28】南砺市総合防災訓練を実施。</li> </ul>	済	<ul style="list-style-type: none"> <li>南砺市総合防災訓練を実施予定。</li> </ul>
7	水防災教育の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校等における水災害及び土砂災害教育を実施</li> <li>・出前講座等を活用し、地域防災力向上のための人材育成、広報活動の実施や資料を作成・配布</li> </ul>	A,B,C,J	<ul style="list-style-type: none"> <li>小・中学校等からの要望に応じ、防災教育等に関する出前講座を実施する。</li> <li>・福野小学校の要望に応じ、市内防災士による出前授業を実施。</li> <li>・南砺市内で発生した平成20年災害の資料提供(写真)を実施。</li> </ul>	済	<ul style="list-style-type: none"> <li>小・中学校等からの要望に応じ、防災教育等に関する出前講座を実施予定。</li> </ul>

2 期 項 目 N o	庄川 取組状況(2期 R3~R7)			南砺市		
	2期 減災のための取組項目(概ね5年間)			2期(令和3年度~令和7年度)の取組目標	第9回 協議会(R5)	
	2期 カテゴリ	2期 内容	課題の 対応		令和4年度 取組状況	進 捗  令和5年度 取組計画
8	要配慮者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自助・共助の促進のための普及啓発。自主防災組織の資機材整備や避難訓練等の支援</li> <li>・地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携</li> <li>・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施</li> </ul>	M	自治会等からの要望に応じ、防災に関する出前講座を実施する。	各種住民団体からの要望に応じ、防災に関する出前講座を実施。	自治会等からの要望に応じ、防災に関する出前講座を実施する。
9	タイムラインの活用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>【国・都道府県管理河川共通】</li> <li>・避難勧告等の発令に着目した防災行動計画の検証と改善</li> <li>・各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会」における急流河川の特性を踏まえた大規模水害時のタイムラインの検証と改善</li> </ul>	E.M	タイムラインの検証と改善を実施する。	【R4.10.5】庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会に参加。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会に参加予定。</li> <li>・状況に応じて、タイムラインの検証と改善を実施する。</li> </ul>
10	広域避難計画の策定及び支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難計画の策定及び支援</li> </ul>	E.F.G.H	広域避難について検討を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富山県としては、市町村間で互いに避難者の受け入れ協力を行うという意思合わせができたため、テーマとしては完了の事。</li> <li>・富山県総合防災訓練において、小矢部市から南砺市へ広域避難を実施した想定で避難訓練を実施。</li> </ul>	富山県総合防災訓練において、訓練会場となる自治体と周辺の自治体が連携した広域避難訓練を実施予定。
11	洪水を安全に流すためのハード対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水を安全に流すためのハード対策の推進</li> <li>・本川と支川の合流部等の対策</li> <li>・継続的な維持管理が可能な体制の構築</li> <li>・越水が発生した場合の危機管理型ハード対策の推進</li> <li>・樋門等の施設の確実な運用体制の確保</li> </ul>	W.X	・対象外		
12	水防資機材の検討及び配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・円滑な避難活動や水防活動を支援するため、水防資材の確認・整備を実施</li> </ul>	L.N.O.P.R.T	出水期前後に水防倉庫の資材を確認し、不足があれば、整備する。	【R4.5.16】富山県砺波土木センターと合同パトロールを実施。	富山県砺波土木センターと合同パトロールを実施予定。
13	流木や土砂の影響への対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>【砂防】</li> <li>・緊急性の高い箇所において、インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤の整備等の対策を完了</li> <li>・2018年の緊急点検を踏まえ、土砂・洪水氾濫により緊急性の高い地点の施設整備等の対策を完了。</li> </ul>	W	・対象外		
14	災害時の拠点施設に対する対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>【国管理河川】</li> <li>・事務所の災害対策用通信機器の保全、点検等を実施。</li> <li>・引き続き、要望に応じて大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施</li> <li>【国・都道府県管理河川共通】</li> <li>・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。また、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。</li> <li>・大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施</li> </ul>	F.G	南砺市災害時受援計画の策定。	南砺市備蓄計画を策定。	南砺市災害時受援計画を基に災害時物資供給検討図上訓練を実施予定。
15	民間企業の水害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動</li> <li>・早期復興を支援する事前の準備(民間企業BCP策定支援)</li> </ul>	K	大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動を行う。	JA福光女性部からの要望に応じ、防災に関する出前講座を実施。	民間企業等からの要望に応じ、防災に関する出前講座を実施する。

2期 項目 No	小矢部川 取組状況(2期 R3~R7)			北陸地整			富山地方気象台				
	2期 減災のための取組項目(概ね5年間)			第9回 協議会(R5)			第9回 協議会(R5)				
	2期 カテゴリ	2期 内容	課題の 対応	2期(令和3年度~令和7 年度)の取組目標	令和4年度 取組状況	進 捗 中	令和5年度 取組計画	2期(令和3年度~令和7 年度)の取組目標	令和4年度 取組状況	進 捗 中	令和5年度 取組計画
1	洪水予測や水位 情報の情報強化	【国管理河川・都道府県管理河川】 ・洪水の最高水位やその到達時間の情報提供など、洪水予測の高度化を推進 【都道府県管理河川】 ・道府県管理435ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次、対策を実施 ・設置した危機管理型水位計の維持管理・点検の実施 ・道府県管理ダム435のうち、洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供が必要なダムは、関係機関と調整し、調整が整ったダムから順次実施 ・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用などが必要なダムは、河川管理者と共同で実施	LL1,L2	・一級水系において、河川管理者、ダム管理者及び関係利水者による「洪水調節機能強化に関する治水協定」を締結し、事前放流等の取り組みを推進	・令和4年度洪水実績を網羅した3時間先/6時間先までの洪水予測精度の向上	中	・継続して適切な洪水予測の発信と、洪水予測の精度向上に取り組む	防災気象情報の高度化及び伝え方の見直し	・線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ ・キキクル「薫」の新設と「濃い薫」の統合 ・大雨特別警報(浸水害)の指標の改善 ・指定河川洪水予測の氾濫危険情報を予測でも発表 ・気象庁ホームページにおける水害リスクラインと洪水キキクルの統合表示	済	令和4年と同様に取り組む
2	水防活動の啓発	・毎年、関係機関が連携した水防実働訓練、合同巡視、水防技術講習会、実践的な情報伝達訓練等を実施 ・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、各市町と共同で情報伝達訓練を実施	N,O,P,Q,R,S	・毎年、出水期前に県・市・町と連携して連絡体制の整備、情報共有 ・水防工法講習会・水防技術講習会への開催・支援	・R4.04.16.洪水対応演習 ・R4.04.28.水防連絡会総会 ・R4.06.15/16.水防河川巡視 ・R4.06.29.水位・雨量観測所の点検	中	・R5.05.12.洪水対応演習(予定) ・R5.05.中.水防連絡会総会 ・R3.05.下.水防工法研修会 ・R5.06.上.水防河川巡視 ・R5.06.上.水位・雨量観測所の点検	合同巡視や水防連絡会への関係機関としての参加	・合同巡視への参加(毎年) ・洪水対応演習の実施(毎年) ・防災担当者向けワークショップを実施	済	令和4年と同様に取り組む
3	水害リスク共有	【国管理河川】 ・洪水予測や河川水位の状況に関する解説。水害リスク情報を提供 ・災害危険区域指定等に係る事例集を作成 ・不動産関連事業者に対し、リスクマップ等に係る施策の最新情報を説明 【都道府県管理河川】 ・水位周知河川以外の河川における水害危険性の周知促進 ・毎年、浸水実績等の周知の実施。状況を確認・共有 ・自治体や地域住民への水害リスク共有に関する次の取組を推進。重要水防箇所等の共同点検、災害リスクの現地表示、防災情報の充実等 ・洪水浸水想定区域図等を用いたハザードマップ等の周知・利用促進の実施	C,E,F,G,H,J,K,L1,L2,M	・洪水予測や河川水位の状況に関する解説 ・水害リスク情報を提供等	・R4.08.02.メディア説明会 ・R4.12.13.水害リスクマップ(暫定版)公表 ・R5.3.月.水害リスクマップ、多段階浸水想定区域図高橋(予定)	中	・R5.06.中.メディア説明会 ・R5.06.下.常願寺川・神通川タイムライン検討専門部会(予定)	・対象外			
4	排水体制の促進	・氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の共有、排水手法等の検討 ・地下街が浸水した場合の排水計画(案)の検討を実施	U,V,X	・水防管理団体が行う水防訓練等への参加	・出動手順の確立 ・排水訓練の実施(4~10月) ・R4.10.16.富山県総合防災訓練(小矢部会場:照明車展示)	中	・出動手順の確立 ・排水訓練の実施(4~10月) ・水防訓練等における排水ポンプ車の参加等	・対象外			
5	ダム等の洪水調節 機能の向上・確保	【国管理河川】 ・「ダムの柔軟な運用」に関して調整済みのダムに対する支援、運用状況の確認 【都道府県管理河川】 ・事前放流の運用による洪水調節機能の強化 一級水系の県管理ダム(R2.5治水協定) (二級水系の県管理ダム(R3.3治水協定)) ・洪水調節機能を維持・確保するための点検等の実施	W,X	・実施要領、連絡体制、行程表等について調整を促進	・「ダム洪水調節機能協議会」による既存ダムの更なる洪水調節機能強化に向けた取り組みを推進。	中	・令和4年度と同様に取り組む	ダム等の洪水調節機能について、洪水予測精度の向上に関する技術・システム開発に必要な協議		未	機会を捉えて取り組む
6	避難対策	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・引き続き、関係機関が連携し、次の事項について協議会等の場で共有。自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練、避難場所への避難訓練、応急的な避難場所の確保、民間施設等を活用した緊急的な避難先の事例収集、立ち退き避難が必要な区域等	E,F,G,H,M	・浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域の情報提供等 ・浸水想定区域図、ハザードマップ(市町村別)、浸水ナビ(地点別浸水シミュレーション)をHPで掲載済	中	・情報提供の継続、提供情報の更新	・自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練への参加	・富山県および5つの市町の防災訓練に参加		済	令和4年と同様に取り組む
7	水防災教育の啓 発	・小中学校等における水災害及び土砂災害教育を実施 ・出前講座等を活用し、地域防災力向上のための人材育成、広報活動の実施や資料を作成・配布	A,B,C,J	・市町村の要請により、関係機関(気象台、自治体担当部署等)と連携した、水防災教育の充実を支援	・R4.11.30.水防災教育 小矢部市立東部小学校	中	・出前講座等の実施	・出前講座等を活用し、地域防災力向上のための人材育成、広報活動の実施や資料を作成・配布	・出前講座等の実施(随時) ・広報活動「気象台へ行くこう2022」をWEB上で実施し大雨やキキクル(危険度分布)の解説資料を掲載。 ・キキクルのリーフレットを配布	済	令和4年と同様に取り組む

2 期 項 目 N o	小矢部川 取組状況(2期 R3~R7)			北陸地整			富山地方気象台		
	2期 減災のための取組項目(概ね5年間)			第9回 協議会(R5)			第9回 協議会(R5)		
	2期 カテゴリ	2期 内容	課題の 対応	2期(令和3年度~令和7年 度)の取組目標	令和4年度 取組状況	進 捗 令和5年度 取組計画	2期(令和3年度~令和7年 度)の取組目標	令和4年度 取組状況	進 捗 令和5年度 取組計画
8	要配慮者支援	・自助・共助の促進のための普及啓発、自主防災組織の資機材整備や避難訓練等の支援 ・地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携 ・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施	M	・避難確保計画等の作成時の技術的助言等を実施	-	中	・要配慮者利用施設避難確保計画作成支援を継続		
9	タイムラインの活用促進	【国・都道府県管理河川共通】 ・避難勧告等の発令に着目した防災行動計画の検証と改善 ・各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会」における急流河川の特性を踏まえた大規模水害時のタイムラインの検証と改善	E.M	・庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会を活用したタイムライン運用の効果検証を実施 ・必要に応じて、水位情報等の提供を実施	・R4.10.05.庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会(机上訓練)	中	・庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会によるタイムラインの検証と改善		
10	広域避難計画の策定及び支援	・広域避難計画の策定及び支援	E.F.G.H	・ハザードマップポータルサイトの周知と活用を促進 ・洪水ハザードマップに関する理解促進を支援	-	中	・洪水ハザードマップ更新にかかる作成支援、ハザードマップポータルサイトの周知		
11	洪水を安全に流すためのハード対策の推進	・洪水を安全に流すためのハード対策の推進 ・本川と支川の合流部等の対策 ・継続的な維持管理が可能な体制の構築 ・越水が発生した場合の危機管理型ハード対策の推進 ・樋門等の施設の確実な運用体制の確保	W.X	・洪水を河川内で安全に流すためのハード対策を推進 ・河道掘削・樹木伐採計画に基づき実施	◆浸透対策(基盤漏水のみ) ・R10.0k~110.151~R10.4k~23.046 ・R24.4k+131.1~R24.4+148.2 ◆浸透対策 ・R24.0k+60~R24.2k+90	中	・改修事業/維持管理事業によるハード対策		
12	水防資機材の検討及び配置	・円滑な避難活動や水防活動を支援するため、水防資材の確認・整備を実施	L.N.O.P.R.T	・水防連絡会にて水防倉庫の備蓄材などの合同巡視を実施 ・ドローン・危機管理型水位計・CCTVカメラ等の活用	・R4.06.15/16.水防河川巡視(水防倉庫合同巡視)	中	・R5.06.上.水防河川巡視(水防倉庫合同巡視)		
13	流木や土砂の影響への対策	【砂防】 ・緊急性の高い箇所において、インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤の整備等の対策を完了 ・2018年の緊急点検を踏まえ、土砂・洪水氾濫により緊急性の高い地点の施設整備等の対策を完了。	W	・対象外			・対象外		
14	災害時の拠点施設に対する対策	【国管理河川】 ・事務所の災害対策用通信機器の保全、点検等を実施。 ・引き続き、要望に応じて大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施 【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。また、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。 ・大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	F.G	・自治体の実態や対応状況を把握して関係者で共有(庁舎・災害拠点病院の機能確保) ・対応検討に必要な資料の提示や技術的指導 ・復旧活動の拠点等配置計画を検討	・R4.06.16.水防河川巡視時に小矢部川関係者で共有(庁舎・災害拠点病院の機能確保) ・R4.12.13.水害リスクマップ(暫定版)公表 ・水害リスクマップ、多段階浸水想定区域図公表(予定)	中	・水防河川巡視時に併せて水防倉庫の見学の実施		
15	民間企業の水害対策	・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動 ・早期復興を支援する事前の準備(民間企業BCP策定支援)	K	・民間企業の水害対応版BCP策定に対する支援として必要な河川情報の提供	・R4.12.13.水害リスクマップ(暫定版)公表 ・水害リスクマップ、多段階浸水想定区域図公表(予定)	中	・継続して浸水リスク説明資料の公表		

2期 項目 No	小矢部川 取組状況(2期 R3~R7)			富山県				高岡市			
	2期 減災のための取組項目(概ね5年間)			2期(令和3年度~令和7年度)の取組目標		第9回 協議会(R5)		2期(令和3年度~令和7年度)の取組目標		第9回 協議会(R5)	
	2期 カテゴリ	2期 内容	課題の 対応	令和4年度 取組状況	進捗	令和5年度 取組計画	令和4年度 取組状況	進捗	令和5年度 取組計画		
1	洪水予測や水位情報の情報強化	【国管理河川・都道府県管理河川】 ・洪水の最高水位やその到達時間の情報提供など、洪水予報の高度化を推進 【都道府県管理河川】 ・道庁管理435ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次、対策を実施 ・設置した危機管理型水位計の維持管理・点検の実施 ・道庁管理ダム435のうち、洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供が必要なダムは、関係機関と調整し、調整が整ったダムから順次実施 ・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用などが必要なダムは、河川管理者と共同で実施	L1,L12	・当該水系において必要に応じて危機管理型水位計の設置及びダム放流警報等の耐水化や改良等 ・当該水系における危機管理型水位計の適切な点検・維持管理 ・見直し後のダム通知の適切な運用	【危機管理型水位計】 ・計器異常の監視・把握 28箇所 【ダム通知の適切な運用】 ・4/26 洪水対応演習に参加 ・4/28 水防連絡会で連絡体制確認	【危機管理型水位計】 ・計器異常の監視・把握 28箇所 【ダム通知の適切な運用】 ・4月 洪水対応演習に参加 ・4月 水防連絡会で連絡体制確認	対象外				
2	水防活動の啓発	・毎年、関係機関が連携した水防実働訓練、合同巡視、水防技術講習会、実践的な情報伝達訓練等を実施 ・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県市町と共同で情報伝達訓練を実施	N,O,P,Q,R,S	・関係機関や地元自治会等と重要水防箇所合同巡視等の実施 ・水防技術講習会や水防実働訓練への参加 ・水防連絡会にて連絡体制の確認及び洪水対応演習を実施 ・5/30 河川合同ハトロール(小矢部市・小矢部土木) ・6/16 国の河川巡視に参加 ・7/19 小矢部市水防連絡協議会出席	・4/26 洪水対応演習に参加 ・4/28 水防連絡会で連絡体制確認 ・5/16 県、南砺市で水防資料を確認 ・5/27 高岡市との合同河川ハトロールを実施 ・5/30 河川合同ハトロール(小矢部市・小矢部土木) ・6/16 国の河川巡視に参加 ・7/19 小矢部市水防連絡協議会出席	・4月 洪水対応演習に参加 ・4月 水防連絡会で連絡体制確認 ・5月 高岡市との合同河川ハトロールを実施 ・5月 河川合同ハトロール(小矢部市・小矢部土木) ・5月 県、南砺市で水防資料を確認 ・6月 国の河川巡視に参加 ・7月 小矢部市水防連絡協議会出席	・河川管理者と市、消防本部、消防団の連絡体制を確認し、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。 ・毎年、出水期前に水防訓練を実施する。 ・水防技術講習会に参加する。	・[R4.4.26]洪水対応演習(国・県・市)を実施。 ・水防連絡会総会に出席。 ・合同巡視(国・県・市)を実施。 ・[R4.4.28]水防連絡会総会に出席。 ・[R4.6.4]令和4年度高岡市水防訓練を実施。 ・[R4.8.16]合同巡視(国・県・市)を実施。	・洪水対応演習(国・県・市)を実施。 ・水防連絡会総会に出席。 ・合同巡視(国・県・市)を実施。		
3	水害リスク共有	【国管理河川】 ・洪水予測や河川水位の状況に関する解説、水害リスク情報を提供 ・災害危険区域指定等に係る事例集を作成 ・不動産関連事業者に対し、リスクマップ等に係る施策の最新情報を説明 【都道府県管理河川】 ・水位周知河川以外の河川における水害危険性の周知促進 ・毎年、浸水実績等の周知の実施。状況を確認・共有 ・自治会や地域住民への水害リスク共有に資する次の取組を推進。重要水防箇所等の共同点検、災害リスクの現地表示、防災情報の発表等 ・洪水浸水想定区域図等を用いたハザードマップ等の周知・利用促進の実施	C,E,F,G,H,I,J,K,L1,L12,M	・水位周知河川以外の河川における洪水浸水想定区域図の作成 ・合同巡視時等において浸水実績等の確認・共有、重要水防箇所等の共同点検 ・洪水浸水想定区域図等を用いたハザードマップ作成等の市町村支援 ・5/16 県、南砺市で水防資料を確認 ・5/27 高岡市との合同河川ハトロールを実施 ・5/30 河川合同ハトロール(小矢部市・小矢部土木) ・6/9 防災連絡会に参加 ・6/16 国の河川巡視に参加 ・7/19 小矢部市水防連絡協議会出席 ・8/2 メディア説明会に参加 ・8~12月 流域治水関連運法にかかる市町村との勉強会 ・3/14 国の流域治水プロジェクト協議会に参加 ・3/16 国の流域治水ブロック検討会に参加 【小規模河川浸水想定区域図】 ・作成河川等に関する基礎調査	・5月 高岡市との合同河川ハトロールを実施 ・5月 河川合同ハトロール(小矢部市・小矢部土木) ・5月 県、南砺市で水防資料を確認 ・6月 防災連絡会に参加 ・6月 国の河川巡視に参加 ・7月 小矢部市水防連絡協議会出席 ・8月 メディア説明会に参加 ・3月 国の流域治水プロジェクト協議会に参加 【小規模河川浸水想定区域図】 ・作成河川等に関する基礎調査	・5月 高岡市との合同河川ハトロールを実施 ・5月 河川合同ハトロール(小矢部市・小矢部土木) ・5月 県、南砺市で水防資料を確認 ・6月 防災連絡会に参加 ・6月 国の河川巡視に参加 ・7月 小矢部市水防連絡協議会出席 ・8月 メディア説明会に参加 ・3月 国の流域治水プロジェクト協議会に参加 【小規模河川浸水想定区域図】 ・作成河川等に関する基礎調査	・河川管理者と自治会や地域住民で重要水防箇所等の共同点検を実施する。 ・住民ひとりひとりの水防災意識の向上を図るため、まるごとまちごとハザードマップ整備事業を推進する。	・まるごとまちごとハザードマップ整備事業を通して、水防災意識の向上と避難方法の再確認を行った。	・まるごとまちごとハザードマップの展開		
4	排水体制の促進	・氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討 ・地下街が浸水した場合の排水計画(案)の検討を実施	U,V,X	・合同巡視時等において排水ポンプ車設置箇所等の確認 ・水防連絡会にて連絡体制の確認及び洪水対応演習を実施 ・4/26 洪水対応演習に参加 ・4/28 水防連絡会で連絡体制確認 ・5/27 高岡市との合同河川ハトロールを実施 ・5/30 河川合同ハトロール(小矢部市・小矢部土木) ・6/16 国の河川巡視に参加 ・7/19 小矢部市水防連絡協議会出席	・5/12 洪水対応演習に参加 ・4月 水防連絡会で連絡体制確認 ・5月 高岡市との合同河川ハトロールを実施 ・5月 河川合同ハトロール(小矢部市・小矢部土木) ・6月 国の河川巡視に参加 ・7月 小矢部市水防連絡協議会出席	・排水施設等の情報や操作方法を共有する。 ・整備済みである排水ポンプ車出動要請の連絡体制の確認を行う。 ・水防訓練と合同で排水実働訓練を実施する。 ・地下街への浸水を想定した避難計画及び排水計画(案)の必要性を検討する。	・[R4.4.25][R4.6.20]四屋排水機場の点検時に市職員内で操作方法を共有した。 ・[R4.6.5]千保川内免橋(昇降橋)の点検時に市職員内で操作方法を共有した。 ・[R4.4.11]国土交通省と災害ホットライン連絡体制を確立。	・市職員内で四屋排水機場・千保川内免橋(昇降橋)の操作方法を共有。 ・国土交通省と災害ホットライン連絡体制を確立。			
5	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	【国管理河川】 ・「ダムの柔軟な運用」に関して調整済みのダムに対する支援、運用状況の確認 【都道府県管理河川】 ・事前放流の運用による洪水調節機能の強化 一級水系の県管理ダム(R2.5治水協定) (二級水系の県管理ダム(R3.3治水協定)) ・洪水調節機能を維持・確保するための浸漬等の実施	W,X	・見直し後のダム通知の適切な運用 ・事前放流の継続運用 ・測量により堆砂状況を把握、浸漬の実施 ・ダム通知の適切な運用 ・貯水池内の浸漬実施(城端ダム) ・堆砂測量の実施(千曲川ダム、城端ダム)	・ダム通知の適切な運用 ・貯水池内の浸漬実施(城端ダム) ・堆砂測量の実施(千曲川ダム、城端ダム)	対象外					
6	避難対策	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・引き続き、関係機関が連携し、次の事項について協議会等の場で共有。自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練、避難場所への避難訓練、応急的な避難場所の確保、民間施設等を活用した緊急的な避難先の事例収集、立ち退き避難が必要な区域等	E,F,G,H,M	・避難対策について各協議会の場での情報共有 ・6/27 減災対策協議会での国や市町村等の関係機関との情報共有、HP公表	・6月 減災対策協議会での国や市町村等の関係機関との情報共有、HP公表	・避難場所の新たな指定(民間施設を含めた指定緊急避難場所の確保)や利用可能場所の拡大を図る。 ・市総合防災訓練等への積極的な参加を促進する。 ・実践的な避難訓練の実施を促進する。 ・住民ひとりひとりの水防災意識の向上を図るため、まるごとまちごとハザードマップ整備事業を推進する。 ・マイタイムラインの作成を促進する。	・まるごとまちごとハザードマップ整備事業を通して、水防災意識の向上と避難方法の再確認を行った。(五位地区) ・出前講座や市広報誌、HP等にて作成を寄発した。 ・自主避難所の早期開設	・まるごとまちごとハザードマップの展開 ・災害時における避難施設の早期開設			
7	水防災教育の啓発	・小中学校等における水災害及び土砂災害教育を実施 ・出前講座等を活用し、地域防災力向上のための人材育成、広報活動の実施や資料を作成・配布	A,B,C,J	・小中学校等での出前講座の実施 ・必要に応じて広報資料の作成・配布等 ・8/31 防災の日「防災・減災の取り組み」新聞掲載(富山新聞) ・6/15 小中学校等での出前講座(石動小)	・6~7月 小中学校等での出前講座(石動小)	・小中学校からの要望に応じ、防災教育に関する出前講座を実施する。 ・住民ひとりひとりの水防災意識の向上を図るため、まるごとまちごとハザードマップ整備事業を推進する。	・児童生徒の防災学習 ・まるごとまちごとハザードマップの展開 ・防災士のスキルアップ(野村、国吉、五位、博努)				

2 期 項 目 N o	小矢部川 取組状況(2期 R3~R7)			富山県			高岡市				
	2期 減災のための取組項目(概ね5年間)			第9回 協議会(R5)			第9回 協議会(R5)				
	2期 カテゴリ	2期 内容	課題の 対応	2期(令和3年度~令和7年 度)の取組目標	令和4年度 取組状況	進捗	令和5年度 取組計画	2期(令和3年度~令和7年 度)の取組目標	令和4年度 取組状況	進捗	令和5年度 取組計画
8	要配慮者支援	・自助・共助の促進のための普及啓発、自主防災組織の資機材整備や避難訓練等の支援 ・地域包括支援センター/ケアマネージャーとの連携 ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成に向けた支援を実施	M	・自主防災組織リーダー研修会や自主防災組織化研修会等の開催 ・要配慮者利用施設における避難確保計画作成等の市町村講習会への支援	・8/26 庁内関係部局による要配慮者利用施設における避難確保計画等の促進に係る検討会開催 ・2/1 要配慮者利用施設における避難の実効性確保に関する市町村職員向け研修会参加	済	・8月 庁内関係部局による要配慮者利用施設における避難確保計画等の促進に係る検討会開催	・出前講座や訓練補助・支援を通して地域防災力の向上を図る。 ・要配慮者施設における避難確保計画策定を促進する。 ・当該避難確保計画に基づく避難訓練の実施を促進する。	・住民の防災意識を高めるため、出前講座・水防訓練を実施した。 ・自主防災組織や避難所運営等の要となる防災士や防災リーダーを育成した。 ・自主防災組織の活動・訓練に対し、ステップを一段階上げた支援を実施した。(設立→成長期→成熟期) ・計画を策定していない施設に対して支援を継続していく。	済	・防災啓発の実施、防災訓練の奨励 ・防災士、防災リーダーの育成支援 ・自主防災活動の高度化支援
9	タイムラインの活用促進	【国・都道府県管理河川共通】 ・避難勧告等の発令に着目した防災行動計画の検証と改善 ・各関係機関が参加した「庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会」における急流河川の特性を踏まえた大規模水害時のタイムラインの検証と改善	E.M	・当該水系のタイムラインの適切な運用 ・「庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会」への参加	・10/5「庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会」への参加	済	・10月「庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会」への参加	・出水後における高岡市洪水対応マニュアルの検証と改善を行う。	・【R4.10.5】第8回検討専門部会に参加した。 ・8月の大雨災害を受けて、マニュアルの検証と改善を行った。	済	・検討専門部会に参加。 ・大雨対応マニュアルの検証と改善。
10	広域避難計画の策定及び支援	・広域避難計画の策定及び支援	E.F.G.H	・広域避難計画の策定に必要な県管理河川及びダムに関する資料提供等による支援	【小規模河川浸水想定区域図】 ・作成河川等に関する基礎調査	中	【小規模河川浸水想定区域図】 ・解析・図面作成業務の実施	・県や隣接市等と広域避難に係る現状や課題について情報共有し、検討を進め、受入れ自治体との合意形成を図る。	・隣接市とは双方の住民の受入れにを合意しており、災害時には受入れを支援する。	中	・引き続き災害時の相互支援を実施
11	洪水を安全に流すためのハード対策の推進	・洪水を安全に流すためのハード対策の推進 ・本川と支川の合流部等の対策 ・継続的な維持管理が可能な体制の構築 ・越水が発生した場合の危機管理型ハード対策の推進 ・樋門等の施設の確実な運用体制の確保	W.X	・当該水系における河道内の密削や樹木伐採の実施 ・樋門や水門等の適切な点検・維持管理	【河道掘削】<高岡土木> 広谷川:L=460m 【河道掘削・樹木伐採】<小矢部土木> 子撫川:L=0.5km 洪江川:L=0.7km 砂船川:L=0.9km 玉面丸川:L=0.2km 本堂川:L=0.4km 御手洗川:L=0.4km 毘沙門川:L=0.3km 【河道掘削】<砺波土木> 小矢部川:L=500m 山田川:L=100m 千谷川:L=355m 明神川:L=500m 【樹木伐採】 小矢部川:L=800m 山田川:L=540m 上黒石川:L=720m	済	【河道掘削】<高岡土木> 西明寺川:L=200m 千保川:L=200m 【樹木伐採】 地久子川:L=200m 【その他ハード対策】 谷内川・種岸工:L=100m 【河道掘削・樹木伐採】<小矢部土木> 子撫川、洪江川 ほか 【河道掘削】<砺波土木> 小矢部川:L=530m 山田川:L=220m	・対象外			
12	水防資機材の検討及び配置	・円滑な避難活動や水防活動を支援するため、水防資材の確認・整備を実施	L.N.O.P.R.T	・合同巡視時等における水防資材の確認・整備	・5/27 高岡市との合同河川/パトロールを実施 ・5/30 河川合同/パトロール(小矢部市・小矢部土木) ・6/16 国の河川巡視に参加	済	5月 高岡市との合同河川/パトロールを実施 ・5月 河川合同/パトロール(小矢部市・小矢部土木) ・6月 国の河川巡視に参加	・河川管理者と連携を図り、水防資機材配備状況の確認や整備を実施する。	・【R4.6.16】合同巡視時に実施。 ・出水期前に資機材配備状況を確認し不足する資材を補充。	済	・合同巡視時に実施。 ・出水期前に資機材配備状況を確認し不足する資材を補充。
13	流木や土砂の影響への対策	【砂防】 ・緊急性の高い箇所において、インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤の整備等の対策を完了 ・2018年の緊急点検を踏まえ、土砂・洪水氾濫により緊急性の高い地点の施設整備等の対策を完了。	W	【砂防】 ・砂防関連施設の整備	【砂防】<小矢部土木> 小矢部川水系増生(2) ほか 【砂防】<高岡土木> 小矢部川水系山川 小矢部川水系五十里道重(2) 小矢部川圏域緊急改築②砺波堰堤ほか	済	【砂防】<小矢部土木> 小矢部川水系増生(2) ほか 【砂防】<高岡土木> 小矢部川水系山川 小矢部川水系五十里道重(2) 小矢部川圏域緊急改築②砺波堰堤ほか	・対象外			
14	災害時の拠点施設に対する対策	【国管理河川】 ・事務所の災害対策用通信機器の保全、点検等を実施。 ・引き続き、要望に応じて大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施 【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。また、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。 ・大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	F.G	・各協議会の場において災害拠点施設等の機能確保に関する情報共有 ・6/27 減災対策協議会での国や市町村等の関係機関との情報共有、HP公表 【小規模河川浸水想定区域図】 ・小規模河川における洪水浸水想定区域図の作成	・5/16 県、南砺市で水防資材を確認 ・6/27 減災対策協議会での国や市町村等の関係機関との情報共有、HP公表 【小規模河川浸水想定区域図】 ・作成河川等に関する基礎調査	中	・5月 県、南砺市で水防資材を確認 ・6月 減災対策協議会での国や市町村等の関係機関との情報共有、HP公表 【小規模河川浸水想定区域図】 ・解析・図面作成業務の実施	・浸水想定区域内にある庁舎等への浸水応急対策を実施する。 ・大規模災害時における相互応援協定都市等との非常通信体制の確保に努める。	・通信設備の断絶に備え、移動系防災行政無線を更新し、災害拠点施設に配備した。 ・新防災情報システムの導入	済	・新防災情報システムの導入
15	民間企業の水害対策	・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動 ・早期復興を支援する事前の準備(民間企業BCP策定支援)	K	・必要に応じて企業等のBCP作成に係る資料提供等の支援	・水害リスク情報の提供(洪水浸水想定区域図のオープンデータ化)	済	・ハザードマップを活用し、大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動を行う。 ・民間企業BCPの策定支援のための方策を検討する。 ・民間企業等との連携の強化を図る。	・住民説明会や訓練等にあわせて民間企業等へも参加を呼びかける。	・民間企業等への防災啓発	済	

2 期 項 目 N o	小矢部川 取組状況(2期 R3~R7)			射水市				砺波市				
	2期 減災のための取組項目(概ね5年間)			2期(令和3年度~令和7年度)の取組目標		第9回 協議会(R5)		2期(令和3年度~令和7年度)の取組目標		第9回 協議会(R5)		
	2期 カテゴリ	2期 内容	課題の 対応	令和4年度 取組状況	進 捗 中	令和5年度 取組計画	令和4年度 取組状況	進 捗 中	令和5年度 取組計画	令和4年度 取組状況	進 捗 中	令和5年度 取組計画
1	洪水予測や水位情報の情報強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>【国管理河川・都道府県管理河川】 <ul style="list-style-type: none"> <li>洪水の最高水位やその到達時間の情報提供など、洪水予報の高度化を推進</li> </ul> </li> <li>【都道府県管理河川】 <ul style="list-style-type: none"> <li>道府県管理435ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次、対策を実施</li> <li>設置した危機管理型水位計の維持管理・点検の実施</li> <li>道府県管理ダム435のうち、洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供が必要なダムは、関係機関と調整し、調整が整ったダムから順次実施</li> <li>避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用などが必要なダムは、河川管理者と共同で実施</li> </ul> </li> </ul>	LL1,L2	ダム洪水調節機能協議会で情報共有	協議会未実施	協議会にて情報共有の方法やタイムラインの確認を実施	対象外					
2	水防活動の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年、関係機関が連携した水防実働訓練、合同巡視、水防技術講習会、実践的な情報伝達訓練等を実施</li> <li>水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県市町と共同で情報伝達訓練を実施</li> </ul>	N,O,P,Q,R,S	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年、関係機関が連携した水防実働訓練、合同巡視、水防技術講習会、実践的な情報伝達訓練等を実施</li> <li>水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県市町と共同で情報伝達訓練を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【R4.4.22】洪水対応演習(情報伝達)</li> <li>【R4.4.28】水防連絡会</li> <li>【R4.5.27】泉管理河川ハトロー</li> <li>【R4.8.16】水防河川合同巡視</li> <li>【R4.8.24】排水ポンプ車運転講習会</li> <li>【R4.8.27】減災対策協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関が実施する合同巡視や情報伝達訓練等を通じて情報共有の方法やタイムラインの確認を実施</li> <li>公共関係機関と連絡体制の確認</li> <li>水防技術講習会に参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【R4.4.28】水防連絡会</li> <li>【R4.6.27】防災・減災協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防連絡会</li> <li>防災・減災協議会</li> <li>水防工法研修会</li> </ul>		済		
3	水害リスク共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>【国管理河川】 <ul style="list-style-type: none"> <li>洪水予測や河川水位の状況に関する解説、水害リスク情報を提供</li> <li>災害危険区域指定等に係る事例集を作成</li> <li>不動産関連事業者に対し、リスクマップ等に係る施策の最新情報を説明</li> </ul> </li> <li>【都道府県管理河川】 <ul style="list-style-type: none"> <li>水位周知河川以外の河川における水害危険性の周知促進</li> <li>毎年、浸水実績等の周知の実施。状況を確認・共有</li> <li>自治体や地域住民への水害リスク共有に関する次の取組を推進。重要水防箇所等の共同点検、災害リスクの現地表示、防災情報の充実等</li> <li>洪水浸水想定区域図等を用いたハザードマップ等の周知・利用促進の実施</li> </ul> </li> </ul>	C,E,F,G,H,J,K,LL1,L2,M	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民への水害リスク共有に資する取組を推進</li> <li>洪水浸水想定区域図等を用いたハザードマップ等の周知・利用促進の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>HPやケーブルテレビ、出前講座等でハザードマップ等の周知</li> <li>避難所誘導標識の更新</li> <li>海拔表示看板の順次更新</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>HPやケーブルテレビ、出前講座等でハザードマップ等の周知</li> <li>避難所誘導標識の更新</li> <li>海拔表示看板の順次更新</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>まるごとまちごとハザードマップ整備事業を通して、防災意識の向上を図る。</li> <li>洪水浸水想定区域図等を用いたハザードマップ等の周知・利用促進の実施</li> </ul>	対策済		済		
4	排水体制の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討</li> <li>地下街が浸水した場合の排水計画(案)の検討を実施</li> </ul>	U,V,X	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討</li> </ul>	検討中	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討</li> </ul>	対象外					
5	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>【国管理河川】 <ul style="list-style-type: none"> <li>「ダムの柔軟な運用」に関して調整済みのダムに対する支援、運用状況の確認</li> </ul> </li> <li>【都道府県管理河川】 <ul style="list-style-type: none"> <li>事前放流の運用による洪水調節機能の強化</li> <li>一級水系の泉管理ダム(R2.5治水協定)</li> <li>(二級水系の泉管理ダム(R3.3治水協定))</li> <li>洪水調節機能を維持・確保するための点検等の実施</li> </ul> </li> </ul>	W,X	ダム洪水調節機能協議会で情報共有	協議会未実施	協議会にて情報共有の方法やタイムラインの確認を実施	対象外					
6	避難対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>【国・都道府県管理河川、砂防共通】 <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、関係機関が連携し、次の事項について協議会等の場で共有。自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練、避難場所への避難訓練、応急的な退避場所の確保、民間施設等を活用した緊急的な避難先の事例収集、立ち退き避難が必要な区域等</li> </ul> </li> </ul>	E,F,G,H,M	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震・風水害を想定した市総合防災訓練を実施し、防災意識の醸成と地域防災力の向上を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症に対応した呉羽山断層帯を震源とする市総合防災訓練を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震・風水害を想定した市総合防災訓練を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市総合防災訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【R4.9.25】市総合防災訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市総合防災訓練の実施</li> </ul>		済	
7	水防災教育の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校等における水災害及び土砂災害教育を実施</li> <li>出前講座等を活用し、地域防災力向上のための人材育成、広報活動の実施や資料を作成・配布</li> </ul>	A,B,C,J	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校等における水災害教育を実施</li> <li>地域防災力の向上を図るため、防災士の育成の推進(令和5年度までに162人を目標)</li> <li>男女共同参画の視点から女性防災士の育成を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校等で出前講座の実施</li> <li>防災士を対象とした研修会の実施(利賀ダム工事現場で河川洪水や治水事業の学習)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校等における水災害教育を実施</li> <li>防災士を対象とした研修会の実施(利賀ダム工事現場で河川洪水や治水事業の学習)</li> <li>男女共同参画の視点から女性防災士の育成を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出前講座等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【R5.2.8】庄川小学校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出前講座等の実施</li> </ul>		未	

2期 項目 No	小矢部川 取組状況(2期 R3~R7)			射水市			砺波市				
	2期 減災のための取組項目(概ね5年間)			第9回 協議会(R5)			第9回 協議会(R5)				
	2期 カテゴリ	2期 内容	課題の 対応	2期(令和3年度~令和7年 度)の取組目標	令和4年度 取組状況	進捗	令和5年度 取組計画	2期(令和3年度~令和7年 度)の取組目標	令和4年度 取組状況	進捗	令和5年度 取組計画
8	要配慮者支援	・自助・共助の促進のための普及啓発、自主防災組織の資機材整備や避難訓練等の支援 ・地域包括支援センター/ケアマネージャーとの連携 ・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施	M	すべての要配慮者利用施設の避難確保計画策定を促進	・浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設132施設のうち132施設で作成済み	済	すべての要配慮者利用施設の避難確保計画策定完了 自主防災組織等へ出前講座の出席	・要配慮者利用施設を定期的に更新し、該当施設管理者に対して、計画作成に係る説明会を実施		済	・管理形態変更に伴う計画の更新及び1施設を追加し、説明を実施(計画書提出済)
9	タイムラインの活用促進	【国・都道府県管理河川共通】 ・避難勧告等の発令に着目した防災行動計画の検証と改善 ・各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会」における急流河川の特性を踏まえた大規模水害時のタイムラインの検証と改善	E.M	「庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会」と連携したタイムラインの検証と改善	河川毎に避難指示等の判断基準を明確化し、気象台や河川管理者と相互の情報交換	中	河川毎に避難指示等の判断基準を明確化し、気象台や河川管理者と相互の情報交換	・タイムラインの検証と改善を実施		済	・災害対策基本法改正に伴い、タイムラインの更正済
10	広域避難計画の策定及び支援	・広域避難計画の策定及び支援	E.F.G.H	広域避難計画策定に向けて関係機関との情報共有	今年度実施無し	中	広域避難計画策定に向けて関係機関との情報共有	・広域避難について検討を行う。		中	・県ワゴンチームにおいて検討会を実施
11	洪水を安全に流すためのハード対策の推進	・洪水を安全に流すためのハード対策の推進 ・本川と支川の合流部等の対策 ・継続的な維持管理が可能な体制の構築 ・越水が発生した場合の危機管理型ハード対策の推進 ・樋門等の施設の確実な運用体制の確保	W.X	・対象外				・対象外			
12	水防資機材の検討及び配置	・円滑な避難活動や水防活動を支援するため、水防資材の確認・整備を実施	L.N.O.P.R.T	河川管理者や水防管理者と連携し、水防資機材の配備状況を確認し整備を行う。	【R4.5.27】県管理河川/トロール 【R4.6.16】水防河川合同巡視	中	出水期前に関係機関と水防重要地点、危険箇所を巡視し、水防資材の確認を行う。	・河川管理者と連携を図り、水防資機材配備状況の確認を行う。		済	【R4.6.16】小矢部川水防河川巡視危険箇所合同巡視 ・小矢部川水防河川巡視危険箇所合同巡視
13	流木や土砂の影響への対策	【砂防】 ・緊急性の高い箇所において、インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤の整備等の対策を完了 ・2018年の緊急点検を踏まえ、土砂・洪水氾濫により緊急性の高い地点の施設整備等の対策を完了。	W	・対象外				・対象外			
14	災害時の拠点施設に対する対策	【国管理河川】 ・事務所の災害対策用通信機器の保全、点検等を実施。 ・引き続き、要望に応じて大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施 【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。また、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。 ・大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	F.G	関係機関との受援体制における情報共有と県が主体となった被災者再建支援システムの検討	・市役所本庁舎については、非常用電源、電気通信機器類、防災行政無線機器類などを高層階に設置済 ・大規模災害時、BCPIに基づき、応援団体から人的・物的支援を円滑に受け入れるための受援計画を作成	中	・国土強靱化地域計画の見直し ・砺波市災害時受援計画の見直し(R3.3作成)	・R3.3作成のため今年の見直しは不要		済	
15	民間企業の水害対策	・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動 ・早期復興を支援する事前の準備(民間企業BCP策定支援)	K	民間企業への防災意識の啓発など広報活動の充実	民間企業へ浸水リスクの説明、情報提供	中	民間企業への防災意識の啓発など広報活動の充実	・出前講座等の実施		済	・市担当課と商工会議所BCP作成

2 期 項 目 N o	小矢部川 取組状況(2期 R3~R7)			小矢部市			南砺市					
	2期 減災のための取組項目(概ね5年間)			2期(令和3年度~令和7年度)の取組目標		第9回 協議会(R5)		2期(令和3年度~令和7年度)の取組目標		第9回 協議会(R5)		
	2期 カテゴリ	2期 内容	課題の 対応	令和4年度 取組状況	進 捗 令和5年度 取組計画	令和4年度 取組状況	進 捗 令和5年度 取組計画	令和4年度 取組目標	令和4年度 取組状況	進 捗 令和5年度 取組計画	令和4年度 取組状況	進 捗 令和5年度 取組計画
1	洪水予測や水位情報の情報強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>【国管理河川・都道府県管理河川】</li> <li>・洪水の最高水位やその到達時間の情報提供など、洪水予測の高度化を推進</li> <li>【都道府県管理河川】</li> <li>・道府県管理435ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次、対策を実施</li> <li>・設置した危機管理型水位計の維持管理・点検の実施</li> <li>・道府県管理ダム435のうち、洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供が必要なダムは、関係機関と調整し、調整が整ったダムから順次実施</li> <li>・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用などが必要なダムは、河川管理者と共同で実施</li> </ul>	LL1,L2	対象外			対象となる施設が無い。関係機関と連携を図り、ダム情報を提供してもらう。	ダムとの放流等、操作情報について、FAX等により情報提供を受けた。	例年同様、ダムの放流等、操作情報について、FAX等により情報提供いただく予定。	済		
2	水防活動の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、関係機関が連携した水防実働訓練、合同巡視、水防技術講習会、実践的な情報伝達訓練等を実施</li> <li>・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県市町と共同で情報伝達訓練を実施</li> </ul>	N,O,P,Q,R,S	水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。	中	<ul style="list-style-type: none"> <li>【R4.6】土砂災害警戒情報伝達訓練</li> <li>【R4.7】水防連絡会にて確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関が連携した訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。</li> <li>・公共関係機関と連絡体制の確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【R4.4.26】洪水対応演習(国・県・市)に参加。</li> <li>【R4.6.27】減災対策協議会に出席。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水対応演習に参加予定。</li> <li>減災対策協議会に出席予定。</li> </ul>	済	
3	水害リスク共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>【国管理河川】</li> <li>・洪水予測や河川水位の状況に関する解説。水害リスク情報を提供</li> <li>・災害危険区域指定等に係る事例集を作成</li> <li>・不動産関連事業者に対し、リスクマップ等に係る施策の最新情報を説明</li> <li>【都道府県管理河川】</li> <li>・水位周知河川以外の河川における水害危険性の周知促進</li> <li>・毎年、浸水実績等の周知の実施。状況を確認・共有</li> <li>・自治会や地域住民への水害リスク共有に関する次の取組を推進。重要水防箇所等の共同点検、災害リスクの現地表示、防災情報の発表等</li> <li>・洪水浸水想定区域図等を用いたハザードマップ等の周知・利用促進の実施</li> </ul>	C,E,F,G,H,I,J,K,L1,L2,M	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川管理者と自治会や地域住民で重要水防箇所等の共同点検を実施する。</li> <li>・出前講座等によるハザードマップ等を利用した洪水浸水想定区域等の周知。</li> </ul>	中	<ul style="list-style-type: none"> <li>【R4.6】水防河川合同巡視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会や地域住民との重要水防箇所等の共同点検</li> <li>・出前講座等でのハザードマップ等の周知</li> </ul>	毎年、関係機関と連携を図り、重要水防箇所等の点検を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>【R4.5.16】富山県砺波土木センターと合同パトロールを実施。</li> </ul>	富山県砺波土木センターと合同パトロールを実施予定。	済	
4	排水体制の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討</li> <li>・地下街が浸水した場合の排水計画(案)の検討を実施</li> </ul>	U,V,X	排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプの設置箇所の選定を行う。	中	検討中	・排水施設の情報共有	対象外				
5	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>【国管理河川】</li> <li>・「ダムの柔軟な運用」に関して調整済みのダムに対する支援、運用状況の確認</li> <li>【都道府県管理河川】</li> <li>・事前放流の運用による洪水調節機能の強化</li> <li>一級水系の県管理ダム(R2.5治水協定)</li> <li>(二級水系の県管理ダム(R3.3治水協定))</li> <li>・洪水調節機能を維持・確保するための点検等の実施</li> </ul>	W,X	対象外			対象外					
6	避難対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>【国・都道府県管理河川、砂防共通】</li> <li>・引き続き、関係機関が連携し、次の事項について協議会等の場で共有。自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練、避難場所への避難訓練、応急的な退避場所の確保、民間施設等を活用した緊急的な避難先の事例収集、立ち退き避難が必要な区域等</li> </ul>	E,F,G,H,M	市地域防災計画に基づき、各関係機関と連携した避難訓練の実施。	中	富山県総合防災訓練が市内で実施され、各地区自主防災組織より参加。避難対策について周知を行った。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市防災訓練の実施により住民参加型の避難訓練の実施</li> </ul>	毎年、関係機関、地域住民等と連携を図り、避難訓練や水防訓練を含めた総合防災訓練を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>【R4.8.28】南砺市総合防災訓練を実施。</li> </ul>	南砺市総合防災訓練を実施予定。	済	
7	水防災教育の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校等における水災害及び土砂災害教育を実施</li> <li>・出前講座等を活用し、地域防災力向上のための人材育成、広報活動の実施や資料を作成・配布</li> </ul>	A,B,C,J	出前講座等により地域防災力の向上を図る。	中	<ul style="list-style-type: none"> <li>【R4.9】小学校からの要望に応じ、防災教育等に関する出前講座を実施した。(大谷小学校)</li> <li>・依頼のあった地区への出前講座の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講座等による防災意識の向上を図る</li> </ul>	小・中学校等からの要望に応じ、防災教育等に関する出前講座を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福野小学校の要望に応じ、市内防災士による出前授業を実施。</li> <li>・南砺市内で発生した平成20年災害の資料提供(写真)を実施。</li> </ul>	小・中学校等からの要望に応じ、防災教育等に関する出前講座を実施予定。	済	

2期 項目 No	小矢部川 取組状況(2期 R3~R7)			小矢部市				南砺市			
	2期 減災のための取組項目(概ね5年間)			2期(令和3年度~令和7年度)の取組目標		第9回 協議会(R5)		2期(令和3年度~令和7年度)の取組目標		第9回 協議会(R5)	
	2期 カテゴリ	2期 内容	課題の 対応	令和4年度 取組状況	進捗	令和5年度 取組計画	令和4年度 取組状況	進捗	令和5年度 取組計画		
8	要配慮者支援	・自助・共助の促進のための普及啓発。自主防災組織の資機材整備や避難訓練等の支援 ・地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携 ・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施	M	自主防災組織等への研修や資機材整備支援などによる自助・共助の促進。 【R4.12】県防災危機管理センター及び四季防災館の視察研修実施 各自主防災組織への資機材整備等に関する支援	中	・自主防災組織等への研修及び資機材整備等への支援	自治会等からの要望に応じ、防災に関する出前講座を実施する。	各種住民団体からの要望に応じ、防災に関する出前講座を実施。	自治会等からの要望に応じ、防災に関する出前講座を実施する。		
9	タイムラインの活用促進	【国・都道府県管理河川共通】 ・避難勧告等の発令に着目した防災行動計画の検証と改善 ・各関係機関が参加した「庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会」における急流河川の特性を踏まえた大規模水害時のタイムラインの検証と改善	E.M	タイムラインの検証と改善。 【R4.10】第7回庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会への参加	中	・タイムラインの検証及び改善	タイムラインの検証と改善を実施する。	【R4.10.5】庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会に参加。	・庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会に参加予定。 ・状況に応じて、タイムラインの検証と改善を実施する。		
10	広域避難計画の策定及び支援	・広域避難計画の策定及び支援	E.F.G.H	国・県・関係市町村と連携し、広域避難計画を検討・策定する。 検討中	中	・広域避難計画の検討を行う。	広域避難について検討を行う。	・富山県としては、市町村間で互いに避難者の受入れ協力を行うという意思合わせができたため、テーマとしては完了との事。 ・富山県総合防災訓練において、小矢部市から南砺市へ広域避難を実施した想定で避難訓練を実施。	富山県総合防災訓練において、訓練会場となる自治体と周辺の自治体が連携した広域避難訓練を実施予定。		
11	洪水を安全に流すためのハード対策の推進	・洪水を安全に流すためのハード対策の推進 ・本川と支川の合流部等の対策 ・継続的な維持管理が可能な体制の構築 ・越水が発生した場合の危機管理型ハード対策の推進 ・樋門等の施設の確実な運用体制の確保	W.X	・対象外			・対象外				
12	水防資機材の検討及び配置	・円滑な避難活動や水防活動を支援するため、水防資材の確認・整備を実施	L.N.O.P.R.T	河川管理者や水防団と連携を図り水防資機材の配備状況の確認を行う。 【R4.6】水防河川合同巡視時に実施	済	・水防資機材の配備状況の確認	出水期前後に水防倉庫の資材を確認し、不足があれば、整備する。	【R4.5.16】富山県砺波土木センターと合同パトロールを実施。	富山県砺波土木センターと合同パトロールを実施予定。		
13	流木や土砂の影響への対策	【砂防】 ・緊急性の高い箇所において、インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤の整備等の対策を完了 ・2018年の緊急点検を踏まえ、土砂・洪水氾濫により緊急性の高い地点の施設整備等の対策を完了。	W	・対象外			・対象外				
14	災害時の拠点施設に対する対策	【国管理河川】 ・事務所の災害対策用通信機器の保全、点検等を実施。 ・引き続き、要望に応じて大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施 【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。また、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。 ・大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	F.G	災害時に拠点となる庁舎について、非常用発電機の設置を行う。 庁舎の耐震改修と併せて検討中	中	・非常用発電機の設置	南砺市災害時受援計画の策定。	南砺市備蓄計画を策定。	南砺市災害時受援計画を基に災害時物資供給検討図上訓練を実施予定。		
15	民間企業の水害対策	・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動 ・早期復興を支援する事前の準備(民間企業BCP策定支援)	K	大規模工場等への浸水リスクの周知と水害対策等の啓発活動を行う。 検討中	中	・浸水リスクの周知と水害対策等の啓発	大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動を行う。	JA福光女性部からの要望に応じ、防災に関する出前講座を実施。	民間企業等からの要望に応じ、防災に関する出前講座を実施する。		

(様式2-取組概要)

北陸地整・富山地方気象台・富山県・市町村

2期項目 No	2	2期 カテゴリ	水防活動の啓発
2期 内容	毎年、関係機関が連携した水防実働訓練、水防河川巡視、水防工法研修会、実践的な情報伝達訓練等を実施		
実施主体	富山河川国道事務所水防連絡会		

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川において、出水期の水防活動に万全を期すため、関係水防機関や電力・鉄道会社、災害協定業者、地元住民の方々と合同で、洪水時に危険となる箇所や緊急資材倉庫の備蓄状況の確認するため水防河川巡視を実施。

- ・ 日 時 : 令和4年6月15日(水) 常願寺川、神通川  
令和4年6月16日(木) 庄川、小矢部川
- ・ 内 容 : 重要水防箇所や緊急資材倉庫の状況など  
巡視終了後には意見交換会を通じて情報共有をおこなった。
- ・ 参加機関 : 水防連絡会構成機関及び水防機関  
巡視箇所堤防沿いの地域住民



常願寺川

神通川

庄川

小矢部川

(様式2-取組概要)

北陸地整・富山地方気象台・富山県・市町村等

2期項目 No	2	2期 カテゴリ	水防活動の啓発
2期 内容	毎年、関係機関が連携した水防実働訓練、水防河川巡視、水防工法研修会、実践的な情報伝達訓練等を実施		
実施主体	北陸地方整備局、富山河川国道事務所、富山地方気象台 富山県河川課、富山県内土木センター及び土木事務所、水防連絡会構成市町村及び消防(一般)河川情報センター		

梅雨・台風等による出水時における洪水予測の実施、水防関係機関への水防警報・洪水予報等の情報伝達、ダム・水門など河川管理施設等の操作状況及び情報伝達、河川工事関係者の情報伝達、重大災害を想定した被害軽減を図る措置対策工法検討、水防管理団体の水防巡視並びに水防活動の情報伝達等、実践的な洪水対応演習を行うことにより、防災体制に万全を期す。

- ・ 演習日 : 令和4年4月26日(火)
- ・ 場 所 : 関係機関の施設内(机上訓練)



災害対策室

災害対策本部

情報表示モニター

富山河川国道事務所 災害対策室 洪水対応演習の様子

(様式2-取組概要)

北陸地整・富山地方気象台・富山県

2期項目 No	3	2期 カテゴリ	水害リスク共有
2期 内容	洪水予測や河川水位の状況に関する解説。水害リスク情報を提供。		
実施主体	富山地方気象台、富山県、富山河川国道事務所、黒部河川事務所、立山砂防事務所、利賀ダム工事事務所		

水害関連の記者発表や情報サイト等の防災情報を、情報発信者である行政機関と情報伝達者である報道機関が連携し、どのように情報発信すれば「住民自らの行動に結びつくか」について、メディア説明会を通して意見交換。

- ・ 日 時 : 令和4年8月2日(火)
- ・ 場 所 : 富山河川国道事務所
- ・ 参加報道機関 : 富山県内のテレビ・ラジオ局(5社)、新聞社(4社)
- ・ 内 容 : (1) 線状降水帯による大雨の可能性、キキクル(危険度分布)の表示区分の変更、大雨特別警報の指標の改善(富山地方気象台)  
(2) 富山県内の河川の特徴、増水・氾濫の危険を伝える情報、防災情報の入手方法、合同記者会見の実施(富山河川国道事務所 調査第一課)  
(3) 事前通行規制区間について(富山河川国道 道路管理第一課)



説明会の様子



会議資料より

(様式2-取組概要)

北陸地整・ダム事業者・関係自治体等

2期項目 No	5	2期 カテゴリ	ダム等の洪水調節機能の向上・確保
2期 内容	ダムの柔軟な運用(事前放流)		
実施主体	常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川水系ダム洪水調節機能協議会		

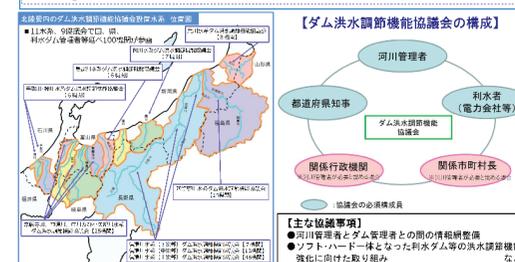
一級水系ダムにおいて、河川管理者、ダム管理者及び関係利水者による「洪水調節機能強化に関する治水協定」を令和2年5月に締結し、事前放流等の取り組みを推進。

令和3年5月の流域治水関連法の公布(令和3年7月施行)により、河川法に「ダム洪水調節機能協議会」の設置が位置づけられたことから、一級水系で「ダム洪水調節機能協議会」を設置。

- ・ 設 置 日 : 令和3年9月30日
- ・ 関係機関 : 26機関

ダム洪水調節機能協議会の設置について

○ダムによる洪水調節は、従来より有効な治水対策であり、近年の水害の激甚化・頻発化により、治水ダムに加え利水ダムの洪水調節への活用が求められている。  
○令和3年5月の流域治水関連法の公布(令和3年7月施行)により、河川法に「ダム洪水調節機能協議会」の設置が位置づけられたことから、管内11の一級水系で協議会を設置。



- 【主な協議事項】
- 河川管理者とダム管理者との間の情報研鑽
- ソフト・ハード一体となった利水ダム等の洪水調節機能強化に向けた取組

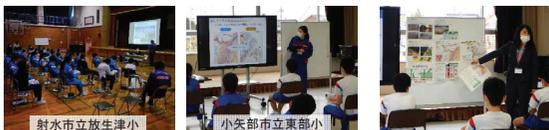
(様式2-取組概要)

北陸地整・射水市・小矢部市

2期項目 No	7	2期 カテゴリ	水防災教育の啓発
2期 内容	小中学校等における水災害及び土砂災害教育を実施		
実施主体	富山河川国道事務所及び構成市町村		

自然災害から命を守るためには、一人ひとりが災害時において適切な避難行動を行える能力を養う必要があることから、学校での防災教育の充実を図り、特に「命を守る」という観点に留意し、子供たちに防災についての理解を深めてもらう。

- ・実施日：令和4年11月21日（月） 射水市立放生津小学校（庄川）  
令和4年11月30日（水） 小矢部市立東部小学校（小矢部川）



射水市立放生津小

小矢部市立東部小

担任教員による学習内容の振り返りの様子(小矢部市立東部小)

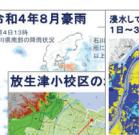
- ◆ 大切な家族を守りたいから、家族と話し合っ、ひな壇場所をしっかり決めておきたいです。
- ◆ 避難する場所を決めて、市役所の避難指示が出たらすぐに避難することを心掛けています。
- ◆ 授業を受けて、やっぱり早めに準備をして早めに避難、早めが大切なことだと思います。家族とハザードマップや色々確認しておきたいです。
- ◆ 家族に「この東部小学校に逃げるには、警戒レベル「3」は準備完了していて、「4」までに家を出ようね」と伝えたいです。

授業を受けた児童のコメント(一部)



学校教員への事前ヒアリング

教員のニーズや児童の学習状況に合わせて、授業の説明用スライドを作成・提供しました。



令和4年8月豪雨  
放生津小学校区



令和4年8月豪雨  
東部小が浸水したら



30cmの水で、ドアは開かなくなる  
閉じ込められる

「大雨による災害に備えよう」と題し、国土交通省富山河川国道事務所より職員4名が講師となり出前講座をしていただきました。大雨によって起こる「川の氾濫」「低い土地の浸水」等について射水市洪水ハザードマップや写真等で確認しながら学びました。  
もし庄川が氾濫したら30分もたないうちに水がやってくるということや、浸水してしまうと1〜3日間は水が引かなくなることを知り、「命を守るためにはどうすればよいか」について考えました。「いつ」「どこへ」「どうやって」避難するか、家族で話し合う機会になるよいですね。

学校HPでの紹介 5  
(放生津小学校 学校発行 <http://www.shotsumi-municipal.jp/>)

(様式2-取組概要)

北陸地整・富山県・上市町

2期項目 No	8	2期 カテゴリ	要配慮者支援
2期 内容	要配慮者利用施設の避難確保計画作成支援を実施		
実施主体	富山河川国道事務所、富山県、上市町		

頻発・激甚化する水害を踏まえ、浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成と訓練実施が義務化された（平成29年水防法改正）ことをうけ、要配慮者利用施設の避難確保計画作成支援（自治体担当部署の要望を踏まえた支援資料作成・提供）を実施した。

- ヒアリング日：令和4年7月12日、令和4年11月14日
- 対象：上市町総務課、福祉課
- 支援資料：自治体の担当部署に対する啓発資料  
施設管理者への啓発・計画作成の支援資料(下図①～④)

①説明資料	②避難確保計画(様式)	③避難確保計画チェックリスト	④訓練実施結果報告書
施設避難確保計画作成の説明資料	▼学校、社会福祉施設、医療施設の3種類作成	避難確保計画チェックリスト(浸水施設)	避難確保計画作成報告書(社会福祉施設、様式)

(様式2-取組概要)

北陸地整・富山地方気象台・富山県・市町村

2期項目 No	9	2期 カテゴリ	タイムラインの活用促進
2期 内容	各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会」における急流河川の特徴を踏まえた大規模水害時のタイムライン検証と改善		
実施主体	富山河川国道事務所、富山県、富山地方気象台、富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市 他		

【主な取組】

- ・関係機関におけるタイムライン活用促進と運用能力の向上を目的とした訓練を企画・検討の上、専門部会としてタイムライン適用演習(WEB開催形式)を実施した。
- ・令和4年度の出水期のタイムライン運用結果について、関係機関を対象としたタイムライン改善アンケートを実施し、それらの意見を踏まえたタイムラインの改善を行った。

タイムライン適用演習の実施状況

出水期後の各機関の意見を踏まえた庄川・小矢部川タイムライン【試行版】2023年(案)のとりまとめイメージ

(様式2-取組概要)

富山地方気象台

2期項目 No	1	2期 カテゴリ	洪水予測や水位情報の情報強化
2期 内容	防災気象情報の伝え方の改善		
実施主体	富山地方気象台		

住民の適切な避難の判断・行動につながるよう、防災気象情報の伝え方を改善した。

【主な取組】

- ・線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ
- ・キキクル（危険度分布）「黒」の新設と「うす紫」と「濃い紫」の統合
- ・大雨特別警報（浸水害）の指標の改善
- ・指定河川洪水予報の氾濫危険情報を予測でも発表

キキクルの色	警戒レベル	特別警戒基準値超過を「黒」で表示
黒 災害切迫	5相当	警戒レベル4の紫と一致
紫 危険	4相当	これまでのキキクルの紫と一致
赤 警戒	3相当	
黄色 注意	2相当	
白(水色) 今後の情報に留意	-	

<改善のポイント> 警戒レベル5相当の状況に一層適合させるよう、災害発生との結びつきが強い指標を用いて大雨特別警報（浸水害）の新たな基準値を設定。

<改善前の課題>  
大雨特別警報（浸水害）を発表した上で多大な被害が生じることが多い事例が多いため（例：平成26年8月の三重県の大津波等、平成26年9月の北海道の大雨津波、平成27年7月の新潟県の大津波等）  
また、多大な被害が発生したにもかかわらず、大雨特別警報（浸水害）の発表に至らなかった事例もみられる。

大雨特別警報（浸水害）の対象地域を大幅に絞り込んだ発表が見込まれる。  
局しよ部な深い地域への発表も可能となる。  
警戒レベル4相当の情報としての信頼度を高め、住民や自治体等の防災対応を強力に支援。

(様式2-取組概要)

富山県(河川課)

2期項目 No	7
2期 カテゴリ	水防災教育の啓発
2期 内容	NHK富山等と共同で水害啓発ポスターの作成
実施主体	富山県

NHK富山放送局及びカターレ富山と連携し、水害啓発ポスターを作成しました。県民に親しみやすい県有施設：環水公園と総合運動公園を舞台に、神通川の想定最大規模降雨でどれだけ浸水するかを示しました。また完成したポスターは、各市町村や県の出先機関に配布しました。

撮影風景

トピック

2022年7月26日 [トピック]

No.1052:きときと君やライカくん(カターレ富山)も友情出演!「NHK富山放送局」プロデュース・水害啓発ポスター完成のお知らせ。

ウェブマガジンにも掲載されました



作成した水害啓発ポスター

(様式2-取組概要)

高岡市

2期項目 No	2
2期 カテゴリ	水防活動の啓発
2期 内容	令和4年度高岡市水防訓練
実施主体	高岡市

水防関係機関の士気高揚と水防技術の向上、相互の協力体制の強化を図るとともに、地域社会に対する水防意識の啓発を目的として実施した。

- 【詳細】
- ・日 時 令和4年6月4日(土) 午前8時30分～9時30分
  - ・場 所 高岡市荒屋敷地先 小矢部川右岸河川敷 国東橋下流
  - ・訓練種目
    - ①水防工法訓練 (積み土のうエ、シート張り工などの訓練)
    - ②内水排除訓練 (排水ポンプ車や照明車の展示訓練)
    - ③水難救助訓練 (釣り人の救助訓練)
    - ④無線通信訓練 (市パトロール車と災害対策本部との通信訓練)
    - ⑤簡易水防訓練 (土のうを用いた浸水対策訓練)



10

(様式2-取組概要)

高岡市

2期項目 No	7
2期 カテゴリ	水防災教育の啓発
2期 内容	防災ワークショップの実施
実施主体	高岡市

子育て世代や大学生を対象にマイタイムラインによる避難行動計画の作成やHUGによる避難所運営の実習を行い、自助による早期避難と共助による相互支援についての見識を深めるもの。

題 目 高岡市防災教室「災害に備えよう！」  
 日 時 9月3日(土)9時30分～11時  
 会 場 成美小学校体育館  
 参加者 成美小児童(6学年)とその保護者 約15名  
 講 師 高岡市職員  
 内 容 逃げキッドによるマイ・タイムラインの作成



題 目 災害時における避難所の運営  
 日 時 9月5日(月)10時～14時  
 会 場 高岡市役所会議室  
 参加者 大学生17名  
 講 師 防災士  
 内 容 HUGによる避難所運営体験



11

(様式2-取組概要)

南砺市

2期項目 No	12
2期 カテゴリ	水防資機材の検討及び配置
2期 内容	円滑な避難活動や水防活動を支援するため、水防資材の確認・整備を実施
実施主体	南砺市

出水期における災害時に備え、南砺市水防倉庫(水防資材等)の確認を富山県砺波土木センターと合同でパトロールを行うもの。

- 【詳細】
- ・実施日: 令和4年5月16日(月)
  - ・場 所: 水防倉庫2棟(柴田屋、荒木)
  - ・実施者: 南砺市、砺波土木センター 職員



柴田屋水防倉庫



荒木水防倉庫

12

# 県管理河川の減災に係る取組方針 (案)

(上市川、白岩川、栃津川、大岩川、いたち川、土川、熊野川、坪野川、(神通川水系)山田川、下条川、和田川、千保川、祖父川、岸渡川、横江宮川、旅川、子撫川、渋江川、小矢部川及び(小矢部川水系)山田川)

令和5年 月 日

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等  
大規模氾濫に関する減災対策協議会

## 目 次

1	はじめに	P. 1
2	本協議会の構成員	P. 3
3	本協議会地区を流れる水位周知河川の主な特徴と災害発生状況等	P. 4
4	減災のための目標	P. 11
5	現状と課題	P. 14
6	令和7年度までに実施する取組	P. 18
7	フォローアップ	P. 21

## 1 はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失、広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。これに住民避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほど多数の孤立者が発生するなど甚大な被害となりました。

こうした背景から、平成 27 年 12 月に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されたことを踏まえ、国土交通省では「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、「水防災意識社会 再構築ビジョン」を取りまとめました。

そのような中、平成 28 年 8 月の台風 10 号では岩手県小本川が氾濫し、小本川沿川の高齢者福祉施設で 9 名の死者が出る被害が発生するなど中小河川における甚大な被害発生を受け、県管理河川においても「水防災意識社会」の再構築に向けた取組をさらに加速させ、全国の河川において取組を推進していくことが必要との考えから、平成 28 年 10 月に国土交通省水管理・国土保全局長通知により、県管理河川についても、「水防災意識社会 再構築ビジョン」及び平成 29 年 6 月(平成 29 年 12 月修正)に公表された国土交通省「『水防災意識社会』の再構築に向けた緊急行動計画」に基づく取組を推進していくこととなりました。

これらを踏まえ、県管理河川においても河川管理者、市町村などの関係機関が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、平成 28 年 4 月に設立された「常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会」において、県管理河川を対象として盛り込み、名称も「常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会」(以下、「本協議会」という。)と改めることを、平成 29 年 5 月 2 日に開催した第 3 回協議会において決定しました。

その後、令和元年東日本台風をはじめ、近年頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備えるため、国土交通省では令和 2 年 9 月に防災・減災が主流となる社会の実現に向けて「総力戦で挑む防災・減災プロジェクトの推進」が打ち出され、その流れを踏まえ、二級水系についても「流域治水プロジェクト協議会」が令和 2 年度から設立され、あらゆる関係者により流域全体で水害を軽減させる取り組みが推進されることになり、令和 3 年度より主に「ハード対策」に重点を置いた取り組みが本格化しました。

このことから、本協議会では、避難計画・水防対策を重点した「ソフト対策」を推進することになりました。

本協議会では、「現状の水害リスク情報」や「市町村が行う円滑かつ迅速な避難の取組」、「的確な水防活動等の取組」など各取組状況の情報を共有し、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動等を実現するために地域の取組方針を作成し、共有することとします。また、水防法の改正に伴い法定協議会としてこれまで以上に効力が大きくなっています。

今後、本協議会の各構成員は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取組み、毎年出水期前に本協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととします。

## 2 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は以下のとおりである。

参 加 機 関	構 成 員
富山市	市 長
高岡市	市 長
立山町	町 長
舟橋村	村 長
射水市	市 長
砺波市	市 長
小矢部市	市 長
南砺市	市 長
滑川市	市 長
上市町	町 長
富山県 土木部 河川課	課 長
富山県 土木部 砂防課	課 長
富山県 富山土木センター	所 長
富山県 富山土木センター 立山土木事務所	所 長
富山県 高岡土木センター	所 長
富山県 高岡土木センター 小矢部土木事務所	所 長
富山県 砺波土木センター	所 長
富山地方气象台	气象台長
北陸地方整備局 富山河川国道河川事務所	所 長
<オブザーバー>	
西日本旅客鉄道(株)金沢支社	
あいの風とやま鉄道(株)	
富山地方鉄道(株)	
万葉線(株)	
北陸電力(株)再生可能エネルギー一部 水力土木チーム	
関西電力(株)再生可能エネルギー事業本部	
庄川水力センター	
電源開発(株)中部支店	
国土地理院 北陸地方測量部	
北陸地方整備局 立山砂防事務所	
北陸地方整備局 神通川水系砂防事務所	
北陸地方整備局 利賀ダム工事事務所	

### 3 本協議会地区を流れる水位周知河川の主な特徴と災害発生状況等

#### (1) 主な特徴

##### ① 上市川

上市川は、早乙女岳（標高 2,025m）に源を発し、富山県東部の山間部を北流し、富山平野東部を流下して富山湾に注ぐ二級河川で、その流域は富山市、滑川市、上市町にまたがっている。

河川は急峻な山岳地帯を流れ下りわずかな平地を貫いて海に注ぐため、縦断勾配が急で、急流河川としての性格を持っている。また、流域は洪水が多く、土砂流出が多いため、平野への出口には扇状地が形成されている。

##### ② 白岩川

白岩川は、大辻山（標高 1,361m）に源を発し、山間地を流下後、支川と合流しながら、富山平野の田園地帯を北北西に流下し、その後水橋市街地を貫流して、富山市水橋西浜町、印田町地先で富山湾に注ぐ二級河川である。

上流域は森林地帯で、中下流域は水田となっており、河口部の一部が市街地となっている。

##### ③ 栃津川

栃津川は、立山町の座主坊（標高 478m）に源を発し、常願寺川扇状地を流下しながら、途中の支川・用排水路と合流し、立山町を貫流後、上市町放士ヶ瀬地先で本川白岩川に合流する二級河川である。

平均河床勾配は 1/60 と急峻であり、流域のほとんどが水田となっており、下流域の一部は立山町市街地となっている。

##### ④ 大岩川

大岩川は、高峰山（標高 957m）に源を発し、山間、段丘地を流下後、支川と合流しながら、上市川、白岩川に挟まれた白岩川扇状地を北西に流下し、その後、上市町稗田地先で、本川白岩川に合流する二級河川である。

平均河床勾配は 1/30 と非常に急峻であり、ほとんどが山地、段丘地であるが、下流域の一部に水田、住宅地がある。

##### ⑤ いたち川

いたち川は富山市西番地先において、常願寺川左岸の城西合口用水から分水されて始まり、かんがい用水路としての役割を果たしながら水田地帯を流下し、支川を合流しながら、富山市の市街地を貫流して、神通川に合流する一級河川である。

いたち川は神通川と常願寺川によって形成された複合扇状地を流下しており、その地形勾配は南から北に向かって 1/200 程度で傾斜している。

##### ⑥ 土川

土川の水源は常願寺川取水用水に始まり、下流域で水田地帯を屈流し、途中、数多くの排水を集水しながら北流し、富山市布瀬町地先において神通川に合流する一級河川である。

⑦ 熊野川（県管理区間）

熊野川は、西笠山を水源として、北西に向けて、支川を合流しながら、富山市布瀬町地先において神通川に合流している一級河川である。

常願寺川が形成した扇状地の最西端を流れている熊野川は、下流部には富山市街地を控えている。

⑧ 坪野川

坪野川は富山市婦中町成子地先に源を発生し、富山市婦中町の市街地を流れる延長 2.3km の一級河川である。近年、流域では住宅や商業施設等の開発が進んでいる。

⑨ 山田川（神通川水系）

山田川は西俣谷（標高 1,432m）に源を発生し、百瀬川の名称で、溪川を合流しながら北流して、富山市山田村において、山田川と名前を変え、富山市婦中町羽根地先で井田川に合流する一級河川である。

⑩ 下条川

下条川は、富山市婦中町吉谷地先、標高 170m 前後の丘陵地帯の降水を集め、射水市野手地先より流路を形成し、水上谷、青井谷等の丘陵窪地を湾曲流下して、途中支川を合流しながら射水市橋下条地先より平野部に入り、射水市小杉の市街地を流下し、さらに射水平野を貫流して射水市片口地先で富山新港に流入している二級河川である。

⑪ 和田川

和田川は、一級河川庄川の支川で、砺波市と富山市山田村の境界（標高 240m）に源を発生し、低山地、農村地帯を北に流れ、途中支川を合流し、射水市大門地先で庄川に注いでいる一級河川である。

⑫ 千保川

千保川は旧庄川町金屋の庄川左岸合口堰堤より取水された千保口用水にその源を発生し、砺波・射水平野を貫流しながら、途中支川を合流し、高岡市北西部を経て、高岡市四屋地内で本川小矢部川に合流する一級河川小矢部川の右支川であり、流域全体が平野で占められている。

上流域は水田で占められているが、下流域には河道沿いに工場等が多く立地している。

⑬ 祖父川

祖父川は、旧庄川町金屋の庄川左岸合口堰堤より取水された舟戸口用水にその源を発生し、砺波平野のほぼ中央部を貫流し、砺波市油田地内周辺で用排水路を集水しながら祖父川を形成し、途中支川と合流しながら高岡市内を北流後、高岡市長江地内で本川小矢部川に合流する、一級河川小矢部川の右支川である。

⑭ 岸渡川

岸渡川は、旧庄川町金屋の庄川左岸合口堰堤より取水された若林用水にその源を発し、砺波市新富町地内の善如分水場で山王川用水路と、さらに砺波市林地内の新屋敷分水場で若林口用水と分流後、岸渡川となり、砺波市、小矢部市を貫流後、支川と合流しながら、旧福岡町市街地を流下し、高岡市上渡地内で小矢部川に合流する、一級河川小矢部川の右支川である。

⑮ 横江宮川

横江宮川は、庄川の合口ダムより取水される二万石用水や苗加用水や耕地から流入する排水を集めて小矢部川に合流する一級河川である。

砺波平野を流れるため、流域内の勾配は緩い。かつては流路が蛇行し、氾濫が多かったが、「県営礪波中部用排水改良事業」により直線的な平面形状に改修されている。また、流域内で圃場整備や都市化が進んでいる。

⑯ 旅川

旅川は、大寺山（標高 919m）及び扇山（標高 1,033m）にその源を発し、千谷川の名称で山間部を流下し、途中支川と合流後、扇状地頂部を北流し、南砺市沖地内で、支川を合流後旅川と名前を変え、さらに支川や農業用水路の排水を集水しながら砺波平野を北西に貫流後、旧福野町市街地を経て、南砺市本江地先で本川小矢部川に合流する、一級河川小矢部川の右支川である。

旅川の平地部の平均河床勾配は  $1/50 \sim 1/300$  と急峻であり、また河積も狭小である。流域において圃場整備等による排水路整備が行われている。

⑰ 子撫川

子撫川は富山・石川の県境をなす宝達山地に源を発し、丘陵山地を穿入蛇行し、砺波平野で小矢部川に合流する一級河川である。

指定区間は丘陵山地に位置し、谷底平野は発達していない。

⑱ 渋江川（県管理区間）

渋江川はその源を医王山の北方 5km の山頂に発し、小矢部市末友地先で丘陵地を離れ、平野部を蛇行しつつ、支川を合流して、小矢部市綾子地先で小矢部川に合流する一級河川小矢部川の左支川である。

⑲ 小矢部川（県管理区間）

小矢部川は大門山（標高 1,572m）に源を発し、下流部において、砺波山田川を合流して砺波平野を北に向かって貫流している。

地形勾配は  $1/60 \sim 1/100$ 。平地は水田が多いが、旧福光町の市街地を貫流している。

⑳ 山田川（小矢部川水系）

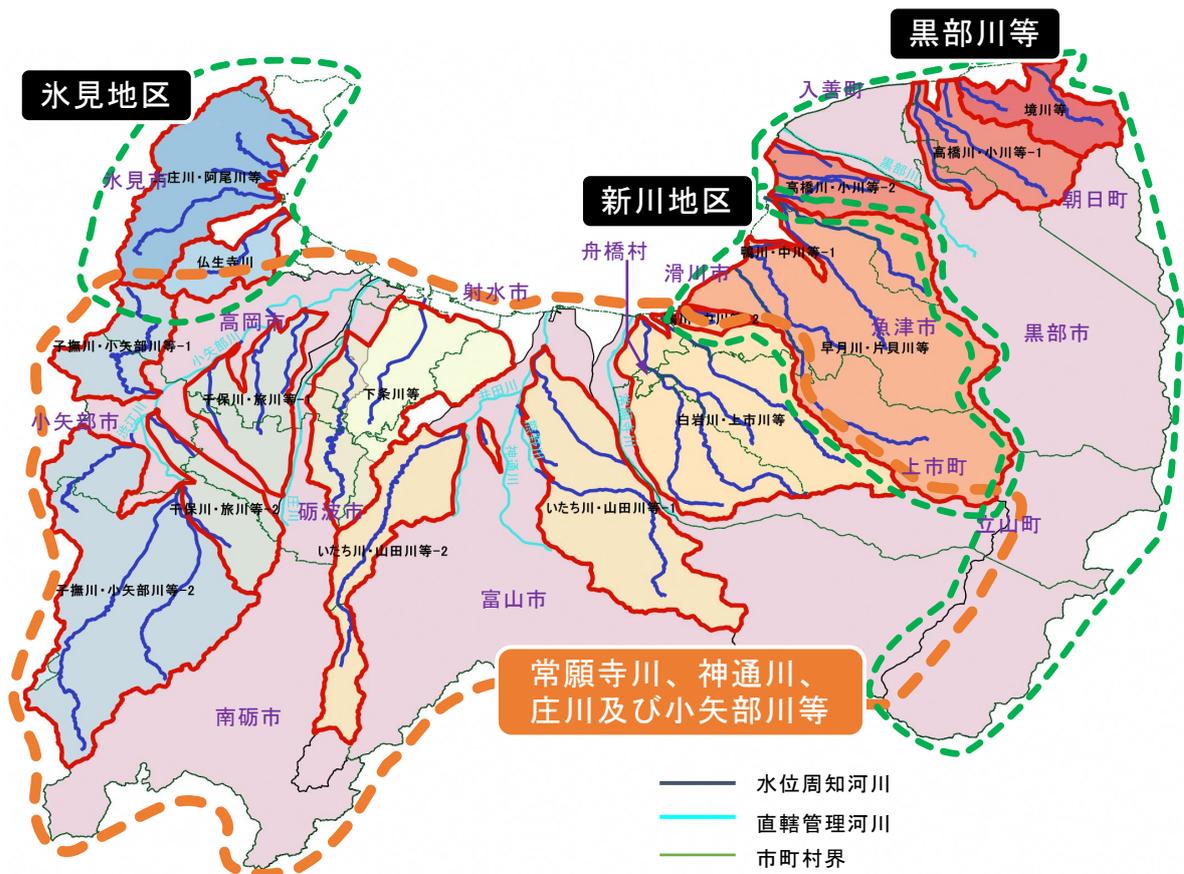
山田川は高落場山（標高 1,122m）及び小瀬峠（1,075m）にその源を発し、支川を合流しながら山間部を北流後、旧城端町中心部を貫流し、その後支川と合流しながら、砺波平野の田園地帯を北西に流下し、南砺市上川崎地先で、本川小矢部川に合流する、一級河川小矢部川の右支川である。

その河床勾配は平地部で  $1/100 \sim 1/200$ 、山間部で  $1/40$  と非常に急峻なため 20 数か所の床止工が設置されている。

これらの河川の特性を踏まえ、河川の特徴が概ね同じと見なせる河川を一つのグループとして、グループ毎に取り組みを検討する。本協議会地区を流れる20河川に対するグループ分けは、以下のとおりとする。

グループ名	所属する河川		グループ選定理由
	水系名	河川名	
白岩川・上市川等グループ	上市川	上市川	白岩川・上市川流域内を流下する河川
		白岩川	
		栃津川	
		大岩川	
いたち川・山田川等グループ	神通川	いたち川	神通川流域内を流下する河川
		土川	
		熊野川	
		坪野川	
		山田川	
下条川等グループ	下条川	下条川	主に射水市内の平野部を流下する河川
		庄川	
千保川・旅川等グループ	小矢部川	千保川	小矢部川流域内で、主に農排水路を起点とし、比較的川幅が狭い河川
		祖父川	
		岸渡川	
		横江宮川	
		旅川	
子撫川・小矢部川等グループ	小矢部川	子撫川	小矢部川流域内で、山間地を起点とし、河川幅が比較的広い河川
		渋江川	
		小矢部川	
		山田川	

<参考> 県管理河川のグループ分割（イメージ図）



協議会	グループ名	水系名	河川名	主な着眼点
黒部川等	境川等グループ	境川	境川	急峻な谷地形を流下する河川
		笹川	笹川	
	高橋川・小川等グループ	木流川	木流川	扇状地内を流下する河川
		小川	小川	
		小川	舟川	
		小川	山合川	
		吉田川	吉田川	
新川地区	早月川・片貝川等グループ	片貝川	片貝川	流域面積が比較的大きく、主に郊外を流下する築堤河川
		片貝川	布施川	
		早月川	早月川	
		角川	角川	
新川地区	鴨川・中川等グループ	鴨川	鴨川	流域面積が比較的小さく、市街地内を流下する河川
		中川	中川	
		中川	沖田川	
		沖田川	沖田川	
氷見地区	仏生寺川グループ	仏生寺川	仏生寺川	平野部を流下する河川
		上庄川	上庄川	
	上庄川・阿尾川等グループ	余川川	余川川	谷地形を流下する河川
		阿尾川	阿尾川	
		宇波川	宇波川	

協議会	グループ名	水系名	河川名	主な着眼点
常願寺川神通川庄川小矢部川等	白岩川・上市川等グループ	上市川	上市川	白岩川・上市川流域内を流下する河川
		白岩川	白岩川	
		白岩川	板津川	
		白岩川	大岩川	
	いたち川・山田川等グループ	神通川	いたち川	神通川流域内を流下する河川
		神通川	土川	
		神通川	熊野川	
		神通川	押野川	
	下条川等グループ	下条川	下条川	主に射水市内の平野部を流下する河川
		和庄川	和庄川	
		小矢部川	千保川	
		小矢部川	祖父川	
	千保川・旅川等グループ	小矢部川	千保川	小矢部川流域内で、主に農排水路を起点とし、比較的川幅が狭い河川
		小矢部川	岸渡川	
小矢部川		横江宮川		
小矢部川		旅川		
子撫川・小矢部川等グループ	小矢部川	子撫川	小矢部川流域内で、山間地を起点とし、河川幅が比較的広い河川	
	小矢部川	淡江川		
	小矢部川	小矢部川		
	小矢部川	山田川		

(2) 近年の災害発生状況と河川改修の状況

① 近年の災害発生状況

本協議会地区においては、以下に挙げる浸水被害が過去に発生している。

河川名	発生年月	発生要因	被害状況・被害発生要因等
渋江川、祖父川、白岩川等	平成 10 年 9 月	台風	祖父川、渋江川など 9 河川で警戒水位を超えたほか、渋江川、広谷川等で溢水や堤防の決壊などにより、住家では床上浸水 64 棟、床下浸水 703 棟の浸水被害が発生し、公共土木施設災害は 203 箇所、被害額約 26 億 5 千万円、農林施設災害は 355 箇所、被害額約 6 億 6 千万円に及んだ。
山田川、横江宮川、坪野川等	平成 20 年 7 月	豪雨	県西部を中心に、公共土木施設災害は 205 箇所、被害額約 31 億 6 千万円、農林水産業施設災害は 2,824 箇所、被害額約 40 億 2 千万円、建物被害は全壊 4 棟、半壊 7 棟、床上浸水 49 棟、床下浸水 370 棟に達するなど甚大な災害となった。
子撫川等	平成 25 年 8 月	豪雨	子撫川など 20 河川で警戒水位を超えたほか、射水市、高岡市などを中心に公共土木施設災害や床下浸水 56 棟の住家被害のほか、農地の冠水被害等が発生した。



平成 10 年 9 月 白岩川



平成 20 年 7 月 小矢部川水系山田川



平成 20 年 7 月 坪野川



平成 25 年 9 月 子撫川

② 河川改修の状況（参考事例）

白岩川の治水事業は、昭和 21 年(1946)から中小河川改修がなされており、下流部から大岩川合流点に至る延長 10,175m の改修が実施された。その後昭和 27 年に築堤・護岸の施工が実施された。

昭和 44 年 8 月の大洪水を契機に治水計画が抜本的に見直され、白岩川ダム(昭和 49 年完成)・栃津川放水路(平成 7 年度完成)の計画及び蛇行部の是正が計画され、白岩川の栃津川合流点から八幡川合流点までの護岸整備、栃津川本川の上金剛寺地区を除く全川での改修、その他の支川での局部改良事業等が実施されている。

いたち川（2次支川松川、赤江川等を含む）においては、昭和 39 年から河川改修に着手し、事業を継続している。

坪野川等の支川においては、富山市周辺の市街地の拡大に伴い、昭和 39 年や昭和 49 年の洪水による被害が発生したことを契機に、小規模河川改修事業や局部改良事業が昭和 50 年頃から実施されてきている。

また、宮島川・坪野川においては、平成 20 年 7 月の豪雨災害を受けて、宮島川の井田川合流地点の移設、坪野川流域での雨水貯留施設を整備してきており、平成 25 年 9 月の豪雨（平成 20 年 7 月と同規模の豪雨）では坪野川沿川において外水による浸水被害は発生せず治水上の大きな効果が発揮されている。

小矢部川水系横江宮川は、川幅が狭く、小矢部川の背水の影響も受けることから、平成 10 年 8 月の豪雨では、浸水面積 6.8ha、浸水戸数 5 戸の被害が、平成 20 年 7 月には浸水面積 5.8ha、浸水戸数 6 戸の被害が発生した。このため、平成 24 年度から、堤防の整備、橋梁の架け替え等により川幅を拡げ、浸水被害の軽減を図ってきている。



#### 4 減災のための目標

本協議会地区において、各構成員が連携して達成すべき減災のための目標は、以下のとおりとした。

##### 【白岩川・上市川等グループ】

###### ■令和7年度までに達成すべき目標

氾濫流の流れが速く、滑川市・上市町・立山町・舟橋村・富山市東部の市街地・集落等に拡散する氾濫形態となる扇状地河川特有の地形特性等を踏まえ、白岩川・上市川等での大規模水害に対し、『川や市街地・集落を流れる洪水の理解』『迅速かつ確実な避難』を目標とする。

※大規模水害・・・想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害。

※川を流れる洪水・・・急に水位が上がる。流速が早く堤防・河岸が削られる。

※市街地・集落を流れる洪水・・・一旦破堤すると勢いのある水が短時間で市街地・集落に広がる。

※迅速かつ確実な避難・・・水深が浅くても歩行できない状況の前に安全な場所への避難

###### ■上記目標達成に向けた3本柱の取組

上記目標の達成に向け、白岩川・上市川等において、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取り組みを実施する。

- ① 急流河川特有の洪水現象について理解を頂くための周知・理解促進の取り組み
- ② 白岩川・上市川等の特性を踏まえた大規模水害における避難行動の取り組み
- ③ 安全に避難行動をとるための情報提供の取り組み

##### 【いたち川・山田川等グループ】

###### ■令和7年度までに達成すべき目標

氾濫流の流れが速く、富山市の市街地・集落を流下する地形特性・社会特性を踏まえ、いたち川・山田川等での大規模水害に対し、『川や市街地・集落を流れる洪水の理解』『迅速かつ確実な避難』を目標とする。

※大規模水害・・・想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害

※川を流れる洪水・・・急に水位が上がる。流速が早く堤防・河岸が削られる。

※市街地・集落を流れる洪水・・・一旦氾濫すると勢いのある水が短時間で市街地・集落に広がる。

※迅速かつ確実な避難・・・水深が浅くても歩行できない状況の前に安全な場所への避難

###### ■上記目標達成に向けた3本柱の取組

上記目標の達成に向け、いたち川・山田川等において、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取り組みを実施する。

- ① 急流河川特有の洪水現象について理解を頂くための周知・理解促進の取り組み
- ② いたち川・山田川等の特性を踏まえた大規模水害における避難行動の取り組み
- ③ 安全に避難行動をとるための情報提供の取り組み

## 【下条川等グループ】

### ■令和7年度までに達成すべき目標

射水市の市街地・集落を含んだ範囲に拡散する氾濫形態となる平地の地形特性等を踏まえ、下条川等での大規模水害に対し、『川や市街地・集落を流れる洪水の理解』『迅速かつ確実な避難』を目標とする。

※大規模水害・・・想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害

※川を流れる洪水・・・急に水位が上がる。流速が早く堤防・河岸が削られる。

※市街地・集落を流れる洪水・・・一旦氾濫すると勢いのある水が短時間で市街地・集落に広がる。

※迅速かつ確実な避難・・・水深が浅くても歩行できない状況の前に安全な場所への避難

### ■上記目標達成に向けた3本柱の取組

上記目標の達成に向け、下条川等において、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取組みを実施する。

- ① 河川特有の洪水現象について理解を頂くための周知・理解促進の取組み
- ② 下条川等の特性を踏まえた大規模水害における避難行動の取組み
- ③ 安全に避難行動をとるための情報提供の取組み

## 【千保川・旅川等グループ】

### ■令和7年度までに達成すべき目標

氾濫域に高岡市・砺波市・小矢部市・南砺市の市街等が形成されている地形特性・社会特性を踏まえ、千保川・旅川等での大規模水害に対し、『川や市街地・集落を流れる洪水の理解』『迅速かつ確実な避難』を目標とする。

※大規模水害・・・想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害

※川を流れる洪水・・・急に水位が上がる。流速が早く堤防・河岸が削られる。

※市街地を流れる洪水・・・一旦氾濫すると勢いのある水が短時間で市街地・集落に広がる。

※迅速かつ確実な避難・・・水深が浅くても歩行できない状況の前に安全な場所への避難

### ■上記目標達成に向けた3本柱の取組

上記目標の達成に向け、千保川・旅川等において、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取組みを実施する。

- ① 河川特有の洪水現象について理解を頂くための周知・理解促進の取組み
- ② 千保川・旅川等の特性を踏まえた大規模水害における避難行動の取組み
- ③ 安全に避難行動をとるための情報提供の取組み

## 【子撫川・小矢部川等グループ】

### ■令和7年度までに達成すべき目標

氾濫流の流れが速く、高岡市・砺波市・小矢部市・南砺市の市街地・集落を含んだ広範囲に拡散する地形特性・社会特性を踏まえ、子撫川・小矢部川等での大規模水害に対し、『川や市街地・集落を流れる洪水の理解』『迅速かつ確実な避難』を目標とする。

※大規模水害・・・想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害

※川を流れる洪水・・・急に水位が上がる。流速が早く堤防・河岸が削られる。

※市街地・集落を流れる洪水・・・一旦破堤すると勢いのある水が短時間で市街地・集落に広がる。

※迅速かつ確実な避難・・・水深が浅くても歩行できない状況の前に安全な場所への避難

### ■上記目標達成に向けた3本柱の取組

上記目標の達成に向け、子撫川・小矢部川等において、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取り組みを実施する。

- ① 急流河川特有の洪水現象について理解を頂くための周知・理解促進の取り組み
- ② 子撫川・小矢部川等の特性を踏まえた大規模水害における避難行動の取り組み
- ③ 安全に避難行動をとるための情報提供の取り組み

なお、ハード対策は流域治水プロジェクト協議会へ移行されたが、本協議会においても関連深い取組が多いことから、引き続き主な取組として整理する。

## 5 現状と課題

減災対策に関する現状と課題は以下のとおりである。

### ①地域住民の河川特有の洪水の理解に関する事項

項目（○：現状、●：課題）		
河川特有の洪水の理解		○管理区間における氾濫流による浸水被害の状況、近年の氾濫被害の状況の整理。
	ア	●治水事業の進展等による被害発生頻度の減少により、地域住民の防災意識が低い状況である。
	イ	●過去に洪水や氾濫被害を経験している人が少なくなっている。

### ②情報伝達、避難計画等に関する事項

項目（○：現状、●：課題）		
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング		○想定最大規模及び河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による洪水浸水想定区域図の公表。
		○避難指示等の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報の実施（管理者と気象台の共同）。
		○災害発生のおそれがある場合における、土木センター・事務所長から沿川自治体の首長への情報伝達（ホットライン）の実施。
	ウ	●浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。 ●中小河川における水害危険性の周知促進が求められる。
	エ	●水位予測の精度の問題や長時間先の予測情報不足から、水防活動の判断や住民の避難行動の参考となりにくい。
避難指示等の発令基準		○地域防災計画に具体的な避難指示の発令基準や対象地域を明記している。（国のガイドライン（案）に基づく見直し済）
		○管理区間における避難指示等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）を作成している。
	オ	●県管理河川における避難指示等の発令に着目したタイムライン（防災行動計画）の作成を進める必要がある。 ●警戒避難体制の強化が求められる。
避難場所・避難経路		○避難場所として、公共施設を指定し、計画規模の洪水に対する水害ハザードマップ等で周知している。
	カ	●大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路において浸水や土砂災害が発生する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。
	キ	●大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。
	ク	●避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されていないおそれがある。

② 情報伝達、避難計画等に関する事項（続き）

項目（○：現状、●：課題）		
住民等への 情報伝達の 体制や方法		○防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難指示等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、SNS、緊急告知FMラジオ、広報車による周知、報道機関への情報提供等を実施している。
		○河川管理者等からWEB等を通じた河川水位、ライブ映像情報などを住民等に情報提供している。
		○平成28年8月に富山県総合防災システムを更新し、Lアラート等を活用して報道機関と連携した住民等への情報提供（災害対策本部設置、避難勧告、被害情報等）を開始した。
	ケ	●大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況や浸水による停電により情報発信できない恐れがある。
	コ	●WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。
	サ	●災害時に国・県・市においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。 また、大規模工場等が被害を受けた場合、社会的影響が大きい懸念がある。
	シ	●住民の避難行動の判断に必要な氾濫原を共有する他水系の防災情報や切迫が伝わるライブ映像等が提供できていない懸念がある。
ミ	●水害・土砂災害関連の記者発表内容や情報共有サイト等について、内容や用語の分かりやすさに懸念がある。	
ム	●住民の避難行動のためのトリガーとなる情報が明確になっていない懸念がある。	
避難誘導體 制		○避難誘導は、警察、消防機関、自主防災組織、水防団員（消防団員）と協力して実施している。
	ス	●災害時の具体的な避難支援や避難誘導體制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。

③水防に関する事項

項目（○：現状、●：課題）		
河川水位等 に係る情報 提供		○基準観測所の水位により水防警報を発表している。
		○水防警報を水防団員へFAX等により情報提供している。
		○災害発生のおそれがある場合は、河川管理者及びダム管理者から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）をしている。
	セ	●急流河川では、洪水毎に滞筋が変化し、洪水の流れが複雑であることから、適切に水防活動を実施すべき箇所を特定し、共有することが必要である。
	ソ	●現況堤防が旧河道上に築堤されている箇所が多いことから、適切に水防活動を実施すべき箇所を特定し、共有することが必要である。
タ	●急流河川の特長や水防活動に時間を要する現地の特性等も踏まえた、迅速かつ適切な水防活動に懸念がある。	

③ 水防に関する事項（続き）

項目（○：現状、●：課題）		
河川の巡視 区間		○出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の手合巡視を実施している。
		○出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。
		○地域防災計画により、浸水被害が予想される箇所を巡回し、現状把握に努めている。
	チ	●河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。
	ツ	●水防団員が減少・高齢化等している中でそれぞれの受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができない状況にある。
	テ	●水防活動を担う水防団員（消防団員）は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。
水防資機材 の整備状況		○事務所、出張所、防災ステーション、水防拠点、緊急資材倉庫等に水防資機材を備蓄している。
	ト	●水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。
	ナ	●水防団員の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。
	ニ	●鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、堤防決壊時の資機材について、配備箇所の見直しを含めた再確認が必要である
市・町庁 舎、企業、 病院等の水 害時におけ る対応		○防災拠点となる市・町庁舎は洪水浸水想定区域外、または非常用発電機室、コンピュータサーバなどが上階に設置され防災拠点機能を確保している。
	ヌ	●地域の企業を巻き込んだ水防支援体制が整っておらず、効果的な自主水防活動を行えていない。

④ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目（○：現状、●：課題）		
排水施設、 排水資機材 の操作・運 用		○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において平常時から定期的な保守点検を行う。
		○機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。
		○樋門・陸閘の操作点検を出水期前に実施している。
		○雨水ポンプ場等による排水活動及びポンプ委託による内水排除対策を実施している。
	ネ	●排水すべき水のボリュームが大きく、現状の施設配置計画では、今後想定される大規模浸水に対する社会経済機能の早期回復に向けた対応を行えない懸念がある。
	ノ	●現状において社会経済機能の早期回復のために有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。

④ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項（続き）

項目（○：現状、●：課題）		
関係機関と連携した施設運用		○農業用排水路の管理が十分でなく、浸水時の排水が機能しない。
		○水田・学校校庭の有効利用が謳われている。
	ハ	●農業用排水路の管理を実施し、豪雨時に適切に排水する必要がある。
	ヒ	●水田・校庭の貯留効果を見込む対策を実施する必要がある。

⑤ 河川管理施設の整備に関する事項

項目（○：現状、●：課題）		
既存ダムにおける洪水調節の現状		○洪水調節機能を有するダムなどで、洪水を貯留することにより、下流域の被害を軽減させている。
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容		○急流河川対策として、河川の洗掘や侵食に対する安全度や背後地の状況等を踏まえ、護岸等の整備を推進している。
		○計画断面に満たない堤防や流下能力が不足する箇所に対し、河道掘削を推進している。
		○堤防の漏水など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所について、整備を推進している。
	フ	●計画断面に対して高さや幅が不足している堤防や流下能力が不足している箇所があり、洪水により氾濫するおそれがある。
	ヘ	●堤防の漏水や侵食・洗掘など越水以外にも洪水や土砂・洪水氾濫に対するリスクが高い箇所が存在している。
	ホ	●今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されるなかで、被害の軽減を図る必要がある。
マ	●洪水に対するリスクが高いにも関わらず、住民避難の時間確保ができないおそれがある。	

## 6 令和7年度までに実施する取組

各構成員が取り組む主な内容は次のとおりであり、実施する機関毎の実施内容・時期を「白岩川・上市川等グループ」、「いたち川・山田川等グループ」、「下条川等グループ」、「千保川・旅川等グループ」及び「子撫川・小矢部川等グループ」でそれぞれ整理する。

### (1) ハード対策の主な取組

各機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目は、以下のとおりである。

主な取組項目		課題の対応
I ①洪水を河川内で安全に流す対策 ②危機管理型ハード対策		
1	浸透対策、パイピング対策、流下能力対策、侵食・洗掘対策、堤防整備、霞堤の維持・保全、縦工の整備、漏水対策、河道管理、ダムによる洪水調節、洪水をバイパス等で排水する施設の整備、河道浚渫・河道掘削、本川・支川合流部対策、土砂・洪水氾濫対策（①）	フ
2	堤防天端の保護、裏法尻の補強（②）	へ、ホ
II 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備		
3	新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	タ、チ
4	洪水時の状況を把握し、円滑な避難活動や水防活動を支援するため、雨量計、水位計（簡易水位計を含む）、河川監視カメラや量水標等の基盤の整備	コ、サ、シ
5	防災行政無線や防災ラジオ等のデジタル化による改良	コ、サ、シ
6	浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び非常用発電装置等の耐水化	ト、ニ、ノ
7	浸透ますの設置、校庭貯留の実施	ヒ
8	各戸貯留・浸透施設の設置に対する支援制度の確立、水田貯留に対する支援制度の確立	ヒ
9	農業用排水路に設置されている水門管理の徹底	ハ
10	応急的な退避場所の確保	カ
11	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	へ、ホ
12	重要インフラの機能確保	カ
13	樋門等の施設の確実な運用体制の確保	ホ
14	河川管理の高度化	フ、へ、ホ

### (2) ソフト対策の主な取組

各機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目は以下のとおりである。

① 河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組

主な取組項目		課題の対応
Ⅲ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組		
15	水害の歴史、洪水特性の周知理解促進のための副教材の作成・配布	ア, イ
16	小中学校等における水災害教育を実施	ア, イ
17	出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	ア, イ
18	効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	キ
19	自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施	ア, イ
20	「災害・避難カード」を用いた平時からの住民等への周知・教育・訓練	ア, イ
21	災害リスクの現地表示	エ, オ, カ, ク
22	避難訓練への地域住民の参加促進	ス
23	住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実及び地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携	サ
24	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	ス
25	水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	コ, サ, シ, ス

② 迅速かつ確実な避難行動のための取組

主な取組項目		課題の対応
Ⅳ 情報伝達、避難計画等に関する取組		
26	想定最大規模降雨による浸水想定区域図、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域等の作成・公表と適切な土地利用の促進	ア, イ, ウ
27	新たな洪水ハザードマップの策定（広域的な避難計画等も反映）	カ, キ, ク
28	新たなハザードマップの各戸配布・周知（ハザードマップポータルサイトや地図情報等の活用など）	カ, キ, ク
29	リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実（水位や河川状況等ライブカメラ情報、避難情報）危険レベルの統一化等による災害情報の充実	ケ, コ, サ, シ
30	避難指示等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）の整備及び検証と改善	オ, マ
31	中小河川及びダムにおいて、相当な被害が発生する可能性を予見した場合、首長等への直接の情報提供（ホットライン）の実施	ウ, エ
32	要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	ス
33	立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討	カ, キ, ク
34	参加市町村による広域避難計画の策定及び支援	カ, キ, ク
35	広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知	カ, キ, ク
36	水位予測の検討及び精度の向上 小規模の流域・急流河川に対応する精度の高い降雨・洪水予測の実施	エ

② 迅速かつ確実な避難行動のための取組（続き）

主な取組項目		課題の対応
IV 情報伝達、避難計画等に関する取組		
37	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善	シ
38	水位周知河川等に指定されていない河川における水害危険性の周知促進や浸水実績等の周知	ウ
39	防災施設の機能に関する情報提供の充実	ミ、ム
40	ダム放流情報を活用した避難体系の確立	ミ、ム
41	災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	ミ、ム

③ 洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組

主な取組項目		課題の対応
V 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組		
42	水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	カ、キ、ク、チ
43	自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施	セ、ソ、タ、チ
44	関係機関が連携した水防実働訓練等を実施	テ、ト、ナ
45	水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集・指定を促進	ツ、ト、ナ
46	国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	テ
47	大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	ニ
VI ①要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組 ②救援・救助活動の効率化に関する取組 ③排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施		
48	地域の事業者による水防支援体制の検討・構築（①）	又
49	要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施（①）	ス
50	大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動（①）	サ
51	大規模工場における情報連絡体制の確立及び自衛水防活動の取組（①）	又
52	大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施（②）	カ、ネ
53	氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画（案）を検討・作成（③）	ネ、ノ
54	地下街が浸水した場合の排水計画（案）の検討を実施（③）	ノ
55	排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備（③）	ノ
56	排水計画（案）に基づき、関係機関が連携した排水実働訓練の実施（③）	ネ、ノ、ホ

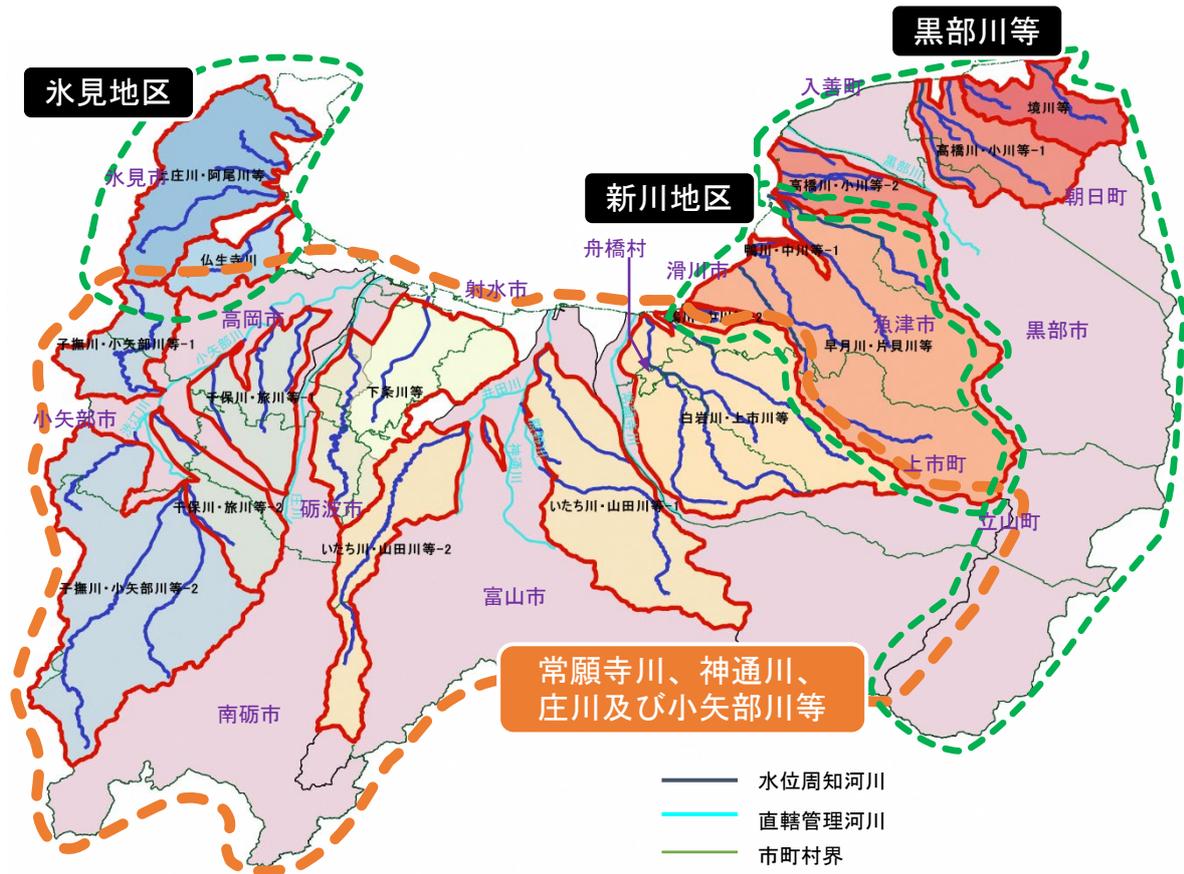
## 7 フォローアップ

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

また、今後、他の協議会の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

# 県管理河川の減災に係る取組状況



協議会	グループ名	水系名	河川名	主な着眼点	
黒部川等	境川等グループ	境川	境川	急峻な谷地形を流下する河川	
		笹川	笹川		
	高橋川・小川等グループ	木流川	木流川		
		小川	小川		
新川地区	早月川・片貝川等グループ	小川	舟川	扇状地内を流下する河川	
		小川	山合川		
		吉田川	吉田川		
		高橋川	高橋川		
	鴨川・中川等グループ	黒瀬川	黒瀬川		
		片貝川	片貝川		
		片貝川	布施川		
氷見地区	仏生寺川グループ	早月川	早月川	流域面積が比較的大きく、主に郊外を流下する築堤河川	
		角川	角川		
	上庄川・阿尾川等グループ	鴨川	鴨川		流域面積が比較的小さく、市街地内を流下する河川
		中川	中川		
常願寺川 神通川 庄川 小矢部川等	下条川等グループ	沖田川	沖田川	平野部を流下する河川	
		小矢部川	千保川		
		小矢部川	祖父川		
子撫川・小矢部川等グループ	小矢部川	小矢部川	横江川	小矢部川流域内で、主に農排水路を起点とし、比較的川幅が狭い河川	
		小矢部川	横江川		
		小矢部川	小矢部川		
		小矢部川	山田川		

協議会	グループ名	水系名	河川名	主な着眼点
黒部川等	白岩川・上市川等グループ	上市川	上市川	白岩川・上市川流域内を流下する河川
		白岩川	白岩川	
		白岩川	榑澤川	
		白岩川	大岩川	
常願寺川 神通川 庄川 小矢部川等	いたち川・山田川等グループ	神通川	いたち川	神通川流域内を流下する河川
		神通川	土川	
		神通川	熊野川	
	下条川等グループ	神通川	埴野川	
		神通川	山田川	
		神通川	和田川	
千保川・旅川等グループ	小矢部川	下条川	下条川	主に射水市内の平野部を流下する河川
		庄川	和田川	
		小矢部川	千保川	
		小矢部川	祖父川	
子撫川・小矢部川等グループ	小矢部川	小矢部川	榑澤川	小矢部川流域内で、主に農排水路を起点とし、比較的川幅が狭い河川
		小矢部川	横江川	
		小矢部川	旅川	
		小矢部川	旅川	
子撫川・小矢部川等グループ	小矢部川	小矢部川	子撫川	小矢部川流域内で、山間地を起点とし、河川幅が比較的広い河川
		小矢部川	渡江川	
		小矢部川	小矢部川	
		小矢部川	山田川	



新様式ー1 R7まで実施する取組

【富山】【白岩川・上市川等グループ】

具体的な事項の柱		富山県		富山地方気象台		富山県		富山県	
項目	カテゴリ	R7までの取組目録	R4実績<進捗>	R7までの取組目録	R4実績<進捗>	R7までの取組目録	R4実績<進捗>	R7までの取組目録	R4実績<進捗>
ハード対策の主な取組									
I ①洪水を河川内で安全に流す対策 ②危機管理型ハード対策									
1~2	1 浸透対策、パイピング対策、流下能力対策、保土・洗掘対策、堤防整備、霞堤の維持・保全、土工の整備、湧水対策、河下管理、ダムによる洪水調節、洪水をバイパス等で排水する施設の整備、河床浚渫、河道掘削、本川・支川合流部対策、土砂・洪水氾濫対策(①) 2 堤防天端の保護、裏法民の補修(②)	・洪水を河川内で安全に流すためのハード対策 ・河床内堆積土砂や樹木の計画的な撤去を推進	【河床掘削・樹木伐採】<継> ・白岩川：L=590m(立山町泉一上市町正印新) ・橋津川：L=175m(立山町寺田) ・上市川：L=550m(上市町泉等)  【その他ハード対策】<継> ・白岩川：橋梁架替(水橋大橋) 既設橋撤去 右岸側1式、新橋下部工1基 ・白岩川：護岸工L=70m(上市町新屋外) ・上市川：護岸工L=79m(上市町徳善寺) ・魚釣水門、池田籠水門：定期点検1式 【砂防】<継> ・老朽化対策(大松堰堤、常願寺川水系牛首谷川)  【ダム】<継> ・運搬改良の実施(白岩川ダム、上市川ダム、上市川第二ダム)<継> ・ダム通知の適切な運用<継> ・貯水池内の浚渫実施(白岩川ダム)<継> ・堆砂測量の実施(白岩川ダム、上市川ダム、上市川第二ダム)<継>						
3~14	III 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備 3 新技術を活用した水防資機材の検討及び配備 4 洪水時の状況を把握し、円滑な避難活動や水防活動を支援するため、雨量計、水位計(簡易水位計を含む)、河川監視カメラや雨量観測等の基盤の整備 5 防災行政無線や防災ラジオ等のデジタル化による改良 6 浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び非常用発電装置等の耐水化 7 浸透ますの設置、校庭貯留の実施 8 各戸貯留・浸透施設の設置に対する支援制度の確立、水田貯留に対する支援制度の確立 9 農用排水路に設置されている水門管理の徹底 10 緊急的な避難場所の確保 11 ダム等の洪水調節機能の向上・確保 12 重要インフラの機能確保 13 種門等の施設の確実な運用体制の確保 14 河川管理の高度化	・危機管理型水位計の適切な維持管理 ・危機管理型水位計の耐水化や改良等 ・事前放流の運用による洪水調整機能の強化	・危機管理型水位計の計器異常の監視・把握(10箇所)<継>			3 新技術を活用した水防資機材の検討 4 浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び非常用発電装置等の耐水化 5 必要に応じて検討 6 必要に応じて検討 7 必要に応じて検討 8 必要に応じて検討 9 必要に応じて検討 10 必要に応じて検討	3 検討を継続<継> 5 防災行政無線のデジタル化<完> 6 本庁舎の非常用発電装置等の耐水化の検討(一定程度確保しているが引き続き検討)<継> 7 校庭貯留について検討<継> 8 <継> 9 土地改良区等に協力依頼済<完> 10 洪水時緊急避難場所の確保<継>	・適切な避難体制を確保するための対策を講じる。	立山町開発行為に伴う流出抑制施設設置事業補助金(継)
ソフト対策の主な取組									
①河川縁者の洪水を理解するための周知・理解促進の取組									
15~25	III 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組 15 水害の歴史、洪水特性の周知理解促進のための副教材の作成・配布 16 小中学校等における水災害教育を実施 17 高齢者等に対する水防活動に関する説明会を開催 18 効果的な「水防意識啓発」の再構築に役立つ広報紙を作成・配布 19 自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所等の共同点検の実施 20 「災害・避難カード」を用いた平時からの住民等への周知・教育・訓練 21 浸水リスクの現地説明 22 避難訓練への地域住民の参加促進 23 住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実及び地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携 24 住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進 25 水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・地域の防災力向上のため、各協議会の場で、関係機関との連携、情報共有を図る。 ・住民の防災意識を高めるため、水防に関する情報発信に努める。	・6/27 減災対策協議会での国や市町村等との関係機関との連携、情報共有を図る。 ・6/31 防災の日「防災・減災の取り組み」新聞掲載(富山新聞)<継> ・8~12月 流域治水関連法にかかわる市町村との勉強会<継> ・2/14 流域治水プロジェクト協議会を開催<継> ・3/14 国の流域治水プロジェクト協議会に参加<継> ・3/16 国の流域治水プロジェクト検討会に参加<継>	・学校の水災害教育への協力 ・出前講座の実施 ・資料、教材をHPで公開 ・夏季広報活動「気象台へ行こう」の開催 ・防災気象講座の開催	・桜谷小学校へ出前授業<完> ・出前講座の実施 14件<継> ・リーフレット「富山県の気候変動」をHPに掲載<完> ・「気象台へ行こう 2022」のWEB開催<継> ・防災気象講座の開催 11月25日<継>	15 配布に協力する 16 要領があればハザードマップの見方や災害情報リーフレット「富山県の気候変動」をHPに掲載<完> 17 出前講座等を活用し、水防等に関する説明会を開催 18 市の広報誌への掲載やHPなどで周知 19 河川管理者が実施する重要水防箇所等の共同点検に参画する 20 「災害・避難カード」を用いた平時からの住民等への周知・教育・訓練 21 ハザードマップ見直しの際に必要性を検討する 22 避難訓練への地域住民の参加促進 23 住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実及び地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携 24 住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進 25 窓口設置完了<完>	15 引き続き配布に協力する<継> 16 17 ハザードマップの見方や災害情報の手方法等の出前講座を実施<継> 【実績】51回(R5.1月未) 【補助金実績】116回(R5.1月未) 【実績】R5.2.8実施 演題「水災害と防災・流域治水について」 18 作成された資料を住民へ配布・周知<継> 19 <継> 20,22,23,24 自主防災組織が行う防災訓練等への補助金交付及び防災士会と連携した研修支援<継> 【補助金実績】116回(R5.1月未) 【研修会】リーダー研修会 R4.8.30実施 ・防災士資格取得に対する補助金交付<継> 21 引き続き検討<継>	・地域の防災力向上のため、各協議会の場で、関係機関との連携、情報共有を図る。 ・住民の防災意識を高めるため、水防に関する情報発信に努める。	・自主防災組織の資機材整備の促進に関する事業等への補助金(洪水浸水対策資機材整備事業補助金)(継) 交付対象1件 ・2/1 要配慮者利用施設における避難の実効性確保に関する市町村職員向け研修会参加<継>
②迅速かつ確実な避難行動のための取組									
26~41	IV 情報伝達・避難計画等に関する取組 26 想定最大規模降雨による浸水想定区域図、浸水継続時間、家屋倒壊等危険想定区域等の作成・公表と適切な土地利用の促進 27 新たな洪水ハザードマップの策定(広域的な避難計画等も反映) 28 新たなハザードマップの各配布・周知(ハザードマップポータルサイトや地図情報等の活用など) 29 リアルタイムの情報提供やブッシュ型情報の発信など防災情報の充実(水位や河川状況等ライブカメラ情報、避難情報)、危険レベルの統一化等による災害情報の充実 30 避難勧告等の発令に資した防災行動計画(タイムライン)の整備及び検証と改善 31 中小河川及びダムにおいて、相応な被害が発生する可能性を予見した場合、首長等への直接の情報提供(ホットライン)及び報連相関係の情報提供(LAポート)の実施 32 要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進 33 立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討 34 参加市町村による広域避難計画の策定及び支援 35 広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知 36 水位予測の検討及び精度の向上 37 小規模の流域・急流河川に対応する精度の高い降雨・洪水予測の実施 38 水防活動の連携の「危険度の色分け」や「警戒線の現象」等の改善 39 防災施設の機能に関する情報提供の充実 40 ダム放流情報を活用した避難体制の確保 41 災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	・水害リスク空白地を解消するため、中小河川における想定最大規模降雨による浸水想定区域図の作成およびハザードマップ作成支援 ・広域的な避難計画のため、防災情報の充実や改善を図る。 ・要配慮者利用施設の避難計画の作成および訓練実施の促進への支援。	・中小河川浸水想定区域図作成対象河川等に関する基礎調査<継> ・6/9 防災連絡会に参加<継> ・6/27 メディア説明会に参加<継> ・大雨特別警報(浸水等)の指標の改善<完> ・指定河川洪水予報の迅速な伝達に係る検討会開催<継> ・11/14 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成への支援(上市町)<継> ・1/11,16 要配慮者利用施設の避難確保計画作成に係る説明会支援(富山市) 計2回51施設<継> ・2/1 要配慮者利用施設における避難の実効性確保に関する市町村職員向け研修会参加<継> ・市町村の作成するタイムライン更新支援<継> ・県と市町村間ネットワークの更新支援<継>  【砂防】<継> ・土砂災害警戒区域の指定及び公表(随時)	・防災気象情報の充実 ・防災担当者向け気象防災ワークショップの開催 ・防災行動計画に関する助言 ・洪水ハザードマップに関する助言 ・富山県二級水系ダム洪水調節機能協議会に参加 ・高潮に関する早期注意情報の運用開始<完> ・気象防災ワークショップの開催 3回<継>	・継続伏水帯による大雨の半日程度からの呼びかけ<完> ・キキクル(危険度分布)「黒」の新設と「うす黒」と「濃い黒」の統合<完> ・大雨特別警報(浸水等)の指標の改善<完> ・指定河川洪水予報の迅速な伝達に係る検討会開催<継> ・高潮に関する早期注意情報の運用開始<完> ・気象防災ワークショップの開催 3回<継>	27 洪水ハザードマップを更新 28 洪水ハザードマップ更新後に実施 29 リアルタイムの情報提供やブッシュ型情報の発信など防災情報の充実(水位や河川状況等ライブカメラ情報、避難情報)、危険レベルの統一化等による災害情報の充実 30 避難指示を発令するためのタイムラインの検証と改善 31 H20から取組を開始 32 計画策定に向けた周知啓発 33 立ち退き避難が必要な区域について検討 34 参加市町村による広域避難計画の策定及び支援 35 広域的な避難行動計画等が策定されれば洪水ハザードマップの更新を行う 36 浸水履歴の周知 41 災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	27 更新及び配布済み<継> 28 配布・周知済み<継> 29 避難情報リアルタイムで発信できるSNSやスマートフォンアプリの活用について広報やホームページ、出前講座にて推進した<継> 30 <継> 31 <前> 32 令和3年度から講習会を開催 ・781施設のうち539施設が作成済み<継> 33 実施済み<完> 34 広域避難については避難方法の検討を必要に応じて行うこととした<継> 35 <継> 36 窓口における浸水履歴の閲覧を実施<継> 41 市職員メール配信システムを活用した情報伝達訓練の実施<継>	・円滑な避難行動のため、防災情報の充実や改善を図る。 ・要配慮者利用施設の避難計画の作成および訓練実施の促進への支援。	・要配慮者利用施設避難計画作成対象施設16件全て作成済み<完> ・2/1 要配慮者利用施設における避難の実効性確保に関する市町村職員向け研修会参加<継>
③洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組									
42~47	V 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組 42 水防団等への連絡体制の確保と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施 43 自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所合同点検の実施 44 関係機関が連携した水防訓練等を実施 45 水防活動の担い手となる水防団員、水防協会の募集・指定を促進 46 県・市・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施 47 大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討	・水防団等への連絡体制の確保および情報伝達訓練の実施 ・関係機関や水防団と合同点検を実施	・4/26 洪水対応演習に参加<継> ・4/29 水防連絡会で連絡体制確認<継> ・5/24 県の合同河川点検を実施<継> ・6/15 県の河川点検に参加<継>	・合同河川点検等への参加 ・防災訓練等への参加	・黒部川合同河川点検、富山川合同河川点検、水防団、下新川沿岸現地視察会に参加<継> ・立山町、清川市、富山市、富山県防災訓練に参加<継>	42 河川管理者が行う情報伝達訓練に参加 43 河川管理者と水防関係機関で重要水防箇所等の合同点検を実施 44 水防団、県、県、自主防災組織などが参加し出水前水防訓練を実施 45 水防団員を兼ねる消防団員についてHPの掲載やボクスターの活用等による募集促進 46 水防技術講習会に参加	42 実施済み<継> 43 実施済み<継> 44 実施済み<継> 45 継続<継> 46 参加を検討<継>	・河川管理者、水防団等への連絡体制の確保および情報伝達訓練の実施。 ・関係機関や水防団と合同点検を実施	・4/26 関係機関との情報伝達訓練を実施<継> ・5/24 県の合同河川点検を実施<継> ・6/15 県の河川点検に参加<継>
48~56	VI ①要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組 ②救援・救助活動の効率化に関する取組 ③排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施 48 地域の事業者による水防支援体制の検討・構築(①) 49 要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施(①) 50 大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動(①) 51 大規模工場における連絡体制の確立及び自衛水防活動の取組(①) 52 大規模工場等の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施(②) 53 浸水水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)を検討・作成(③) 54 地下貯留排水した排水計画(案)の検討を実施(③) 55 排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備(③) 56 排水計画(案)に基づき、関係機関が連携した排水実動訓練の実施(③)	・要配慮者利用施設の避難計画の作成および訓練実施の促進への支援。 ・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動(①) ・11/14 要配慮者利用施設における避難確保計画作成への支援(上市町)<継> ・1/11,16 要配慮者利用施設の避難確保計画作成に係る説明会支援(富山市) 計2回51施設<継> ・2/1 要配慮者利用施設における避難の実効性確保に関する市町村職員向け研修会参加<継> ・水害リスク情報の提供(洪水浸水想定区域図のオープンデータ化)<継>	・避難計画への助言	48 必要に応じて検討 49 計画作成の手引きなどの情報を周知啓発 50 51 ハザードマップによる浸水リスクの周知 53 連絡体制を確認し適宜更新する 56 水防法に基づく水防訓練の実施	48 必要があれば検討<継> 49 令和3年度から講習会を開催 ・781施設のうち539施設が作成済み<継> 50 51 HPにて公開しリスクについて周知<継> 53 検討済み<完> 55 水防連絡会にて連絡体制を確認 ・洪水対応演習に参加<継> 56 富山市水防訓練を実施<継>	・大規模災害に備えた、関係機関との連絡体制の構築および訓練等の実施 ・要配慮者利用施設の避難計画の作成および訓練実施の促進への支援。			

新様式-1 R7まで実施する取組

【富山】【白岩川・上市川等グループ】

具体的な事項の柱	項目	R7までの取組目標		R4実績<進捗>		R7までの取組目標		R4実績<進捗>	
		取組内容	進捗状況	取組内容	進捗状況	取組内容	進捗状況	取組内容	進捗状況
ハード対策の主な取組	I ①洪水を河川内で安全に流す対策 ②危機管理型ハード対策								
1~2	1 浸透対策、パイピング対策、流下能力対策、保倉・洗掘対策、堤防整備、霞堤の維持・保全、親工の整備、漏水対策、河運管理、ダムによる洪水調節、洪水をバイパス等で排水する施設の整備、河運浚渫・河運掘削、本川・支川合流部対策、土砂・洪水氾濫対策(①) 2 堤防天端の保護、裏法匠の補強(②)								
3~14	II 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備 3 新技術を活用した水防資機材の検討及び配備 4 洪水時の状況を把握し、円滑な避難活動や水防活動を支援するため、雨量計、水位計(簡易水位計を含む)、河川監視カメラや量水標等の基盤の整備 5 防災行政無線や防災ラジオ等のデジタル化による改良 6 浸水時においても災害対応を継続するための施設の施設及び非常用発電装置等の耐水化 7 浸透ますの設置、秋貯留の実施 8 各戸貯留・浸透施設の設置に対する支援制度の確立、水田貯留に対する支援制度の確立 9 農産物排水路に設置されている水門管理の徹底 10 緊急的な遊滞場の確保 11 ダム等の洪水調節機能の向上・確保 12 重要インフラの機能確保 13 種門等の施設の確実な運用体制の確保 14 河川管理の高度化	・防災行政無線のデジタル化	・大雨予報時に主な水門(約30箇所)を職員にて管理<毎>						
ソフト対策の主な取組	①河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組								
15~25	III 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組 15 水害の歴史、洪水特性の周知理解促進のための副教材の作成・配布 16 小中学校等における水災害教育の実施 17 出前講座等を活用し、水防活動に関する説明会を開催 18 効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布 19 自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施 20 「災害・避難カード」を用いた平時からの住民等への周知・教育・訓練 21 災害リスクの地域表示 22 避難訓練への地域住民の参加促進 23 住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実及び地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携 24 住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進 25 水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・水害の歴史、洪水特性の周知理解促進のための副教材の作成・配布<毎> ・各機関から要望があった場合にハザードマップの周知や災害情報の入手方法などの出前講座を実施<毎> ・河川管理者が実施する重要水防箇所等の共同点検に参画<毎>	・地域の防災力向上のため、各協議会の場で、関係機関との連携、情報共有を図る。 ・住民の防災意識を高めるため、水防災に関する情報発信に努める。	・自主防災組織が実施する防災訓練への補助金の交付及び支援<毎> 交付対象9件	広報、HPでPRを実施	継続して実施			
26~41	②迅速かつ確実な避難行動のための取組 IV 情報伝達・避難計画等に関する取組 26 指定最大積存量による浸水想定区域、浸水継続時間、家屋倒壊等危険想定区域等の作成・公表と適切な土地利用の促進 27 新たな洪水ハザードマップの策定(広域的な避難計画等も反映) 28 新たなハザードマップの各戸配布・周知(ハザードマップポータルサイトや地図情報等の活用など) 29 リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実(水位や河川状況等ライブカメラ情報、避難情報)、危険レベルの統一化等による災害情報の充実 30 避難勧告等の発令に着目した防災行動計画(タイムライン)の整備及び検証と改善 31 小中河川及びダムにおいて、相応な被害が発生する可能性を予測した場合、首長等への直接の情報提供(ホットライン)及び報道機関への情報提供(Lアラート)の実施 32 要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進 33 立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討 34 参加市町村による広域避難計画の策定及び支援 35 広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知 36 水位予測の検討及び精度の向上 37 小規模の流域・急流河川に対応する精度の高い降雨・洪水予測の実施 38 気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善 39 水位周知河川等に指定されていない河川における水害危険性の周知促進や浸水実績等の周知 40 防災施設の機能に関する情報提供の充実 41 ダム放流情報を活用した避難体制の確立 42 災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	・避難指示を発令するためのタイムラインの検証と改善 ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成(100%)	・緊急連絡メール、CATV、市メール配信サービスの活用<毎> ・要配慮者利用施設へ避難確保計画の作成及び訓練実施促進の呼びかけ<毎>	・円滑な避難行動のため、防災情報の充実や改善を図る。 ・要配慮者利用施設の避難確保計画の作成および訓練実施促進への支援。	・要配慮者利用施設避難計画作成対象施設33件のうち、47件が作成済み<毎>(R5.3月末見込)	広報、HPでPRを実施	継続して実施		
42~47	③洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組 V 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組 42 水防団等への連絡体制の確立と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施 43 自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施 44 関係機関が連携した水防訓練の実施 45 水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集・指定を促進 46 市・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施 47 大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施			・河川管理者、水防団等への連絡体制の確保および情報伝達訓練の実施 ・関係機関や水防団と合同巡視を実施	・関係機関との情報伝達訓練を実施<毎> ・県の合同河川巡視を実施<毎>	広報、HPでPRを実施	継続して実施		
48~56	VI ①要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組 ②救援・救助活動の効率化に関する取組 ③排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施 48 地域の事業者による水防支援体制の検討・構築(①) 49 要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施(①) 50 大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動(①) 51 大規模工場における情報連絡体制の確立及び自衛水防活動の取組(①) 52 大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施(②) 53 氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)を検討・作成(③) 54 地下街が浸水した際の排水計画(案)の検討を実施(③) 55 排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備(③) 56 排水計画(案)に基づき、関係機関が連携した排水実働訓練の実施(③)	・排水ポンプ設置箇所確定	・排水ポンプ設置箇所の検討	・大規模災害に備えた、関係機関との連絡体制の構築および訓練等の実施 ・要配慮者利用施設の避難確保計画の作成および訓練実施の促進への支援。	・浸水想定区域内にある要配慮者利用施設ハザードマップの作成	令和2年度に作成済			

新様式-1 R7まで実施する取組

【富山】【いたち川・山田川等グループ】

具体的な事項の柱		富山県		富山地方気象台		富山市		
項目	カテゴリ	R7までの取組目標	R4実績<進捗>	R7までの取組目標	R4実績<進捗>	R7までの取組目標	R4実績<進捗>	
<b>ハード対策の主な取組</b>								
1~2	I ①洪水を河川内で安全に流す対策 ②危機管理型ハード対策	・洪水を河川内で安全に流すためのハード対策 ・河川内堆積土砂や樹木の計画的な撤去を推進	【河道掘削・樹木伐採】<経> ・古川：L=200m ・鍛冶川：L=855m ・熊野川：L=300m ・二級古川：L=95m ・熊野川：L=550m ・虫谷川：L=443m ・土川：L=630m 【樋門や水門等の点検・維持管理】<経> ・松川制水門 定期点検 ・松川排水門 定期点検 ・いたち川取水堰 定期点検 ・いたち川制水ゲート 定期点検 【砂防】<経> ・老朽化対策（神通川水系清水谷川）  【ダム】<経> ・ダム通知の適切な運用<経> ・堆砂測量の実施<経> （熊野川ダム）					
	3~14	II 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備	・危機管理型水位計の適切な維持管理 ・危機管理型水位計の耐水化や改良等 ・事前放流の運用による洪水調整機能の強化	・通常型水位計の計器異常の監視・把握 4箇所<経> ・危機管理型水位計の計器異常の監視・把握 24箇所<経> ・水位計設備修繕 2箇所<完>		8 新技術を活用した水防資機材の検討 9 必要に応じて検討 10 必要に応じて検討 11 応急的な避難場所の確保	3 検討を継続<経> 5 防災行政無線のデジタル化<完> 6 本庁舎の非常用発電装置等の耐水化の検討（一定程度確保しているが引き続き検討）<経> 7 枚原貯留について検討<経> 8 <経> 9 土地改良区等に協力依頼済<完> 10 洪水時緊急避難場所の確保<経>	
<b>ソフト対策の主な取組</b>								
15~25	III ①河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組	・地域の防災力向上のため、各協議会の場で、関係機関との連携、情報共有を図る。 ・住民の防災意識を高めるため、水防災に関する情報発信に努める。	・5/28 出前県庁講座（綿中橋地区）<経> ・6/27 減災対策協議会での国や市町村等の関係機関との情報共有、HP公表<経> ・8/31 防災の日「防災・減災の取り組み」新聞掲載（富山新聞）<毎> ・7/24, 8/28, 12/11, 1/29, 3/18 流域治水WSに参加<経> ・8~12月 流域治水関連法にかかる市町村との勉強会<経> ・3/14 国の流域治水プロジェクト協議会に参加<経> ・3/16 国の流域治水プロジェクト検討会に参加<経> ・NHK富山等と共同で水害啓発ポスターの作成<完>	・学校の水災害教育への協力 ・出前講座の実施 ・資料、教材をHPで公開 ・夏季広報活動「気象台へ行くこう」の開催 ・防災気象講演会の開催	・桜谷小学校へ出前授業<完> ・出前講座の実施 14件<経> ・リーフレット「富山県の気象変動」をHPに掲載<完> ・「気象台へ行くこう 2022」のWEB開催<毎> ・防災気象講演会の開催 11月25日<毎>	15 配布に協力する 16 要望があればハザードマップの見方や災害情報の入手方法等の出前講座を実施 17 出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催 18 市の広報誌への掲載やHPなどで周知 19 河川管理者が実施する重要水防箇所等の共同点検に参画する 20 「災害・避難カード」を用いた平時からの住民等への周知・教育・訓練	15 引き続き配布に協力する<経> 16 17 ハザードマップの見方や災害情報の入手方法等の出前講座を実施<経> 【実績】51回（R5.1月末防災35、河16） ・防災講演会の実施<経> 【実績】R5.2.8実施 演題「水災害と防災・流域治水について」 18 作成された資料を住民へ配布・周知<経> 19 <経> 20, 22, 23, 24 自主防災組織が行う防災訓練等への補助金交付及び防災士会と連携した研修支援<経> 【補助金実績】118回（R5.1月末） 【研修会】リーダー研修会 R4.8.30実施 ・防災士資格取得に対する補助金交付<経> 21 引き続き検討<経>	
	26~41	IV 情報伝達、避難計画等に関する取組	・水害リスク空白地を解消するため、中小河川における想定最大規模降雨による浸水想定区域図の作成およびハザードマップ作成支援。 ・円滑な避難行動のための、防災情報の充実や改善を図る。 ・要配慮者利用施設の避難計画の作成および訓練実施の促進への支援。	・中小河川浸水想定区域図作成対象河川等に関する基礎調査<経> ・6/9 防災連絡会に参加<毎> ・8/2 メディア説明会に参加<毎> ・8/26 庁内関係部局による要配慮者利用施設における避難確保計画等の促進に係る検討会開催<経> ・1/11, 16 要配慮者利用施設の避難確保計画作成等に係る説明会支援（富山市）計2回51施設<経> ・2/1 要配慮者利用施設における避難の実効性確保に関する市町村職員向け研修会参加<経> ・市町村の作成するタイムライン更新支援<経> ・県と市町村間ホットラインの更新支援<経>  【砂防】<経> ・土砂災害警戒区域の指定及び公表（随時）	・防災気象情報の充実 ・防災担当者向け気象防災ワークショップの開催 ・防災行動計画に関する助言 ・洪水ハザードマップに関する助言 ・富山県二級水害ダム洪水調動機能協議会に参加	・線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ<完> ・キキクル（危険度分布）「黒」の新設と「うす紫」と「濃い紫」の統合<完> ・大雨特別警報（浸水害）の指標の改善<完> ・指定河川洪水予報の氾濫危険情報を予備でも発表<完> ・大潮に関する早期注意情報の運用開始<完> ・気象防災ワークショップの開催 3回<経>	27 洪水ハザードマップを更新 28 洪水ハザードマップ更新後に実施 29 リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実（水位や河川状況等ライブカメラ情報、避難情報）、危険レベルの統一化等による災害情報の充実 30 避難指示を発令するためのタイムラインの検証と改善 31 <経> 32 計画策定に向けた周知啓発 33 立ち退き避難が必要な区域について検討 34 参加市町村による広域避難計画の策定及び支援 35 広域的な避難行動計画等が策定されれば洪水ハザードマップの更新を行う 36 浸水履歴の周知 41 災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	27 更新及び配布済み<経> 28 配布・周知済み<経> 29 避難情報をリアルタイムで受信できるSNSやスマートフォンアプリの活用について広報やホームページ、出前講座にて推進した<経> 30 <経> 31 <経> 32 令和3年度から講習会を開催 ・781施設のうち539施設が作成済み<経> 33 実施済み<完> 34 広域避難については避難方法の検討を必要に応じて行うこととした<経> 35 <経> 38 窓口における浸水履歴の閲覧を実施<経> 41 職員メールアドレスを活用した情報伝達訓練の実施<経>
③洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組								
42~47	V 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組	・水防団等への連絡体制の確認および情報伝達訓練の実施。 ・関係機関や水防団と合同巡視を実施	・4/18~22 法令点検 5河川<毎> ・4/26 洪水対応演習に参加<毎> ・4/28 水防連絡会で連絡体制確認<毎> ・5/21 富山市水防訓練に参加<毎> ・5/23 県・市合同パトロール<毎> ・6/15 県の河川巡視に参加<毎> ・6/27 礫川水防情報伝達訓練に参加<毎>	・合同河川巡視等への参加 ・防災訓練等への参加	・県部合同河川巡視、富山河川国道事務所水防河川巡視、下新川海岸現地視察会に参加<毎> ・富山市、富山県防災訓練に参加<毎>	42 河川管理者が行う情報伝達訓練に参加 43 河川管理者と水防関係機関で重要水防箇所等の合同巡視を実施 44 水防団、県、自主防災組織などが参加し出水期前に水防訓練を実施 45 水防団員を兼ねる消防団員についてHPの掲載やポスターの掲示等による啓蒙促進 46 水防技術講習会に参加	42 実施済み<経> 43 実施済み<経> 44 実施済み<経> 45 継続<経> 46 参加を検討<継続>	
	48~56	VI ①要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組 ②救援・救助活動の効率化に関する取組 ③排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施	・要配慮者利用施設の避難計画の作成および訓練実施の促進への支援。	・避難計画への助言		48 必要に応じて検討 49 計画作成の手引きなどの情報を周知啓発 50, 51 ハザードマップによる浸水リスクの周知 53 検討済み<完> 55 連絡体制を確認し適宜更新する 56 水防法に基づく水防訓練の実施	48 必要があれば検討<経> 49 令和3年度から講習会を開催 ・781施設のうち539施設が作成済み<経> 50, 51 HPにて公開しリスクについて周知<経> 53 検討済み<完> 55 水防連絡会にて連絡体制を確認 ・洪水対応演習に参加<経> 56 富山市水防訓練を実施<経>	

新様式-1 R7まで実施する取組

(富山)【下条川等グループ】

具体的な事項の柱	項目	富山県		富山地方気象台		新水市	
		R7までの取組目標	R4実績<進捗>	R7までの取組目標	R4実績<進捗>	R7までの取組目標	R4実績<進捗>
ハード対策の主な取組	I ①洪水を河川内で安全に流す対策 ②危機意識型ハード対策	・洪水を河川内で安全に流すためのハード対策 ・河運内堆積土砂や樹木の計画的な撤去を推進	【河運箇所】<高岡土木><組> 下条川：L=700m 【樹木伐採】<高岡土木><組> 和田川：L=570m  【ダム】<組> ・埋戻改良の実施（和田川ダム）<組> ・ダム通知の適切な運用<組> ・堆砂測量の実施（和田川ダム）<組>				
	1~2						
	II 避難行動、水防活動、排水活動に資する基礎等の整備	・危機管理型水位計の適切な維持管理 ・危機管理型水位計の耐水化や改良等 ・事前放流の運用による洪水調整機能の強化	・危機管理型水位計の計器異常の監視・把握 5箇所<組>			・情報発信手段の多量化・多様化に努めるとともに、デジタル技術を活用した利便性が高い情報発信の検討。	・防災情報と市公式Lineの自動連携実施
	3~14						
ソフト対策の主な取組	①河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組						
	15 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組	・地域の防災力向上のため、各協議会の場で、関係機関との連携、情報共有を図る。 ・住民の防災意識を高めるため、水防に関する情報発信に努める。	・6/27 防災対策協議会での国や市町村等の関係機関との連携、情報共有を図る。 ・8/31 防災の日「防災・減災の取り組み」新聞掲載（富山新聞）<組> ・9~12月 流域治水関連法にかかると市町村との勉強会<組> ・3/14 国の流域治水プロジェクト協議会に参加<組> ・3/16 国の流域治水プロジェクト検討会に参加<組>	・学校の水災害教育への協力 ・出前講座の実施 ・資料・教材をHPで公開 ・夏季広報活動「気象台へ行こう」の開催 ・防災気象講演会の開催	・極少小学校へ出前講座<実> ・出前講座の実施 14件<組> ・リーフレット「富山の気候変動」をHPに掲載<完> ・「気象台へ行こう 2022」のWEB開催<毎> ・防災気象講演会の開催 11月25日<毎>	・住民の防災意識を高めるため、水防に関する情報発信に努める。	・出前講座の実施(21回開催) ・地域の防災リーダーを担う防災士の育成補助(10名) ・池多地区で市総合防災訓練の実施(R4.10.23) ・CATVを活用した防災知識の普及
	15~25						
	26 迅速かつ確実な避難行動のための取組	・水害リスク空白地を解消するため、中小河川における想定最大規模降雨による浸水想定区域図の作成およびハザードマップ作成 ・内河川避難行動のため、防災情報の充実や改善を図る。 ・要配慮者利用施設の避難計画の作成および訓練実施の促進への支援。	・中小河川浸水想定区域図作成対象河川等に関する基礎調査<組> ・6/9 防災連絡会に参加<毎> ・8/2 メディア説明会に参加<毎> ・9/26 庁内関係部局による要配慮者利用施設における避難確保計画等の促進に係る検討会開催<組> ・10/5 「土川・小矢部川タイムライン検討専門部会」への参加<組> ・2/1 要配慮者利用施設における避難の実効性確保に関する市町村職員向け研修会参加<組> ・市町村の作成するタイムライン更新支援<組> ・県と市町村間ホットラインの更新支援<組>  【砂防】<組> ・土砂災害警戒区域の指定及び公表（随時）	・防災気象情報の充実 ・防災担当者向け気象防災ワークショップの開催 ・防災行動計画に関する助言 ・洪水ハザードマップに関する助言 ・富山県二級水系ダム洪水調節機能協議会に参加 ・10/5 「土川・小矢部川タイムライン検討専門部会」への参加<組> ・2/1 要配慮者利用施設における避難の実効性確保に関する市町村職員向け研修会参加<組> ・市町村の作成するタイムライン更新支援<組> ・県と市町村間ホットラインの更新支援<組>	・継続降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ<完> ・キキクル（危険度分布）「嵐」の新設と「うす嵐」と「濃い嵐」の統合<完> ・大雨特別警報（浸水害）の指標の改善<完> ・指定河川洪水予報の迅速な発表<完> ・富山に関する早期注意情報の運用開始<完> ・気象防災ワークショップの開催 3回<組>	・地域委員会及び防災士と連携し、地区防災計画の作成促進に取り組み ・内河川避難行動のため、防災情報の充実や改善を図る。	・要配慮者利用施設における避難確保計画作成対象施設132施設中132施設で作成済（作成率100%）
	26~41						
	42 洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組						
	IV 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組	・水防団等への連絡体制の確認および情報伝達訓練の実施 ・関係機関や水防団と合同巡視を実施	・4/26 洪水対応演習に参加<毎> ・4/28 水防連絡会でも連絡体制確認<毎> ・5/16 射水市防災パトロールに参加<毎> ・5/27 射水市との合同河川パトロールを実施<毎> ・6/16 国の河川巡視に参加<毎>	・合同河川巡視等への参加 ・防災訓練等への参加	・黒部川合同河川巡視、富山河川国連事務所水防河川巡視、下新川遊歩地遊歩会に参加<毎> ・射水市、富山県防災訓練に参加<毎>	・河川管理者、水防団等への連絡体制の確認および情報伝達訓練の実施 ・河川管理者（県）との合同巡視を実施 ・水防団員を対象に排水ポンプ車の運転訓練及び講習会を実施<毎>	・河川管理者（県）と合同河川パトロールを実施<毎> ・市職員を対象に排水ポンプ車の運転訓練及び講習会を実施<毎>
	42~47						
	VI ①要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組 ②救援・救助活動の効率化に関する取組 ③排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施	・要配慮者利用施設の避難計画の作成および訓練実施の促進への支援。	・9/26 庁内関係部局による要配慮者利用施設における避難確保計画等の促進に係る検討会開催<組> ・2/1 要配慮者利用施設における避難の実効性確保に関する市町村職員向け研修会参加<組> ・水害リスク情報の提供（洪水浸水想定区域図のオープンデータ化）<組>	・避難計画への助言		・大規模災害に備えた関係機関との連絡体制の構築及び訓練等の実施	・要配慮者利用施設のうち避難確保計画未作成施設に対して作成支援を実施
	48~56						

新様式ー1 R7まで実施する取組

(富山)【千保川・旅川等グループ】

具体的な事項の柱	項目	富山県	富山地方気象台	富山市	能登町	
ハード対策の主な取組	カテゴリ	R7までの取組目標	R4実績<進捗>	R7までの取組目標	R4実績<進捗>	
I ①洪水を河川内で安全に流す対策 ②危機管理型ハード対策	1~2	・洪水を河川内で安全に流すためのハード対策 ・河運内堆積土砂や樹木の計画的な除去を推進	【河運箇所】<高岡土木><他> - 広谷川：L=40m 【樹木伐採】<湯波土木><他> - 上黒石川：L=720m 【砂防】<高岡土木><他> - 小矢部川水系山川 - 小矢部川水系五十里通達（2） - 小矢部川水系二上（2） - 小矢部川水系西大谷川左支川			
	3~14	・危機管理型水位計の適切な維持管理 ・危機管理型水位計の耐水化や改良等 ・事前放流の運用による洪水調整機能の強化	・適切な避難体制を確保するための対策を講じる。 ・非常用発電装置と非常時の本部機能についての確認する。 ・四層排水施設の確実な運用体制を確保するため、関係機関との連携、情報共有を図る。	【R4.4月】河川管理者と連携を図り、水防資機材配備状況の確認や整備を実施する。<毎> 【R4.6.17】河川に設置した水位計の運用開始<毎> ・用水管理者と連携して、降雨時の水門管理を徹底<毎> ・防災行政無線のデジタル化<毎> ・移動系無線・令和4年度完了 ・同系無線・令和元年度完了 ・非常用発電装置等の確認<毎>	・適切な避難体制を確保するための対策を講じる。 ・農業用排水路に設置されている水門管理の徹底	
II 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備	15~25	・地域の防災力向上のため、各協議会の場で、関係機関との連携、情報共有を図る。 ・住民の防災意識を高めるため、水防災に関する情報発信に努める。	・学校の防災教育への協力 ・出前講座の実施 ・資料・教材をHPで公開 ・夏季広報活動「気象台へ行こう」の開催 ・防災気象講演会の開催	・地域の防災力向上のため、各協議会の場で、関係機関との連携、情報共有を図る。 ・住民の防災意識を高めるため、水防災に関する情報発信に努める。	・地域の防災力向上のため、各協議会の場で、関係機関との連携、情報共有を図る。 ・出前講座の実施（総） 2/8庄川小学校（41名） 6/14青島地区自主防災会（70名）他計3回	
III ①河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組 ②平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組	15~25	・水害の歴史、洪水特性の周知理解促進のための副教材の作成・配布 ・小中学校等における水防教育を実施 ・出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催 ・効果的な「水防意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布 ・自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所での共同点検の実施 ・「災害・避難カード」を用いた平時からの住民等への周知・教育・訓練 ・災害リスクの現地表示 ・避難訓練への地域住民の参加促進 ・住民の防災意識を高め、地域の防災力向上を図るための自主防災組織の充実及び地域包括支援センター・ケアマネジャーとの連携 ・住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進 ・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・防災気象情報の充実 ・防災担当者向け気象防災ワークショップの開催 ・防災行動計画に関する助言 ・洪水ハザードマップに関する助言 ・富山県二級水害ダム洪水調整機能協議会に参加 ・10/6 庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会への参加<毎> ・2/1 要配慮者利用施設における避難の実効性確保に関する市町村職員向け研修会参加<毎> ・市町村の作成するタイムライン更新支援<毎> ・県と市町村間ホットラインの更新支援<毎>	・河川管理者、水防団等への連絡体制の確認および情報伝達訓練の実施（毎） ・5/16県の合同河川巡視を実施（毎） ・関係機関や水防団と合同巡視を実施	・要配慮者利用施設避難計画作成対象施設53件のうち、53件が作成済み（済）（R5.3月末）	
IV 情報伝達、避難計画等に関する取組	26~41	・水害リスク空白地を解消するため、中小河川における想定最大規模降雨による浸水想定区域図の作成およびハザードマップ作成促進 ・円滑な避難行動のための、防災情報の充実や改善を図る。 ・要配慮者利用施設の避難計画の作成および訓練実施の促進への支援。	・中小河川浸水想定区域図作成対象河川等に関する基礎調査<毎> ・6/9 防災連絡会に参加<毎> ・6/2 メディア説明会に参加<毎> ・大雨特別警報（浸水警）の指標の改善<完> ・指定河川洪水予報の迅速危険情報も発表<完> ・高潮に関する早期注意情報の運用開始<完> ・気象防災ワークショップの開催 3回<毎>	【R4.4.11】国交通省災害ホットライン連絡体制を確認<毎> 【R4.8月】8月の大雨災害を受けて、マニュアルの検証と改善を行った。<毎> 【R5.1.16】高岡市にて、地図情報サービス「デジタルマップ@たかおか」を公開<毎> ・要配慮者利用施設避難計画作成対象施設294件のうち、227件が作成済み<毎>（R5.3月末見込）	・円滑な避難行動のため、防災情報の充実や改善を図る。 ・要配慮者利用施設の避難計画の作成および訓練実施の促進への支援。	
③洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組	IV 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組	42 水防団等への連絡体制の確認および情報伝達訓練の実施 43 自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施 44 関係機関が連携した水防実働訓練等を実施 45 水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集、指定を促進 46 国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施 47 大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	・合同河川巡視等への参加 ・防災訓練等への参加	・水防団員の定員1,020名の募集（R5.2.22時点で892名） 【R4.4.26】洪水対応演習（国・県・市）を実施<毎> 【R4.4.28】水防連絡会に出席<毎> 【R4.6.4】令和4年度水防訓練を実施<毎> 【R4.6.10】合同巡視（国・県・市）を実施<毎> 【R4.7.3】戸出七夕まつり…団員募集のリーフレット配布、団員募集のバナー掲示<毎> 【R4.8.25】自衛消防訓練大会…団員募集のリーフレット配布<毎> 【R4.10.10】伏木元気フェスティバル…団員募集ののり旗掲出<毎> 【R4.10.30】赤丸文化祭…団員募集のリーフレット配布<毎> 【R4.11.6】大滝地区住民防災フェス…口頭で団員募集の呼びかけ<毎> 【R4.11.10】火災予防街頭キャンペーン…団員募集のティッシュ及びリーフレット配布<毎> 【R5.1.14】高岡へ帰る…団員募集のシールを貼った使い捨てカイロの配布<毎>	・河川管理者、水防団等への連絡体制の確認および情報伝達訓練の実施（毎） ・関係機関や水防団と合同巡視を実施	
V ①要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組 ②救護・救助活動の効率化に関する取組 ③排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施	48~56	・地域の事業者による水防支援体制の検討・構築（①） ・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施（①） ・大規模工場等への浸水リスクの認識と水害対策等の啓発活動（①） ・大規模工場における情報連絡体制の確立及び自衛水防活動の取組（①） ・大規模災害時の救護・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施（②） ・氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画（案）を検討・作成（③） ・地下街が浸水した場合の排水計画（案）の検討を実施（③） ・排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備（③） ・排水計画（案）に基づき、関係機関が連携した排水実働訓練の実施（③）	・4/26 洪水対応演習に参加<毎> ・4/29 水防連絡会で連絡体制確認<毎> ・5/27 富山県との合同河川パトロールを実施<毎> ・5/30 河川合同パトロール（小矢部市・小矢部土木）<毎> ・6/16 県の河川巡視に参加<毎> ・7/19 小矢部市水防連絡協議会出席<毎>	・要配慮者利用施設の避難計画の作成および訓練実施の促進への支援。 ・避難計画への助言	・要配慮者利用施設の避難計画の作成および訓練実施の促進への支援。 【R4.4.11】国交通省災害ホットライン連絡体制を確認<毎> 【R4.4.25】【R4.6.20】四層排水機庫の点検時に市職員内で操作方法を共有した<毎> ・HPにて要配慮者利用施設の避難確保計画作成に向けた作成の手引きの公表および周知<毎>	・大規模災害に備えた、関係機関との連絡体制の構築および訓練等の実施。 ・要配慮者利用施設の避難計画の作成および訓練実施の促進への支援。

新様式-1 R7まで実施する取組

(富山)【千保川・旅川等グループ】

具体的な事項の柱		小矢野市		南砺市	
項目	カテゴリ	R7までの取組目標	R4実績<進捗>	R7までの取組目標	R4実績<進捗>
<b>ハード対策の主な取組</b>					
1~2	I ①洪水を河川内で安全に流す対策 ②危険箇所ハード対策				
	1 浸透対策、パイピング対策、流下能力対策、侵食・洗掘対策、堤防整備、露場の維持・保全、堰工の整備、漏水対策、河運管理、ダムによる洪水調節、洪水をバイパス等で排水する施設の整備、河運浚渫・河運掘削、本川・支川合流部対策、土砂・洪水氾濫対策(①) 2 堤防天端の保護、裏法匠の補強(②)				
3~14	II 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備	・河川管理者と連携し水防資機材の配備状況の確認を実施する。	・河川管理者と合同巡視を実施<毎> R4.6.16実施 ・防災行政無線のデジタル化<完>	・河川管理者や水防団と連携を図り、水防資機材の配備状況の確認及び新技術を活用した資機材の導入を検討する。	・5/16出水前後に河川管理者と合同で水防倉庫の備蓄確認を実施<毎>
<b>ソフト対策の主な取組</b>					
①河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組					
15~25	Ⅲ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組	・地域の防災力向上のため、関係機関との連携、情報共有を図る。 ・住民の防災意識の高揚を図るため、水防災に関する情報発信に努める。	・市立大谷小学校4年生を対象に防災講座を実施<毎> R4.9.15実施 児童 57名 ・出前講座の実施<毎> 地区及び各種団体向け 計6回 ・広報6月号で出水期における大雨災害対策の啓発<毎> ・河川管理者との合同巡視<毎> R4.6.16実施 ・避難所等案内プレートの配布<完> ・富山県総合防災訓練(小矢野市共催)の実施<毎> R4.10.10実施 ・市防災士連絡協議会によるマイタイムライン講座の実施<毎> R4.11.6	・小・中学校や自主防災組織等へ防災に関する出前講座を実施する。 ・南砺市総合防災訓練を実施する。 ・自主防災組織の組織の充実を図る。 ・地区防災計画策定を啓発する。 ・マイタイムラインの策定を啓発する。	・9/10 福野小学校において水害教育を実施(200名) ・市政出前講座の実施<毎>(4/3 下新町内会(12名)ほか15年) ・8/28 南砺市総合防災訓練実施<毎>
	15 水害の歴史、洪水特性の周知理解促進のための副教材の作成・配布 16 小中学校等における水害教育を実施 17 出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催 18 効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布 19 自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施 20 「災害・避難カード」を用いた平時からの住民等への周知・教育・訓練 21 災害リスクの現地表示 22 避難訓練への地域住民の参加促進 23 住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実及び地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携 24 住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進 25 水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置				
②迅速かつ確実な避難行動のための取組					
26~41	IV 情報伝達、避難計画等に関する取組	・内発な避難行動のため、防災情報の充実や改善を図る。 ・要配慮者利用施設の避難計画の作成および訓練実施の促進への支援。	28・洪水ハザードマップの作成、配布<完> 29・防災緊急メールによる防災情報の発信<毎> 32・市内対象施設21施設のうち20施設で避難確保計画作成済、うち、4施設で避難訓練を実施(R5.2月時点)<毎>	・R3改正水防法対応の洪水ハザードマップを策定する。 ・「南砺市防災アプリ」の登録者数の増加を図る。 ・タイムラインの検証と改善を実施する。 ・洪水想定区域内の要配慮者利用施設の避難訓練実施を啓発する。	・洪水洪水想定区域図の作成対象となる中小河川について、奥河川課より説明を受けた。<毎> ・総合防災訓練や出前講座等の機会に広報活動を実施。<毎> ・10/5 庄川・小矢野川タイムライン検討専門部会に参加。<毎>
	26 指定大規模浸水による浸水想定区域図、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域等の作成・公表と適切な土地利用の促進 27 新たな洪水ハザードマップの策定(広域的な避難計画等も反映) 28 新たなハザードマップの各戸配布・周知(ハザードマップポータルサイトや地図情報等の活用など) 29 リアルタイムの情報提供やブッシュ型情報の発信など防災情報の充実(水位や河川状況等ライブカメラ情報、避難情報)、危険レベルの統一化等による災害情報の充実 30 避難勧告等の発令に資する防災行動計画(タイムライン)の整備及び検証と改善 31 中小河川及びダムにおいて、相応な被害が発生する可能性を有した場合、首長等への直接の情報提供(ホットライン)及び報道機関への情報提供(Lアラート)の実施 32 要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進 33 立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討 34 参加市町村による広域避難計画の策定及び支援 35 広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知 36 水位予測の検討及び精度の向上 37 小規模の流域・急流河川に対応する精度の高い降雨・洪水予測の実施 38 気象情報発信の「危険度の色分け」や「警戒級の現象」等の改善 39 水位周知河川等に指定されていない河川における水害危険性の周知促進や浸水実績等の周知 40 防災施設の機能に関する情報提供の充実 41 災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実				
③洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組					
42~47	V 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組	・河川管理者、水防団等への連絡体制の確認および情報伝達訓練の実施。 ・関係機関や水防団と合同巡視を実施	・富山県総合防災訓練(小矢野市共催)の実施<毎> ・河川管理者との合同巡視<毎> R4.6.16実施	・河川管理者、水防団等への連絡体制の確認及び情報伝達訓練を実施する。 ・関係機関や水防団と合同巡視を実施する。	・4/26 洪水対応演習(国・県・市)に参加<毎> ・5/16 富山県建設土木センターと合同パトロールを実施<毎>
	42 水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施 43 自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施 44 関係機関が連携した水防実働訓練等を実施 45 水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集、指定を促進 46 国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施 47 大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施				
48~56	VI ①要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組 ②救護・救助活動の効率化に関する取組 ③排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施	・大規模災害に備えた、関係機関との連絡体制の構築および訓練等の実施。 ・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施(①) ・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成および訓練実施の促進への支援。	・市内対象施設21施設のうち20施設で避難確保計画作成済、うち、4施設で避難訓練を実施(R5.2月時点)<毎>	・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動を実施する。 ・8/24 JA福光女性部からの要望に応じ、防災に関する出前講座を実施。<毎>	
	48 地域の事業者による水防支援体制の検討・構築(①) 49 要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施(①) 50 大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動(①) 51 大規模工場における情報連絡体制の確立及び自衛水防活動の取組(①) 52 大規模災害時の救護・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施(②) 53 氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)を検討・作成(③) 54 地下街が浸水した場合の排水計画(案)の検討を実施(③) 55 排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備(③) 56 排水計画(案)に基づき、関係機関が連携した排水実働訓練の実施(③)				

新様式ー1 R7まで実施する取組

(富山)【子撫川・小矢部川等グループ】

具体的な事項の柱		富山県		富山地方気象台		富山市		能登町	
項目	カテゴリ	R7までの取組目標	R4実績<進捗>	R7までの取組目標	R4実績<進捗>	R7までの取組目標	R4実績<進捗>	R7までの取組目標	R4実績<進捗>
ハード対策の主な取組	I ①洪水を河川内で安全に流す対策 ②危機管理型ハード対策	洪水を河川内で安全に流すためのハード対策 ・河川内堆積土砂や樹木の計画的な撤去を推進	【河川箇所・樹木伐採】<小矢部土木><他> ・子撫川：L=0.5km ・浪江川：L=0.7km ・砂輪川：L=0.3km ・五箇丸川：L=0.2km ・本堂川：L=0.4km ・御手洗川：L=0.4km ・尾沙門川：L=0.3km 【河川箇所】<富山土木><他> ・小矢部川：L=500m ・山田川：100m ・千谷川：L=355m ・新神川：L=500m 【樹木伐採】 ・小矢部川：L=200m ・山田川：L=540m 【砂防】<小矢部土木><他> ・小矢部川水系連生（2）ほか ・老朽化対策（砺丘堰） 【ダム】<他> ・堰堤改良の実施（子撫川ダム）<他> ・ダム通知の適切な運用<他> ・貯水圏内の浸水実施（城端ダム）<他> ・堆砂測量の実施（子撫川ダム、城端ダム）<他>						
	II 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備	危機管理型水位計の適切な維持管理 ・危機管理型水位計の耐水化や改良等 ・事前放流の運用による洪水調整機能の強化	危機管理型水位計の計測異常の監視・把握 11箇所<他>			適切な避難体制を確保するための対策を講じる。 ・非常用発電装置と非常時の本部機能についての確認する。	河川等管理者と連携を図り、水防資機材配備状況の確認や整備を実施する。<他> ・【R4.6.17】河川に設置した水位計の運用開始<他> ・用水管理者と連携して、降雨時の水門管理を徹底<他> ・防災行政無線のデジタル化<他> ・移動系無線：令和4年度完了 ・同報系無線：令和元年度完了 ・非常用発電装置等の確認<他>	適切な避難体制を確保するための対策を講じる。	農業用排水路に設置されている水門管理の徹底
ソフト対策の主な取組	①河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組								
	②平時から住民等への周知・訓練に関する取組	地域の防災力向上のため、各協議会の場で、関係機関との連携、情報共有を図る。 ・住民の防災意識を高めるため、水防災に関する情報発信に努める。	・6/15 こども砂防教室開催（石動小）<他> ・6/27 減災対策協議会での国や市町村等の関係機関との情報共有、伊公衆<他> ・8/31 防災の日「防災・減災の取り組み」新聞掲載（富山新聞）<他> ・8~12月 流域治水推進法にかかる市町村との勉強会<他> ・2/14 国の流域治水プロジェクト協議会に参加<他> ・3/16 国の流域治水ブロック検討会に参加<他>	・学校の防災教育への協力 ・出前講座の実施 ・資料・教材をHPで公開 ・夏季広報活動「気象台へ行こう」の開催 ・防災気象講演会の開催	・坂谷小学校へ出前講座<他> ・出前講座の実施 14件<他> ・リーフレット「富山県の気候変動」をHPに掲載<他> ・「気象台へ行こう 2022」のWEB開催<他> ・防災気象講演会の開催 11月25日<他>	・地域の防災力向上のため、各協議会の場で、関係機関との連携、情報共有を図る。 ・住民の防災意識を高めるため、水防災に関する情報発信に努める。	・令和4年度住民を対象とした出前講座の実施（水書編）42件（うち小学校対象2件） ・自主防災組織が実施する防災訓練への補助金の交付及び支援、・・・6件	・地域の防災力向上のため、各協議会の場で、関係機関との連携、情報共有を図る。 ・住民の防災意識を高めるため、水防災に関する情報発信に努める。	・出前講座の実施（編） 2/8庄川小学校（41名） 6/14青島地区自主防災会（70名）他計3回
③迅速かつ確実な避難行動のための取組	IV 情報伝達、避難計画等に関する取組	水害リスク空白地を解消するため、中小河川における想定最大規模降雨による浸水想定区域図の作成およびハザードマップ作成支援。 ・浸水想定区域図の作成、防災情報の充実や改善を図る。 ・要配慮者利用施設の避難計画の作成および訓練実施の促進への支援。	・中小河川浸水想定区域図作成対象河川等に関する基礎調査<他> ・6/9 防災連絡会に参加<他> ・8/2 メディア説明会に参加<他> ・8/26 市関係部局による要配慮者利用施設における避難確保計画等の促進に係る検討会開催<他> ・10/5 庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会への参加<他> ・2/1 要配慮者利用施設における避難の実効性確保に関する市町村職員向け研修会参加<他> ・市町村の作成するタイムライン更新支援<他> ・県と市町村間ホットラインの更新支援<他> 【砂防】<他> ・土砂災害警戒区域の指定及び公表（随時）	・防災気象情報の充実 ・防災担当者向け気象防災ワークショップの開催 ・防災行動計画に関する助言 ・洪水ハザードマップに関する助言 ・富山県二級水系ダム洪水調節機能協議会に参加 ・指定河川洪水予報の迅速な危険情報予測でも発表<他> ・高潮に関する早期注意情報の運用開始<他> ・気象防災ワークショップの開催 3回<他>	・線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ<他> ・キキクル（危険度分布）「嵐」の新設と「うす嵐」と「濃い嵐」の統合<他> ・大雨特別警報（浸水警）の指標の改善<他> ・指定河川洪水予報の迅速な危険情報予測でも発表<他> ・高潮に関する早期注意情報の運用開始<他> ・気象防災ワークショップの開催 3回<他>	・円滑な避難行動のため、防災情報の充実や改善を図る。 ・要配慮者利用施設の避難計画の作成および訓練実施の促進への支援。	【R4.4.11】国交通省災害ホットライン連絡体制を確認<他> 【R4.8.8】8月の大雨災害を受けて、マニュアルの検証と改善を行った。<他> 【R5.1.10】基調研修にて、地図情報サービス「デジタルマップ等たかおか」を公開<他> ・要配慮者利用施設避難計画作成対象施設294件のうち、227件が作成済み<他>（R5.3月末見込）	・円滑な避難行動のため、防災情報の充実や改善を図る。 ・要配慮者利用施設の避難計画の作成および訓練実施の促進への支援。	・要配慮者利用施設避難計画作成対象施設53件のうち、53件が作成済み（済）（R5.3月末） ・要配慮者利用施設の避難計画の作成および訓練実施の促進への支援。
	④洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組	V 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組	水防団等への連絡体制の確認および情報伝達訓練の実施。 ・関係機関や水防団と合同巡視を実施	・4/26 水防対応演習に参加<他> ・4/29 水防連絡会で連絡体制確認<他> ・5/16 県、富山市で水防資材を確認<他> ・5/30 河川合同パトロール（小矢部市・小矢部土木）<他> ・6/16 国の河川巡視に参加<他> ・7/19 小矢部市水防連絡協議会出席<他>	・合同河川巡視等への参加 ・防災訓練等への参加	・富山河川国道事務所水防河川巡視<他> ・富山消防訓練に参加<他>	水防団の定員1,020名の募集（R5.2.22時点で892名）	【R4.4.26】洪水対応演習（国・県・市）を実施<他> 【R4.4.28】水防連絡会に出席<他> 【R4.6.41】令和4年度水防訓練を実施<他> 【R4.6.10】合同巡視（国・県・市）を実施<他> 【R4.7.3】戸出七夕まつり…団員募集のリーフレット配布、団員募集のバネル展示<他> 【R4.8.25】自衛消防訓練大会…団員募集のリーフレット配布<他> 【R4.10.10】伏木元気フェスティバル…団員募集ののぼり旗掲出<他> 【R4.10.30】赤丸文化祭…団員募集のリーフレット配布<他> 【R4.11.6】大連地区住民防災フェス…口頭で団員募集の呼びかけ<他> 【R4.11.10】火災予防街頭キャンペーン…団員募集のティッシュ及びリーフレット配布<他> 【R5.1.14】高岡なご祭り…団員募集のシールを貼った使い捨てカイロの配布<他>	・河川管理者、水防団等への連絡体制の確認および情報伝達訓練の実施。 ・関係機関や水防団と合同巡視を実施
VI ①要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組	②救援・救助活動の効率化に関する取組								
	③排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施	要配慮者利用施設の避難計画の作成および訓練実施の促進への支援。	・5/26 庁内関係部局による要配慮者利用施設における避難確保計画等の促進に係る検討会開催<他> ・2/1 要配慮者利用施設における避難の実効性確保に関する市町村職員向け研修会参加<他> ・水害リスク情報の提供（洪水浸水想定区域図のオープンデータ化）<他>	・避難計画への助言		要配慮者利用施設の避難計画の作成および訓練実施の促進への支援。	【R4.4.11】国交通省災害ホットライン連絡体制を確認<他> ・HPにて要配慮者利用施設の避難確保計画作成に向けた作成の手引きの公表および周知<他>	・大規模災害に備えた、関係機関との連絡体制の構築および訓練等の実施。 ・要配慮者利用施設の避難計画の作成および訓練実施の促進への支援。	

新様式ー1 R7まで実施する取組

(富山)【子撫川・小矢部川等グループ】

具体的な事項の柱		小矢部市		南砺市	
項目	カテゴリ	R7までの取組目標	R4実績<進捗>	R7までの取組目標	R4実績<進捗>
<b>ハード対策の主な取組</b>					
1~2	I ①洪水を河川内で安全に流す対策 ②危機管理型ハード対策 1 浸透対策、バイパス対策、流下能力対策、侵食・洗掘対策、堤防整備、露場の維持・保全、堰工の整備、漏水対策、河道管理、ダムによる洪水調節、洪水をバイパス等で排水する施設の整備、河道浚渫・河道掘削、本川・支川合流部対策、土砂・洪水氾濫対策(①) 2 堤防天端の保護、裏法匠の補強(②)				
	II 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備 5 新技術を活用した水防資機材の検討及び配備 6 洪水時の状況と把握し、内河川避難活動や水防活動を支援するため、雨量計、水位計(簡易水位計を含む)、河川監視カメラや量水槽等の基盤の整備 7 防災行政無線や防災ラジオ等のデジタル化による改良 8 浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び非常用発電装置等の耐水化 9 浸透ますの設置、貯留貯留の実施 10 各戸貯留・浸透施設の設置に対する支援制度の確立、水田貯留に対する支援制度の確立 11 農業用排水路に設置されている水門管理の徹底 12 応急的な避難場所の確保 13 ダム等の洪水調節機能の向上・確保 14 重要インフラの機能確保 15 堤防等の施設の確実な運用体制の確保 16 河川管理の高度化	・河川管理者と連携し水防資機材の配備状況の確認を実施する。	・河川管理者と合同巡視を実施<毎> R4.6.16実施 ・防災行政無線のデジタル化<完>	・河川管理者や水防団と連携を図り、水防資機材の配備状況の確認及び新技術を活用した資機材の導入を検討する。	・5/16 出水前後に河川管理者と合同で水防倉庫の備蓄確認を実施<毎>
<b>ソフト対策の主な取組</b>					
15~25	①河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組 Ⅲ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組 15 水害の歴史、洪水特性の周知理解促進のための副教材の作成・配布 16 小中学校等における水害教育を実施 17 出前講座等を活用し、水防等に関する説明会を開催 18 効果的な「水防意識醸成」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布 19 自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所共同点検の実施 20 「災害・避難カード」を用いた平時からの住民等への周知・教育・訓練 21 災害リスクの現地表示 22 避難訓練への地域住民の参加促進 23 住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実及び地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携 24 住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進 25 水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・地域の防災力向上のため、関係機関との連携、情報共有を図る。 住民の防災意識の高揚を図るため、水防に関する情報発信に努める。	・市立大谷小学校4年生を対象に防災講座を実施<毎> R4.9.15実施 児童 57名 ・出前講座の実施<毎> 地区及び各種団体向け 計6回 ・広報6月号で出水期における大雨災害対策の啓発<毎> ・河川管理者との合同巡視<毎> R4.6.16実施 ・避難所等案内プレートの配布<完> ・富山県総合防災訓練(小矢部市共催)の実施<毎> R4.10.16実施 ・市防災士連絡協議会によるマイタイムライン講座の実施<毎> R4.11.6	・小・中学校や自主防災組織等へ防災に関する出前講座を実施する。 ・南砺市総合防災訓練を実施する。 ・自主防災組織の組織の充実を図る。 ・地区防災計画策定を啓発する。 ・マイタイムラインの策定を啓発する。	・9/10 福野小学校において水害教育を実施(200名) ・市政出前講座の実施<毎>(4/3 下新町内会(12名)ほか15件) ・8/28 南砺市総合防災訓練実施<毎>
	②迅速かつ確実な避難行動のための取組 IV 情報伝達、避難計画等に関する取組 26 指定最大規模降雨による浸水想定区域図、浸水継続時間、家屋倒壊等危険想定区域等の作成・公表と適切な土地利用の促進 27 新たな洪水ハザードマップの策定(広域的な避難計画等も反映) 28 新たな洪水ハザードマップの策定(広域的な避難計画等も反映) 29 新たなハザードマップの各戸配布・周知(ハザードマップポータルサイトや地図情報等の活用など) 30 リアルタイムの情報提供やブッシュ型情報の発信など防災情報の充実(水位や河川状況等ライブカメラ情報、避難情報)、危険レベルの統一化等による災害情報の充実 31 避難勧告等の発令に資する防災行動計画(タイムライン)の整備及び検証と改善 32 小中河川及びびん川において、相当な被害が発生する可能性を予測した場合、首長等への連絡の情報提供(ホットライン)及び報道機関への情報提供(Lアラート)の実施 33 要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進 34 立ち寄り避難が必要な区域及び避難方法の検討 35 参加市町村による広域避難計画の策定及び支援 36 広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知 37 小規模の流域・急流河川に対応する精度の高い降雨・洪水予測の実施 38 気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善 39 水位周知河川等に指定されていない河川における水害危険性の周知促進や浸水実績等の周知 40 防災施設の機能に関する情報提供の充実 41 ダム放流情報を活用した運搬体系の確立 42 災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	・内河川避難行動のため、防災情報の充実や改善を図る。 ・要配慮者利用施設の避難計画の作成および訓練実施の促進への支援。	28・洪水ハザードマップの作成、配布<完> 29・防災緊急メールによる防災情報の発信<毎> 32・市内対象施設21施設のうち20施設で避難確保計画作成済。うち、4施設で避難訓練を実施(R5.2月時点)<毎> ・タイムラインの検証と改善を実施する。	・R3改正水防法対応の洪水ハザードマップを策定する。 ・「南砺市防災アプリ」の登録者数の増加を図る。 ・タイムラインの検証と改善を実施する。 ・浸水想定区域内の要配慮者利用施設の避難訓練実施を啓発する。	・洪水浸水想定区域図の作成対象となる中河川について、奥河川より説明を受けた。<毎> ・総合防災訓練や出前講座等の機会に広報活動を実施。<毎> ・10/5 庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会に参加。<毎>
<b>③洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組</b>					
42~47	V 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組 42 水防団等への連絡体制の確保と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施 43 自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施 44 関係機関が連携した水防訓練等を実施 45 水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集、指定を促進 46 市・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施 47 大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	・河川管理者、水防団等への連絡体制の確認および情報伝達訓練の実施。 ・関係機関や水防団と合同巡視を実施	・富山県総合防災訓練(小矢部市共催)の実施<毎> ・河川管理者との合同巡視<毎> R4.6.16実施	・河川管理者、水防団等への連絡体制の確認及び情報伝達訓練を実施する。 ・関係機関や水防団と合同巡視を実施する。	・4/26 洪水対応演習(国・県・市)に参加<毎> ・5/16 富山県郡政士センターと合同パトロールを実施<毎>
	VI ①要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組 ②救護・救助活動の効率化に関する取組 ③排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施 48 地域の事業者による水防支援体制の検討・構築(①) 49 要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施(①) 50 大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動(①) 51 大規模工場における情報連絡体制の確立及び自衛水防活動の取組(①) 52 大規模災害時の救護・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施(②) 53 氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)を検討・作成(③) 54 地下街が浸水した場合の排水計画(案)の検討を実施(③) 55 排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備(③) 56 排水計画(案)に基づき、関係機関が連携した排水実働訓練の実施(③)	・大規模災害に備えた、関係機関との連絡体制の構築および訓練等の実施。 ・市内対象施設21施設のうち20施設で避難確保計画作成済。うち、4施設で避難訓練を実施(R5.2月時点)<毎> ・要配慮者利用施設の避難計画の作成および訓練実施の促進への支援。	・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動を実施する。 ・8/24 JA福光女性部からの要請に応じ、防災に関する出前講座を実施。<毎>		

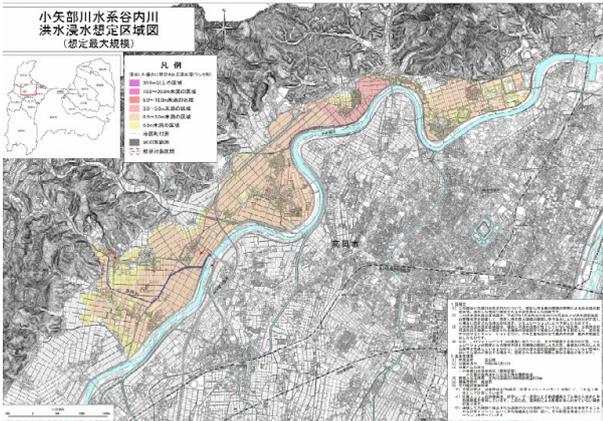
(様式2-取組概要)

富山県(河川課)

2期項目 No	IV 情報伝達、避難計画等に関する取組
2期 カテゴリ	26 想定最大規模降雨による浸水想定区域図
2期 内容	水害リスク空白地を解消するため、中小河川における想定最大規模降雨による浸水想定区域図の作成およびハザードマップ作成支援
実施主体	富山県

令和3年改正水防法に基づき、人家等防護対象が存する全ての河川について、浸水想定区域図の作成が義務付けられました。常願寺川、神通川、庄川、小矢部川支流の県管理河川についても、令和6年度末を目標に洪水浸水想定区域図を作成することを目標に取り組んでいます。

【取組実績】令和4年3月～ 対象河川の選定・解析手法の検討を実施



参考例：小矢部川水系谷内川(高岡市)  
洪水浸水想定図(想定最大規模)



神通川支流の河川(富山市のまち大橋付近)

(様式2-取組概要)

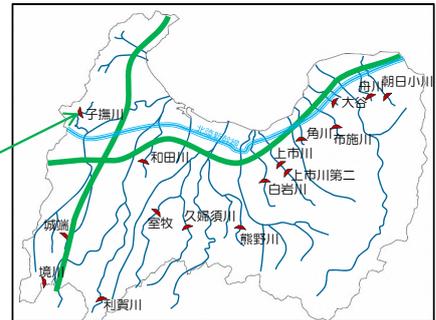
富山県(各ダム管理事務所ほか)

2期項目 No	I ①洪水を河川内で安全に流す対策
2期 カテゴリ	1 ダムによる洪水調節
2期 内容	堰堤改良の実施
実施主体	富山県

老朽化したダム施設の更新を、国の5ヵ年加速化対策予算等も活用し計画的に実施。

テレメータ・放流警報装置の改良  
警報吹鳴操作の確実性・信頼性向上

事業説明箇所：子撫川ダム



施工前

5  
か  
年  
加  
速  
化  
対  
策  
予  
算  
の  
活  
用



施工後

(様式2-取組概要)

2期項目 No	I ①洪水を河川内で安全に流す対策
2期 カテゴリ	1 河道浚渫・河道掘削
2期 内容	河道内堆積土砂や樹木の計画的な撤去を推進
実施主体	富山県

防災・減災対策として、洪水を安全に流すために、流下断面を確保すべく河道掘削等を実施した。

【河道掘削等】

古川 : L=0.2km 鍛冶川 : L=0.855km 二級河川古川 : L=0.095km

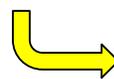
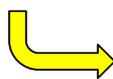
着手前

堆積土砂等に起因する  
氾濫の危険性あり



作業完了

堆積土砂等を掘削除し  
河道を確保



【神通川水系古川】

(様式2-取組概要)

2期項目 No	I ①洪水を河川内で安全に流す対策
2期 カテゴリ	1 河道浚渫・河道掘削
2期 内容	洪水を安全に流すためのハード対策の推進
実施主体	富山県高岡土木センター

当該水系における河道内の掘削や樹木伐採の実施。

【河道掘削】

広谷川 L=460m



着工前



完成

2期項目 No	V 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組
2期 カテゴリ	43 自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所への合同巡視の実施
2期 内容	関係機関と合同巡視を実施
実施主体	富山県、富山市、滑川市、上市町、立山町

沿川市町と共同で重要水防箇所等の点検を行った。

【実施概要】

- ・ 日 時：令和4年5月24日
- ・ 参加者：富山県河川課、富山県立山土木事務所、富山市、滑川市、上市町、立山町
- ・ 内 容：① 河川管理施設の点検  
② 重要水防箇所の周知  
③ 水防備蓄資材の点検



河川管理施設の点検



重要水防箇所の周知



水防備蓄資材の点検

2期項目 No	IV 情報伝達、避難計画等に関する取組
2期 カテゴリ	29 防災情報の充実
2期 内容	線状降水帯による大雨の半日程度前からのよびかけ
実施主体	気象庁

線状降水帯による大雨発生の可能性が高い場合に、複数の県にまたがる広域を対象に、線状降水帯による大雨となる可能性を半日程度前から気象情報において呼びかける改善を実施（令和4年6月1日から）

大雨に関する〇〇地方気象情報 第〇号  
〇年〇月〇日〇時〇〇分 〇〇気象台発表

<見出し>  
〇〇地方では、〇日夜には、線状降水帯が発生して大雨災害発生危険度が急激に高まる可能性があります。

<本文>  
… (中略) …

[量的予想]  
<雨の予想>  
〇日〇時から〇日〇時までに予想される24時間降雨量は、いずれも多い所で、  
〇〇県 〇ミ  
〇〇県 〇ミ  
〇〇県 〇ミ  
の見込みです。  
線状降水帯が発生した場合は、局地的にさらに雨量が増えるおそれがあります。  
… (中略) …

[補足事項]  
今後発表する防災気象情報に留意してください。  
次の「大雨に関する〇〇地方気象情報」は、〇日〇時頃に発表する予定です。

大雨が予想される際に発表される気象情報に、線状降水帯発生の可能性に言及するフレーズを挿入

※ 気象情報は、「大雨に関する気象情報」のほか、「台風第〇号に関する情報」というタイトルで発表されることもあります。  
※ 定時の発表以外では、短文情報の形で発表することもあります。

大雨に関する〇〇地方気象情報 第〇号  
〇年〇月〇日〇時〇〇分 〇〇気象台発表

<見出し>  
〇〇地方では、〇日夜には、線状降水帯が発生して大雨災害の危険度が急激に高まる可能性があります。

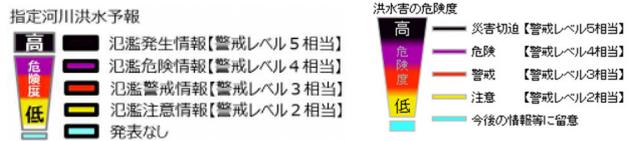
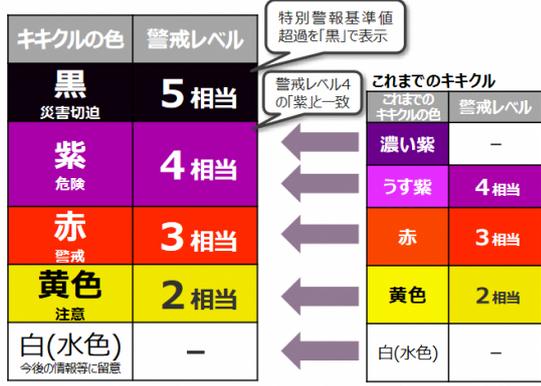
<本文>  
なし

予想雨量と併せ、線状降水帯が発生した場合にはさらに状況が悪くなる可能性があることを伝える

(様式2-取組概要)

2期項目 No	IV 情報伝達、避難計画等に関する取組
2期 カテゴリ	37 気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善
2期 内容	キキクル(危険度分布)「黒」の新設と「うす紫」と「濃い紫」の統合
実施主体	気象庁

キキクルに警戒レベル5相当の「災害切迫」(黒)を新設し、警戒レベル4相当を「危険」(紫)に統合して、より分かりやすく危険度を伝えることができるよう改善した。(令和4年6月30日から)



2022年8月4日3時の洪水キキクル画像

(様式2-取組概要)

カテゴリ	出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催
内容	洪水ハザードマップの周知
実施主体	富山市

令和2年6月に作成した洪水ハザードマップの周知

【詳細】

令和2年6月に公表した富山市洪水ハザードマップのについて、市民のみな様への周知を図るため、出前講座等を活用し洪水ハザードマップの見方・使い方を説明した。

〔※ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策(マスク着用、ソーシャルディスタンス確保、十分な換気、アルコール消毒液配備 等)を講じて実施〕



地域における出前講座



親子参加イベントに併せた出前講座



富山市洪水ハザードマップ (令和2年6月作成)

(様式2-取組概要)

高岡市

2期項目 No	
2期 カテゴリ	水防活動の啓発
2期 内容	令和4年度高岡市水防訓練
実施主体	高岡市

水防関係機関の士気高揚と水防技術の向上、相互の協力体制の強化を図るとともに、地域社会に対する水防意識の啓発を目的として実施した。

【詳細】

- ・ 日 時 令和4年6月4日(土) 午前8時30分～9時30分
- ・ 場 所 高岡市荒屋敷地先 小矢部川右岸河川敷 国東橋下流
- ・ 訓練種目
  - ①水防工法訓練 (積み土のう工、シート張り工などの訓練)
  - ②内水排除訓練 (排水ポンプ車や照明車の展示訓練)
  - ③水難救助訓練 (釣り人の救助訓練)
  - ④無線通信訓練 (市パトロール車と災害対策本部との通信訓練)
  - ⑤簡易水防訓練 (土のうを用いた浸水対策訓練)



(様式2-取組概要)

高岡市

2期項目 No	
2期 カテゴリ	水防災教育の啓発
2期 内容	防災ワークショップの実施
実施主体	高岡市

子育て世代や大学生を対象にマイタイムラインによる避難行動計画の作成やHUGによる避難所運営の実習を行い、自助による早期避難と共助による相互支援についての見識を深めるもの。

- 題 目 高岡市防災教室「災害に備えよう！」
- 日 時 9月3日(土) 9時30分～11時
- 会 場 成美小学校体育館
- 参加者 成美小児童(6学年)とその保護者 約15名
- 講 師 高岡市職員
- 内 容 逃げキッドによるマイ・タイムラインの作成



- 題 目 災害時における避難所の運営
- 日 時 9月5日(月) 10時～14時
- 会 場 高岡市役所会議室
- 参加者 大学生17名
- 講 師 防災士
- 内 容 HUGによる避難所運営体験



(様式2-取組概要)

高岡市

2期項目 No	
2期 カテゴリ	水防災教育(出前講座の活用)
2期 内容	防災ワークショップの実施
実施主体	とやま呉西圏域内(高岡、射水、水見、砺波、南砺、小矢部市)の防災士

【対策概要】

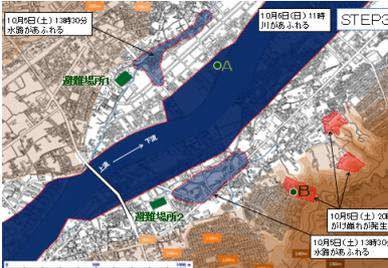
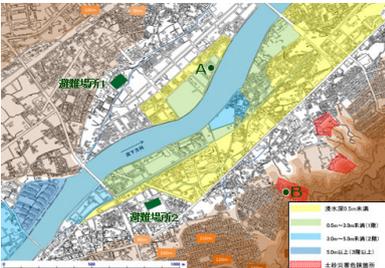
防災士のスキルアップを図るため、水害ワークショップを実施し、警戒レベルによる避難についての見識を深めるとともに、実習で得た知識と技能を各地域での防災講習や訓練において活用することにより、地域防災力の向上を図ります。



STEP2

10月5日(土) 13:00  
～10月6日(日) 13:00までの間に  
とるべき行動を話し合います

10月5日(土) 13時30分	大雨警報
警戒レベル3 高齢者等避難	洪水警報
10月5日(土) 18時30分	土砂災害警戒情報
警戒レベル4 避難指示	
10月6日(日) 4時10分	大雨特別警報
警戒レベル5 緊急安全確保	



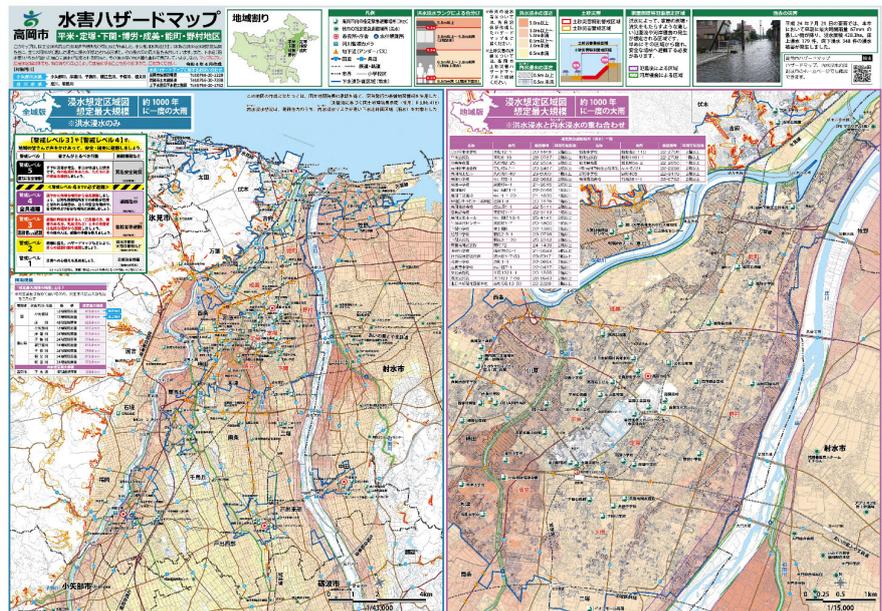
(様式2-取組概要)

高岡市

2期項目 No	
2期 カテゴリ	ハザードマップの各戸配布・周知
2期 内容	水害ハザードマップの作成・配布
実施主体	高岡市

【対策概要】

『想定し得る最大規模降雨による浸水想定区域』をもとに、洪水ハザードマップと内水ハザードマップを重ね合わせた水害ハザードマップを作成し、令和4年6月に全戸配布を行った。



(様式2-取組概要)

小矢部市

2期項目 No	
2期 カテゴリ	水災害教育の実施
2期 内容	市立大谷小学校4年生への防災講座
実施主体	小矢部市

災害時にはどのような災害情報がどんな方法で伝達されるか、また、ハザードマップの見方を学ぶことにより自分の居住地にどんなリスクがあるかを確認し、その他、簡易テントや段ボールベッドの設置方法など実技を交えて防災講座を実施した。

- ・対象者 市立大谷小学校 4年生児童 57名
- ・実施日 令和4年9月15日(木)
- ・場所 大谷小学校 4年生教室及び体育館



(様式2-取組概要)

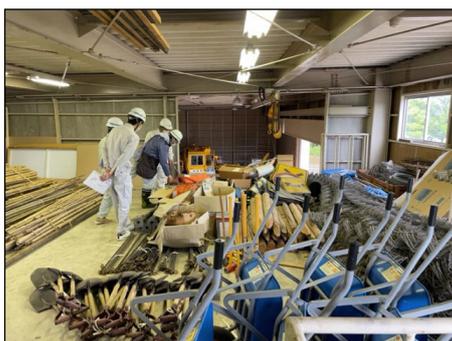
南砺市

2期項目 No	新12
2期 カテゴリ	水防資機材の検討及び配置
2期 内容	円滑な避難活動や水防活動を支援するため、水防資材の確認・整備を実施
実施主体	南砺市

出水期における災害時に備え、南砺市水防倉庫(水防資材等)の確認を富山県砺波土木センターと合同でパトロールを行うもの。

【詳細】

- ・実施日：令和4年5月16日(月)
- ・場所：水防倉庫2棟(柴田屋、荒木)
- ・実施者：南砺市、砺波土木センター 職員



柴田屋水防倉庫



荒木水防倉庫

# 常願寺川・神通川タイムライン検討専門部会（仮称）の 設立について

1. 専門部会の設立
2. 構成機関(仮)
3. タイムラインの概要とイメージ

令和5年6月2日  
第9回 常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等  
大規模氾濫に関する減災対策協議会

## 1. 専門部会の設立

- 令和5年度より、「常願寺川・神通川タイムライン検討専門部会」（仮称、以下「専門部会」という。）を設立し、タイムライン検討を進めていきたい。
- 専門部会は、「常願寺川・神通川タイムライン検討専門部会規約」によって設置されるものとする。
- 「常願寺川・神通川タイムライン検討専門部会規約(案)」は、先行して設置している「庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会」における規約と同様の考え方にて整理した。（資料7-2）

### 専門部会の目的、位置付け、所掌事項

#### ■目的

専門部会は、常願寺川および神通川の関係機関が連携・協力し、大雨等によって起こる事態を共有し、それに備えた防災行動をあらかじめ時系列的に整理した常願寺川・神通川タイムラインの検討や運営等を図り、時間的制約等が厳しい災害発生時における防災行動を効率的かつ効果的に行うことを目的とする。

#### ■位置付け

専門部会は常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会規約第7条に基づく専門部会として位置付けるものとする。

#### ■所掌事項

1. 各構成員における常願寺川・神通川タイムラインの検討の促進及び検討状況の共有
2. 常願寺川・神通川タイムラインの見直し・強化
3. 常願寺川・神通川タイムラインを用いた演習の実施
4. その他必要な事項

## 2. 専門部会の構成機関（仮）

### 構成機関（仮）

#### ■自治体

富山市、舟橋村、立山町、上市町、滑川市、射水市

#### ■富山県

土木部河川課、危機管理局防災・危機管理課、富山土木センター、  
富山土木センター立山土木事務所、新川土木センター、高岡土木センター

#### ■鉄道関係

西日本旅客鉄道(株)、あいの風とやま鉄道(株)、富山地方鉄道(株)

#### ■道路管理関係

中日本高速道路(株)、富山県警察本部(オブザーバー参加)、  
北陸地方整備局富山河川国道事務所 道路管理第一課(オブザーバー参加)

#### ■ライフライン関係

西日本電信電話(株)、日本海ガス(株)

#### ■ダム管理関係

北陸電力(株)、富山県

#### ■国・気象庁

富山地方気象台、北陸地方整備局富山河川国道事務所 **流域治水課**

2

## 3. タイムラインの概要とイメージ

■タイムラインとは、リスクを評価し、共有した上で、そのリスクに対して必要となる行動を、事前の防災行動として、「いつ」、「誰が」、「何をするか」を明確化し、時間軸に沿って整理したもの

■常願寺川・神通川タイムラインは、台風による常願寺川直轄管理区間および神通川直轄管理区間での堤防決壊をシナリオとして、各参画機関の防災行動項目を時系列に整理し、とりまとめるもの

【計画規模降雨】  
①実施主体 ○連携先 交通(公共交通機関) 道路(路管理) ライフ(ライフライン) ダム(ダム事業者)

いつ 何をするか 誰が

何時(いつ)	実施主体	連携先	交通	道路	ライフ	ダム	富山県	自治体
～120H～ (氾濫発生5日前)	1 情報 情報収集	富山地方気象台	◎	◎	◎	◎	◎	◎
～72H～	2 情報 情報収集	富山地方気象台	◎	◎	◎	◎	◎	◎
～48H～	3 情報 情報収集	富山地方気象台	◎	◎	◎	◎	◎	◎
～24H～	4 情報 情報収集	富山地方気象台	◎	◎	◎	◎	◎	◎
～0H～ (氾濫発生)	5 体制 体制の構築・確認	富山地方気象台	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	6 体制 体制の構築・確認	富山地方気象台	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	7 体制 体制の構築・確認	富山地方気象台	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	8 体制 体制の構築・確認	富山地方気象台	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	9 体制 体制の構築・確認	富山地方気象台	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	10 情報 情報収集	富山地方気象台	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	11 情報 情報収集	富山地方気象台	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	12 体制 体制の構築・確認	富山地方気象台	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	13 体制 体制の構築・確認	富山地方気象台	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	14 体制 体制の構築・確認	富山地方気象台	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	15 体制 体制の構築・確認	富山地方気象台	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	16 体制 体制の構築・確認	富山地方気象台	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	17 体制 体制の構築・確認	富山地方気象台	◎	◎	◎	◎	◎	◎



## 常願寺川・神通川タイムライン検討専門部会（仮称）

### 規 約（案）

#### （名称）

第1条 本会は、「常願寺川・神通川タイムライン検討専門部会」（以下「専門部会」という。）と称する。

#### （目的）

第2条 専門部会は、常願寺川および神通川の関係機関が連携・協力し、大雨等によって起こる事態を共有し、それに備えた防災行動をあらかじめ時系列的に整理した常願寺川・神通川タイムラインの検討や運営等を図り、時間的制約等が厳しい災害発生時における防災行動を効率的かつ効果的に行うことを目的とする。

#### （位置付け）

第3条 専門部会は常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会規約第7条に基づく専門部会として位置付けるものとする。

#### （所掌事項）

第4条 専門部会は、次の各号の事項について所掌する。

- 一 各構成員における常願寺川・神通川タイムラインの検討の促進及び検討状況の共有
- 二 常願寺川・神通川タイムラインの見直し・強化
- 三 常願寺川・神通川タイムラインを用いた演習の実施
- 四 その他必要な事項

#### （組織構成）

第5条 専門部会の組織構成は、次の各号のとおりとする。

- 一 専門部会の組織は、別紙に掲げるものとする。
- 二 専門部会の組織の変更は、必要に応じ、事務局がその都度会議等に諮って定めるものとする。

#### （公開）

第6条 専門部会は原則非公開とする。なお、構成機関の承諾を得たうえで、専門部会の結果を協議会等へ報告することにより公表することができる。

#### （事務局）

第7条 専門部会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所流域治水課が行う。
- 3 事務局は、会議の招集・運営に関する事務、その他の事務を処理する。
- 4 事務局は、必要に応じて組織以外の機関等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、専門部会の運営に必要な事項は、事務局がその都度会議に諮って定めるものとする。

(附則)

第9条 本規約は、令和5年 月 日から施行する。

【別紙】

常願寺川・神通川タイムライン検討専門部会  
構成機関

富山市

舟橋村

立山町

上市町

滑川市

射水市

富山県土木部河川課

富山県危機管理局防災・危機管理課

富山県富山土木センター

富山県富山土木センター立山土木事務所

富山県新川土木センター

富山県高岡土木センター

北陸電力(株)富山支店

富山県室牧ダム管理事務所

西日本旅客鉄道(株)金沢支社

あいの風とやま鉄道(株)

富山地方鉄道(株)

中日本高速道路(株)金沢支社 富山高速道路事務所

西日本電信電話(株)富山支店

日本海ガス(株)

富山地方気象台

北陸地方整備局富山河川国道事務所 流域治水課(事務局)

(オブザーバー)

富山県警察本部

北陸地方整備局富山河川国道事務所 道路管理第一課

## 第9回 常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等 大規模氾濫に関する減災対策協議会

### 【その他報告事項】

#### ・事務所からの報告

- ① 庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会報告…………… (8-1-1)
- ② 洪水ハザードマップの作成状況及び課題について…………… (8-2-1)
- ③-1 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況及び課題について  
…………… (8-3-1)
- ③-2 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況及び防災安全交付金の  
重点配分対象の見直しについて（県からの報告）…………… (8-3-2)
- ④ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・充実支援のための  
動画等の公表について…………… (8-4-1)

#### ・県からの報告

- ⑤ 富山県内の流域治水プロジェクト策定状況…………… (8-5-1)
- ⑥ 富山県砂防課からのお知らせ…………… (8-6-1)

【第8回庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会】

- ◆ 令和4年10月開催（WEB会議形式）
- ◆ 風水害時に着目すべき情報（気象情報、河川情報等）を再確認
- ◆ タイムラインの適用演習として、タイムライン上の各ステージの防災行動について、各機関がシナリオに沿って自機関の行動を検証

【議事内容】

- ・ 庄川・小矢部川タイムライン【試行版】の概要とこれまでの検討経緯について
- ・ 風水害時に着目すべき情報について
- ・ 庄川・小矢部川タイムライン【試行版】適用演習
- ・ 意見交換
- ・ 今後の予定



これまでの経過・今後の予定

開催時期	会議名	主な検討内容
平成30年3月20日	庄川・小矢部川タイムライン(事前防災行動計画)検討専門部会(仮称)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ タイムラインの概要と検討方法について</li> <li>・ タイムラインの想定するハザードについて</li> <li>・ タイムライン検討に向けた防災行動案の検討ほか</li> </ul>
平成30年5月15日	第2回庄川・小矢部川タイムライン(事前防災行動計画)検討専門部会(仮称)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ タイムライン検討に向けた防災行動案の検討</li> <li>・ タイムライン素案の防災行動の検討</li> </ul>
平成30年6月27日	第3回庄川・小矢部川タイムライン(事前防災行動計画)検討専門部会(仮称)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画規模及び想定最大規模タイムライン(案)の意見照会ほか</li> </ul>
平成31年3月27日	第4回庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庄川・小矢部川タイムライン(試行版)の策定</li> <li>・ 事務所からの情報提供</li> </ul>
令和元年出水期において、庄川・小矢部川タイムライン【試行版】を試行運用		
令和元年12月12日	第5回庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災行動アンケート(台風19号後)の結果報告</li> <li>・ 庄川・小矢部川タイムライン【試行版】の防災行動の意見交換</li> </ul>
令和2年出水期において、庄川・小矢部川タイムライン【試行版】2020年版 を運用		
令和2年8月3日	第6回庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ タイムラインの運用訓練・勉強会</li> </ul>
令和3年出水期において、庄川・小矢部川タイムライン【試行版】2021年版 を運用		
令和3年11月24日	第7回庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難勧告の廃止に伴う防災行動の見直し検討</li> </ul>
令和4年出水期において、庄川・小矢部川タイムライン【試行版】2022年版 を運用		
令和4年10月5日	第8回庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ タイムラインの運用訓練・勉強会</li> </ul>
令和5年3月20日	第9回庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会(書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年出水期を踏まえた防災行動の見直し検討</li> </ul>

〈今後の予定〉

令和5年出水期において、庄川・小矢部川タイムライン【試行版】2023年版 を運用

令和5年6月(予定) 第10回タイムライン検討専門部会において、運用訓練を実施



要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況及び課題について

赤字：令和4年度の更新箇所

令和5年2月調査時点

資料8③-1

機関名	富山市	高岡市	立山町	舟橋村	射水市	砺波市	小矢部市	南砺市	滑川市	上市町
○要配慮者利用施設の避難確保計画の作成支援										
令和5年3月末時点の進捗状況(予定)	対象施設数	781	294	16	調査中	132	53	27	38	83
	対象とすへきか検討中の施設数	0	0	0	調査中	-	0	0	0	0
	説明会参加施設数	51	294	0	調査中	-	53	27	把握していない	0
	計画作成済施設数	539	232	16	調査中	100%	100%	27	100%	47
	避難訓練実施施設数	調査中	107	7	調査中	25%	49%	4	0%	0
地域防災計画の見直し時期	令和4年8月(データ版は適時更新する予定)	令和4年10月	令和5年3月	令和3年3月	令和4年3月	令和5年3月	令和3年6月	令和4年3月	令和4年3月	令和4年3月
作成における課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模施設に対する市としての支援方法の模索。</li> <li>未確定施設へのペナルティの軽減(公表、指定や補助金の打ち切り等)。</li> <li>地域防災計画に位置付ける施設の条件の明確化。</li> <li>所管課と防災部局との更なる連携。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各計画が有効性のあるものとなるよう、訓練徹底や訓練員への積極的な参加の周知と市選抜訓練や地元訓練への積極的な参加の呼びかけ。</li> <li>各施設における避難先が集中したときの対応を練り、市選抜場所の追加指定、市選抜場所以外で安全な場所(グループホーム等)へ避難の検討を打診等)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設経営者、運営者の選抜確保計画作成に対する理解度。</li> <li>施設経営者、運営者の選抜確保計画作成に対する理解度。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定により避難計画の策定が必要になることから施設側への理解を得ることや選抜先の確保等が課題。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象施設管理者の計画策定への理解度や協力体制が不十分なこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>選抜先の選抜方法、選抜の実施訓練の実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設によって規模も利用している委託業者も違うため、作成を依頼するにあたり、それぞれの施設に合わせた対応が求められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係課が複数にわたる(南砺市であれば福祉、こども課、教育総務課等)ため、施設側の関係者も含まれるは多くの方が関係に差があるため、計画や訓練等の内容にバラつきがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設側との程度理解が得られるか不安がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設側との程度理解が得られるか不安がある。</li> </ul>
備考	<p>水位計設置箇所増設等、引合締ま、情報提供ツール、孤児や孤寡をお断りしたい。</p> <p>その他、避難に関して河川管理者への要望等</p>									

## 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況(公表ベース)

## ○都道府県別(令和4年9月末現在)

	自治体名	対象 施設数	避難確保 計画作成	作成率
1	徳島県	1,803	1,803	100.0%
1	福井県	1,430	1,430	100.0%
3	山形県	1,022	1,010	98.8%
4	石川県	1,419	1,390	98.0%
5	鳥取県	711	692	97.3%
6	群馬県	1,831	1,778	97.1%
7	静岡県	3,728	3,616	97.0%
8	青森県	1,269	1,219	96.1%
9	大阪府	10,582	10,115	95.6%
9	岐阜県	2,191	2,094	95.6%
11	高知県	1,131	1,077	95.2%
12	京都府	2,282	2,155	94.4%
13	大分県	2,773	2,614	94.3%
14	宮崎県	1,639	1,532	93.5%
14	宮城県	1,970	1,812	92.0%
16	広島県	2,964	2,663	89.8%
17	新潟県	2,926	2,623	89.6%
18	岩手県	1,078	965	89.5%
19	茨城県	1,243	1,111	89.4%
19	奈良県	654	578	88.4%
21	岡山県	3,362	2,962	88.1%
22	三重県	1,708	1,495	87.5%
23	長野県	2,247	1,957	87.1%
24	愛媛県	2,008	1,742	86.8%

	自治体名	対象 施設数	避難確保 計画作成	作成率
25	秋田県	1,035	890	86.0%
25	山口県	1,312	1,119	85.3%
27	山梨県	1,019	867	85.1%
28	鹿児島県	1,830	1,550	84.7%
29	兵庫県	4,914	4,096	83.4%
30	東京都	7,860	6,529	83.1%
31	埼玉県	6,611	5,474	82.8%
32	島根県	950	785	82.6%
33	千葉県	2,341	1,902	81.2%
34	福島県	1,210	978	80.8%
35	北海道	5,039	4,058	80.5%
36	<b>富山県</b>	<b>1,617</b>	<b>1,269</b>	<b>78.5%</b>
37	滋賀県	1,498	1,175	78.4%
38	和歌山県	1,491	1,155	77.5%
39	神奈川県	5,387	4,146	77.0%
40	香川県	1,116	848	76.0%
41	栃木県	1,212	900	74.3%
42	佐賀県	1,748	1,286	73.6%
43	愛知県	7,279	5,076	69.7%
44	福岡県	4,373	3,031	69.3%
45	長崎県	1,598	1,088	68.1%
46	熊本県	755	492	65.2%
47	沖縄県	12	2	16.7%
	<b>合計</b>	<b>116,178</b>	<b>99,149</b>	<b>85.3%</b>

## ○県内市町村別(令和4年9月末現在)

	自治体名	対象 施設数	避難確保 計画作成	作成率
1	氷見市	53	53	100.0%
1	砺波市	53	53	100.0%
1	南砺市	27	27	100.0%
1	立山町	15	15	100.0%
5	入善町	62	62	100.0%
6	射水市	132	131	99.2%
7	小矢部市	21	20	95.2%
8	魚津市	54	50	92.6%

	自治体名	対象 施設数	避難確保 計画作成	作成率
9	朝日町	6	5	83.3%
10	黒部市	85	67	78.8%
11	高岡市	290	221	76.2%
12	富山市	781	539	69.0%
13	滑川市	38	26	68.4%
	舟橋村	0	0	
	上市町	0	0	
	<b>県内合計</b>	<b>1617</b>	<b>1269</b>	<b>78.5%</b>

事務連絡  
令和3年12月27日

各地方整備局等総務部会計課担当者 殿  
企画部広域計画課担当者 殿  
各地方公共団体  
社会資本整備総合交付金担当者 殿

国土交通省大臣官房  
社会資本整備総合交付金等総合調整室

### 令和5年度以降の防災・安全交付金の重点配分対象の見直しについて

平素より、国土交通行政の推進についてご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。  
近年、風水害・土砂災害が激甚化・頻発化する中、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）及び「水防法」（昭和24年法律第193号）においては、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、避難確保計画を策定することを義務づけるとともに、「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）においては、市町村に対して、避難行動要支援者名簿を作成した上で、名簿情報を避難支援等関係者に対して提供することとしています。

本年10月20日に行われた財政制度等審議会では、「平時からの避難訓練が災害時の安全を左右する可能性に鑑み、法律に基づく義務である避難確保計画の策定等が確実に行われるよう、こうした対策を行っていない地域に対してハード整備におけるディスプレイを設けるべき。」との指摘がなされました（資料）。これを踏まえ、地域の防災・減災、安全の確保を推進するため、防災・安全交付金の重点配分対象について、令和5年度以降の予算で以下及び別紙のとおり見直しを行います。

#### （1）令和5年度予算における対応

土砂災害防止法第8条の2及び水防法第15条の3に基づく避難確保計画の策定を行っていない要配慮者利用施設が存在し、かつ、災害対策基本法第49条の11に基づく避難行動要支援者名簿に記載等された情報の提供を行っていない市町村（以下「該当市町村」という。）が単独で策定した整備計画については、重点配分の対象外といたします。また、該当市町村が単独で都道府県と策定する整備計画についても同様といたします。

## (2) 令和6年度以降の予算における対応

該当市町村が策定主体に含まれる整備計画は全て、重点配分の対象外といたします。

ただし、本年7月に施行された「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第31号)に基づき、新たに避難確保計画策定の対象として指定される要配慮者利用施設については、当面の間、上記(1)及び(2)の運用の対象外といたします。

つきましては、令和5年度以降の運用に向けて、防災や福祉を担当する部局とも連携し、避難確保計画の策定を行っていない要配慮者利用施設に対して計画策定指導を行っていただくとともに、避難支援者に対して避難行動要支援者名簿の提供を進めていただきますようお願い申し上げます。

土砂災害防止法及び水防法に基づく避難確保計画策定に係る留意事項については、水管理・国土保全局からも改めて通知を発出いたします。

以上

### <添付資料>

資料 財政制度等審議会財政制度分科会歳出改革部会(令和3年10月20日)資料1  
「社会資本整備」(抜粋)

別紙 重点配分の考え方

## 重点配分の考え方(令和5年度)

### 令和5年度

- ①避難確保計画未策定の要配慮者利用施設が存在、かつ、避難行動要支援者名簿に記載等された情報を提供していない市町村(以下「該当市町村」という。)が単独で策定する整備計画は重点配分の対象外。
- ②該当市町村が単独で都道府県と策定している整備計画は重点配分の対象外。

(例)

- A市、B市**・・・避難確保計画**未策定**の要配慮者利用施設が存在、かつ、避難行動要支援者名簿に記載等された情報を**提供していない**
- C市**・・・要配慮者利用施設は全て避難確保計画**策定済**、かつ、避難行動要支援者名簿に記載等された情報を**提供済**
- D県**・・・A市、B市、C市の所在県

計画例	策定主体	重点配分の考え方
整備計画α	A市	重点配分対象外(①に該当)
整備計画β	A市、D県	重点配分対象外(②に該当)
整備計画γ	A市、B市、C市	配分の考え方に記載の条件を満たせば重点配分対象に
整備計画δ	A市、B市、D県	配分の考え方に記載の条件を満たせば重点配分対象に

## 重点配分の考え方(令和6年度以降)

### 令和6年度以降

避難確保計画未策定の要配慮者利用施設が存在、かつ、避難行動要支援者名簿に記載等された情報を提供していない自治体が策定主体に含まれる整備計画は重点配分の対象外。

(例)

- A市、B市**・・・避難確保計画**未策定**の要配慮者利用施設が存在、かつ、避難行動要支援者名簿に記載等された情報を**提供していない**
- C市**・・・要配慮者利用施設は全て避難確保計画**策定済**、かつ、避難行動要支援者名簿に記載等された情報を**提供済**
- D県**・・・A市、B市、C市の所在県

計画例	策定主体	重点配分の考え方
整備計画α	A市	重点配分対象外
整備計画β	A市、D県	重点配分対象外
整備計画γ	A市、B市、C市	重点配分対象外
整備計画δ	A市、B市、D県	重点配分対象外

事 務 連 絡  
令 和 5 年 4 月 7 日

各都道府県 水防担当課長 殿  
各都道府県 砂防担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局  
河川環境課水防企画室 課長補佐  
砂防部砂防計画課地震・火山砂防室 企画専門官

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援資料の周知  
及び訓練実施の促進について

要配慮者利用施設において、大雨の際に円滑かつ迅速に避難を行うため、水防法及び土砂災害防止法では、市町村の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の作成、訓練の実施及びそれらを市町村長に報告することが義務付けられています。

今般、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び訓練実施を促進するため、下記の通り避難確保計画の作成や訓練について分かりやすくポイントをまとめたリーフレット及び動画を作成したほか、施設における訓練の実施にあたっての留意事項を取りまとめましたので、貴管内市町村に周知し、施設管理者等の適切な対応を促すようお願いします。

記

1. リーフレット及び動画の作成について

国土交通省の「避難確保計画の作成・活用の手引き」の内容を簡潔にまとめた、以下のリーフレット及び動画を作成しましたので、施設管理者等の避難確保計画作成や訓練実施の促進にご活用いただきますようお願いします。

① リーフレット「避難確保計画の作成・活用について」

要配慮者利用施設の管理者等向けに、避難確保計画及び訓練の必要性や具体的内容について理解してもらうことを目的としたリーフレットです。

国土交通省の「避難確保計画の作成・活用の手引き」の内容を踏まえ、避難確保計画に定めるべき項目や、それを定める際の留意点等を簡潔にまとめているほか、訓練の種類や実施方法について掲載しています。

② リーフレット「水防法・土砂災害防止法が改正されました」

令和3年の水防法、土砂災害防止法の改正内容について解説するとともに、それらに定められた以下の内容について説明しています。

- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成
- ・避難訓練の実施・防災教育の実施
- ・市町村による助言・勧告について

「都道府県・市町村職員向け」、「施設の所有者・管理者向け」の2種類があります。

### ③ 動画「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・確認のポイント」【別紙】

避難確保計画を作成する要配慮者利用施設の管理者等及びその計画を確認し助言等を行う市町村職員向けに、避難の実効性を確保する上で注意すべきポイントについて理解を深め、計画の充実・改善を図っていただくことを目的とした学習用動画です。

この動画では、国土交通省の「避難確保計画の作成・活用の手引き」、「計画様式」や「チェックリスト」に沿って、避難確保計画に定めるべき項目ごとの留意点について分かりやすく解説しています。

URL : <https://youtu.be/Va400F33ucs> 【国土交通省 YouTube】

## 2. 訓練の実施について

市町村の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設が、訓練を実施しその結果を市町村に報告することは水防法及び土砂災害防止法に基づく義務であり、原則として年1回以上実施するよう通知しているところ、今般、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に見直される予定であることも踏まえ、あらためて施設管理者等に対し適切な実施を促していただくようお願いします。

なお、訓練の実施方法については、立退き避難や屋内安全確保を実際に行う実地訓練のほか、施設職員による情報収集や情報伝達等の訓練、地図等を活用して避難路の検討を行う等の図上訓練などがあり、施設利用者の負担等を考慮して、訓練方法や参加人数を工夫することも可能であるとして、上記リーフレットにおいてもその旨記載していますので申し添えます。

#### 【問合せ先】

国土交通省水管理・国土保全局

河川環境課水防企画室 課長補佐 深町 (内線 35439)

津波水防係長 古橋 (内線 35457)

TEL : 03-5253-8111 (代表) FAX : 03-5253-1603

砂防部砂防計画課地震・火山砂防室 企画専門官 竹島 (内線 36152)

地震対策係長 鈴木 (内線 36154)

TEL : 03-5253-8111 (代表) FAX : 03-5253-1610

国土交通省ウェブサイト「要配慮者利用施設の浸水対策」

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

# 避難確保計画作成支援動画

## 「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・確認のポイント」

別紙

- 避難確保計画を作成する施設管理者等、及びその計画を確認し助言等を行う市町村職員向けに、避難確保計画の作成又は確認時において、避難の実効性を確保する上で基本となるポイントや注意すべきポイントについて理解を深め、計画の充実・改善を図っていただくことを目的とした学習用動画。
- 国土交通省で公表している「計画様式」や「チェックリスト」に沿って、項目ごとの留意点について分かりやすく解説しています。

URL: <https://youtu.be/Va4O0F33ucs> 【国土交通省YouTube】



### 【動画の画面例】

**要配慮者利用施設における  
避難確保計画の作成・確認のポイント**

令和5年3月  
国土交通省水管理・国土保全局  
河川環境課・砂防計画課

**【計画様式】**

社会福祉施設  
避難確保計画

施設名称：○○○○ホール

2022年4月作成

**【チェックリスト】**

※ 計画様式やチェックリストは、所在する市町村で各自に用意している場合があります。

**2. 災害リスク等の確認**

様式1-3 施設が有する災害リスク

水害(洪水、雨)	<input checked="" type="checkbox"/> 浸水深、浸水継続時間を確認	0.5m~3m 1日~3日未満
洪水(洪水想定区域)	<input type="checkbox"/> 該当なし	浸水深の該当の有無
雨水出水浸水想定区域	<input type="checkbox"/> 該当なし	0.5m~1m
(雨水出水)	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	最大浸水深
高潮浸水想定区域	<input type="checkbox"/> 該当なし	12時間~1日未満
(高潮)	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	最大浸水深
津波災害警戒区域	<input type="checkbox"/> 該当なし	0.5m~3m
(津波)	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	最大浸水深
	<input type="checkbox"/> 該当なし	1日~3日未満
	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	最大浸水深
	<input type="checkbox"/> 該当なし	2m
	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	津波到達時間
	<input type="checkbox"/> 該当なし	50分

土砂災害  
土砂災害特別警戒区域  該当なし  該当(以下の該当する分類に○)  
土砂災害警戒区域  け付け崩れ(急傾斜地の崩壊)  
土砂災害警戒区域  土石流  
土砂災害警戒区域  地すべり(地滑り)

**5. 避難誘導**

様式4-6 避難誘導

避難方法	避難経路	避難時間	避難誘導
徒歩	避難経路	避難時間	避難誘導
エレベーター	エレベーター	エレベーター	エレベーター
車	車	車	車

※ 避難誘導の方法は、避難確保計画作成時の状況(エレベーターの有無)に立って避難を要する。  
※ 避難する際の危険な箇所は、指定避難場所に立って避難をする。

避難方法や避難に要する時間を確認

## 5. 防災教育及び訓練の実施に関する事項

- 原則、年に1度以上、防災教育と避難訓練を実施し、計画を見直すことが重要です。
- 避難訓練は、立退き避難や屋内安全確保を実際に行う実地訓練のほかに、図面上でシミュレーションを行う訓練なども選択できます。実地訓練の場合は、参加者の負担を考慮して、複数日に分割して実施することもできます。
- 複数の種類の訓練に取り組むことによって、避難の実効性を高めるようにしましょう。
- 訓練後は、参加者全員で訓練の対応を振り返りましょう。振り返りは、以下の4つの観点を議論すると効果的です。

- ①何をしようとしたのか？ 例) 1時間以内に計画した避難先へ避難すること
- ②実際には何が起きたのか？ 例) 全員の避難に1時間半かかった
- ③なぜそうなったのか？ 例) 車両数が計画通り手配できなかった
- ④次回すべきことは何か？ 例) 車両数が手配できない場合の協力先を設定する

- 訓練結果は市町村に報告することが「義務」づけられています。必ず報告してください。

■立退き避難訓練



■屋内安全確保訓練



■図上訓練



### □point

- ✓ 避難確保計画における避難経路の安全性や避難手段(車両数や手配方法)、避難に要する時間などが適切か避難訓練等で確認しましょう
- ✓ 避難先に食料や必要な資機材が確保されているか確認しましょう

### 避難確保計画作成・避難訓練の実施が効果を発揮した事例

- 埼玉県川越市の川越キングスガーデンでは、過去の水害経験を踏まえ、洪水に対する避難確保計画を作成しており、毎年、避難訓練を実施していました。
- 令和元年の台風第19号においても、避難確保計画及び避難訓練で得たノウハウを活かして迅速な避難行動をとり、約100人の利用者と職員の全員が無事に避難できました。

#### 【関連ホームページ】(国土交通省)

- ・避難確保計画の作成・活用の手引き
- ・記載様式
- ・チェックリスト等

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouthou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

#### ・避難確保に関するeラーニング教材



<https://youtu.be/VtMIyW9Yow4>

#### ・避難確保計画の作成・活用のポイント



<https://youtu.be/Va400F33ucs>

#### 【問い合わせ先】

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 水防企画室  
砂防部 砂防計画課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 電話 03-5253-8111 (代表)

(令和5年3月)

利用者の円滑かつ迅速な避難のために

## 要配慮者利用施設における 避難確保計画の作成・活用について



浸水想定区域や土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設※では、

避難確保計画の作成・避難訓練の実施が「義務」づけられています。

※市町村地域防災計画に位置づけられた社会福祉施設、学校、医療施設等



国土交通省 水管理・国土保全局

# 「避難確保計画」は、水害や土砂災害に備え、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画です。

## 1. 基本的な事項・災害リスク

- まず、通所・入所等の利用形態や建物の階数、施設職員・施設利用者的人数等、自身の施設の特性について確認しましょう。
- 次に、ハザードマップ等を用いて、施設が有する災害リスクを確認しましょう。

洪水		津波		土砂災害	
雨水出水		浸水のおそれがある区域	浸水のおそれがある区域	家屋倒壊等氾濫想定区域	
高潮		浸水のおそれがある区域	浸水のおそれがある区域	土砂災害(特別)警戒区域	

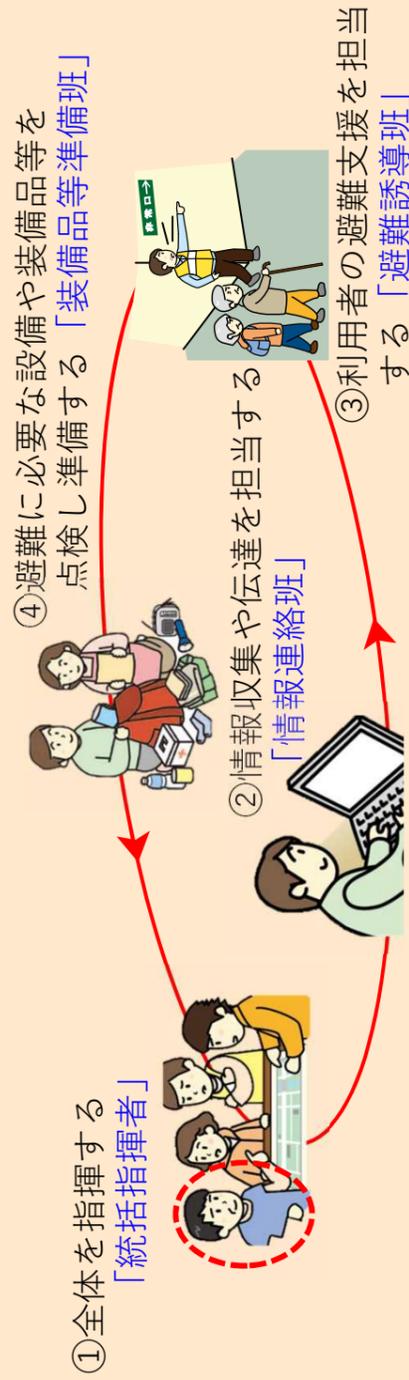
**このオレンジ色の災害は、家屋倒壊・流失(家ごと流される)の危険があります!**

### Point

- ✓ 災害リスクは一つとは限りません。すべての災害リスクを把握し、災害に備えましょう
- ✓ ハザードマップは、市町村が配布しているほか、市町村のホームページ等で確認できます
- ✓ 国土交通省ハザードマップポータルサイト(<https://disaportal.gsi.go.jp/>)にある「わがまちハザードマップ」や「重ねるハザードマップ」もご利用ください

## 2. 防災体制に関する事項

- 限られた時間で迅速かつ確実に施設利用者を避難させるためには、施設職員の役割分担を適切に定めておくことが重要です。
- また、情報収集や情報伝達は、初動体制を確保するために重要であり、収集する内容やその入手方法、伝達する内容と伝達先等をあらかじめ定めておくことが有効です。



### Point

- ✓ 夜間や休日など、職員が不在・参集が難しい場合も想定した役割分担を検討しましょう
- ✓ 必要に応じて、地域住民や利用者家族等の避難支援協力者を確保することも重要です

## 3. 避難場所に関する事項

- 確実な避難のためには、災害の種類に応じた避難先を定めておくことが重要です。
- 避難方法は、主に「立退き避難」、「屋内安全確保」があります。
- 不測の事態も想定して、避難先は複数の場所を選定しておきましょう。

**立退き避難**  
**基本の避難行動**  
 ・災害リスクのある施設を離れ、施設外の避難先に避難することを言います。  
 ・避難先は、系列の施設や他の類似施設、市町村が指定する指定(福祉)避難所、指定緊急避難場所等があります。

**屋内安全確保**  
 ・施設に災害リスクがあっても、浸水深より高い階に移動するなどによって、施設利用者の安全を確保できる場合は、施設内に留まって避難することもできます。  
 ・ただし、家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域、津波のおそれがある区域の施設は、建物の倒壊等の危険があるため、原則、屋内安全確保を選択できません。



### Point

- ✓ 避難先は、利用者のケアなどの必要な対応が可能であるか等を確認しましょう
- ✓ 安全で確実な避難ルートを設定しましょう
- ✓ 「屋内安全確保」を行う場合は、長時間の浸水に対応するための水や食料、医薬品等の備蓄品等を確保しましょう

## 4. 避難のタイミングに関する事項

- 避難開始は、原則として市町村から警戒レベル3高齢者等避難が発令された時です。
- 通所型の施設の場合は、事前休業を判断することが利用者の安全確保につながります。

警戒レベル	1	2	3	4	5
避難情報等	早期注意情報 (警報級の可能性)	大雨注意情報 洪水注意情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
施設の行動	情報収集	●日没までの避難完了 ●前日の休業判断	避難開始	避難完了	

### Point

- ✓ 避難完了までに時間が必要な場合は、「警戒レベル3高齢者等避難」の発令にとらわれず、早めの避難を開始しましょう
- ✓ 夜間の避難は危険を伴うことから、夜間に災害が発生するおそれがある場合には、日没までに避難を完了するようにしましょう

# 水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

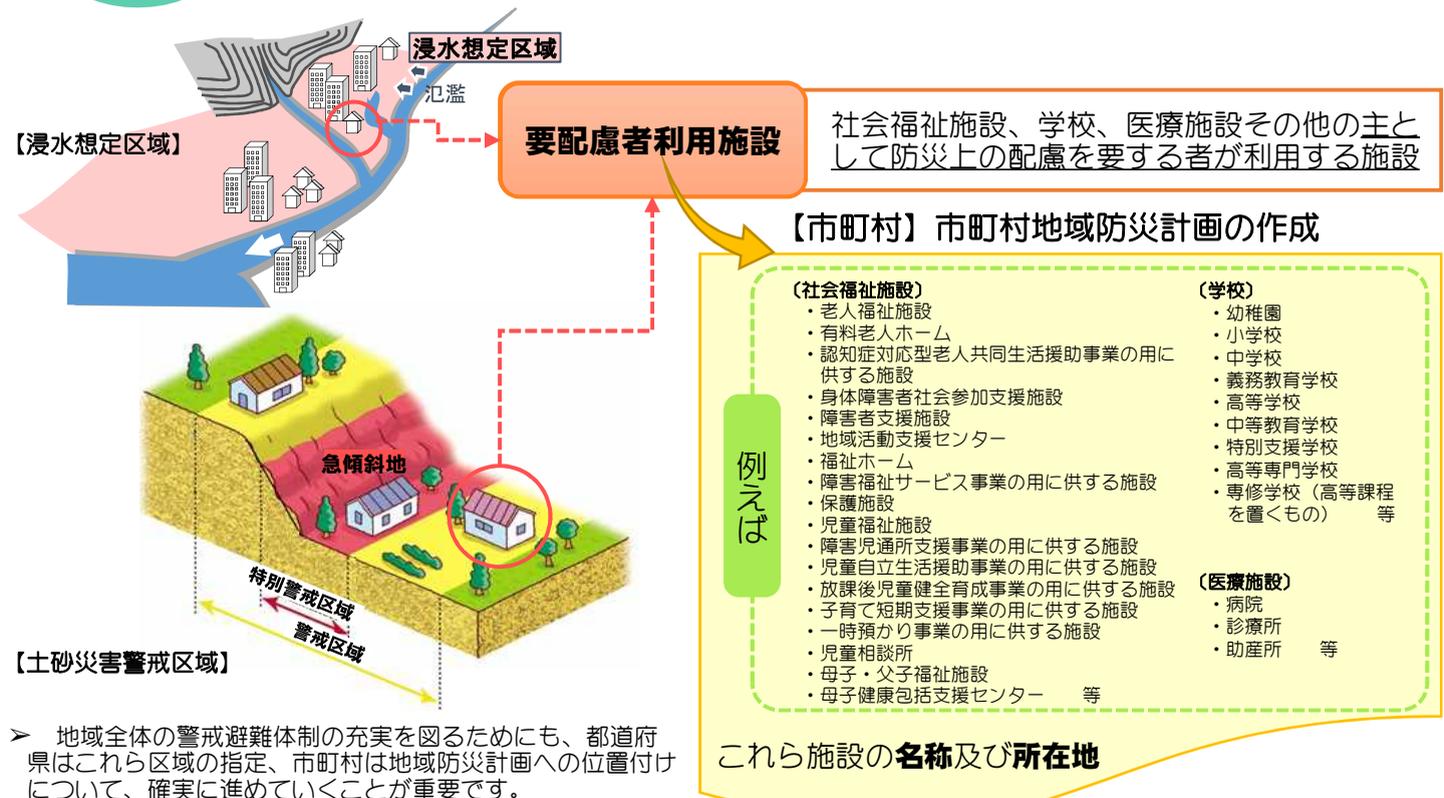
※ 土砂災害防止法の正式名称：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

『水防法』及び『土砂災害防止法』の改正により、要配慮者利用施設の避難の実効性確保のため、避難訓練の報告が義務づけられるとともに、避難確保計画や避難訓練に対して市町村長が助言・勧告できる制度が創設されました。（令和3年7月16日改正法施行）

ポイント!

要配慮者利用施設の避難の実効性を確保するためのポイント【改正事項】

- ①避難確保計画の作成
- ②避難訓練の実施に加えて、**市町村長への報告の義務化**
- ③**避難確保計画・避難訓練に対する市町村長の助言・勧告の制度化**



## 1 避難確保計画作成の支援

※「避難確保計画の作成・活用の手引き」については、国土交通省のホームページに掲載しています。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがあるときに、**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために**必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画です。
- 市町村は、要配慮者利用施設を**新たに市町村地域防災計画に位置付ける際に**、施設管理者等に対して水害や土砂災害の危険性を説明し、**避難確保計画の作成を促しましょう。**（既に「非常災害対策計画」や「消防計画」、「学校の危機管理マニュアル」などで、災害に対処する具体的な計画を定めている場合には、**既存の計画に避難確保計画に定める項目を加える**ことでも対応できます。）
- 避難確保計画の作成について、**各施設を担当する関係部局と防災部局等が連携して積極的に支援**を行うことが重要です。  
(8-4-6)

# 市町村長による指示及び公表

- 市町村長は、避難確保計画の作成を促進するため、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して、**期限を定めて作成することを求めるなどの指示**を行い、**正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表**することができるとなっています。
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、施設管理者等が主体的に作成することが重要であることから、**市町村長が指示・公表を行う際には、施設管理者等に対して**避難確保計画の必要性について丁寧な説明**を行うことが望まれます。**

## 2

### 避難訓練実施の支援

- 施設管理者等は、原則として年1回以上**避難訓練を実施し、市町村長に結果を報告することが義務づけられています。**
- 避難訓練は、立ち退き避難や屋内安全確保を行う訓練のほかに、図面上でシミュレーションを行う訓練などがあります。
- 避難訓練結果を踏まえて、**避難確保計画を見直す**ことが重要です。

## 3

### 助言・勧告

※チェックリストは、国土交通省のホームページに掲載しています。

### 避難確保計画への助言・勧告

- 施設管理者等は、避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。
- 施設管理者等から避難確保計画の報告があったときは、国土交通省の**チェックリスト**※等を参考に、**市町村等の関係部局が連携して内容を確認し、必要に応じて助言・勧告**を行います。

### 避難訓練報告への助言・勧告

- 施設管理者等から避難訓練の報告があったときは、避難訓練の内容やそれに伴う避難確保計画の見直しについて、国土交通省の**チェックリスト**※等を参考に、**市町村等の関係部局が連携して内容を確認し、必要に応じて助言・勧告**を行います。



**要配慮者利用施設でのより一層の避難の実効性確保に向け、関係部局が連携して支援することが重要です！**

国土交通省 水管理・国土保全局

水防法関係

河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係

砂防部砂防計画課

TEL：03-5253-8111（代表）

国土交通省ホームページ 要配慮者利用施設の浸水対策

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>



問い合わせ等

# 水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

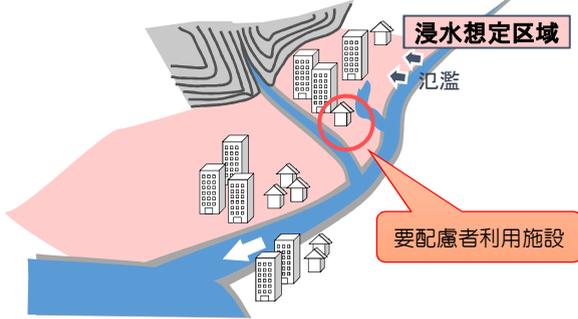
『水防法』及び『土砂災害防止法』の改正により、要配慮者利用施設の避難の実効性確保のため、避難訓練の報告が義務づけられるとともに、避難確保計画や避難訓練に対して市町村長が助言・勧告できる制度が創設されました。（令和3年7月16日改正法施行）

## 要配慮者利用施設の避難の実効性を確保するためのポイント【改正事項】

- ①避難確保計画の作成
- ②避難訓練の実施に加えて、**市町村長への報告の義務化**
- ③**避難確保計画・避難訓練に対する市町村長の助言・勧告の制度化**

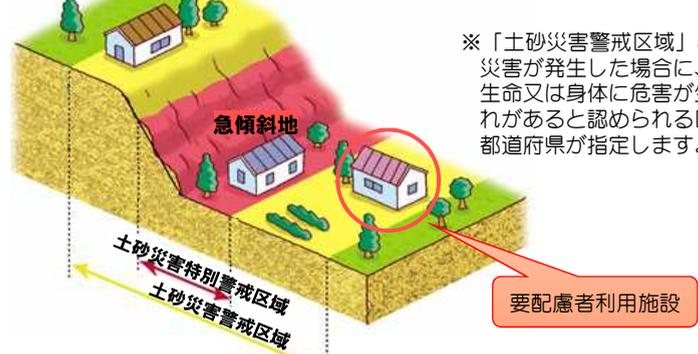
ポイント!

### 【浸水想定区域】



※「浸水想定区域」とは、洪水・雨水出水・高潮により浸水が想定される区域であり、国または都道府県が指定します。

### 【土砂災害警戒区域】



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり都道府県が指定します。

## 要配慮者利用施設

とは…

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

#### （社会福祉施設）

- ・老人福祉施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設

- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子・父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター 等

#### （学校）

- ・幼稚園
- ・義務教育学校
- ・特別支援学校
- ・小学校
- ・高等学校
- ・高等専門学校
- ・中学校
- ・中等教育学校
- ・専修学校（高等課程を置くもの） 等

#### （医療施設）

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 等

※ 義務付けの対象となるのは、これら浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設のうち（津波は、津波災害警戒区域内にある施設のうち）、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

# 1

## 避難確保計画の作成

※「避難確保計画の作成・活用の手引き」を国土交通省のホームページに掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがあるとき、**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画です。
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、施設利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。



- 作成した**避難確保計画に基づいて避難訓練を実施**することが義務づけられています。（原則として年1回以上実施しましょう）
- 避難訓練は、立ち退き避難や屋内安全確保を行う訓練のほかに、図面上でシミュレーションを行う訓練なども選択できます。施設利用者の負担も考慮し、回数や内容を工夫してください。
- 職員のほか、避難の協力者となっている消防団や近隣の企業、地域住民、利用者の家族なども**参加してもらおうようにしましょう**。
- **訓練後は振り返りを行い、避難確保計画の見直し**を行いましょう。
- **施設職員への防災教育のためには、市町村の研修会への参加、先進的な取組を実施している施設への見学等**の方法もあります。



避難体制のより一層の強化のためには、避難確保計画を作成し、毎年、避難訓練等を通じて内容を見直すことが重要です。



- 避難確保計画を作成・変更したときや、訓練を実施したときは、遅滞なく、**市町村長へ報告**する必要があります。
- 避難確保計画や避難訓練に関して**市町村から必要な助言・勧告**を受けることができますので、**適切な助言等**が得られるよう、報告の際には国土交通省の**チェックリスト**※等を添付して市町村に報告しましょう。

※チェックリストは、国土交通省のホームページに掲載しています。

## 問い合わせ等

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること  
施設の所在する市町村へお問い合わせください。

### 法律に関すること

水防法関係

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL：03-5253-8111（代表）

### 避難確保計画の作成・活用の手引き、チェックリスト等

国土交通省ホームページ

要配慮者利用施設の浸水対策



<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>



富山県内の流域治水プロジェクト策定状況

R5.3現在  
富山県土木部河川課

	河川名	策定主体	実施主体 (関係出先)	関係機関	策定年	記載メニュー							
						河川	ダム	砂防	下水	農地	林務	海岸	
一級河川	常願寺川	国	パレット	富山県、富山市、立山町、舟橋村、滑川市、上市町	2021.3	○	○	○				○	
	神通川 (いたち川、太田川、冷川、宮路川、山田川、宮島川、坪野川、峠川、馬渡川 を含む)	国	パレット	富山県、岐阜県富山市、高山市、飛騨市	2021.3	○	○	○	○	○	○		
	庄川 (地久子川、下条川、和田川を含む)	国	パレット	富山県、岐阜県富山市、高岡市、射水市、砺波市、白川村	2021.3	○	○	○	○	○	○		
	小矢部川 (谷内川、黒石川、横江宮川、藪波川 を含む)	国	パレット	富山県、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市	2021.3	○	○	○	○	○	○		
	黒部川	国	黒部河川事務所	富山県、富山市、黒部市、入善町、朝日町	2021.3	○	○	○				○	○
一級河川 計 5 河川													

二級河川	黒瀬川	富山県	富山県 (入善土木)	黒部市	2021.8	○	○						
	片貝川(布施川)	富山県	富山県 (入善土木) (新川土木)	黒部市、魚津市	2021.8	○	○	○				○	
	鴨川	富山県	富山県 (新川土木)	魚津市	2021.3	○			○				
	中川(沖田川)	富山県	富山県 (新川土木)	滑川市	2021.8	○							
	上市川	富山県	富山県 (新川土木) (立山土木)	滑川市、上市町、富山市	2021.8		○	○				○	
	白岩川	富山県	富山県 (新川土木) (立山土木)	富山市、立山町、舟橋村、滑川市、上市町	2021.8	○	○	○				○	
	泉川	富山県	富山県 (氷見土木)	氷見市	2022.4	○							
	上庄川	富山県	富山県 (氷見土木)	氷見市	2021.3	○		○			○		
二級河川 計 8 河川													
合計 13 河川													

令和元年東日本台風では、全国各地で甚大な被害が発生したことを踏まえ、上市川水系においても、自然災害に備える必要があり、以下の取組みを実施していくことで、甚大な被害を生じさせた昭和44年8月洪水と同規模の洪水による浸水被害の解消を図る。



- 上市川水系では、県、市が一体となって以下の手順の「流域治水」を推進する。
  - 【短期】上市川ダムにおける事前放流等の基本協定の締結、体制構築・実施を行うことにより、洪水被害を軽減する。
  - 【中長期】更に流域全体の安全度を向上させるため、河道掘削などの維持管理を実施する。
- あわせて越水、溢水の頻発箇所へは、必要に応じて、水位計や監視カメラを設置し、WEB上への配信追加・周知などを行うことにより、避難判断に役立てる。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	上市川ダムにおける事前放流の実施	富山県	[Red arrow indicating implementation from short to long term]		
	砂防関係施設の整備	富山県	[Red arrow indicating implementation from short to long term]		
	森林整備・治山対策	富山森林管理署 富山水源林整備事務所 富山県	[Red arrow indicating implementation from short to long term]		
被害対象を減少させるための対策	立地適正化計画に基づく「安全なまちづくり」に向けた取組 (防災指針策定など)	富山市	[Yellow arrow indicating implementation from short to long term]		
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	洪水浸水想定区域図の作成、避難訓練への住民参加促進及び住民参加等	富山県 富山市 滑川市 上市町 住民	[Green arrow indicating implementation from short to long term]		
	水位計・監視カメラの活用	富山県	[Green arrow indicating implementation from short to long term]		

■砂防対策  
砂防堰堤 等

気候変動を踏まえたさらなる対策を推進

令和元年東日本台風では、全国各地で甚大な被害が発生したことを踏まえ、白岩川水系においても事前防災対策を進める必要があり、以下の取組みを実施していくことで、甚大な被害を生じさせた昭和44年8月洪水と同規模の洪水による浸水被害の解消を図る。



※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

- 白岩川水系では、県、市が一体となって以下の手順の「流域治水」を推進する。
  - 【短期】水橋大橋の架け替えによりボトルネック部を解消する。  
白岩川ダムにおける事前放流等の基本協定の締結、体制構築・実施を行うことにより、洪水被害を軽減する。
  - 【中期】鉄道橋、道路橋の架替によりボトルネック部を解消する。
  - 【中長期】更に流域全体の安全度を向上させるため、河道掘削などの維持管理を実施する。
- あわせて越水、溢水の頻発箇所へは、必要に応じて、水位計や監視カメラを設置し、WEB上への配信追加・周知などを行うことにより、避難判断に役立てる。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぎ・減らすための対策	白岩川および下条川の整備(堤防整備、橋梁架替、河道掘削等)	富山県	道路橋2橋・鉄道橋1橋の架替によりボトルネック部を解消		
	白岩川ダムにおける事前放流の実施	富山県			
	砂防関係施設の整備	富山県			
	森林整備・治山対策	富山森林管理署 富山水源林整備事務所 富山県			
被害対象を減少させるための対策	立地適正化計画に基づく「安全なまちづくり」に向けた取組(防災指針策定など)	富山市	立地適正化計画への防災指針の記載と取組など		
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	洪水浸水想定区域図の作成、避難訓練への住民参加促進及び住民参加等	富山県 富山市 滑川市 上市町 立山町 舟橋村 住民	必要に応じて、越水、溢水の頻発箇所への設置やWEB上への配信追加・周知など		
	水位計・監視カメラの活用	富山県			

【事業費(R4年度以降の残事業費)】

- 河川対策  
全体事業費 49.7億円※  
白岩川の整備等
- 砂防対策  
砂防堰堤等

※県の河川整備計画の残事業費を記載

気候変動を踏まえたさらなる対策を推進

## 【土砂災害防止法の改正】

○平成29年6月19日施行(5月19日交付)

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は**避難確保計画の作成・避難訓練の実施の義務化(同法8条の2)**

○令和3年7月15日施行(5月10日交付)

※市町村防災計画に定められた施設が対象  
※避難訓練は毎年実施する

- ・市町村長に**避難訓練の結果報告**の義務化(同法8条の2第5項)
- ・市町村長が施設に対して避難確保計画に関する**助言・勧告**できる制度を創設(同法8条の2第6項)

## 【富山県内の状況(令和5年1月末時点)】

- ・避難確保計画作成率: **100.0%**(105施設中105施設)
- ・避難訓練実施率: **90.5%**(105施設中95施設)

## 【留意点】

- ・避難確保計画に基づく避難訓練実施の支援(避難訓練は原則年1回以上実施)  
※eラーニング教材が国土交通省HPに掲載されていますのでこれらもご活用下さい。  
<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>
- ・市町地域防災計画の見直しにより施設数が増減した場合は報告をお願いします。

## 2023年「土砂災害・全国防災訓練」の実施について

### 【2023年 全国一斉の取組】

### 「避難の声かけ、安全の確認」(予定)



今年の「土砂災害・全国防災訓練」では、近年の災害で地域の住民や家族が声をかけあうことで避難が進んだ事例が各地で報告されていることから、地域内での声かけにより避難する取り組みや、安全を確認する訓練を重点的に実施する予定です。

### 【R4年度富山県内での避難訓練実施状況】

土砂災害警戒区域がある**県内14市町(舟橋村除く)のうち、10市町で防災訓練を実施。**





# 富山県版水害 BCP 作成手引き (案)

令和 3 年

中央大学・富山県立大学・相模女子大学

協力：国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所・黒部河川事務所

本マニュアルは国土交通省九州地方整備局武雄河川事務所が作成した「水害版 BCP 作成手引き」を基に作成されています。

## 目次

1章:はじめに .....	5
1-1:BCP の必要性 .....	5
1-2:水害版BCP とは .....	5
1-3:富山県の水害の特徴 .....	7
1-4:富山県が浸水した場合のサプライチェーンへの被害・影響 .....	9
1-5:業種別の水害版BCP 作成手引き .....	9
1-6:「水害版BCP 作成手引き」のフロー .....	10
2章:自己診断チェックリスト .....	12
2-1:自己診断チェックリストとは .....	12
2-2:自己診断チェックリスト作成時の留意点 .....	12
3章:浸水ハザードの確認 .....	17
3-1:浸水ハザードを発生させる水害の種類 .....	17
3-2:箇所ごとの具体値の確認 .....	22
4章:被害の想定 .....	23
4-1:直接的な被害の想定対象となる浸水ハザードの確認資料 .....	23
4-2:自社に起こりうる間接的な被害の想定 .....	25
5章:重要業務の選定 .....	26
5-1:「緊急時対応業務」とは .....	26
5-2:「優先度の高い通常業務」とは .....	26
5-3:「重要業務」の抽出方法 .....	26
5-4:リスク戦略の決定 .....	27
5-5:リスクの抽出およびリスク対策方針・目標の設定 .....	27
5-6:事前対策、事後対策（緊急時対策・復旧対策）の検討 .....	29
5-7:実装する対策の整理 .....	30
5-8:重要業務の選定 .....	31
5-9:重要業務の選定に関するワークショップの実施 .....	32
5-10:人・物・コト・情報の振り分け方法 .....	32
6章:ボトルネックの特定 .....	35
6-1:ボトルネックの特定に関するワークショップの流れ .....	35

6-2:重要業務の順位付け .....	36
7 章:BCP 発動基準・収束基準の決定 .....	37
7-1:BCP 発動基準・収束基準の決定 .....	37
8 章:水害版 BCP の取りまとめ .....	38
8-1:バーチャート形式の水害版 BCP .....	38
9 章:水害版 BCP の PDCA サイクルの循環 .....	41
9-1:【Do】、【Check】に活用できる訓練一覧 .....	41
9-2:【Act】に活用できる“見直しのポイント集” .....	43
10 章:富山県内の水災害情報、データ公開 web サイト.....	44
10-1:「とやまの洪水浸水想定区域図」の提供 .....	44
10-2:「防災ネット富山」の公開.....	45
10-3:気象庁の防災情報の提供.....	46
10-4:地点別浸水シミュレーション検索システム（浸水ナビ）の提供.....	46
11 章:用語解説.....	47
付録：武雄河川事務所における取組.....	48

## 水害版 BCP 作成手引きの全体概要

### はじめに

- 水害版 BCP の概要や富山県の浸水リスクの説明。リスクマネジメントや一般的な BCP との違いに関する説明、本書の流れを述べ、全体のフロー図を提示する。

### 自己診断チェックリスト

- 水害版 BCP の現状把握や運用に活用する「自己診断チェックリスト」を提示・説明する。

#### 1 浸水ハザードの確認

- 浸水ハザードの選定。また河川管理者が提供する浸水ハザードから自社の施設・設備、物流ルート of 浸水状況の確認を行う。

#### 2 被害の想定

- 1 の浸水ハザードと、自社の防災の備えの現状を踏まえ、どこでどんな被害が発生する恐れがあるのかを整理する。

#### 3 重要業務の選定

- 「緊急時対応業務」および「優先度の高い通常業務」のそれぞれを選定する。選定は、「何が」「いつ」「どのようになると」「困る」のかをワークショップにより抽出することにより行う。

#### 4 ボトルネックの特定

- 3 で選定した重要業務それぞれについて、現状の人・物・コト・情報を割り付ける。このとき現状のリソースでは出来ないこと、すなわち将来的に対応すべきことをボトルネックとして特定する。

#### 5 BCP 発動基準・収束基準の決定

- 災害発生により会社の通常営業を停止させ、災害時対応に切り替える基準（BCP 発動基準）と、災害時対応を取りやめ、通常営業に切り替える基準（BCP 収束基準）を決定する。

#### 6 水害版 BCP の取りまとめ

- 5 までの内容を水害版 BCP として取りまとめる。BCP で選定した重要業務の一覧を工程管理表のように取りまとめ、社内関係者で共有・周知徹底を図る。

### 水害版 BCP の PDCA サイクルの循環

- 水害版 BCP の PDCA サイクルの循環について、Plan-Do-Check-Act の各項目について説明する。

### 用語解説

- 本書で用いる用語を解説する。

## 1章:はじめに

### 1-1:BCP の必要性

BCP とは、Business Continuity Plan（事業継続計画）の略称で、自然災害やテロなど「突発的かつ大規模な災害」が発生し企業が被災したときに、一日でも早く日常の業務を遂行するために、方針や行動を文書化して「周知」「管理」「更新」していくための計画のことである。

BCP は、「防災計画」や「災害対策関連のマニュアル」とは趣が異なる。防災計画等は、災害発生時の安全確保・二次災害の防止のための措置を、事前に講じることに重点を置いて策定される。一方 BCP は、これらに加えて会社の事業継続のために必要な措置も検討し、事前に対応措置を定めるものである。企業が自然災害やテロ等により被災すると、その外力により直接的な人的・物的被害が生じるほか、事業の中断・停止による顧客の流出、マーケットシェアの低下、企業価値の低下など間接的な被害も受ける。また、現代のように綿密なサプライチェーンが構築されていると、一企業の事業中断・停止が、産業界全体に影響を与えかねない。被災した企業が速やかに事業を再開することは、一企業の復旧の枠を超えて、社会全体の復興のためにも重要である。

BCP を策定するときは、「自社にとって最も現実的かつ甚大な被害を与えるリスク」を対象に策定する。このリスクが、複数ある場合はより優先度の高いリスクから順番に、複数の BCP を策定するのが一般的である。

### 1-2:水害版 BCP とは

水害版 BCP では、組織が浸水により危機的状況に陥った場合を取り扱い、企業の倒産、甚大な人的被害に代表される「最悪の事態」までを想定し文書化したものである。水害版 BCP はリスクマネジメントと密接な関わりがあるため、以降、それぞれの仕組みについて説明する。

リスクマネジメントには、プラスのリスク（収益を得るために敢えてリスクを負うもの）と、何らかの影響により受けるマイナスのリスク（地震等による被災など）とに分かれる。水害版 BCP ではリスクマネジメントのマイナスのリスクのうち、特に組織に甚大な被害を与える浸水リスクのみを扱う（図-1）。言い換えれば、「甚大な浸水被害を与えるリスクを対象とした事業継続計画」を検討するものが水害版の事業継続（BC）となり、それを文書化したものが水害版 BCP である。

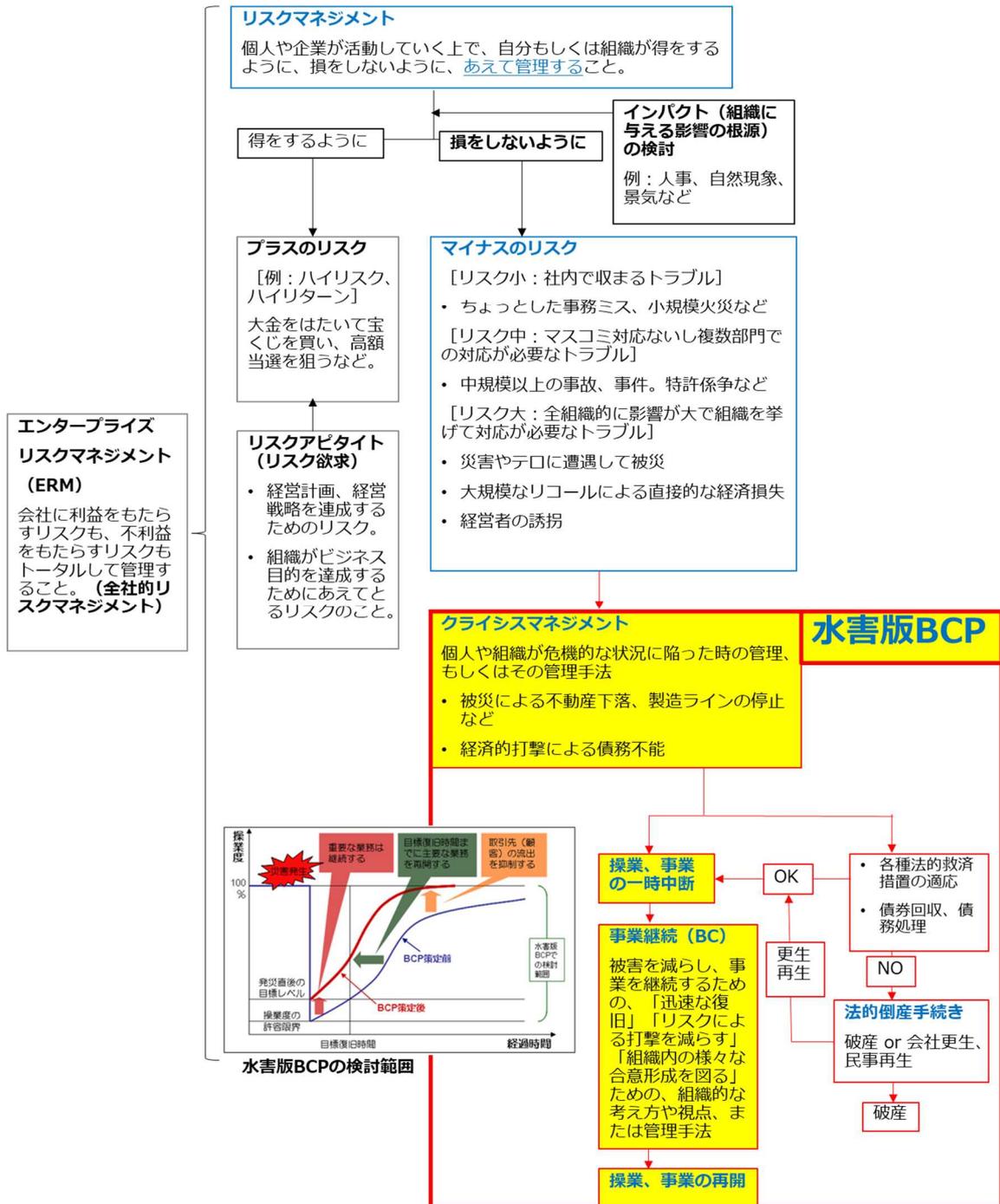


図-1 水害版 BCP の概念図

### 1-3: 富山県の水害の特徴

富山県は図-2のように、神通川、常願寺川、庄川、小矢部川、黒部川、片貝川、早月川といった国内屈指の急流河川が多数流れている。そのため、水害発生時には河川下流の地域に甚大な被害が予想される。さらに、気象特性として国内屈指の降雨量、降雪量を誇り、集中豪雨が発生することで水害が発生しやすい地域であるとされている。

1969（昭和44）年8月に発生した水害は特に知られており、日雨量229mm、総雨量1000mmに達して県内の河川が一斉に氾濫・決壊し、県内の浸水被害が約1万3000戸と甚大な被害となった。

以下に、富山県内の河川の中でもよく知られている7大河川ごとに水害の特徴を記す。

#### 【黒部川】

扇状地を流れる急流河川であり、速度が大きく土砂を多く含んだ洪水流の強大なエネルギーによって、一度の洪水で護岸の基礎部や高水敷が大きく侵食され、堤防の決壊に至る危険性がある。黒部川の扇頂部に位置する愛本付近は、いったん氾濫すると堤内地に氾濫流が拡がり被害が拡大する。さらに、愛本狭窄部では川幅は50m程度と非常に狭く、洪水時の流れは非常に激しい箇所となっている。

#### 【常願寺川】

古くから洪水による被害が発生しており、川沿いには洪水によって上流の山から流れてきた直径4.0m以上の大転石、被害を伝える地藏・水神様や犠牲となった人々を供養する供養塔等、今でもその被害を伝える数々の遺物が残っている。常願寺川上流の立山カルデラ内には多くの土砂が堆積している。さらに、上滝を扇頂とする常願寺川扇状地が形成されており、ひとたび氾濫すると拡散型の氾濫形態となり、人口・資産の集中する富山市等の主要都市をはじめ、広範囲に甚大な被害がおよぶことが想定されている。

#### 【神通川】

神通川は岐阜県高山市の川上岳（標高1,626m）を源に、岐阜県、富山県を流れる急流河川である。岐阜県側の流域面積が大きいため、伝搬に時間がかかり、岐阜県内の降雨による影響に時差が生まれる。急流河川のため、洪水の流れが速く、流水の強大なエネルギーによって大規模洪水でなくとも河岸侵食等の被害が発生しており、これらの侵食・洗掘の進行により堤防の決壊、外水氾濫に至る危険がある。さらに、氾濫域内における宅地等の造成といった土地利用の変化により内水被害が顕在化している。

富山市では、平成16年10月に発生した洪水時に、神通川に合流する仲川、有沢排水、井田川に合流する田島川、古川等で内水による浸水被害が発生した。

### 【庄川】

梅雨、台風、冬期の降雪と年間を通じて降水量が豊富であり、過去の庄川流域における洪水の多くは台風に起因するものである。庄川は、庄川用水合口ダム付近を扇頂とする扇状地が形成されており、ひとたび氾濫すると拡散型の氾濫形態となり、人口・資産の集中する高岡市等の主要都市をはじめ、広範囲に甚大な被災がおよぶことが想定されている。神通川と同じく岐阜県側の流域面積が大きいため、伝搬に時間がかかり、岐阜県内の降雨による影響に時差が生まれる。

### 【小矢部川】

河口から城光寺橋区間（0.0k～2.6k）が港湾区域に指定されており、この区域は堤防が未整備であるため、洪水等による浸水のおそれがある。さらに、本川から支川に逆流が発生、近年の洪水においても家屋浸水等の被害が生じている。

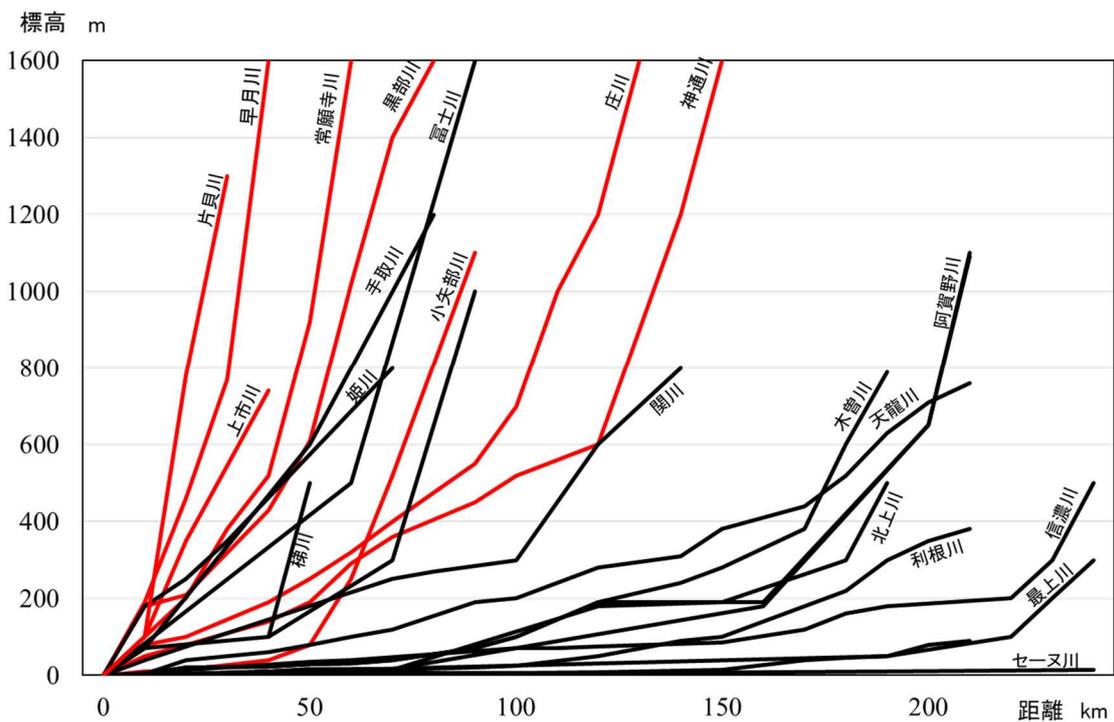


図-2 日本の主な河川の勾配

(赤：富山県内の河川 黒：富山県外の主要河川)

#### 1-4: 富山県が浸水した場合のサプライチェーンへの被害・影響

富山県が大規模な洪水・高潮により浸水した場合、個々の企業が浸水するだけでなく、周辺道路も浸水する。浸水被害として考えられるのは、自社建物の浸水、停電・断水による製造ラインの停止、通信の輻輳による情報伝達の不能、道路の浸水による物流停止や人員不足（通勤困難）が挙げられる。このような状況が長期化すればするほど、サプライチェーンへの影響が大きくなり、重要顧客から取引停止措置を受ける場合がある。なお、前述したように綿密なサプライチェーンを構築している現代においては、産業界への影響も懸念される。

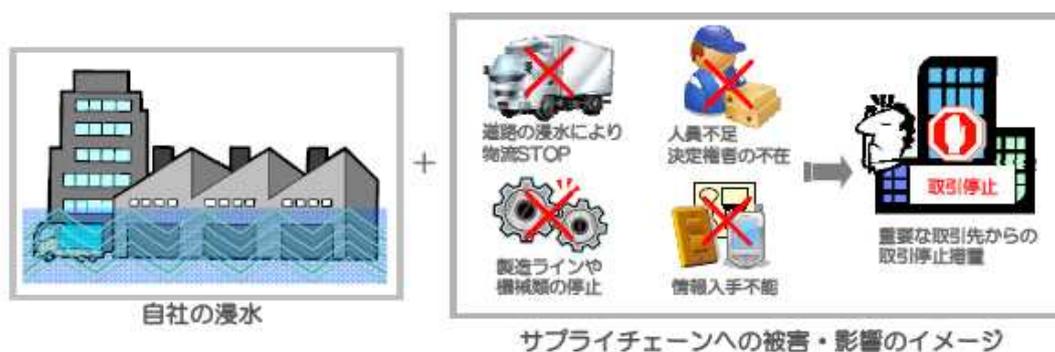


図-3 浸水によるサプライチェーンへの被害・影響（イメージ）

#### 1-5: 業種別の水害版 BCP 作成手引き

本書「富山県版水害 BCP 作成手引き（案）（以下、本手引き）」は、国土交通省九州地方整備局武雄河川事務所が作成した「水害版 BCP 作成手引き」を基に作成されている。「水害版 BCP 作成手引き」ではまず素案を作成・検討し、その後、佐賀平野の業種の違う3つの企業・団体で、素案を用いたワークショップ形式の実装検討を行った。ワークショップで出てきた意見を踏まえて、素案の文章・内容を修正し、実例として本手引きに反映した。ワークショップの実施手順は、3企業・団体とも同じであるが、抽出された重要業務、ボトルネック等は各々で違うため、本手引きの中での実例は3企業・団体の全てを記載した。なお、3企業・団体の業種は、医療・福祉ならびに製造業である。

富山県においては、建設業、情報通信業の2企業に対して水害 BCP の実装検討を行った。

## 1-6: 「水害版 BCP 作成手引き」のフロー

図-4 に本手引きのフローを示す。

水害版 BCP は、「1. 浸水ハザードの確認」でハザードマップを確認し、「2. 被害の想定」で浸水ハザードと「自社の防災の備え」の現状を踏まえて被害を想定する。

1. 2. をもとに「3. 重要業務の選定」を行うが、まず災害により発生する業務である緊急時対応業務を検討・抽出する。その後、優先度の高い通常業務として、被災の有無に関わらず平常時から実施している業務の中で特に重要な業務を選定する。本手引きでは重要業務は、緊急時対応業務と優先度の高い通常業務の両方を含む、として位置づける。なお重要業務の決定は、「いつ・誰が・何を・どのように」遂行するのかを問うワークシートをもとに検討し、エスカレーションルールにのっとり、業務報告を行えるようにする。

「4. ボトルネックの特定」では、各々の重要業務を遂行する上で足かせとなる「ボトルネック」を業務ごとに抽出し、解決策を検討しながらボトルネックの解消方法を検討する。ここで、各重要業務を重要度に応じて順位付けしながらもう一度見直して、「浸水時に本当に遂行すべき重要業務」を決定する。緊急時に迅速な対応を行うためには、BCP が発動する基準と BCP が収束する基準を設ける必要がある。本手引きでは、「5. BCP 発動基準・収束基準の決定」として、水害版 BCP の発動・収束基準を決定する上での留意点を示す。

以上を取りまとめて水害版 BCP とする。まとめ方を記載した「6. 水害版 BCP の取りまとめ」では、重要業務を関係者間で周知・徹底することに留意し、重要業務等を工程管理表のような一覧表にまとめる方法を示す。

なお本手引きは、上記以外に自社の水害版 BCP の必要性の確認ならびに作成した水害版 BCP の記載内容を確認するための「自己診断チェックリスト」、水害版 BCP の実効性を向上させるための「訓練一覧」を記載し、PDCA サイクルの循環に活用できる資料である。

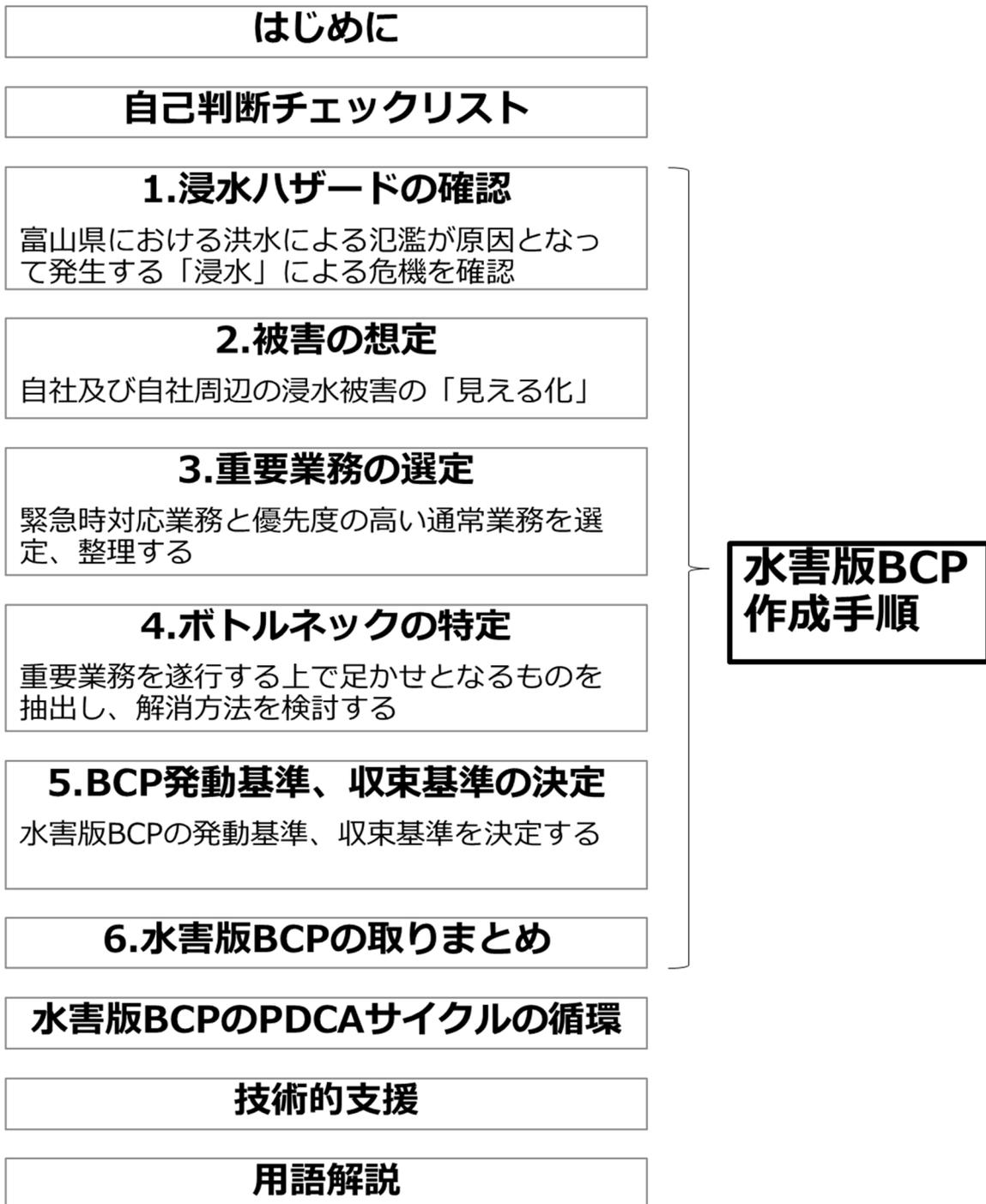


図-4 「水害版 BCP 作成手引き」のフロー

## 2章:自己診断チェックリスト

### 2-1:自己診断チェックリストとは

自己診断チェックリストは、「自社の現状の防災対策状況」を確認するほか、水害版BCP策定後に「BCPの策定状況」の確認を行うためのリストである。次ページに示す自己診断チェックリストは、浸水リスクを対象に、そのリスクの洗い出しを行い、作成したものである。なおこのようなチェックリストは、基本的に社内関係者で相談しながら作成するものであるが、本手引きでは製造業・輸送業、医療・福祉機関、建設業、情報通信業の例を示す（表-1～表I-4）。

### 2-2:自己診断チェックリスト作成時の留意点

自社で自己診断チェックリストを作成する際には、リスクの洗い出しを行う必要がある。リスクの洗い出しは、可能な限りもれなく行われることが重要である。そのためには何らかの切り口にしながら関係するリスクを挙げていくことで、リスクの洗い出しのための発想を促進することが効果的である。なお、チェックリストを作成する際に、各社が留意点として以下の4点のどれかに着目して行う場合が多い。

① 業務別リスクの洗い出し

業務があるところにリスクがある、との観点から各業務に関連するリスクを洗い出す。

② ステークホルダー別のリスクの洗い出し

ステークホルダー（利害関係者）との関係に問題が生じることをリスクとして捉え、リスクの洗い出しを行う。

③ 業務・ステークホルダー別のリスクの洗い出し

業務とステークホルダーの両側面からリスクの洗い出しを行う。

④ 事業目標からのリスクの洗い出し

事業目標の実現を妨げとなり得るものをリスクとして、各事業目標に対してリスクを洗い出す。

表-1 自己診断チェックリスト（製造業・輸送業）

		1	2	3	4	5
建物の安全性	建物の被害想定（耐水化対策の現状）	考えていない	対策について検討中	簡単にできる対策のみ	予算の検討中	実施済み
	復旧時の建物利用について	対策していない	対策について検討中	対策は検討済み、浸水時のことは考えていない	対策は策定済み、内容の点検はしていない	対策は策定済み、内容も点検済み
設備・装備面での対応	停電時のセキュリティ	対策していない	警備員、職員に何となく任せている	24時間体制で警備している	外部から侵入不可能となるようなハード対策を検討中	対策は完璧である
	長期停電を考慮した電源・燃料の確保	していない	数時間分確保済み	一日分確保済み	三日分確保済み	一週間分確保済み
	断水時の空調施設稼働用水源の確保	水源はない	数時間分確保済み	一日分確保済み	三日分確保済み	一週間分確保済み
	データバックアップセンターの有無	考えていない	同一建物内に設置	同一敷地内に設置（社員）	離れた地域に一か所設置（経営層）	国内に数か所設置（エンドユーザーデータ）
	重要な製造用機器の点検・修理	対策していない	機器停止時の対策を検討中	交換部品を備蓄	機器停止時に使用する交換部品の備蓄と、メンテナンス会社との連携を策定済み	機器停止時に使用する交換部品の備蓄、メンテナンス会社と機器メーカーとの連携を策定済み
	顧客情報等の重要データ（電子・紙両方）の管理	行っていない	対策について検討中	簡単にできる対策のみ	予算の検討中	実施済み（クラウドで管理）
	施設内ネットワークシステムの点検・復旧	対策していない	検討中	対策に使用する機器を準備済み	対策に使用する機器及び人材を確保済み	代替を含めて、対策に使用する機器及び人材を確保済み
組織体制	非常時の作業人員の確保	確保していない	検討中	確保について対策済み	代替人員を含めて確保	確保について全関係者が認知済み
	災害対策本部の設置	組織していない	設置するが、認知されていない	設置するが、連絡体制が整っていない	設置するが、資源や連絡網が更新されていない	設置され、資源や連絡網も随時更新される
	教育・訓練の実施の有無（頻度）	検討していない	検討中	年一回教育、訓練を実施	年一回教育、訓練を実施、メールで振り返り	年一回教育、訓練を実施、対面で振り返り
規律・運用・広報	緊急時の報告方法に関する取り決めの有無	なし	部、課内でルートが存在	社内でルートが存在、報告内容は決めている	社内でルートが存在、報告内容を決めている	エスカレーションルールとして存在、定期的に見直されている
	緊急時対応に関するルール・マニュアルの有無	なし	あるが、内容は把握されていない	内容は一部社員のみ把握している	全社員が把握、見直しはされていない	全社員が把握、定期的に見直されている
	緊急時対応業務の浸透性	把握されていない	部長クラスのみ把握	課長クラスのみ把握	全社員が把握、見直しはされていない	全社員が把握、定期的に見直されている
	組織としての社会的責任	考えていない	何をすべきかわからない	責任を果たすための業務は部長クラスのみ知っている	責任を果たすための業務は社員全員が把握している	責任を果たすための業務は社員全員が把握して、業務の定期的な見直しを実施している
財務・契約面での対応	災害時の保険契約の有無	なし	考えたことはある	検討中	加入予定	加入済み（地震、火災）

表-2 自己診断チェックリスト（医療・福祉）

		1	2	3	4	5
建物の安全性	建物の被害想定（耐水化対策の現状）	考えていない	対策について検討中	簡単にできる対策のみ	予算の検討中	実施済み
	復旧時の建物利用について	対策していない	対策について検討中	対策は検討済み、浸水時のことは考えていない	対策は策定済み、内容の点検はしていない	対策は策定済み、内容も点検済み
設備・装備面での対応	停電時のセキュリティ	対策していない	警備員、職員に何となく任せている	24時間体制で警備している	外部から侵入不可能となるようなハード対策を検討中	対策は完璧である
	長期停電を考慮した電源・燃料の確保	していない	数時間分確保済み	一日分確保済み	三日分確保済み	一週間分確保済み
	断水時の空調施設稼働用水源の確保	水源はない	数時間分確保済み	一日分確保済み	三日分確保済み	一週間分確保済み
	データバックアップセンターの有無	考えていない	同一建物内に設置	同一敷地内に設置（社員）	離れた地域に一か所設置（経営層）	国内に数か所設置（エンドユーザーデータ）
	重要な機器の点検・修理	対策していない	機器停止時の対策を検討中	交換部品を備蓄	機器停止時に使用する交換部品の備蓄と、メンテナンス会社との連携を策定済み	機器停止時に使用する交換部品の備蓄、メンテナンス会社と機器メーカーとの連携を策定済み
	カルテ等の重要データ（電子・紙両方）の管理	行っていない	対策について検討中	簡単にできる対策のみ	予算の検討中	実施済み（クラウドで管理）
	施設内ネットワークシステムの点検・復旧	対策していない	検討中	対策に使用する機器を準備済み	対策に使用する機器及び人材を確保済み	代替を含めて、対策に使用する機器及び人材を確保済み
組織体制	非常時の作業人員の確保	確保していない	検討中	確保について対策済み	代替人員を含めて確保	確保について全関係者が認知済み
	災害対策本部の設置	組織していない	設置するが、認知されていない	設置するが、連絡体制が整っていない	設置するが、資源や連絡網が更新されていない	設置され、資源や連絡網も随時更新される
	教育・訓練の実施の有無（頻度）	検討していない	検討中	年一回教育、訓練を実施	年一回教育、訓練を実施、メールで振り返り	年一回教育、訓練を実施、対面で振り返り
規律・運用・広報	緊急時の報告方法に関する取り決めの有無	なし	部、課内でルートが存在	社内でルートが存在、報告内容は決めている	社内でルートが存在、報告内容を決めている	エスカレーションルールとして存在、定期的に見直されている
	緊急時対応に関するルール・マニュアルの有無	なし	あるが、内容は把握されていない	内容は一部社員のみ把握している	全社員が把握、見直しはされていない	全社員が把握、定期的に見直されている
	緊急時対応業務の浸透性	把握されていない	部長クラスのみ把握	課長クラスのみ把握	全社員が把握、見直しはされていない	全社員が把握、定期的に見直されている
	組織としての社会的責任	考えていない	何をすべきかわからない	責任を果たすための業務は部長クラスのみ知っている	責任を果たすための業務は社員全員が把握している	責任を果たすための業務は社員全員が把握して、業務の定期的な見直しを実施している
財務・契約面での対応	災害時の保険契約の有無	なし	考えたことはある	検討中	加入予定	加入済み（地震、火災）

表-3 自己診断チェックリスト（建設業）

建物の安全性	建物の被害想定（耐水化対策の現状）	考えていない	対策について検討中	簡単にできる対策のみ	予算の検討中	実施済み
	復旧時の建物利用について	対策していない	対策について検討中	対策は検討済み、浸水時のことは考えていない	対策は策定済み、内容の点検はしていない	対策は策定済み、内容も点検済み
設備・装備面での対応	停電時のセキュリティ	対策していない	警備員、職員に何となく任せている	24時間体制で警備している	外部から侵入不可能となるようなハード対策を検討中	対策は完璧である
	長期停電を考慮した電源・燃料の確保	していない	数時間分確保済み	一日分確保済み	三日分確保済み	一週間分確保済み
	断水時の空調施設稼働水源の確保	水源はない	数時間分確保済み	一日分確保済み	一日分確保済み	三日分確保済み
	データバックアップセンターの有無	考えていない	同一建物内に設置	同一敷地内に設置（社員）	離れた地域に一か所設置（経営層）	国内に数か所設置（エンドユーザーデータ）
	重要な機器、重機の点検・修理	対策していない	機器停止時の対策を検討中	交換部品を備蓄	機器停止時に使用する交換部品の備蓄と、メンテナンス会社との連携を策定済み	機器停止時に使用する交換部品の備蓄、メンテナンス会社とメーカーとの連携を策定済み
	顧客情報等の重要データ（電子・紙両方）の管理	行っていない	対策について検討中	簡単にできる対策のみ	予算の検討中	実施済み（クラウドで管理）
	施設内ネットワークシステムの点検・復旧	対策していない	検討中	対策に使用する機器を準備済み	対策に使用する機器及び人材を確保済み	代替を含めて、対策に使用する機器及び人材を確保済み
組織体制	非常時の作業人員の確保	確保していない	検討中	確保について対策済み	代替人員を含めて確保	確保について全関係者が認知済み
	災害対策本部の設置	組織していない	設置するが、認知されていない	設置するが、連絡体制が整っていない	設置するが、資源や連絡網が更新されていない	設置され、資源や連絡網も随時更新される
	教育・訓練の実施の有無（頻度）	検討していない	検討中	年一回教育、訓練を実施	年一回教育、訓練を実施、メールで振り返り	年一回教育、訓練を実施、対面で振り返り
規律・運用・広報	緊急時の報告方法に関する取り決めの有無	なし	部、課内でルートが存在	社内でルートが存在、報告内容は決めている	社内でルートが存在、報告内容を決めている	エスカレーションルールとして存在、定期的に見直されている
	緊急時対応に関するルール・マニュアルの有無	なし	あるが、内容は把握されていない	内容は一部社員のみ把握している	全社員が把握、見直しはされていない	全社員が把握、定期的に見直されている
	緊急時対応業務の浸透性	把握されていない	部長クラスのみ把握	課長クラスのみ把握	全社員が把握、見直しはされていない	全社員が把握、定期的に見直されている
	組織としての社会的責任	考えていない	何をすべきかわからない	責任を果たすための業務は部長クラスのみ知っている	責任を果たすための業務は社員全員が把握している	責任を果たすための業務は社員全員が把握して、業務の定期的な見直しを実施している
財務・契約面での対応	災害時の保険契約の有無	なし	考えたことはある	検討中	加入予定	加入済み（地震、火災）

表-4 自己診断チェックリスト (情報通信業)

		1	2	3	4	5
建物の安全性	建物の被害想定 (耐水化対策の現状)	考えていない	対策について検討中	簡単にできる対策のみ	予算の検討中	実施済み
	復旧時の建物利用について	対策していない	対策について検討中	対策は検討済み, 浸水時のことは考えていない	対策は策定済み, 内容の点検はしていない	対策は策定済み, 内容も点検済み
設備・装備面での対応	停電時のセキュリティ	対策していない	警備員, 職員に何となく任せている	24時間体制で警備している	外部から侵入不可能となるようなハード対策を検討中	対策は完璧である
	長期停電を考慮した電源・燃料の確保	していない	数時間分確保済み	一日分確保済み	三日分確保済み	一週間分確保済み
	断水時の空調施設稼働用水源の確保	水源はない	数時間分確保済み	一日分確保済み	三日分確保済み	一週間分確保済み
	データバックアップセンターの有無	考えていない	同一建物内に設置	同一敷地内に設置 (社員)	離れた地域に一か所設置 (経営層)	国内に数か所設置 (エンドユーザーデータ)
	重要な機器の点検・修理	対策していない	機器停止時の対策を検討中	機器停止時に使用する代替マシン、交換部品を備蓄 (サーバー、PC)	機器停止時に使用する交換部品の備蓄と、メンテナンス会社との連携を策定済み	機器停止時に使用する交換部品の備蓄、メンテナンス会社と機器メーカーとの連携を策定済み
	顧客情報等の重要データ (電子・紙両方) の管理	行っていない	対策について検討中	簡単にできる対策のみ	予算の検討中	実施済み (クラウドで管理)
	施設内ネットワークシステムの点検・復旧	対策していない	検討中	対策に使用する機器を準備済み	対策に使用する機器及び人材を確保済み	代替を含めて、対策に使用する機器及び人材を確保済み
組織体制	非常時の作業人員の確保	確保していない	検討中	確保について対策済み	代替人員を含めて確保	確保について全関係者が認知済み
	災害対策本部の設置	組織していない	設置するが、認知されていない	設置するが、連絡体制が整っていない	設置するが、資源や連絡網が更新されていない	設置され、資源や連絡網も随時更新される
	教育・訓練の実施の有無 (頻度)	検討していない	検討中	年一回教育、訓練を実施	年一回教育、訓練を実施、メールで振り返り	年一回教育、訓練を実施、対面で振り返り
規律・運用・広報	緊急時の報告方法に関する取り決めの有無	なし	部、課内でルートが存在	社内でルートが存在、報告内容は決めていない	社内でルートが存在、報告内容を決めている	エスカレーションルールとして存在、定期的に見直されている
	緊急時対応に関するルール・マニュアルの有無	なし	あるが、内容は把握されていない	内容は一部社員のみ把握している	全社員が把握、見直しはされていない	全社員が把握、定期的に見直されている
	緊急時対応業務の浸透性	把握されていない	部長クラスのみ把握	課長クラスのみ把握	全社員が把握、見直しはされていない	全社員が把握、定期的に見直されている
	組織としての社会的責任	考えていない	何をすべきかわからない	責任を果たすための業務は部長クラスのみ知っている	責任を果たすための業務は社員全員が把握している	責任を果たすための業務は社員全員が把握して、業務の定期的な見直しを実施している
財務・契約面での対応	災害時の保険契約の有無	なし	考えたことはある	検討中	加入予定	加入済み (地震、火災)

### 3章: 浸水ハザードの確認

ハザード (hazard) とは、「危険の原因」、「危険物」、「障害物」などを意味し、特に予測できない危険を総称してハザードと言う。本書では佐賀平野における洪水、高潮が原因となって発生する浸水による危険を総称して浸水ハザードと呼称する。なお、浸水ハザードに関する既往の知見は多々あるが、本手引きではその一例を示す。

#### 3-1: 浸水ハザードを発生させる水害の種類

浸水ハザードを発生させ得る河川の洪水氾濫による浸水、高潮による浸水、大雨による浸水などが様々な自然現象によって発生する。同じ佐賀平野内であっても、地域の立地や特性により想定すべき浸水ハザードは異なるため、自社の所在地がどのような浸水リスクを抱えているかを把握する必要がある。

表-5 浸水ハザードの種類と特徴

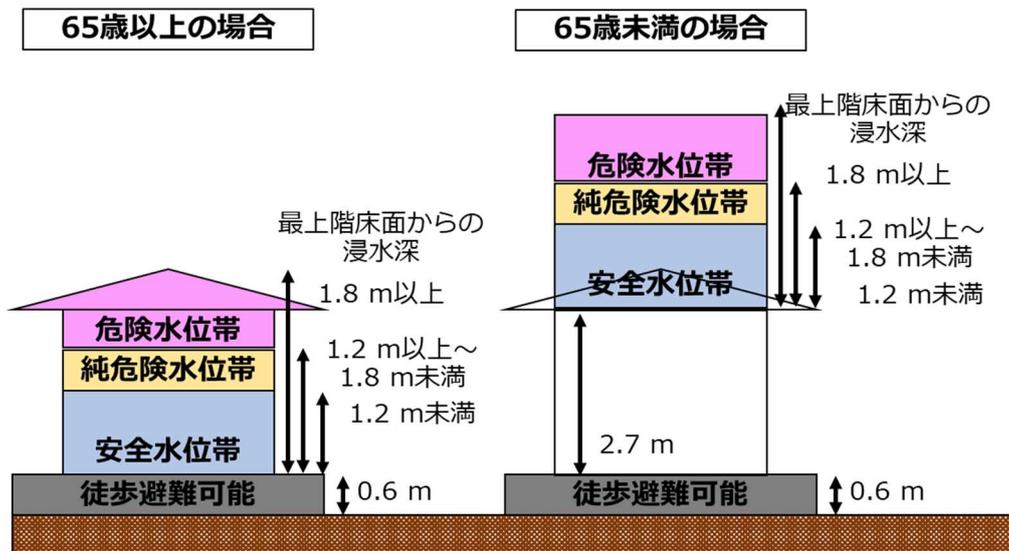
浸水ハザードの種類	被害が発生しやすい地域	災害の特徴
河川の洪水氾濫	河川の沿川の地域	雨が降り始めてから河川水位が上昇し、氾濫・決壊するまでに時間的な余裕がある。 決壊口付近では、数メートルの浸水被害や建物が流されるような強い流れが発生する危険がある。
高潮	沿岸で標高の高い地域	低気圧や風の吹き上げによって発生するため、被害発生までに時間的な余裕がある。 海拔より標高の低い地域では被害が激化・長期化する恐れがある。
豪雨	周囲と比べて低い地域	突発的な豪雨が局地的に発生する恐れがあり、被害発生までの時間的猶予がない。

(1) 浸水深とは

浸水深とは氾濫水の水深のことであり、浸水ハザードを示す最も一般的な指標である。浸水の危険度については様々な文献があるが、ここでは一例として以下の浸水深による危険度の分類を示す。

浸水深による危険度の分類

	死亡率 (%)
危険水位帯	91.75
準危険水位帯	12.00
安全水位帯	0.023

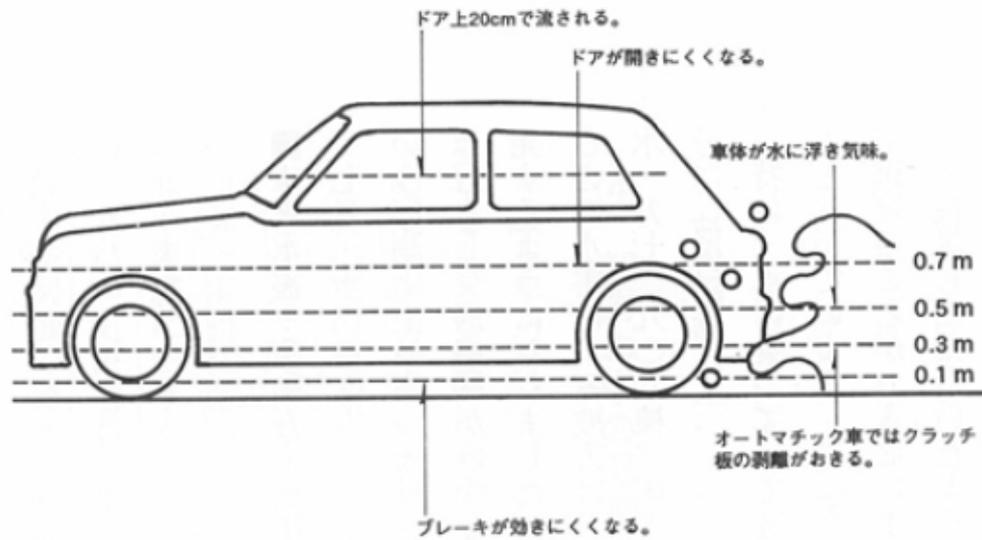


出典：利根川の洪水一語り継ぐ流域の歴史— 須賀堯三監修

図-5 浸水深の危険度の分類

表-6 水深ごとの車両の浸水箇所と自動車への影響

水深	浸水箇所	自動車への影響
10 cm	タイヤ半分	ブレーキが効きにくくなる。
20 cm	ドアステップ	マフラーから逆流してエンジンへ水が浸水する。
50 cm	ドアステップ上 30 cm	車体が浮き気味になり、大人でも水中の避難は困難になる。
70 cm	ドア半分	ドアが水圧によって開けにくくなる。



出典：利根川の洪水—語り継ぐ流域の歴史— 須賀堯三監修

## (2) 流速とは

流速とは氾濫水の流れの速さを表す浸水ハザードの指標の一つである。通常単位は m/s で表す。1m/s は時速換算すると時速 3.6km に相当する。流速は水深や身長との関係で考える必要があるが、流速が 2m/s を超えると膝丈程度でも歩行困難となる。

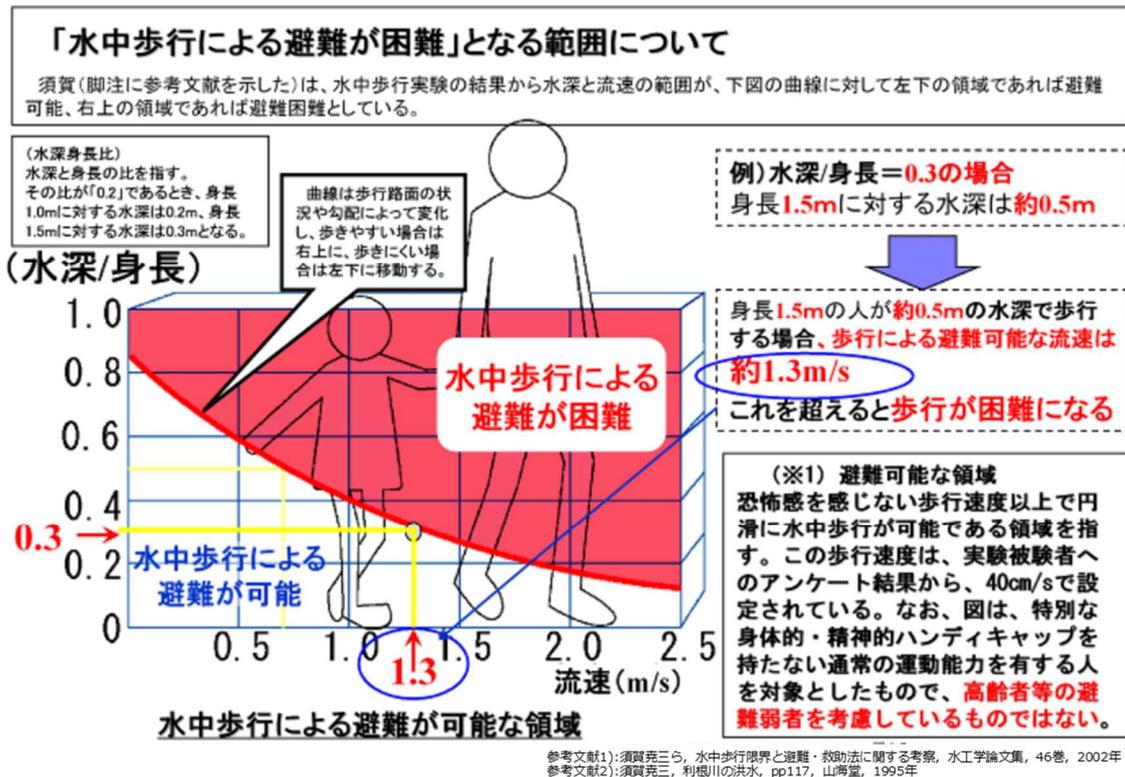


図-6 水中歩行困難の指標

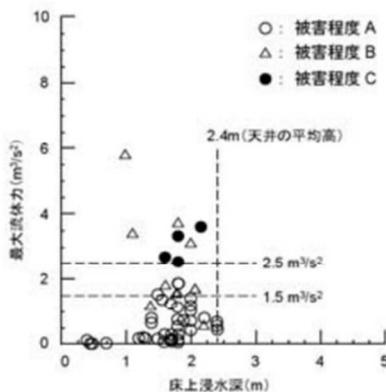
## (3) 流体力とは

水深と流速とで算出する水の流れのエネルギーを表し、主に、浸水が家屋等の構造物への影響を評価する指標である。(流体力) = (水深) × (流速の 2 乗) で表す。

「佐賀平野大規模浸水危機管理対策検討会」で採用された  
「最大流体力と家屋被害との関係」

流体力と家屋被害との関係について

佐藤、今村らは、氾濫水による流体力は、家屋に作用する力を表す量として、流速の2乗と浸水深との積と定義している。1986年の吉田川氾濫の被害実績と氾濫再現計算結果から、下図のような流体力と家屋被害との関係を示しており、最大流体力が $1.5\text{m}^3/\text{s}^2$ 以上となると家屋に何らかの被害が出始め（被害程度B）、最大流体力が $2.5\text{m}^3/\text{s}^2$ 以上となると住居不可能となる家屋が出現する（被害程度A）としている。



1986年台風10号による鳴瀬川水系吉田川（宮城県）氾濫における最大流体力と家屋被害度との関係

佐藤智，今村文彦，他（東北大学大学院）：洪水氾濫の数値計算および家屋被害について，第33回水理講演会論文集，1989。

平成16年7月新潟豪雨

信濃川水系刈谷田川の堤防決壊の事例

平成16年7月の新潟豪雨では、信濃川水系の刈谷田川で決壊が生じ、決壊場所付近の家屋等が流出した。



流出範囲  
(流出口から  
200 m前後)



図-7 流体力が家屋に与える影響

(4) 浸水到達時間・浸水継続時間とは

本書で言う浸水到達時間とは、河川の堤防が決壊してから、当該箇所に氾濫水が到達するまでの時間のことを指す。浸水到達時間が短いほど、危険性が高いといえる。

浸水継続時間とは、浸水が発生してから解消されるまでの時間のことを指す。浸水継続時間が長いほど、被害が長期化し、周囲から孤立するなどの影響が懸念される。

(5) 水没・流失とは

氾濫水によって家屋等が水没することあるが、強い流れ（強い流体力）によって建物が浸水するだけでなく、流されて喪失することを流失という。

### 3-2: 箇所ごとの具体値の確認

浸水被害は同じ敷地内であって地盤の高さなどにより大きく異なることがあり、詳細な浸水ハザードを確認するために、以下のような一覧表を作成する。

表-7 浸水ハザード一覧（例）

建物 施設	浸水深 (m2)	流速 (m3)	流体力 (m3/s2)	浸水継続 (hr)	浸水到達 (hr)	家屋倒壊 ゾーン	家屋流出 ゾーン
A号棟	2.6	1.2	3.7	3	1	×	×
B号棟	2.3	0.5	0.6	4	1	×	
C号棟	3.5	0.6	1.3	5	1	×	×
D号棟	2.2	0.9	1.8	7	1	×	×
E号棟	2.7	0.3	0.2	4	1	×	
F号棟	2.8	0.6	1.0	5	1	×	
G号棟	2.7	0.9	2.2	7	1	×	×
H号棟	0.0	0.0	0.0				
I号棟	0.0	0.0	0.0				
守衛所	2.9	1.2	4.2	8	1	×	×
第一変電所	3.4	1.6	8.7	8	1	×	×
コージェネ レーション	3.4	2.0	13.6	10	1	×	×

## 4章:被害の想定

### 4-1:直接的な被害の想定対象となる浸水ハザードの確認資料

自社の立地を考慮した上で、どのような水害を要因として浸水ハザードが発生しうるかを把握する。

同じ敷地内でも高低差により建物ごとに浸水深が異なることや、建物の利用・物品の保管状況によって人的・物的の内容も異なることから、浸水ハザードでどの建物がどのような被害を受けるかを予め整理し、水害リスクマップとして可視化しておくことで、どのようなリスクが発生するかを検討するためのツールとなる。

#### 【設定する内容】

- 浸水被害の可能性がある場合、どの河川のどの位置が決壊すると自社にとって最も危険かを把握する。
- 最も危険となる河川の河川名、距離、左右岸のいずれかを確認する。
- 高潮被害の可能性があるかを把握する。

浸水ハザード確認のための参考資料として、表-8に富山県内市町村ごとに洪水ハザードマップが公開されているサイトのURLを記載する。各サイトでは、市町村全体のハザードマップの他、地域ごとに細分化されたハザードマップも公開されているため、自社の浸水ハザードを確認しやすくなっている。

表-8 市町村ごとの洪水ハザードマップ公開サイト

市町村名	洪水ハザードマップ公開サイト URL
富山市	<a href="https://www.city.toyama.toyama.jp/kensetsubu/kasenseibi/kozuihm-chizu.html">https://www.city.toyama.toyama.jp/kensetsubu/kasenseibi/kozuihm-chizu.html</a>
高岡市	<a href="https://www.city.takaoka.toyama.jp/doboku/bosai/bosai/hazard-map/r01-1kouzui.html">https://www.city.takaoka.toyama.jp/doboku/bosai/bosai/hazard-map/r01-1kouzui.html</a>
魚津市	<a href="https://www.city.uozu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=435">https://www.city.uozu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=435</a>
氷見市	<a href="https://www.city.himi.toyama.jp/gyosei/soshiki/furusato/1/1/1210.html">https://www.city.himi.toyama.jp/gyosei/soshiki/furusato/1/1/1210.html</a>
滑川市	<a href="https://www.city.namerikawa.toyama.jp/soshiki/5/2/2/1005.html">https://www.city.namerikawa.toyama.jp/soshiki/5/2/2/1005.html</a>
黒部市	<a href="https://www.city.kurobe.toyama.jp/category/page.aspx?servno=83">https://www.city.kurobe.toyama.jp/category/page.aspx?servno=83</a>
礪波市	<a href="https://www.city.tonami.toyama.jp/info/1555499841.html">https://www.city.tonami.toyama.jp/info/1555499841.html</a>
小矢部市	<a href="http://www.city.oyabe.toyama.jp/kurashi/anshin/bousai/map/1560918513346.html">http://www.city.oyabe.toyama.jp/kurashi/anshin/bousai/map/1560918513346.html</a>
南砺市	<a href="https://www.city.nanto.toyama.jp/cms-sypher/www/info/detail.jsp?id=22640">https://www.city.nanto.toyama.jp/cms-sypher/www/info/detail.jsp?id=22640</a>
射水市	<a href="https://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svguidedtl.aspx?servno=5470">https://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svguidedtl.aspx?servno=5470</a>
舟橋村	<a href="http://www.vill.funahashi.toyama.jp/disaster-prevention_new/">http://www.vill.funahashi.toyama.jp/disaster-prevention_new/</a>
上市町	<a href="https://www.town.kamiichi.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=4071">https://www.town.kamiichi.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=4071</a>
立山町	<a href="https://www.town.tateyama.toyama.jp/soshikikarasagasu/kensetsuka/yochikakari/1/5227.html">https://www.town.tateyama.toyama.jp/soshikikarasagasu/kensetsuka/yochikakari/1/5227.html</a>
入善町	<a href="https://www.town.nyuzen.toyama.jp/gyosei/machizukuri/ansen_anshin/3/1/index.html">https://www.town.nyuzen.toyama.jp/gyosei/machizukuri/ansen_anshin/3/1/index.html</a>
朝日町	<a href="https://www.town.asahi.toyama.jp/soshiki/kensetsu/1449206911372.html">https://www.town.asahi.toyama.jp/soshiki/kensetsu/1449206911372.html</a>

#### 4-2: 自社に起こりうる間接的な被害の想定

間接的な被害では、4-1 で述べた直接的な被害により、自社にどのような二次的被害、三次的被害が生じるのかを検討し、被害を想定するものである。被害の代表例としては、停電（全交流電源喪失）、断水、通信不能等が挙げられるが、下表のように浸水ハザードに対するイベントツリーを作成し、二次的被害、三次的被害を検討すると、間接的被害の見落としを軽減できる。

表-9 イベントツリー（例）

ハザード	間接的な被害の連鎖							危機的状況
	一時的被害	二次的被害	三次的被害以降の連鎖					
浸水被害	→ 建物の浸水	→ 電源損失	→ 製造ライン停止	→ 商品製造不能	→ 顧客からの訴訟	→ 倒産		
			→ システム停止	→ 納品の遅れ	→ 債務遅延	→ 倒産		
			→ 給与振込の遅延	→ 事業力低下				
			→ 回収困難	→ 情報収集が出来ない	→ 風評被害	→ 事業力低下		
			→ 周辺地域の汚染	→ 給与振込の遅延	→ 事業力低下			
	→ 建物の損壊	→ 従業員の閉じ込め	→ 状況把握不能	→ 救助、救出の遅れ	→ 顧客等への連絡不能	→ 信頼喪失	→ 死傷者増加	
			→ 莫大な被害額を抱える	→ 資金繰り困難	→ 信頼喪失	→ 倒産		
			→ 重要書類、データの破損、消失	→ 各事務書類処理の停止	→ 個人情報保護の抵触	→ 事業力低下		
			→ 復旧不能	→ 顧客データ流出	→ 個人情報保護の抵触	→ 倒産		
			→ 顧客データ流出	→ 個人情報保護の抵触	→ 倒産			

#### 【間接的な被害】

平成 25 年度に実施したワークショップでは、間接的な被害に『特別高圧電源の遮断』が出てきた。これは電力会社が漏電を防ぐことを目的に遮断するものであるが、電気を利用する企業は、電源が突然遮断されることで、機械の緊急停止を余儀なくされる。機械によっては、緊急停止に時間がかかるもの、また再稼動に多くの電力を必要とするものなどがあり、浸水による直接的な被害と同様に、事業継続に大きな影響を受けることが示された。

なお医療機関では、電源の長期停止により各種処置が行えない、給食設備が使えず患者等の食事の準備ができない等、人命に関する被害が出ることを示された。その他に挙げられた間接的な被害では、業種に関らず危険物質や汚染物質の流出を懸念していることが分かった。

## 5章:重要業務の選定

前章までで、自社および自社周辺の浸水状況を確認し、被害の想定を行った。本章で定義する重要業務とは、災害時であっても中断せず、遂行しなければならない業務を指し、この重要業務は「緊急時対応業務」と「優先度の高い通常業務」の2つに分けられる。

本章では、浸水想定区域図や各種水害リスクマップを用いて、ワークショップ形式で「重要業務」、すなわち「緊急時対応業務」と「優先度の高い通常業務」を選定する方法を示す。

### 5-1:「緊急時対応業務」とは

災害により発生する業務を総称して「緊急時対応業務」と呼ぶ。浸水防止のための土嚢積み、機材・商品・顧客データが浸水しないように移動する、などは緊急時対応業務の代表例である。

### 5-2:「優先度の高い通常業務」とは

災害が発生するか否かに関係なく、平常時から実施している業務のうち、に重要性の高い業務を指す。たとえば、重要顧客との連絡調整、社員への給料の支払業務などが優先度の高い通常業務の代表例である。

### 5-3:「重要業務」の抽出方法

「緊急時対応業務」および「優先度の高い通常業務」を抽出するにあたり、浸水被害を受けたときに「何が」「いつ」「どうなると」「困る」のかを検討する必要がある。以下に、前述の4つそれぞれが示す検討内容をまとめる。

- (1) 「何が」・・・ヒト、モノ、コト、情報の4点を検討
- (2) 「いつ」・・・浸水してからの時間により、発生する緊急時対応業務が違うことに留意して検討
- (3) 「どうなると」・・・起きると、上がると、下がると、なくなると、などを頭に浮かべながら検討
- (4) 「困る」・・・(1)~(3)を踏まえて検討(ここで「被害」を抽出する)「困る」ことの例を挙げると、「道路の浸水による通行不能」「停電」などに代表されるような直接的な被害や、「通行不能による物流の停止」「停電による機械類の停止」のような二次的な被害、また、「物流や機械類の停止による重要な取引先からの取引停止措置」や「社会的信頼の失墜」などの三次的な被害まで出てくる。

「重要業務」の抽出時には、それぞれの被害（リスク）の大小にとらわれることなく、考えられる限りを抽出・整理することで、リスクの見落としを極力防ぐことが重要となる。

#### 5-4: リスク戦略の決定

企業は対策に取り組むべきリスクを選定した後に、選定された個々のリスクについてリスク戦略を検討する。リスク戦略とは、選定された個々のリスクについて現在の状況を分析し、その結果を踏まえて当該リスクに対して取るべき戦略を決定することを指す。

#### 5-5: リスクの抽出およびリスク対策方針・目標の設定

本章で抽出した各リスクについて、リスク対策の方針として「回避」「低減」「移転」「保有」のどれにあたるのか検討を行い、結果をリスク対策の方針とする（表-10）。なお、「保有」するリスクについては、リスク対策は行わないためこの後の検討から外す。それぞれのリスク対策の方針に従い、リスク対策目標を設定する。

表-10 リスクへの対策（例）

分類	リスクの内容	リスク対策方針	リスク対策目標	緊急時対応業務		
				事前対策	事後対策	復旧対策
	コンプライアンスリスク	リスク低減	被災後も法令等の遵守を通じて企業としての社会的責任を遂行するとともに企業価値の向上を図る	・被災後の活動内容の事前確認 ・活動内容に関する企業内および周辺地域等の合意形成	・法令遵守 ・社会的責任の遂行	
人的リスク	従業員出勤率の低下	リスク低減	重要業務の稼働による少人数稼働での生産性の確保	・リスク認知 ・発災時間の違いによる従業員の確保に関する検討 ・専門的な知識が必要な業務の抽出と人員配置計画の策定（BCP策定済みであればその内容確認） ・少人数稼働の訓練実施	・出勤従業員の確認および管理 ・出勤可能従業員による少人数稼働の実施 ・生産状況の記録、報告	（出勤従業員の十分な増加の後） 少人数稼働期間における記録を確認し、通常生産へ戻す
	（出勤可能な従業員の）労働基準法への抵触	リスク低減	所轄労働基準監督署長への迅速な許可申請 ※労働基準法33条「災害時等の時間外及び休日労働」	・労働基準法33条「災害時等の時間外および休日労働」の内容把握 ・必要書類の整理	・必要書類の申請	・所轄労働基準監督署長へ当該期間の終了等を報告
	海外の顧客から巨額の訴訟を起される	リスク回避	海外市場から1年以内に撤退し、国内販売に専念する	・海外市場の収益に関する調査 ・国内販売のみとした場合の今後の増収見通しの調査		
	各種訴訟リスク	リスク回避	利害関係者と事前協定の締結を図る	・事前協定文書の内容検討および策定 ・利害関係者間での協定締結		
	商品の盗難	リスク移転	販売店舗の商品に対して付保100%となるような保険契約を締結する	・リスク認知 ・保険契約の締結		
	全交流電源喪失	リスク回避	自家発電装置、燃料等の冗長な備蓄および定期的な訓練の実施	・装置、燃料の備蓄 ・訓練の実施	・自家発電装置の稼働、燃料の補給、主電源の停止 ・（装置停止時）製造ラインの緊急停止	・（通電確認後）主電源の点検および稼働 ・製造ライン稼働
物的リスク		①リスク移転	建屋損壊時に対して付保100%となるような保険契約の締結	・リスク認知 ・保険契約の締結		
	建屋の損壊	②リスク低減	建屋補強、止水板の設置等、各種対策を行う	・リスク認知 ・止水板、土嚢等の準備 ・人員配置の検討 ・訓練の実施	・止水板、土嚢等の設置 ・主電源の停止	・止水板、土嚢等の撤去 ・排水 ・主電源の稼働
		③リスク回避	高所移転	・リスク認知 ・リスクの低い場所への移転		
	製造ラインの停止	リスク低減	浸水により停止する製造ラインを50%以下に留める	・停止する（させる）ラインの選定、確認 ・稼働ラインの確保に必要な物的、金銭的対応（機械の移動、購入） ・稼働ラインの人員確保 ・訓練の実施	・停止ラインの確認 ・稼働状況のモニタリング ・定期的な状況報告と記録	・停止ラインの稼働 ・全製造ラインの稼働状況モニタリング
情報リスク	重要書類・データの破損・滅失	リスク回避	重要書類・データを浸水深より高い位置で厳重に保管する	・リスク認知 ・浸水深より高い位置に保管する場合の問題点等の検討 ・浸水深より高い位置での保管		
	通信の輻輳	リスク回避	無線等の準備により、緊急時でも連絡ができるようにする	・無線の準備		
事柄が影響するリスク	情報伝達時の混乱	リスク低減	訓練等により情報伝達時の混乱を低減させる	・緊急時体制用の情報伝達シートの作成 ・エスカレーションルールの検討、決定	・情報伝達シートの活用 ・エスカレーション記録の作成	・通常業務体制に戻る際に情報伝達記録を確認する
	緊急時対策の陳腐化	リスク回避	BCP等の計画やマニュアルの定期的な点検・是正により、陳腐化を防ぐ	・計画、マニュアル類を組織内に浸透させるための教育の実施 ・定期的な点検と是正によるバージョンアップ	・計画、マニュアル類の活用	

## 5-6: 事前対策、事後対策（緊急時対策・復旧対策）の検討

本項では、各リスクに対するリスク対策目標の達成を目的として、「事前対策」および「事後対策（緊急時対策・復旧対策）」について検討する。検討には、時系列リスク対策の分類に示す対策の意義と目的に留意する。

### 【事前対策】

浸水により様々なリスクが発現する前の、平常時に取り組む対策を指す。例としては、マニュアル整備や保険契約、土のうの準備や防水扉の設置、また浸水リスクが甚大である場合は建物の移転まで事前対策として考える必要がある。

### 【事後対策】

事後対策は、対策を取る時期により、緊急時対策と復旧対策の2つに分けられる。緊急時対策は浸水リスクが発現した直後に実施するものであり、復旧対策は緊急時対策に引き続いて実施するものである。以下、各対策の例を示す。

- 緊急時対策の例：土のう積み、防水扉の閉鎖、避難など
- 復旧対策の例：清掃、仮設工場の設置、生産体制の整備など

表-11 時系列リスク対象の分類（対策の意義と目的）

対策種類	事前対策	事後対策	
		緊急時対策	復旧対策
意義	リスク発現前、つまり組織が問題なく無事に運営されている平常時において実施するもの	リスク発現直後に実施するもの	緊急時対策に引き続き実施されるもの
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスク発現の防止</li> <li>・ リスクの低減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害の最小化</li> <li>・ 被害拡大の防止</li> <li>・ 復旧対策の早期立ち上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>二次被害の防止</li> <li>・ 通常組織活動への早期復旧</li> </ul>

## 5-7:実装する対策の整理

全項までで検討した事前対策、事後対策について、必要に応じて機能別にリスク対策を整理する。この整理方法の利点は、機能別を実施すべき対策が見えるため、後にボトルネックを抽出する際の参考資料として利用しやすいところにある。

表-12 機能別リスク対策の分類（例）

機能別	リスク対策例	専門性	対策の是非
施設・装置	浸水による火災に備えたスプリンクラーや防火壁の設置	○	× (金銭的に難しい)
	耐水構造への補強	○	×
	盗難等に対するセキュリティ設備の設置	○	×
	データ保存のためのバックアップセンターの建設	○	○
組織	法務スタッフや財務スタッフのような専門性の高い人材の採用	○	△ (今後検討)
	リスクに関する責任者とチェック機能を意識した組織作り	○	○
	防災訓練	×	○
	品質検査部員の増員	○	○
規則等	教育研修の実施	×	○
	ルール・マニュアルの整備	×	○
	コンプライアンス体制の充実	×	○
	社内外に対するリスクコミュニケーション能力の向上と情報共有	×	○
財務・契約	保険契約	○	○
	引当金の積み増し	○	○
	他社との委託契約の締結	×	○
	保証契約の締結	○	○

## 5-8: 重要業務の選定

優先度の高い通常業務に加え、災害時に発生する緊急時対応業務を抽出し、各業務の担当部課、専門性の有無、また発災直後から2週間程度まで、経過時間ごとの必要人数（下表の緑ハッチ部分）、と必要な資機材（灰色のハッチ部分）を記入し、重要業務としてまとめる。このとき、シートに書き込む人数や必要な資機材は『現状で足りるかどうか』を考えるのではなく、『この業務を遂行するには何人必要で、どのような資機材が必要か』を現状のリソースとは関係なく記載しておくことが重要である。

表-13 重要業務の選定シート（例）

業務名	担当部課	専門性の有無	経過時間					
			直後～半日	24hr	48hr	72hr	1週間	2週間以上
重要書類・データの管理	総務課	○	2名	2名				
			PC, ケーブル類など					
建屋の復旧	全ての部課	△	10名	10名	15名			
			ジャッキなどの建設資機材					
商品の盗難管理	管理課	×	5名	5名	3名	1名		
			商品保管倉庫, 台車など	管理用データ作成用PCなど				
顧客との連絡調整	営業課	×	2名	2名	1名	1名	1名	1名
			通信可能な電話, PC, バイク			携帯電話, PC		

## 5-9:重要業務の選定に関するワークショップの実施

本手引きを作成するにあたり、佐賀平野の3企業（医療・福祉業、製造業）を対象に、重要業務の選定に関するワークショップを実施し、適用性を検討した。ここでは、ワークショップの手順等について記載する。

本ワークショップでは、以下の手順で緊急時対応業務を抽出した（図-8）。

- ① 「何が」「いつ」「どうなると」「困る」のか？を、この順番で抽出する
- ② 「被害（「困る」の部分）」を決定し、その被害を減らすための事前対策を抽出する
- ③ 「事前対策」が立てられなかった場合に、「いざ浸水したらまず何をしなければならないのか？（応急対策）」、「復旧時には何をしなければならないのか？（復旧対策）」を抽出する

## 5-10:人・物・コト・情報の振り分け方法

ワークショップでは、参加者が意見を出していくときに4色の‘ふせん’を用いた。‘ふせん’の色分けは以下の通り（図-9）。

- ① ピンク（「ヒト」）⇒職員、顧客、住民など
- ② 緑色（「モノ」）⇒パソコン、電気、食料品など
- ③ 黄色（「コト」）⇒避難路の確保、（「モノ」の）設置・準備・撤去など
- ④ 水色（「情報」）⇒情報入手・伝達、協定の締結など

結果表にまとめるときは、検討のスタートである「何が」の部分と、検討のゴールの部分である「事前対策」および「緊急時対応業務（応急対策・復旧対策）」を区分した。この利点は、「対策を立てることで「何が」助かるのか（もしくは軽減されるのか）」と「対策を立てるときに必要な「ヒト・モノ・コト・情報」が分かる」ところにある。

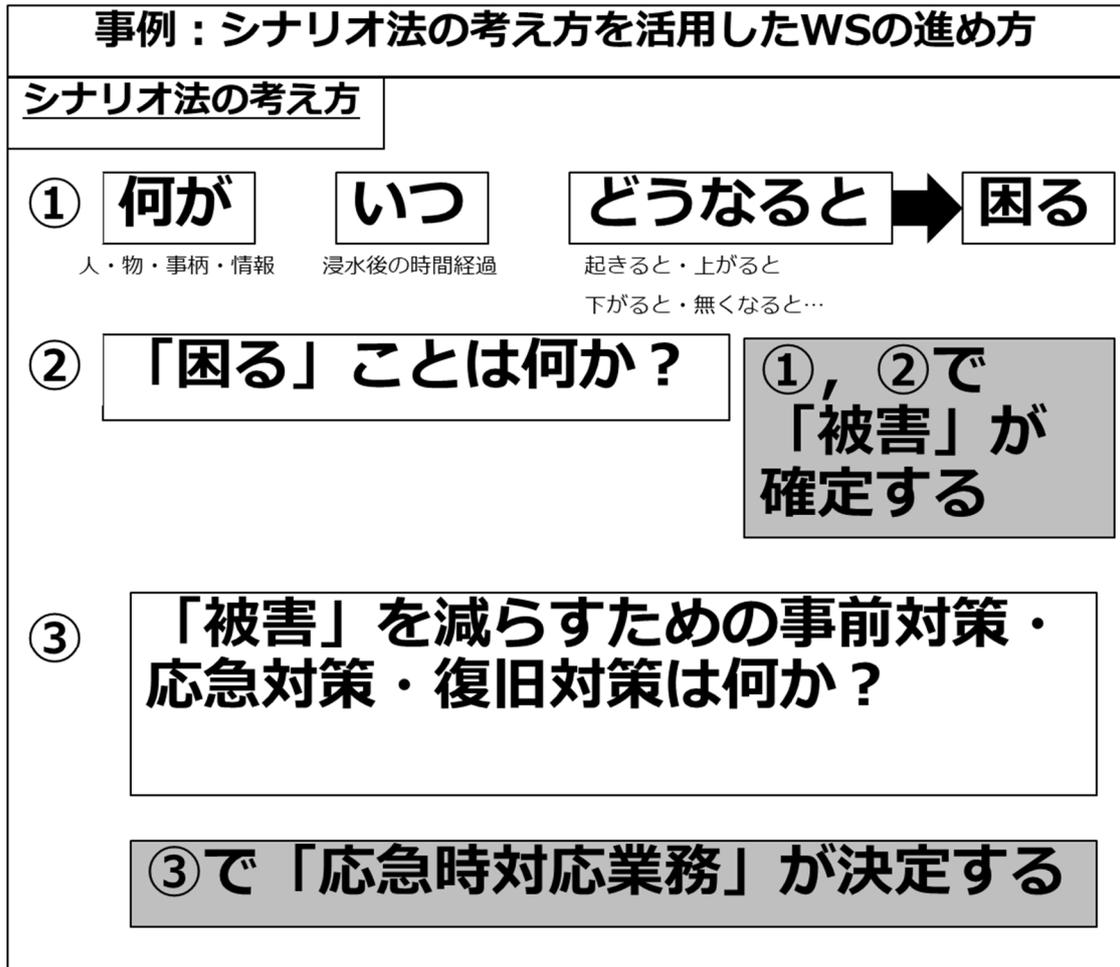


図-8 重要業務を選定する際に用いたワークシート（事例）

付箋の色分け	人：ピンク	物：緑色	事柄：黄色	情報：水色
--------	-------	------	-------	-------

緊急時対応業務 抽出シート

いつ	何が	どうなると	困る	事前対策	応急対策	復旧対策
	人・物・事柄・ 情報	起きると・上が ると・下がる と・無くなると	どう「困る」か			
浸水直後						
浸水から12hr						
24hr						
48hr						
72hr						
1週間						
2週間以上						

図-9 ワークショップで用いた付箋の色分けの例

## 6章: ボトルネックの特定

ボトルネックとは、「業務を遂行する上での“足かせ”」のことである。前章までで示した重要業務と、現状の人・物・コト・情報の振り分けの結果を用いて、『いまできること』と『将来的に対応すべきこと』を仕分ける。このとき、『将来的に対応すべきこと』が現状のボトルネックとなる。以下にボトルネック抽出の方法と考え方を示す。

3章で示した「重要業務の選定シート」より、専門職含め対応人数が足りるか否か、資機材等の不足について「経過時間」ごとに検討し、人材の配置や資機材の購入などを検討する。どうしても対応できない場合は、業務同士の優先度を相対評価して、重要業務を減らす必要がある。なお重要業務を減らすときは、社内の関係者が一同に介して議論し、重要業務を再整理する必要がある。

表-14 ボトルネックの抽出と解消方法の検討（例）

業務名	担当部課	専門性の有無	経過時間					
			直後～半日	24hr	48hr	72hr	1週間	2週間
重要書類・データの管理	総務課	○	2名	2名	予備が無いため購入する (半年以内)			
建屋の復旧	全ての部課	△	10名	10名	15名	台車が足りない(購入は 今後検討)		
商品の盗難管理	管理課	×	5名	5名	3名	1名		
顧客との連絡調整	営業課	×	2名	2名	1名	1名	1名	1名
			事前協定で対応する	通信可能な電話	PC, バイク	携帯電話, PC		
		人数合計	165名	110名	85名	93名	62名	34名
			人手が足りないので、 重要業務を再検討する					

### 6-1: ボトルネックの特定に関するワークショップの流れ

本ワークショップでは、以下の手順でボトルネックの特定を行った。

- ① 第1回のワークショップの結果をまとめた表をもとに、各業務の内容を参加者全員で確認し、第1回で選定した業務が重要業務か否かを再検討する。
- ② 重要業務の内容に合わせて、必要人員（表内緑のハッチ）と必要な資機材（表内グレーのハッチ）が正しく記載されているかどうかを話し合う。
- ③ 必要人員の合計を出し、人員数が社員数等を上回っていないかどうか、資機材が現状のもので足りているかどうかを確認する。
- ④ 足りない人員や資機材を今後どのように手配するのか、もしくは事前の対策で対応していくのか話し合い、最終的に残った将来的な対策をボトルネックとして特定する。

### 6-2: 重要業務の順位付け

ワークショップでは、重要業務の再順位付けを行い、全社的に対応すべき重要な業務を選定した。これは、たとえ人員や資機材が足りていたとしても、同時に複数の重要業務に対応する際に、重要度の順位を把握し、最悪の事態に陥った場合でも重要な業務から順番に対応していくことを想定したものである。

## 7章:BCP 発動基準・収束基準の決定

### 7-1:BCP 発動基準・収束基準の決定

表-15 は BCP 発動基準・収束基準の設定例である。水害版 BCP の発動基準および収束基準を事前に決定し、社内外に関らず発動・収束基準を周知しておく必要がある。発動基準は、自社にとって「どれくらい浸水したら平常時に行っている業務が遂行できなくなり、かつ会社に甚大な被害を及ぼすのか」を検討した上で、決めることが重要である。

収束基準については、「浸水がおさまってから平常時に行っている業務が継続的に遂行できるようになる」時を検討し決定する。

BCP 収束基準を決定するときは、自社の事業活動を再開する明確な目標として「目標復旧時間」を設定し、社員は「目標復旧時間までに必ず平常時の業務を再開させる」という強い意識を持つようにする。目標復旧時間は、企業活動に影響を及ぼす時間的な限界（許容限界）を把握し、その時間より前に設定する。すなわち、平常時に行っている通常の業務が遂行できるようになれば、掃除等の後片付けが残っていたとしても、BCP を収束させることが重要であることに留意する。

表-16 は国土交通省の公開する治水経済調査マニュアル（案）において、営業停止損失の算出に使用される、浸水深ごとの営業停止・停滞日数の例である。水害被害実態調査の結果より算出された、浸水深ごとの事業が停止している期間、停滞している期間の目安である。業種によって誤差はあるが、表中の停止日数を BCP の収束基準の目安とすることができる。

表-15 発動基準・収束基準の設定の一例

発動・収束	基準の内容（例）
発動基準	近隣河川が破堤したとき
収束基準	建屋の浸水がひいてから5日後

表-16 浸水深ごとの営業停止・停滞日数（治水経済調査マニュアル（案）より）

浸水深	45cm 未満	45～ 49	50～ 99	100～ 199	200～ 299	300cm 以上
停止日数（日）	4.9	6.4	13.5	20.0	41.2	56.1
停滞日数（日）	9.9	18.8	25.0	35.6	64.0	83.2

【参照 URL】

[https://www.mlit.go.jp/river/basic\\_info/seisaku\\_hyouka/gaiyou/hyouka/r204/chisui.pdf](https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/seisaku_hyouka/gaiyou/hyouka/r204/chisui.pdf)

## 8章:水害版 BCP の取りまとめ

5章までの検討・整理結果を、水害版 BCP として取りまとめる。水害版 BCP として取りまとめるには、PDCA サイクルの循環（Plan/Do/Check/Act）を意識し、社内関係者で結果を共有し、点検・是正が容易に進められるよう、留意する必要がある。ここでは、より簡単に水害版 BCP の PDCA サイクルを循環させるための取りまとめ方について例示する。

### 8-1:バーチャート形式の水害版 BCP

水害版 BCP に限らず、BCP の重要な要素のひとつが「何が重要業務で、いつこれら重要業務に着手し、いつまで続けるのか」を周知することである。平常時の業務は、業務担当者およびグループが各業務を遂行することに重点を置き、部課を超えた全社的な業務は少ないものである。一方で、ひとたび大規模な災害が発生すれば、会社として自社の利益や社会的な責任を守りきることが重要となり、ひとつの部署の業務の重要度は自然と下がる。このため、災害時の業務形態は、平常時のそれとは違い、全社的に重要な業務や責任を果たすために、社員全員が一丸となって重要業務を遂行することになる。

全社的に災害時の業務に対応するには、経営トップから一般職、派遣社員、アルバイト社員までが「重要業務が何で、いつごろ着手し、いつまで重要業務を続けるのか」を把握しておく必要がある。しかし、作成した BCP を冊子にしまうと、会社末端まで重要業務の内容が行き届かないのが現状である。

そこで水害版 BCP は、全社的に重要業務を認識できるよう、A3 版 1 枚に重要業務をまとめ、社内の目立つところに貼ることで、BCP の内容を社内全体で共有し、点検・是正が容易になるようバーチャート形式の水害版 BCP を作成する（図-10）。

#### 【バーチャート形式の水害版 BCP 作成手順】

- ①各重要業務の着手時期と業務の継続時間に着目
- ② 各重要業務の業務名・業務細目と①の着手時期・継続時間を見ながらバーチャート形式で整理
- ③ 業務細目をより細かく記載したい場合は、バーチャートを時間軸で分けて、より詳細な業務細目をバーチャート上に記載する

		水害発生	浸水発生直後	浸水発生後	電気の復旧後	ガスの復旧後	水道の復旧後
職員の安全確保、安否確認	安全確保	安全確保	一時避難				
	安否確認		安否確認				
建物、設備の被害対応	建物		目視確認・応急対策				
	設備		目視確認・電源停止				
建物の一時閉鎖と社員、顧客への対応	社員の休暇手続き		一部職員の参集	休暇職員の確認、各種手続き			
	セキュリティの確保		施錠確認	警備会社と協力した警備			
	顧客への説明			納期確認、状況説明、再契約			
	損失の把握、借入			被害額概算	特例等の確認、金融機関からの借り入れ		
設備、機器の点検、整備	PC、ネットワーク	HDDの保護	HDDの保管	PCの確保	システム、LANケーブルの点検		
重要業務の復旧	建屋の復旧		スコップや塵取り、雑巾類の準備	清掃			建屋の復旧
	開発環境の復旧	PC、ライセンス台帳、iso類の保護	PC、ライセンス台帳、iso類の保管	復旧準備	開発環境の復旧		
	顧客との連絡調整、納品				納品先との調整、納品再開		
	再開連絡			再開連絡先の整理	再開連絡		
	出勤可能職員の参集と体制の構築		一部職員の参集	体制整備	人員の補填		
	被害記録の作成				被害記録の作成		

図-10 業務一覧表（イメージ）

水害版 BCP を A3 版 1 枚のバーチャート形式としてまとめた後、必要に応じて重要業務対応用のカード（図-11）を作成し、関係者間で共有すれば、重要業務に対応するときの作業内容等の見落としや、情報伝達の不足が無くなる。

特に、全体のとりまとめを行う統括責任者や情報伝達の責任者、また『極めて重要度の高い業務』への従事者は、自分が何をすべきか整理するためにも、重要業務対応用カードを業務ごとに作成し、いざというときに迅速に対応できるよう、準備しておく必要がある。

工場主任	の業務対応カード			
目的：	作業員の安否確認と 二次災害の防止			
誰が？	工場主任		何をする？	・安否確認
代理：	〇〇技師			・機械類の停止
どこで？	工場内作業室			・主電源の完全停止
				・上司への報告
チェックリスト				
1.作業員の安否確認		3.主電源の完全停止		
<input type="checkbox"/>	作業員の負傷の有無等、 安否情報の収集（点呼実施）	<input type="checkbox"/>	完全停止の確認	
		4.上司への報告		
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	上記の内容を上司に報告	
2.機械の電源OFFの確認		注意事項		
<input type="checkbox"/>	マシニングセンタ	原則として持ち場を離れない		
<input type="checkbox"/>	縦スライス			
<input type="checkbox"/>	横スライス			
<input type="checkbox"/>	旋盤			
<input type="checkbox"/>	ボール盤			
<input type="checkbox"/>	丸のこ			
<input type="checkbox"/>	溶接機械			
<input type="checkbox"/>	クレーン			

図-11 重要業務対応シート（例）

## 9章:水害版 BCP の PDCA サイクルの循環

水害版 BCP を組織的かつ継続的に改善していくためには、計画の PDCA サイクル (Plan-Do-Check-Act) の循環が鍵となる。本手引きそのものが Plan であり、Do は計画の内容の実効性向上、Check が計画および実効性の確認、Act が計画の是正を指す。本章では、PDCA サイクルの中の【Do】、【Check】、【Act】についてまとめる。

### 9-1: 【Do】、【Check】に活用できる訓練一覧

【DO】は研修会や災害をイメージするための机上訓練を主としたものとする。また【CHECK】は、【DO】を経て内容が妥当であることを確認した水害版 BCP を基に、実働訓練にてその実効性を確認する。確認のポイントは、1. 策定した水害版 BCP に見落としがないかどうか、2. イメージする災害の規模や発動基準等が妥当であるかどうか、3. 防災マニュアルに記載した項目（作っていないならば記載する項目）が妥当かどうか、4. 職員参集や情報伝達において計画上予定している時間内に完了することができるかどうか、である。なお自己診断チェックリストは、水害版 BCP の策定のきっかけに活用できるだけでなく、策定後のチェックにも活用可能である。

表-17 訓練のねらい

教育・訓練プログラム	方法例	ねらい
研修会		危機管理の一般論 機関・組織での災害対応
収束基準	建屋の浸水がひいてから5日後	

表-18 訓練一覧

	訓練概要	訓練参加者、支援内容
① 状況予測型図上訓練	最小限の条件付与のもとで、訓練参加者に災害状況を予測させる訓練。 予測した結果を基に訓練者同士で意見交換を行い、災害時の課題を把握する。	10名程度 災害対策本部（支部）の班長レベル
② 災害図上訓練(DIG)	地図・図面を活用して、訓練者に被害をイメージさせ、その被害想定に対する対応策を検討させる訓練。 ①の訓練より具体的な課題抽出が可能	10名～30名程度
③ ロールプレイング方式訓練	実際に近い状況下で、災害対応の意思決定能力を習得する訓練。 実際の本部（又は支部）の体制で実施することによって、災害時対応の具体的な課題が抽出できる。	30名～50名程度（一団の組織が対象） 災害対策計画書や地域防災計画などに位置づけられている組織・体制を基本とする。
④ 実働訓練の企画	船舶・ヘリコプター等を実際に動かして避難・救助等の訓練を行う実働型の訓練を行うために、訓練シナリオ、訓練当日の進行スケジュールを概略検討する。 訓練参加機関と全体会議、部会を重ねて訓練内容等を詰めていく。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訓練シナリオ概略検討</li> <li>・ 訓練会場計画の概略検討</li> <li>・ 訓練進行計画の概略検討</li> <li>・ 訓練調整会議支援（全体、航空等部会）</li> </ul>
⑤ 実働訓練の運営	1案の訓練企画に従い、詳細の訓練計画を検討し、進行台本を作成する。また、訓練に必要な会場設営や映像システムなど検討を行う。 リハーサルを行い、本番に向けた準備を行う必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訓練進行台本作成</li> <li>・ 会場運営計画（訓練会場の詳細検討）</li> <li>・ 会場映像システム検討</li> <li>・ 広報手法検討</li> <li>・ 訓練運営支援（リハーサル、本番）等</li> </ul>



写真-1 図上訓練（表-17：①、②）



写真-2 ロールプレイング方式訓練（表-17：③）

## 9-2: 【Act】に活用できる“見直しのポイント集”

計画の見直しのポイントを以下に列記する。なお下記のポイントは、中小企業庁等の公的機関が推奨する見直しのポイントを参考にまとめたものである。

### 水害版 BCP 見直しのポイント

- ① 浸水想定区域図等の浸水想定に変更はないか
- ② 建屋のハード対策の実施状況により被害想定に変更はないか
- ③ 社内従業員数や各従業員の専門性に変更はないか
- ④ 重要業務として列記したものの内、【DO】【CHECK】を踏まえて見直したときに、重要業務でなくなるものや、新たに重要業務として追記すべきものはないか
- ⑤ ボトルネックの解消状況に変化はないか
- ⑥ ボトルネックの解消は、当初予定通りに進んでいるか
- ⑦ 訓練を経て重要業務の遂行能力の向上がみられ、業務にかかる時間が短くなっていないか
- ⑧ 社内のエスカレーションに変更はないか
- ⑨ 社内最高経営者により、水害版 BCP がレビューされているか
- ⑩ 教育・訓練は定期的実施され、水害版 BCP やマニュアルにフィードバックされているか

## 10 章：富山県内の水災害情報、データ公開 web サイト

### 10-1: 「とやまの洪水浸水想定区域図」の提供

水害版 BCP 作成に必要な浸水情報データとして、常願寺川水系、神通川水系、庄川水系、小矢部川水系の洪水浸水想定区域で洪水浸水想定区域図を作成、ホームページ上で公開している。洪水浸水想定区域図をもとにハザードマップや、10-4 で紹介する、地点別浸水シミュレーション検索システム（浸水ナビ）の浸水データがつけられている。事業所の浸水情報を知るためには、浸水域全体を表示する浸水想定区域図ではなく、より狭い範囲の表示となっている浸水ナビ等を使用するとよい。

【参照 URL】

[https://www.hrr.mlit.go.jp/toyama/topics\\_detail\\_41\\_410\\_8f55db5b7ac1266bd84353c84678bebb.htm](https://www.hrr.mlit.go.jp/toyama/topics_detail_41_410_8f55db5b7ac1266bd84353c84678bebb.htm)

1

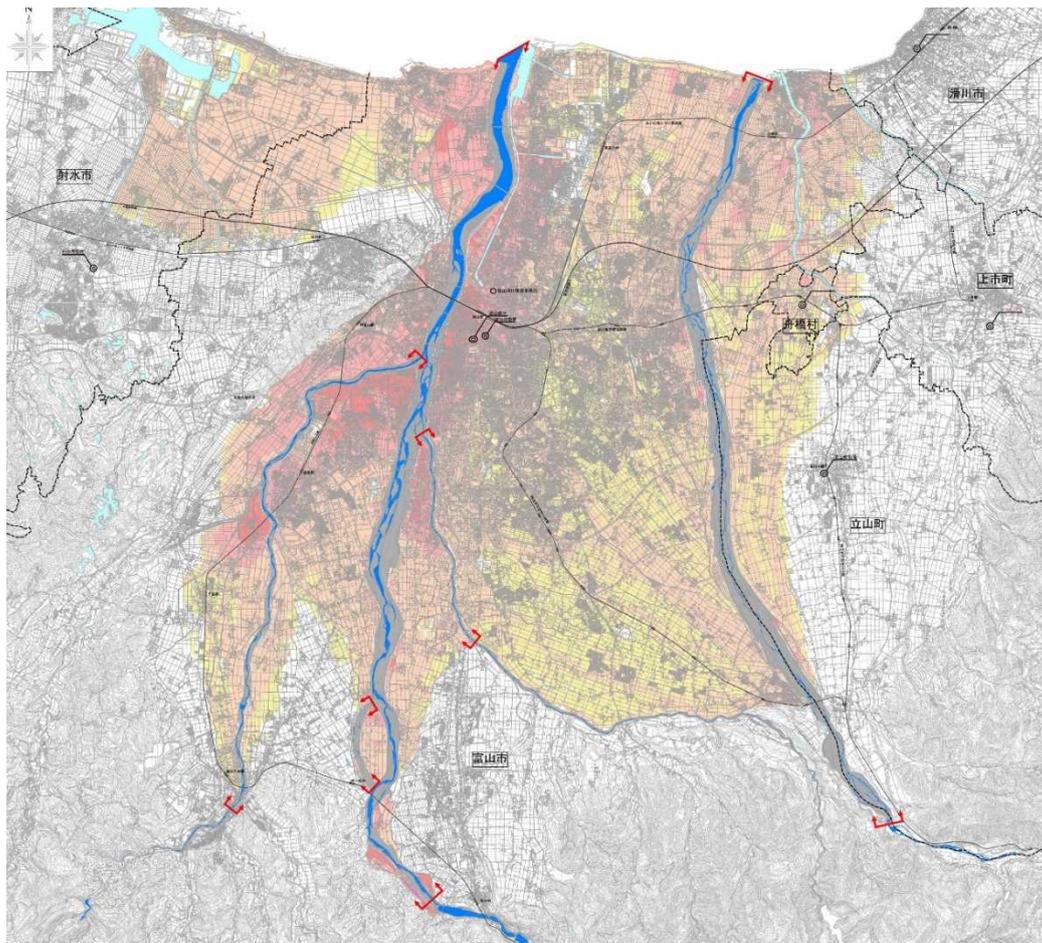


図-12 常願寺川、神通川浸水想定区域図（想定最大規模の例示）

## 10-2: 「防災ネット富山」の公開

富山河川国道事務所管内の河川・道路の防災情報（カメラ画像など）及び富山県近隣の防災情報を確認できる。

【参照 URL】

<http://www.hrr.mlit.go.jp/toyama/bousainet/palette/>



図-13 防災ネット富山の紹介図

### 10-3: 気象庁の防災情報の提供

気象庁は富山県のみならず、日本全国の大雨、台風、土砂災害等の防災情報を公開している。台風や雨雲の将来的な動きや、洪水、土砂災害の危険度分布予想から、自社の直近の危険度が判断できる。

【参照 URL】

[https://www.jma.go.jp/bosai/#pattern=default&area\\_type=offices&area\\_code=160000](https://www.jma.go.jp/bosai/#pattern=default&area_type=offices&area_code=160000)

### 10-4: 地点別浸水シミュレーション検索システム（浸水ナビ）の提供

国土交通省では地点別浸水シミュレーション検索システム（浸水ナビ）の公開を行っている。このシステムは好きな河川の想定破堤点と水位情報、好きな地域の浸水想定を確認でき、どの河川のどこの地点が決壊（破堤）したら会社が浸水するか、堤防決壊（破堤）後、どこが、いつ、どのくらい浸水するか、大雨の際に、どこの水位観測所の情報を見ておけばよいのかといった、平時から水害による被害のリスクを認識することができるものである。自分の住んでいる地域にどのような浸水被害が想定されるのかについて事前に認識を深めて、水防活動や避難行動等に活用できる。

【参照 URL】

<https://suiboumap.gsi.go.jp/>

## 11章:用語解説

用語	解説
リスク	組織の収益や損失に影響を与える不確実性、可能性。
エスカレーション	危機発生時にすばやい情報伝達と意思決定が行われるよう事前に準備しておく連絡ルールのこと。どのような。どのような事態のときに組織のどの階層にまで報告を上げるのかを定めておき、危機発生に備えておく。
クライシスマネジメント	重大なリスクが発現した際に損失を抑えるように管理すること。危機発生時の対応や復旧対策が含まれる。なお、極めて重大なリスクを扱う場合は、企業倒産への観点も含む。
事業リスクマネジメント	リスクを全社的視点で合理的かつ最適な方法で管理してリターンを最大化することで、企業価値を高める活動。
サプライチェーン	供給連鎖。原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスのつながりのこと。
ステークホルダー	企業との利害関係者のこと。株主や従業員、消費者などが含まれる。
ハザード	損失が発生・拡大する危険状態（リスク、ペリルには収益を含むが、ハザードでは含まない）
リスク	組織の収益や損失に影響を与える不確実性、可能性。
リスクマネジメント	収益の源泉としてリスクを捉え、リスクのマイナスの影響を抑えつつ、リターンの最大化を追求すること。
リスク移転	保険等によりリスクを移転させること
リスク回避	そもそものリスクを回避させてしまうこと
リスク低減	リスクを低減させること
リスク保有	保有し、対策を行わないリスクのこと
PDCA サイクル	計画（Plan）⇒実行（Do）⇒検証・評価（Check）⇒是正（Action）の4段階から構成されるプロセスのこと。

## 付録：国土交通省九州地方整備局武雄河川事務所における取組

### 佐賀平野の被害

広大な佐賀平野は低平地で海拔が低く、いったん六角川、嘉瀬川、筑後川の洪水・高潮による氾濫が生じると、広域のかつ長時間にわたる浸水が続く可能性がある。堤防や排水ポンプ等治水対策の進捗により治水安全度は向上しているが、平成21年7月豪雨では佐賀平野で浸水被害が発生しており、さらに今後は気候変動により、豪雨や台風の強度増大、海面水位の上昇が想定されている。佐賀平野の企業がBCPの策定対象として、自然災害の中で「最も現実的かつ甚大な被害を与えるリスク」を抽出するならば、想定すべきは「浸水リスク」と言える。



付録写真-1（左） 武雄市朝日町高橋地区浸水状況（平成21年7月）

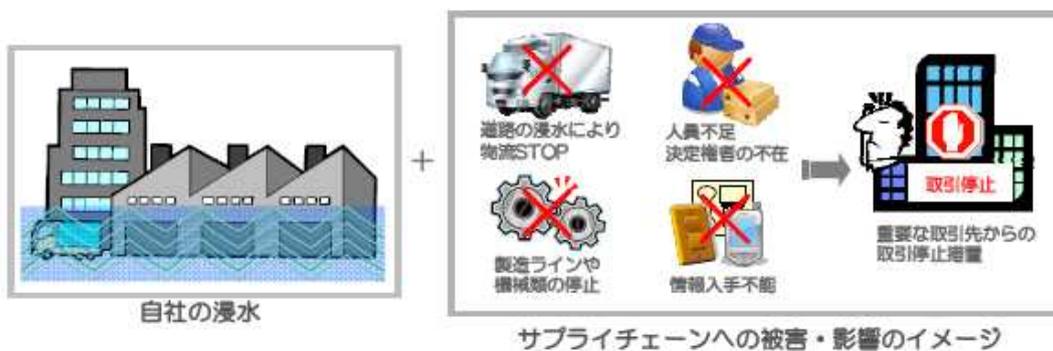
付録写真-2（右） 佐賀市内国道264号機動隊前交差点浸水状況（平成21年7月）



付録写真-3 長崎自動車道武雄IC付近浸水状況（平成21年7月）

## 佐賀平野が浸水した場合のサプライチェーンへの被害・影響

佐賀平野が大規模な洪水・高潮により浸水した場合、個々の企業が浸水するだけでなく、周辺道路も浸水する。浸水被害として考えられるのは、自社建物の浸水、停電・断水による製造ラインの停止、通信の輻輳による情報伝達の不能、道路の浸水による物流停止や人員不足（通勤困難）、が挙げられる。このような状況が長期化すればするほど、サプライチェーンへの影響が大きくなり、重要顧客から取引停止措置を受ける場合がある。なお、前述したように綿密なサプライチェーンを構築している現代においては、産業界への影響も懸念される。



付録図-1 浸水によるサプライチェーンへの被害・影響（イメージ）

## 直接的な浸水ハザードの確認資料

自社の立地を考慮した上で、どのような水害を要因として浸水ハザードが発生しうるかを把握する。

次ページに浸水ハザードを図化した水害リスクマップの例を示す。

同じ敷地内でも高低差により建物ごとに浸水深が異なることや、建物の利用・物品の保管状況によって人的・物的の内容も異なることから、浸水ハザードでどの建物がどのような被害を受けるかを予め整理し、水害リスクマップとして可視化しておくことで、どのようなリスクが発生するかを検討するためのツールとなる。

なお、リスクマップの中央に示した図は、六角川浸水情報提供システムの拡大機能を利用して、武雄河川事務所牛津出張所の周辺の浸水深を確認したものである。同システムでは、浸水深以外に浸水到達時間、浸水継続時間が確認できる。

### 【設定する内容】

- 浸水被害の可能性がある場合、どの河川のどの位置が決壊すると自社にとって最も危険かを把握する。

- 最も危険となる河川の河川名、距離、左右岸のいずれかを確認する。
- 高潮被害の可能性があるかを把握する。

【参考にする資料】

- 佐賀平野浸水想定区域図（洪水編）（高潮編）

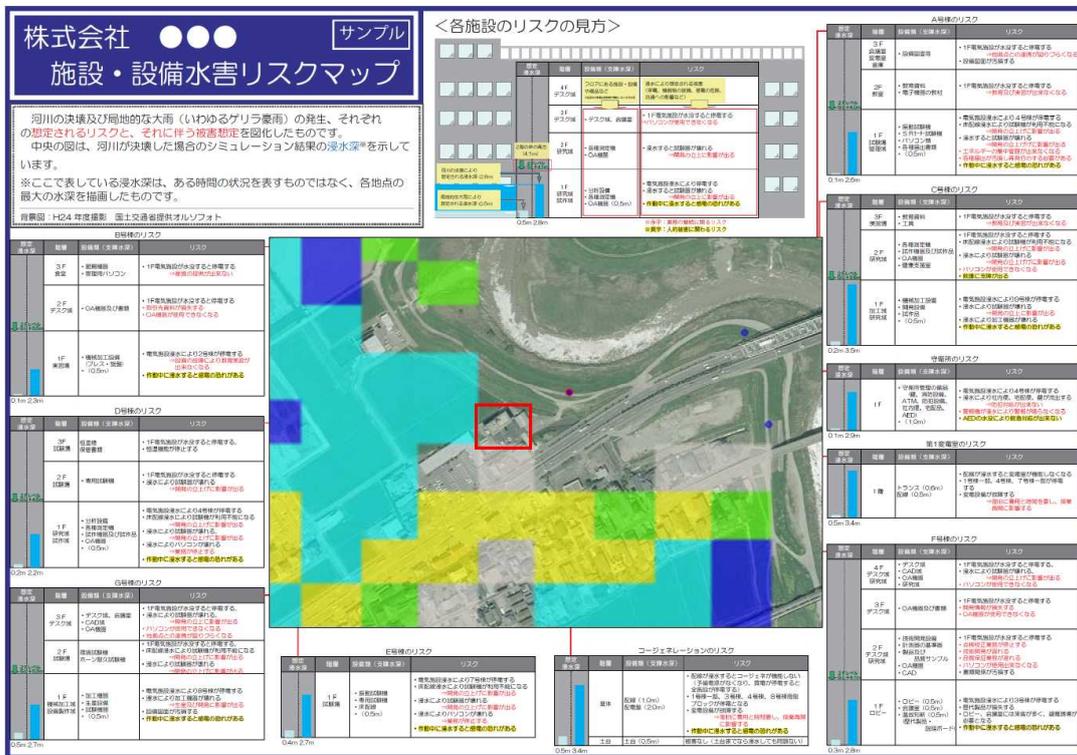
【参照 URL】

[http://www.qsr.mlit.go.jp/takeo/prepare\\_bousai/daikibo\\_shinsui/index.html](http://www.qsr.mlit.go.jp/takeo/prepare_bousai/daikibo_shinsui/index.html)

- 六角川・松浦川浸水情報提供システム

【参照 URL】

[http://www.qsr.mlit.go.jp/takeo/prepare\\_bousai/simulation.html](http://www.qsr.mlit.go.jp/takeo/prepare_bousai/simulation.html)



付録図-2 リスクマップ（イメージ）

（場所は武雄河川事務所牛津出張所 ※武雄河川事務所は中央の図に示した浸水深の情報を提供します）

## 事前対策、事後対策（緊急時対策・復旧対策）の検討、決定

### 【事前対策】

浸水により様々なリスクが発現する前の、平常時に取り組む対策を指す。例としては、マニュアル整備や保険契約、土のうの準備や防水扉の設置、また浸水リスクが甚大である場合は建物の移転まで事前対策として考える必要がある。

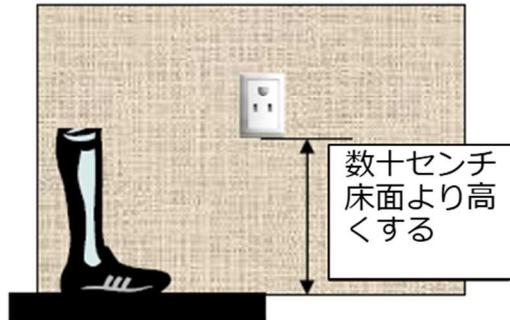
### 【事後対策】

事後対策は、対策を取る時期により、緊急時対策と復旧対策の2つに分けられる。緊急時対策は浸水リスクが発現した直後に実施するものであり、復旧対策は緊急時対策に引き続いて実施するものである。以下、各対策の例を示す。

- 緊急時対策の例：土のう積み、防水扉の閉鎖、避難など
- 復旧対策の例：清掃、仮設工場の設置、生産体制の整備など

### 事前対策の例

佐賀平野のある会社（組織）では、自社ビルの浸水深に合わせて、コンセントが浸水しないように、1階床面から50cmほど高い位置にコンセントを設置している。実際、九州地方の他の県の浸水被害を経験した企業は、水が引いた後、コンセントの中に小さな砂利や砂がたまり、掃除に苦心したと話している。



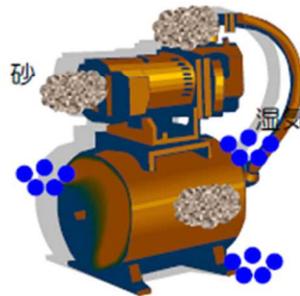
### リスク対策の不備 NYハリケーンSandy の被害例

2012年10月下旬から11月上旬にアメリカ・NYを襲ったハリケーンSandyにより、NYの市街地は長期にわたり停電被害を受けた。この理由は、企業の電力設備が地下（もしくは1階）にあったため、設備・機械が浸水したことに加え、海水や泥水が機械に入り、再稼動時に各種点検・掃除が必要であったため復旧に時間がかかった。浸水被害のリスクを抽出する際には、被災後の清掃にかかる時間・費用も考慮した上で、リスクを整理・決定する必要がある。

オフィルビルでは電力設備が浸水・停止



地下鉄浸水



部品類の分解・洗浄・点検に長期間を要した

付録図-3 事前対策とリスク対策不備の例

## 武雄河川事務所の技術的支援

武雄河川事務所では相談窓口（災害情報普及支援室）を設置し、河川情報（雨量・水位等）や避難確保計画作成の手引き等、事業所等の自衛水防に役立つ情報の提供を行っている。企業が作成する水害版 BCP においても、次の情報提供を行う等して、技術的支援を行う。

### 「水害版 BCP 作成手引き」の提供

水害版 BCP 作成手引きを事務所ホームページに掲載・提供する。

#### 【参照 URL】

[http://www.qsr.mlit.go.jp/takeo/site\\_files/file/simulation/bcpteiki.pdf](http://www.qsr.mlit.go.jp/takeo/site_files/file/simulation/bcpteiki.pdf)

## 六角川浸水情報提供システム

水害版 BCP 作成に必要な浸水情報データを提供する。事務所ホームページの六角川浸水情報提供システムにより、自社や周辺道路等の知りたい地点の浸水深、浸水到達時間等を地図や写真と重ね合わせて確認することが可能である。

## 企業が実施する水害版 BCP 作成ワークショップへの技術的支援

武雄河川事務所では、要望に応じてワークショップに参加し、河川防災情報等の説明を行う。また、モデル企業でのワークショップで実際に用いたワークシート様式を提供する。

## 謝辞

本手引きの作成に際して、朝日建設株式会社、株式会社ハイテックス、佐藤鉄工株式会社、十全化学株式会社、立山製薬工場株式会社、辻建設株式会社、北陸電力株式会社、YKK 株式会社に多大なご協力をいただきました。ここに記して御礼申し上げます。

最後に、本研究は河川砂防技術研究開発公募地域課題分野（河川）（平成 31～33）の成果の一部です。

「富山県版水害 BCP 作成手引き（案）」に関する問い合わせ先  
中央大学 理工学部 都市環境学科 河川・水文研究室  
〒112-8551 東京都文京区春日 1-13-27  
電話 03-3817-1807（直通） F A X 03-3817-1803（共有）

てばかり  
手計 太一 ([ttebakari896@g.chuo-u.ac.jp](mailto:ttebakari896@g.chuo-u.ac.jp))

国土交通省

農林水産省

文部科学省

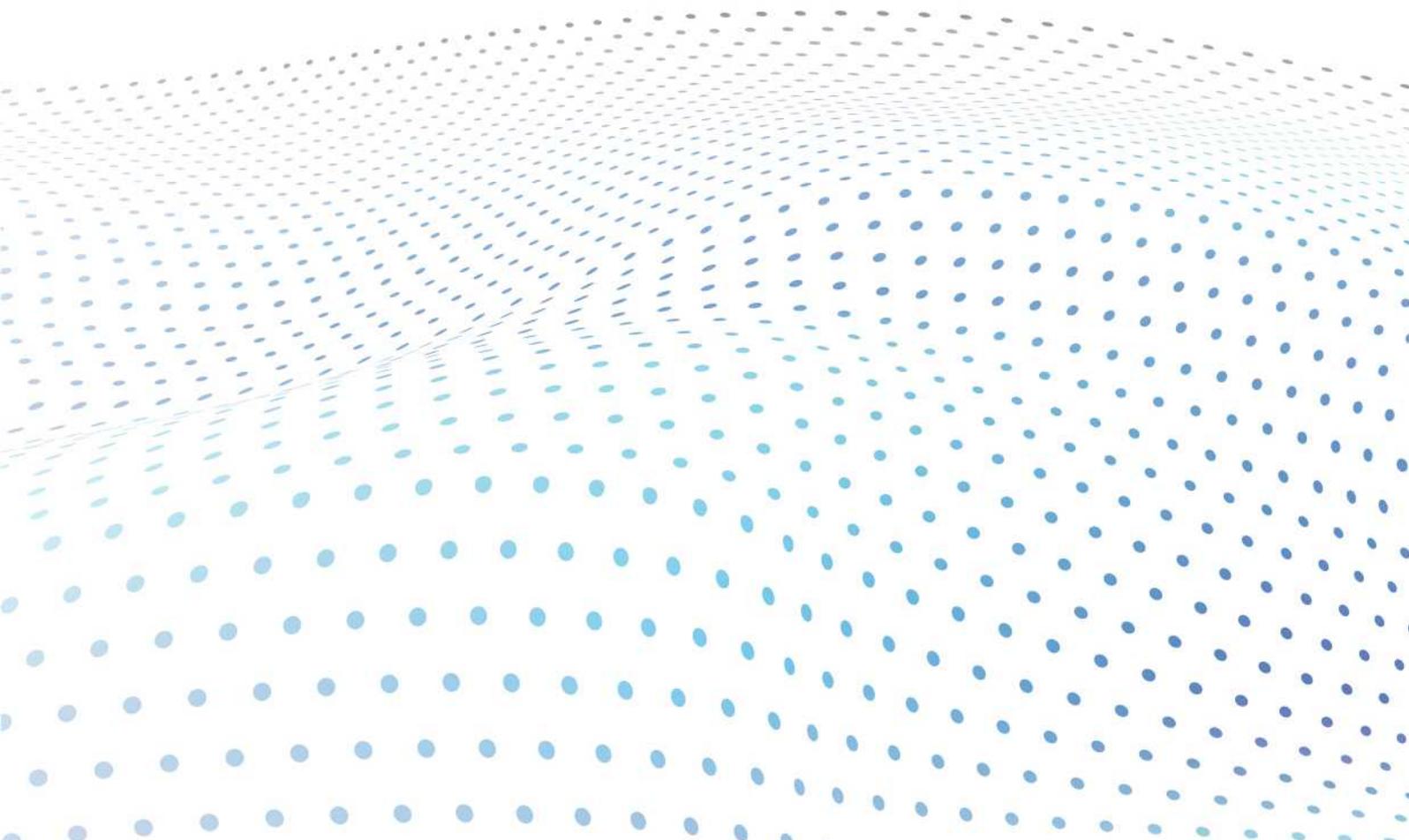
経済産業省

# 流域治水施策集

目的とそれぞれの役割

Ver2.0 水害対策編





# 流域治水の推進

～これからは流域のみんなまで～

近年、平成30年7月豪雨や、令和元年東日本台風（台風第19号）など、全国各地で豪雨等による水害や土砂災害が発生するなど、人命や社会経済への甚大な被害が生じています。

これらを踏まえ、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」が諮問され、令和2年7月に答申がとりまとめられました。

この答申を踏まえ、気候変動に伴い頻発・激甚化する水害・土砂災害等に対し、防災・減災が主流となる社会を目指し、「流域治水」の考え方に基づいて、堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる流域のあらゆる関係者で水災害対策を推進します。

「流域治水」とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。

治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進めます。



## 本施策集について

この施策集は、流域の関係者間で「流域治水」を実践する際に活用されるよう、各施策の目的・実施主体・支援制度・推進のポイント等を分かりやすく簡潔にまとめたものであり、地域の特性等に応じた各施策の効果的な実践や、関係者間の連携につながることを期待するものです。

Ver2.0「水害対策編」では、山地や海岸における対策等も追加し、主に河川やそこに雨水が流入する集水域、河川からの氾濫等で被害が生じる氾濫域における主な対策についてまとめています。

今後、施策集の内容の更新や充実等を継続的に図っていく予定です。

# 施策集の使い方①

## 流域治水の役割分担が分かる目次

目次では、流域治水の全体像を俯瞰した上で、各施策の実施主体となる者が、目的に応じ、何を根拠として何に取り組むと良いかがわかるように、施策の目的・実施主体・根拠法令・法定計画等を一覧にしました。

あわせて、取組の実施の際に活用できる予算・税制についても記載しています。

この目次を活用して、各関係者において、施策の具体化や既に実施されている施策の点検・改善等に役立てることを想定しています。

流域治水施策集	目的	施策	実施主体	流域治水の役割分担		予算・税制	Page
				根拠法令等	法定計画等（市内3市）		
1 氾濫を防止し、減らす	洪水氾濫の防止	#1 河川堤防・築堤・引堤・放水路、ダム・遊水池、輪中堤	河川管理者	河川法 特定多目的ダム法 水資源機構法	河川整備計画 多目的ダムの建設に関する基本計画	一般河川改修事業 遊池ダム建設事業 水資源機構事業等	p.7
		#2 ダム事前放流	ダム管理者	河川法、個別の法令等 (関係事業法、土地改良法、水道法等)	ダム洪水調整協議協議会 (洪水協定)	利水ダム治水機能評価整備費補助 固定資産税の特例措置	p.8
	津波・高潮による氾濫の防止	#3 海岸保全施設の整備 (流域の集約と土砂流出による砂浜の保全・高止)	海岸管理者	海岸法	海岸保全基本計画 総合土砂管理計画	海岸保全施設整備事業 固定資産税の特例措置	p.11
		#4 排水施設・ポンプ(河川)	河川管理者	河川法	河川整備計画 流域水害対策計画	流域治水整備事業 特定都市河川治水被害対策推進事業等	p.11
	内水の排除(排水元の管理者の責任で設置・管理することが原則)	#5 排水施設・ポンプ(下水道)	下水道管理者	下水道法	下水道事業計画	下水道治水被害軽減総合事業等	p.12
		#6 用排水施設・ポンプ(農業水利施設)	国・都道府県 農業水利施設管理者等	土地改良法	土地改良長期計画	国営かんがい排水事業 農村地域防災減災事業等	p.13
	河川への流出抑制 市街地等の浸水の防止	#7 排水施設・ポンプ(普通河川・水路)	施設管理者	-	-	-	p.14
		#8 雨水貯留浸透施設(調整池・公共施設)	市町村・都道府県	特定都市河川治水被害対策法 優良に係る法令・条例等	流域水害対策計画	特定都市河川治水被害対策推進事業 流域貯留浸透事業	p.15
	排水区域外の浸水の防止	#9 雨水貯留浸透施設(下水道)	下水道管理者	下水道法	下水道事業計画	下水道治水被害軽減総合事業 大規模雨水処理施設整備事業等	p.15
		#10 雨水貯留浸透施設(民間施設)	民間事業者・個人	下水道法 特定都市河川治水被害対策法 優良に係る法令・条例等	流域水害対策計画	特定都市河川治水被害対策推進事業 特定都市河川治水被害対策推進事業等	p.17
市街地等の浸水の防止	#11 ため池の活用	市町村・都道府県 農業者	土地改良法	土地改良長期計画	農村地域防災減災事業 水利施設管理強化事業等	p.18	
	#12 「田んぼダム」	農業者	土地改良法 農業のむすぶ多面的機能の発揮の促進に関する法律	土地改良長期計画	農村地域防災減災事業 水利施設管理強化事業等 多面的機能促進交付金等	p.19	
2 被害対策を実施し、減らす	土砂・洪水氾濫の防止	#13 土砂・洪水氾濫対策	国・都道府県	砂防法	土砂・洪水氾濫対策計画	大規模特定砂防事業等	p.20
		#14 流域水対策	国・都道府県	砂防法 森林法	土砂・洪水氾濫時に流出する土木の対策計画 森林・林業基本計画 等	砂防事業 治山事業 等	p.21
	森林の浸透・保水機能の発揮	#15 森林整備・治山対策	国・都道府県・市町村 森林所有者等	森林法	森林・林業基本計画 森林整備保全事業計画 等	森林整備事業 治山事業 等	p.22
		#16 貯留機能の保全(浸水の許容)	都道府県等	特定都市河川治水被害対策法	流域水害対策計画	固定資産税等の特例措置	p.24
	新たな居住に対し、立地を規制する 居住者の人命を守る	#17 浸水被害防止区域	都道府県	特定都市河川治水被害対策法	流域水害対策計画	-	p.25
		#18 災害危険区域	市町村・都道府県	建築基準法(流域内は条例で補完)	-	-	p.26
	既存の住居に対し、 住まい方を工夫する	#19 住居等の防災改修 (嵩上げ・ボイラ化等)	市町村・都道府県	-	-	災害危険区域等建築物防災改修事業	p.27
		#20 住居の集団移転	市町村	防災のための集団移転促進事業に係る 国の財政上の特別措置等に関する法律	集団移転促進事業計画	防災集団移転促進事業	p.28
	既存の住居に対し、 移転を促す	#21 住居の個別移転	市町村	-	-	かけこみ等危険住宅移転事業	p.29
		#22 居住誘導区域、防災指針	市町村	都市再生特別措置法	立地適正化計画 都市再生整備計画	都市安全確保拠点施設整備事業 固定資産税等の特例措置	p.30
防災まちづくり	#23 防災まちづくり(建築士防災対策)	国・都道府県・市町村	砂防法 都市再生特別措置法 等	立地適正化計画 市町村管理規程 等	まちづくり建築士防事業等	p.31	
	#24 避難路・避難施設等の確保	市町村 民間事業者	都市計画法	-	都市安全確保拠点施設整備事業 固定資産税等の特例措置	p.32	
3 被害の発生を予防・軽減する	氾濫拡大の抑制	#25 治水被害軽減地区(盛土構造物等)	水防管理者	水防法	-	固定資産税等の特例措置	p.34
		#26 リスク空白域の解消 (浸水想定区域(ハザードマップ))	河川管理者 水防管理者	水防法	大規模氾濫減災協議会(国災に係る取組方針)	水害リスク情報整備推進事業 内水浸水リスクマネジメント推進事業等	p.35
	避難の確保(平時)	#27 避難者利用施設の確保確保計画・訓練	市町村 施設管理者	水防法	大規模氾濫減災協議会(国災に係る取組方針)	-	p.36
		#28 迅速・円滑な避難 (避難のための情報発信)	市町村 個人 気象庁 河川管理者	災害対策基本法 気象業務法、水防法	大規模氾濫減災協議会(国災に係る取組方針)	-	p.37
	避難の確保(災害時)	#29 浸水対策(防水化・止水壁等)	市町村・都道府県 民間事業者	水防法	大規模氾濫減災協議会(国災に係る取組方針)	下水道治水被害軽減総合事業等 固定資産税の特例措置	p.38
		#30 流域治水型災害復旧(治水域・輪中堤)	河川管理者	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 (流域治水型災害復旧)	-	河川等災害復旧事業	p.42
	経済影響の軽減等	#31 災害復旧(治水域内の迅速な土砂撤去)	河川管理者	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	-	河川等災害復旧事業	p.43
		#32 災害復旧(治水域外の迅速な土砂撤去)	河川管理者	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	-	河川等災害復旧事業	p.43

流域治水の3つの対策の柱に基づき、目的を細分化した上でハード・ソフトの施策を一覧化

# 各施策の概要・ポイント等を取りまとめ

それぞれの施策のページでは、目次で整理した目的・実施主体別の施策毎に、施策の内容・効果、予算・税制・技術的支援、推進上のポイントなどをまとめ、紹介しています。

各施策について、目次で整理している

- ・目的
  - ・実施主体
  - ・根拠法令・計画等
- を記載し、位置付けや役割分担を明確化

施策の内容・効果を詳述するとともに、国による支援として、予算・税制に加え、ガイドラインや通知・運用等の技術的支援について記載

※ガイドライン・手引き等について、国が策定者となる場合は記載を省略している

これまでの施策の運用状況等を踏まえた施策推進のポイント、留意点等をまとめ

施策・制度に係る問合せ先を記載

流域治水施策集

I 氾濫を防ぐ・減らす ———— 洪水氾濫の防止

実施主体  
河川管理者

## #1 河道掘削・築堤・引堤・放水路、ダム・遊水地、輪中堤

**目的**

洪水氾濫の防止

**根拠法令・計画等**

河川法  
特定多目的ダム法  
水資源機構法  
河川整備計画  
多目的ダムの建設に関する基本計画

**支援**

予算・税制  
(直轄)  
一般河川改修事業  
直轄ダム建設事業 等  
(補助・交付金)  
事業間連携河川事業  
大規模特定河川事業 等  
広域河川改修事業  
補助ダム建設事業  
水資源機構事業 等

**技術的支援**

- ・河川管理施設等構造令
- ・河川砂防技術基準
- ・ダム・堰施設技術基準 (案)
- ・工作物設置許可基準
- ・河川堤防設計指針

**施策の内容**

**概要**

比較的頻度の高い洪水に対しては施設で守ることを基本とし、洪水を安全に流下させるために、

- ・洪水の流れる断面を大きくし、また、洪水に対して安全な構造とするための堤防の整備などを実施します。
- ・洪水を一時的に貯留し、河道への流下量を減らす洪水調節施設の整備などを実施します。



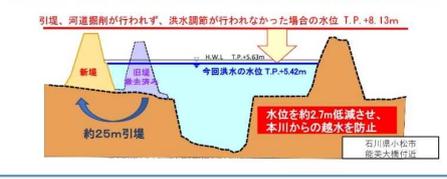
河道掘削(鹿児島県川内水系羽月川)



立野ダムの整備(熊本県白川水系白川)

**施策の効果(事例)**

- ・梯川水系梯川では、国土強靱化予算等により引堤、河道掘削を実施していたことや、赤瀬ダムによる洪水調節により、令和4年8月の大雨時において、能美大橋付近(石川県小松市能美町)では水位を約2.7m低下させ、梯川本川からの越水を回避したと推定しています。



引堤、河道掘削が行われず、洪水調節が行われなかった場合の水位 T.P.+8.13m

引堤、河道掘削が行われた場合の水位 T.P.+5.42m

水位を約2.7m低下させ、本川からの越水を防止

石川県小松市 能美大橋付近

**施策推進のポイント**

- ・短時間強雨の発生の増加や台風の大規模化等により、近年は浸水被害が頻発しており、既に地球温暖化の影響が顕在化しているとみられ、今後さらに気候変動による水災害の頻発化・激甚化が予測されています。
- ・気候変動の影響による降雨量の増大を踏まえ、流域全体の早期の治水安全度向上を図るため、下流から行う堤防整備や河道掘削の強化に加え、上流・支川における遊水地や堰堤の保全、利水ダムの事前放流や内水対策等を盛り込んだ、本川・支川・上下流一体となった流域治水型の河川整備を推進する必要があります。

**施策に関する問合せ**

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課  
TEL 03-5253-8454

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課  
事業監理室 TEL 03-5253-8456

# 流域治水施策集

河川区域における対策  
※海岸の場合は海岸保全区域における対策

集水域における対策

氾濫域における対策

目的	施策	実施主体	
1 氾濫を防ぐ・減らす	#1 河道掘削・築堤・引堤・放水路、ダム・遊水地・輪中堤	●河川管理者	
	#2 ダム事前放流	●ダム管理者	
	津波・高潮による氾濫の防止	#3 海岸保全施設の整備 (流域の関係者との土砂融通による砂浜の保全・再生)	●海岸管理者
	洪水氾濫の防止 (排水元の管理者の責任で設置・管理することが原則)	#4 排水施設・ポンプ(河川)	●河川管理者
	内水の排除 (排水元の管理者の責任で設置・管理することが原則)	#5 排水施設・ポンプ(下水道)	●下水道管理者
		#6 用排水施設・ポンプ(農業水利施設)	●国・都道府県 ●農業水利施設管理者等
		#7 排水施設・ポンプ(普通河川・水路)	●施設管理者
	河川への流出抑制 市街地等の浸水の防止	#8 雨水貯留浸透施設(調整池・公共施設)	●市町村・都道府県
	排水区域内の浸水の防止	#9 雨水貯留浸透施設(下水道)	●下水道管理者
	市街地等の浸水の防止	#10 雨水貯留浸透施設(民間施設)	●民間事業者・個人
	農地等の浸水の防止	#11 ため池の活用	●市町村・都道府県 ●農業者
		#12 「田んぼダム」	●農業者
	土砂・洪水氾濫の防止	#13 土砂・洪水氾濫対策	●国・都道府県
	流木による被害の防止	#14 流域流木対策	●国・都道府県
森林の浸透・保水機能の発揮	#15 森林整備・治山対策	●国・都道府県・市町村 ●森林所有者等	
貯留機能の保全(浸水の許容)	#16 貯留機能保全区域	●都道府県等	
2 被害対象を減らす	新たな居住に対し、立地を規制する 居住者の人命を守る	#17 浸水被害防止区域	●都道府県
		#18 災害危険区域	●市町村・都道府県
	既存の住居に対し、 住まい方を工夫する	#19 住宅等の防災改修 (嵩上げ・ピロティ化等)	●市町村・都道府県
		#20 住居の集団移転	●市町村
	既存の住居に対し、 移転を促す	#21 住居の個別移転	●市町村
		#22 居住誘導区域、防災指針	●市町村
		防災まちづくり	#23 防災まちづくり連携土砂災害対策
高台まちづくり	#24 避難路・避難施設等の確保		●市町村 ●民間事業者
氾濫拡大の抑制	#25 浸水被害軽減地区(盛土構造物等)	●水防管理者	
3 被害の軽減・早期復旧等	避難の確保(平時)	#26 リスク空白域の解消 (浸水想定区域・ハザードマップ)	●河川管理者 ●下水道管理者 ●市町村
		#27 要配慮者利用施設の避難確保計画・訓練	●市町村 ●施設管理者
	避難の確保(災害時)	#28 迅速・円滑な避難 (避難のための情報発信)	●市町村 ●個人 ●気象庁 ●河川管理者
	経済影響の軽減等	#29 浸水対策(耐水化・止水壁等)	●市町村・都道府県 ●民間事業者
	災害復旧(洪水氾濫の防止)	#30 流域治水型災害復旧(遊水地・輪中堤)	●河川管理者
#31 災害復旧(遊水地内の迅速な土砂撤去)		●河川管理者	

施策コラム①霞堤の活用 ... p.9

施策コラム③水害リスクマップ ... p.33

施策コラム②特定都市河川 ... p.23

施策コラム④水害リスクを踏まえた学校施設の治水対策の推進... p.39

## 流域治水の役割分担

根拠法令等	法定計画等 ( )内は運用	予算・税制	Page
河川法 特定多目的ダム法 水資源機構法	河川整備計画 多目的ダムの建設に関する基本計画	一般河川改修事業 直轄ダム建設事業 水資源機構事業等	p.7
河川法、個別の法令等 (電気事業法、土地改良法、水道法等)	ダム洪水調節機能協議会 (治水協定)	利水ダム治水機能施設整備費補助 固定資産税の特例措置	p.8
海岸法	海岸保全基本計画 総合土砂管理計画	海岸保全施設整備事業 津波対策緊急事業等	p.10
河川法 特定都市河川浸水被害対策法	河川整備計画 流域水害対策計画	流域治水整備事業 特定都市河川浸水被害対策推進事業等	p.11
下水道法	下水道事業計画	下水道浸水被害軽減総合事業等	p.12
土地改良法	土地改良長期計画	国営かんがい排水事業 農村地域防災減災事業等	p.13
-	-	-	p.14
特定都市河川浸水被害対策法 施設に係る法令・条例等	流域水害対策計画	特定都市河川浸水被害対策推進事業 流域貯留浸透事業	p.15
下水道法	下水道事業計画	下水道浸水被害軽減総合事業 大規模雨水処理施設整備事業等	p.16
下水道法 特定都市河川浸水被害対策法 施設に係る法令・条例等	流域水害対策計画	下水道浸水被害軽減総合事業 特定都市河川浸水被害対策推進事業等	p.17
土地改良法	土地改良長期計画	農村地域防災減災事業 水利施設管理強化事業等	p.18
土地改良法 農業の有する多面的機能の発揮の促進 に関する法律	土地改良長期計画	農地耕作条件改善事業 多面的機能支払交付金等	p.19
砂防法	土砂・洪水氾濫対策計画	大規模特定砂防等事業等	p.20
砂防法 森林法	土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策計画 森林・林業基本計画等	砂防事業 治山事業等	p.21
森林法	森林・林業基本計画 森林整備保全事業計画等	森林整備事業 治山事業等	p.22
特定都市河川浸水被害対策法	流域水害対策計画	固定資産税等の特例措置	p.24
特定都市河川浸水被害対策法	流域水害対策計画	-	p.25
建築基準法(規制内容は条例で規定)	-	-	p.26
-	-	災害危険区域等建築物防災改修等事業	p.27
防災のための集団移転促進事業に係る 国の財政上の特別措置等に関する法律	集団移転促進事業計画	防災集団移転促進事業	p.28
-	-	がけ地近接等危険住宅移転事業	p.29
都市再生特別措置法	立地適正化計画 都市再生整備計画	コンパクトシティ形成支援事業 都市構造再編集中支援事業等	p.30
砂防法 都市再生特別措置法等	立地適正化計画 市町村管理構想等	まちづくり連携砂防等事業等	p.31
都市計画法	-	都市安全確保拠点施設整備事業 固定資産税等の特例措置	p.32
水防法	-	固定資産税等の特例措置	p.34
水防法	大規模氾濫減災協議会(減災に係る取組方針)	水害リスク情報整備推進事業 内水浸水リスクマネジメント推進事業等	p.35
水防法	大規模氾濫減災協議会(減災に係る取組方針)	-	p.36
災害対策基本法 気象業務法 水防法	大規模氾濫減災協議会(減災に係る取組方針)	-	p.37
水防法	大規模氾濫減災協議会(減災に係る取組方針)	下水道浸水被害軽減総合事業等 固定資産税の特例措置	p.38
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	(流域治水型災害復旧)	河川等災害復旧事業	p.42
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	-	河川等災害復旧事業	p.43

施策コラム⑤民間企業のTCFD開示をサポート... p.40

施策コラム⑥事業継続力強化計画認定制度... p.41

※根拠法令等には関連法令も含む

1 氾濫を防ぐ・減らす ــــــــــــــــــــــــ 洪水氾濫の防止

# #1 河道掘削・築堤・引堤・放水路、ダム・遊水地、輪中堤

## 目的

洪水氾濫の防止

## 根拠法令・計画等

河川法  
 特定多目的ダム法  
 水資源機構法  
 河川整備計画  
 多目的ダムの建設に関する基本計画

## 支援

### 予算・税制

- (直轄)
  - 一般河川改修事業
  - 直轄ダム建設事業 等
- (補助・交付金)
  - 事業間連携河川事業
  - 大規模特定河川事業 等
  - 広域河川改修事業
  - 補助ダム建設事業
  - 水資源機構事業 等

### 技術的支援

- 河川管理施設等構造令
- 河川砂防技術基準
- ダム・堰施設技術基準 (案)
- 工作物設置許可基準
- 河川堤防設計指針

## 施策の内容

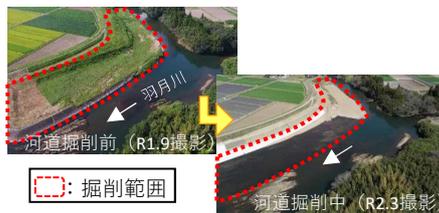
### 概要

比較的頻度の高い洪水に対しては施設で守ることを基本とし、洪水を安全に流下させるために、

- 洪水の流れる断面を大きくし、また、洪水に対して安全な構造とするための堤防の整備などを実施します。
- 洪水を一時的に貯留し、河道への流量を減らす洪水調節施設の整備などを実施します。



引堤(石川県梯川水系梯川)



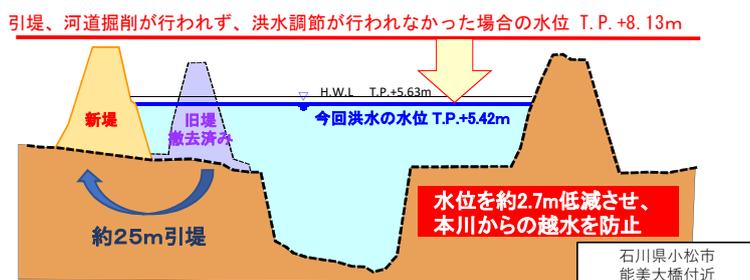
河道掘削(鹿児島県川内川水系羽月川)



立野ダムの整備(熊本県白川水系白川)

### 施策の効果(事例)

- 梯川水系梯川では、国土強靱化予算等により引堤、河道掘削を実施していたことや、赤瀬ダムによる洪水調節により、令和4年8月の大雨時において、能美大橋付近(石川県小松市能美町)では水位を約2.7m低下させ、梯川本川からの越水を回避したと推定しています。



## 施策推進のポイント

- 短時間強雨の発生の増加や台風の大型化等により、近年は浸水被害が頻発しており、既に地球温暖化の影響が顕在化しているとみられ、今後さらに気候変動による水災害の頻発化・激甚化が予測されています。
- 気候変動の影響による降雨量の増大を踏まえ、流域全体の早期の治水安全度向上を図るため、下流から行う堤防整備や河道掘削の強化に加え、上流・支川における遊水地や霞堤の保全、利水ダムの事前放流や内水対策等を盛り込んだ、本川・支川・上下流一体となった流域治水型の河川整備を推進する必要があります。

## 施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課  
 TEL 03-5253-8454

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課  
 事業監理室 TEL 03-5253-8456

1 氾濫を防ぐ・減らす ــــــــــــــــــــــــ 洪水氾濫の防止

# #2 ダム事前放流

## 目的

洪水氾濫の防止

## 根拠法令・計画等

河川法、個別の法令等  
(電気事業法、土地改良法、水道法等)  
ダム洪水調節機能協議会  
(治水協定)

## 支援

### 予算・税制

利水ダム治水機能施設整備費補助  
(利水ダム管理者が事前放流を行うため放流施設の整備等を行う場合、一部を補助)

### 固定資産税の特例措置

(事前放流のための利水ダムの放流施設)

### 技術的支援

- ・事前放流ガイドライン (令和3年7月)
- ・降雨予測情報の提供及び、降雨予測情報の精度向上

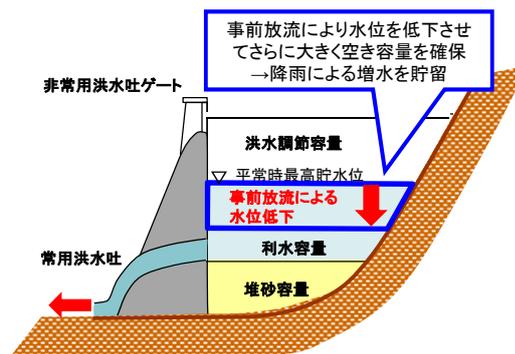
・令和3年8月の出水では、木曾川水系の上流(長野県内)の牧尾ダム(水資源機構)、木曾ダム、常盤ダム、三浦ダム(関西電力)で事前放流を行い、王滝川ダム(関西電力)と合わせ5つの利水ダムに約5,350万m<sup>3</sup>の容量を一時的に確保して洪水を貯留し、ダム下流の桃山地点において、ピーク流量を約2割減らす効果があったと推定しています。これにより、桃山地点下流で約0.7m水位低下し、右岸の生活道路及び住宅の冠水を回避しました。

## 施策の内容

### 概要

・水力発電、農業用水、水道等のために確保されている利水容量も活用して、治水の計画規模や河川(河道)の施設能力を上回る洪水の発生時におけるダム下流河川の沿川における洪水被害を防止・軽減するための、関係省庁と連携した取組です。

・利水容量には、通常、水が貯められていることから、台風の接近などにより大雨となることを見込まれる場合に、より多くの水をダムに貯められるよう、河川の水量が増える前にダムから放流して、一時的にダムの貯水位を下げ、「事前放流」を行います。

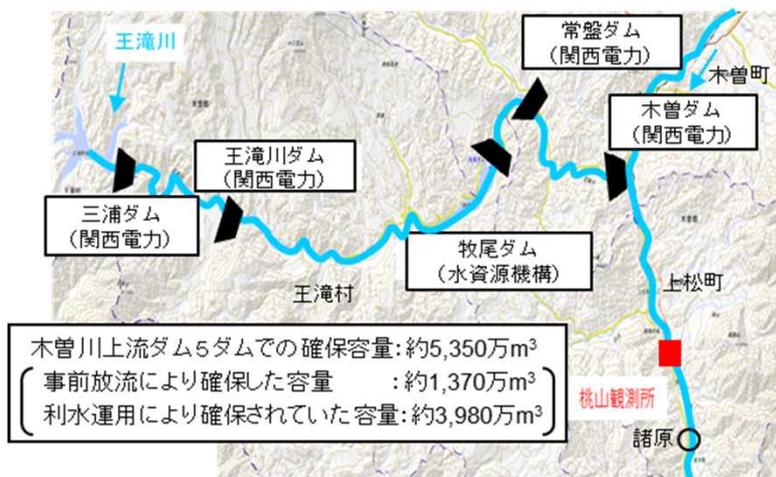


事前放流により洪水調節が可能な時間をより長く確保  
 ▶ダムが満水になり流入量をそのまま放流することとなる異常洪水時防災操作を回避・軽減

治水等(多目的)ダムにおける事前放流

### 施策の効果(事例)

・令和4年台風14号においては、過去最多の129ダム(うち、利水ダム77)で事前放流を実施し、約4.2億m<sup>3</sup>の容量を確保しました。



## 施策推進のポイント

- ・事前放流を効果的に行うためには、降雨予測が重要であり、降雨予測の精度向上の取組を、気象庁と連携して進めています。
- ・また、AIを活用したダム流入量予測の高度化についても検討を進めています。

## 施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課  
流水管理室 TEL 03-5253-8449

## 霞堤の活用

### 霞堤のもつ様々な機能・役割

#### 概要

霞堤は、急流河川に比較的多い不連続の堤防で、主に洪水時に上流で氾濫した水を河道に戻すため、過去から伝統的に活用されてきたものです。勾配や地形によっては、洪水の一部を一時的に貯留する機能を有する場合があります。

#### 施策推進のポイント ※【】は実施主体

霞堤の機能や形成過程は河川毎に異なり、背後の土地利用の状況や水に浸かる頻度なども様々です。

そのため、霞堤の取扱いについては、治水上の効果だけでなく、地域の認識や歴史的な経緯などを踏まえ検討する必要があり、流域関係者間で連携し、流域あるいは地域ごとに方針を議論していくことが望ましいです。

霞堤の保全にあたって、以下のような対策を実施している事例があります。

- ・ 上空写真を撮影して周辺の土地利用状況を把握、霞堤毎に期待される効果の検討を実施します 【河川管理者】
- ・ 霞堤地区において盛土や工作物により機能を阻害しないような土地利用ルールの検討を実施します 【市町村】
- ・ 霞堤地区内の浸水被害軽減のための対策計画の策定、浸水状況等の情報提供などのソフト対策、浸水の頻度・面積・時間を軽減可能なハード対策（小堤等）を実施します 【河川管理者、市町村】

#### 問い合わせ

国土交通省水管理・国土保全局  
治水課 TEL 03-5253-8452

#### 機能・役割

##### ①氾濫流・内水排除機能

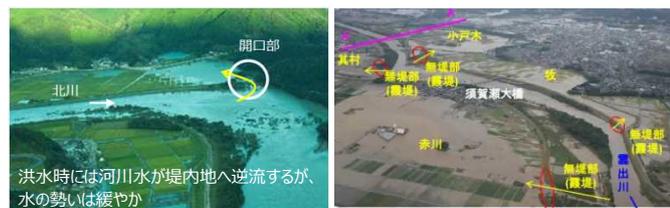
主に急流河川において、洪水時の氾濫水を速やかに河道に戻すことができるとともに、平常時は堤内の水を河道に導く機能を有します。



霞堤の事例(黒部川水系)

##### ②洪水調節機能

勾配や地形によっては、開口部から侵入した洪水の一部を一時的に貯留する機能を有します。



霞堤後背地での貯留(左:五ヶ瀬川水系、右:雲出川水系)

##### ③生態学的機能

洪水時、生物の一時避難場所になるとともに、河川と流域を生息域とする魚類等の連続した環境や生物多様性を維持する機能を有します。



本川と支川の連続した環境に生息する生物(五ヶ瀬川水系)

##### ④文化的価値

前近代の治水技術を伝える貴重な土木遺産。

※その他、本川堤の内外水差が小さくなり、パイピングを抑える機能などもあります。



H24土木遺産に認定された霞堤(手取川水系)

参考資料: 応用生態工学会 24(2), 2019年台風19号(令和元年東日本台風)災害を踏まえた治水・環境への提言, 中村 太士ほか, 2022

1 氾濫を防ぐ・減らす ————— 津波・高潮による氾濫の防止

# #3 海岸保全施設の整備 (流域の関係者との土砂融通による砂浜の保全・再生)

## 目的

津波・高潮による氾濫の防止

## 根拠法令・計画等

海岸法  
海岸保全基本計画  
総合土砂管理計画

## 支援

### 予算・税制

- (直轄)
- 海岸保全施設整備事業
- (補助・交付金)
- 津波対策緊急事業
- 海岸保全施設整備連携事業
- 海岸メンテナンス事業
- 高潮対策事業
- 侵食対策事業 等

### 技術的支援

- ・河川砂防技術基準
- ・海岸保全施設の技術上の基準・同解説 等

## 施策の内容

### 概要

津波、高潮、波浪等の災害から海岸を防護するために、堤防、護岸、離岸堤等の海岸保全施設の新設、改良等による対策を推進しています。



また、波の減衰機能等を有する砂浜の保全・再生を、気候変動下においても推進するために、総合的な土砂管理や事業間連携による計画的な養浜材の確保を行います。



### 施策の効果(事例)

**駿河海岸  
(海岸保全施設整備事業)**

事業実施前	事業完了後
想定浸水面積 約1,102ha	0ha
想定被災戸数 約5,570戸	0戸

浸水率 (色別)

- 浸水率 0% (0.0000)
- 浸水率 10% (0.1000)
- 浸水率 20% (0.2000)
- 浸水率 30% (0.3000)
- 浸水率 40% (0.4000)
- 浸水率 50% (0.5000)
- 浸水率 60% (0.6000)
- 浸水率 70% (0.7000)
- 浸水率 80% (0.8000)
- 浸水率 90% (0.9000)
- 浸水率 100% (1.0000)

対策効果(色別)

- 対策効果 0% (0.0000)
- 対策効果 10% (0.1000)
- 対策効果 20% (0.2000)
- 対策効果 30% (0.3000)
- 対策効果 40% (0.4000)
- 対策効果 50% (0.5000)
- 対策効果 60% (0.6000)
- 対策効果 70% (0.7000)
- 対策効果 80% (0.8000)
- 対策効果 90% (0.9000)
- 対策効果 100% (1.0000)

対策効果(色別)

- 対策効果 0% (0.0000)
- 対策効果 10% (0.1000)
- 対策効果 20% (0.2000)
- 対策効果 30% (0.3000)
- 対策効果 40% (0.4000)
- 対策効果 50% (0.5000)
- 対策効果 60% (0.6000)
- 対策効果 70% (0.7000)
- 対策効果 80% (0.8000)
- 対策効果 90% (0.9000)
- 対策効果 100% (1.0000)

対策効果(色別)

- 対策効果 0% (0.0000)
- 対策効果 10% (0.1000)
- 対策効果 20% (0.2000)
- 対策効果 30% (0.3000)
- 対策効果 40% (0.4000)
- 対策効果 50% (0.5000)
- 対策効果 60% (0.6000)
- 対策効果 70% (0.7000)
- 対策効果 80% (0.8000)
- 対策効果 90% (0.9000)
- 対策効果 100% (1.0000)

対策効果(色別)

- 対策効果 0% (0.0000)
- 対策効果 10% (0.1000)
- 対策効果 20% (0.2000)
- 対策効果 30% (0.3000)
- 対策効果 40% (0.4000)
- 対策効果 50% (0.5000)
- 対策効果 60% (0.6000)
- 対策効果 70% (0.7000)
- 対策効果 80% (0.8000)
- 対策効果 90% (0.9000)
- 対策効果 100% (1.0000)

**粘り強い構造の海岸堤防**

○海岸堤防等の整備により、施設計画規模の外力(L1津波)に対して、浸水被害が防止される。

○粘り強い構造の海岸堤防により、最大クラスの津波が堤防を越流した場合でも、破堤に至るまでの時間を遅らせ、浸水被害の軽減やリードタイムを長くする効果等が期待される。

## 施策推進のポイント

- ・ 今後は、気候変動によって生じうる海面上昇等の影響を考慮した施設整備を推進していきます。
- ・ 砂浜は、国土保全、環境及び利用の観点からなくてはならない存在です。また災害時には、波を減衰させ、背後に集中する人命や財産を高潮や津波から守るといった重要な役割を担っています。
- ・ 昨今、気候変動の影響による海面上昇等により、砂浜侵食の進行が懸念されています。気候変動下においても砂浜を保全していくため、海岸保全施設の整備を推進するとともに、砂浜への供給土砂量を増大させることが必要です。

## 施策に関する問合せ

農林水産省 農村振興局  
整備部 防災課  
TEL 03-6744-2199

農林水産省 水産庁  
漁港漁場整備部 防災漁村課  
TEL 03-3502-5304

国土交通省 水管理・国土保全局  
海岸室  
TEL 03-5253-8471

国土交通省 港湾局  
海岸・防災課  
TEL 03-5253-8688

1 氾濫を防ぐ・減らす ــــــــــــــــــــــــ 洪水氾濫の防止

# #4 排水施設・ポンプ（河川）

## 目的

洪水氾濫の防止(排水元の管理者の責任で設置・管理することが原則)

## 根拠法令・計画等

河川法、河川整備計画  
特定都市河川浸水被害対策法、  
流域水害対策計画

## 支援

### 予算・税制

(直轄)

流域治水整備事業

(補助)

特定都市河川浸水被害対策推進事業 等

### 技術的支援

・内水処理計画策定の手引き  
(平成7年2月)

・内水対策の取り組みについて  
(平成14年4月23日 国河治発第19号)

## 施策推進のポイント

内水対策に係る計画作成は、支川の河川管理者が主体となって実施する必要があります。計画作成にあたり、本川・支川の河川と流域での対策を組み合わせ、効果的なメニューとなるよう、本川の河川管理者や地方公共団体との連携が重要です。

- ・平成30年7月豪雨により、住宅等の浸水被害が多く発生した下弓削川において、国県市が連携し総合内水計画を策定しました。
- ・関係機関が連携し、ハード・ソフト一体となった総合的な対策を実施中です。

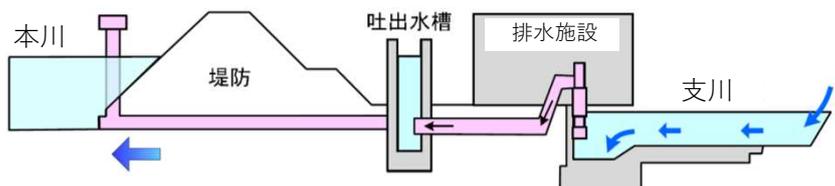
## 施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課  
TEL 03-5253-8455

## 施策の内容

### 概要

・洪水により、本川の水位が高くなり、自然排水が困難となるため、支川の洪水を強制的に本川に排水する施設です。



本川と支川の合流点部の設置する排水施設のイメージ

### 施策の効果(事例)

・筑後川水系下弓削川では、平成30年7月豪雨で床上浸水が244戸発生しています。そのため、河川管理者が実施する河道整備や排水施設機能向上対策と、地方公共団体等が実施する土地利用規制や流域内貯留施設の整備等の流域対策を実施することで、床上浸水被害の解消を図ります。



**国土交通省 (筑後川本川管理者)**  
・枝光排水機場のポンプ増設

**福岡県 (支川管理者)**  
・枝光排水機場のポンプ増設  
・護岸高上げ (バラベツト)

**久留米市 (地元自治体)**  
・枝光排水機場のポンプ増設  
・流域貯留施設の整備  
・雨水幹線の改修  
・護岸高上げ (バラベツト)  
・フラップゲートの設置

**施設機能が十分に発揮されるよう、河道や管理施設などの適切な維持管理を実施**

# #5 排水施設・ポンプ（下水道）

## 目的

内水の排除（排水元の管理者の責任で設置・管理することが原則）

## 根拠法令・計画等

下水道法  
下水道事業計画

## 支援

### 予算・税制

下水道浸水被害軽減総合事業 等

### 技術的支援

- ・雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）（令和3年11月）
- ・下水道浸水被害軽減総合計画策定マニュアル（案）（令和3年11月）
- ・下水道施設計画・設計指針と解説（2019年版 日本下水道協会）

## 施策の内容

### 概要

・雨水ポンプ場は、排水区域内の雨水を自然に排水することができない地盤の低い地域において、管きよで流下させた雨水を、ポンプで揚水して公共用水域に放流するために設けます。



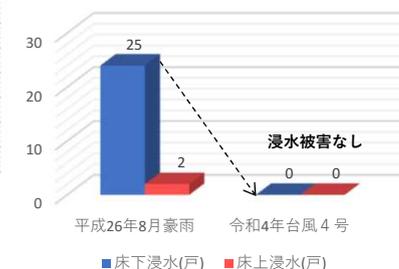
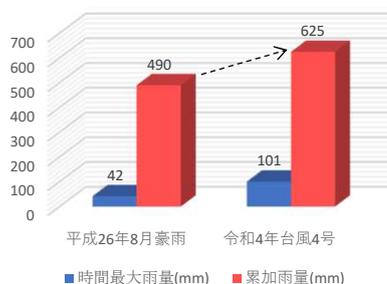
雨水ポンプ場



雨水ポンプ

### 施策の効果(事例)

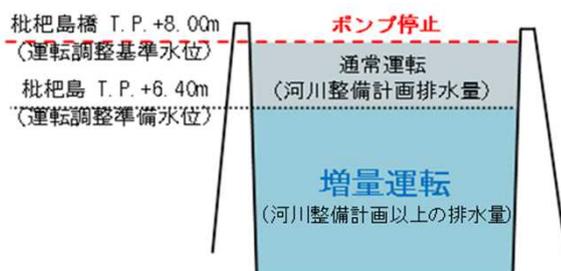
- ・高知県中土佐町久礼地区では、平成26年8月豪雨（時間最大42mm/h）により床下浸水25戸、床上浸水2戸が発生しました。
- ・5年確率78.8mm/hの計画降雨に対応するため、久礼排水ポンプ場に、排水ポンプ1台を増設しました。（令和元年度完成）
- ・令和4年台風4号に伴う豪雨（時間最大101mm/h）で効果を発揮し、久礼地区での浸水被害はありませんでした。



## 施策推進のポイント

放流先の河川管理者等との連携が重要です。

- ・名古屋市では、浸水被害の早期軽減のため、河川水位に応じて排水量を変更する「2段階運転調整」を実施することで、既存の河道能力を最大限活用し、整備計画排水量以上のポンプ増強を実施しました。
- ・河川低水位時は整備計画以上の排水を行い、枇杷島水位観測所の水位が運転調整の準備水位（T.P. +6.40m）に達した時点で整備計画排水量まで排水量を抑制。更に水位が上昇し、運転調整の基準水位に達した場合にポンプ排水を停止します。



## 施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部  
TEL 03-5253-8432

# #6 用排水施設・ポンプ（農業水利施設）

## 目的

内水の排除（排水元の管理者の責任で  
設置・管理することが原則）

※農業水利施設は設置者と管理者が異なる  
場合があります。

## 関係法令・計画等

土地改良法、土地改良長期計画

## 支援

### 予算・税制

国営かんがい排水事業  
水利施設等保全高度化事業  
国営総合農地防災事業  
農村地域防災減災事業 等

### 技術的支援

・土地改良事業計画設計基準 等  
（国営土地改良事業の実施に当たり、農  
業用の用排水路や排水機場等の設計・  
施工に際しての基準を定めており、補  
助事業等についてもこの基準等を参考  
に準用できる）

## 施策の内容

### 概要

・農業用の用排水路や排水機場、排水樋門等を整備することにより、  
農地のみならず市街地や集落の湛水防止又は軽減が図られます。

### 用排水路や排水機場、排水樋門等の整備

・老朽施設の改修やポンプの増設等により、農業水利施設の機能  
回復や能力増強が図られ、湛水被害の防止又は軽減します。



### 農業用の水路網(クリーク)の整備

・クリークの護岸整備や堆積土  
砂の撤去により、クリークの一  
時貯留機能を強化するととも  
に、大雨の前に事前放流するこ  
とで湛水被害を防止又は軽減し  
ます。



クリークの貯留イメージ

## 施策推進のポイント

### 農地や農業用施設の湛水被害を防止 （埼玉県比企郡吉見町）

- ・降雨形態の変化や都市化の進行に伴う洪水量の増加  
から、豪雨の際、農作物や農地等の浸水被害が増加  
しています。
- ・排水機場及び排水路の改修により地区内の排水能力  
が向上し、豪雨時の湛水被害の発生を防止するこ  
とができます。
- ・事業完了後は、農作物や農地・農業用施設の被害が  
ゼロになります。



### 農業関係想定被害額

【整備なし】

農地・  
農業用施設  
約31億円

農業被害  
約14億円

○ 約45億円の想定  
被害を未然に防止。

【整備あり】

0億円

## 施策に関する問合せ

農林水産省 農村振興局 整備部 水資源課	：国営かんがい排水事業	TEL 03-6744-2206
	：水利施設等保全高度化事業	TEL 03-3502-6246
防災課	：国営総合農地防災事業	TEL 03-3502-6430
	：農村地域防災減災事業	TEL 03-6744-2210

1 氾濫を防ぐ・減らす ————— 内水の排除

# #7 排水施設・ポンプ（普通河川・水路）

## 目的

内水の排除（排水元の管理者の責任で設置・管理することが原則）

## 根拠法令・計画等

—

## 支援

### 予算・税制

—

### 技術的支援

・#3 排水施設・ポンプ（河川）p.10を参考

## 施策の内容

### 概要

・洪水が発生した場合、本川の河川水位が高くなり、普通河川に逆流が生じないように樋門を全閉します。普通河川や水路に設置される排水施設・ポンプは、樋門が閉鎖した際に宅地側に降った雨水で浸水被害が発生しないよう、強制的に本川に排水するための施設です。



樋管のゲートにポンプを設置

普通河川の管理者による排水施設の設置（茂原市）



移動式排水施設

排水元(宅地側)

普通河川の管理者による排水状況（三次市）  
※移動式排水施設は市が管理

## 施策推進のポイント

- ・一宮川流域では、過去30年間で4度の浸水被害が生じたことを踏まえ、令和元年10月洪水と同規模の洪水に対して、家屋や主要施設の浸水被害ゼロを目指し、河川整備と内水対策、土地利用施策が連携した事業を実施中です。
- ・千葉県茂原市では、内水対策に取り組まれており、一宮川と普通河川の合流点にある樋管のゲートにポンプを整備し、被害の軽減に努められています。

### 一宮川水系流域治水プロジェクト

○気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、あらゆる流域関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる

**氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策(河川での対策、内水対策、雨水貯留浸透対策)**

一宮川流域浸水対策特別緊急事業（～R11）

○令和元年と同規模の降雨による家屋、主要施設の浸水被害ゼロ\*

※上流域・支川については、一宮川上流域・支川における治水対策検討会及び地元意見交換会における地域の意見を踏まえて、家屋や谷場、要配慮者利用施設の床上浸水被害の解消を目標とした浸水対策(案)をとりまとめ、流域市町村長と県からなる一宮川流域減災対策会議にて合意された。

#### 河川での対策

- 年超過確率1/10降雨で河川氾濫させない
  - ・中下流域の河道拡幅、調節池整備（河川激甚災害対策特別緊急事業等）
  - ・上流域・支川の河道改修、調節池整備等
  - ・竹木の伐採、堆積土の撤去

#### 内水対策

- ・下水道整備
- ・ポンプ増強
- ・貯留施設、等

#### 雨水貯留浸透

- ・ため池雨水貯留
- ・水田雨水貯留
- ・各戸貯留 等

#### 土地利用施策

- ・建築の構造規制誘導
- ・浸水防止設備 等

二線堤

集団移転

被害対象を減少させるための対策

#### 浸水想定区域図、ハザードマップの公表

危機管理型水位計の設置

監視カメラの設置

水害対応タイムラインの作成

マイ・タイムラインの作成

啓発・教育

流域治水に対する経済的支援 等

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策(ソフト対策)

## 施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課  
TEL 03-5253-8455

# #8 雨水貯留浸透施設（調整池・公共施設）

## 目的

河川への流出抑制  
市街地等の浸水の防止

## 根拠法令・計画等

特定都市河川浸水被害対策法  
流域水害対策計画  
施設に係る法令・条例等

## 支援

### 予算・税制

特定都市河川浸水被害対策推進事業  
流域貯留浸透事業

### 技術的支援

- 雨水浸透施設の整備促進に関する手引き（案）（平成22年4月）
- 増補改訂 流域貯留施設等技術指針（案）（令和3年2月（公社）雨水貯留浸透技術協会）
- 流域貯留浸透施設のご紹介（（公益）雨水貯留浸透技術協会）

## 施策の内容

### 概要

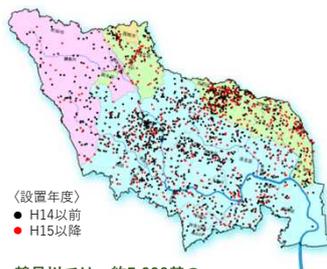
- 雨水貯留浸透施設は、主に小流域での氾濫や内水による浸水被害の軽減への効果が期待されるものであり、民間事業者の協力・連携による整備も含め、取組を全国で展開しています。
- 地方公共団体においては、施設整備のほか、開発等に伴う流出増を抑える流出抑制対策をルール化すること等が考えられます。



### 施策の効果(事例)

- 鶴見川流域では、河川・流域の分担等の総合的な治水対策を進めており、令和元年東日本台風の際、約370万㎡が貯留（流域分：279万㎡）され、約0.7mの水位低減効果※があったと試算されています。

※亀の子橋地点



鶴見川では、約5,000基の雨水貯留浸透施設が整備済み  
鶴見川流域内の防災調整池等位置図

鶴見川流域水害対策計画 流量分担

河川名	鶴見川					
	鶴見川	矢上川	早瀬川	鳥山川	恩田川	都泉川
地点	末吉橋	第三京浜	都泉境	江川合流前	袖木川合流前	砂田川合流前
目標降雨	戦後最大	1/10	1/10	1/10	1/10	1/10
合計流量	2,110	1,080	240	200	210	65
流出抑制対策	250 (11.8%)	250 (23.1%)	70 (29.2%)	20 (10.0%)	70 (33.3%)	5 (7.7%)
雨水浸透阻害行為の対策工事等	205 (9.7%)	225 (20.8%)	65 (27.1%)	20 (10.0%)	65 (31.0%)	5 (7.7%)
地方公共団体等が実施する対策	15 (0.7%)	25 (2.3%)	5 (2.1%)	-	5 (2.4%)	-
下水道管理者が実施する対策	30 (1.4%)	-	-	-	-	-
河道・洪水調節	1,860	830	170	180	140	60

## 施策推進のポイント

- 都市部では、開発等に伴う流出増を抑える流出抑制対策のルール化※に加え、再開発等の機会を捉えた対策の促進や、開発等の際に流出増を抑える以上の効果（流出を減少させる効果）を生み出す対策を促進する視点が重要です。
- 地方部も同様に、新たな宅地開発や圃場整備等が流出増につながるおそれがあることも考慮し、都市部と同様の対策のルール化※に加え、既存のため池や田んぼや、国有地の活用や耕作放棄地等の活用を含め、流域内の既存ストックも活用し、雨水貯留浸透機能の確保を積極的に進める視点が重要です。

※「施策コラム②特定都市河川 p.19」が参考となります。

- また、雨水貯留浸透施設（土地）の効果的な整備・運用の観点からは、平常時における都市部の貴重なオープンスペース、公園やビオトープ等としての多目的複合利用や、グリーンインフラとして活用する視点も重要です。



防災調整池を平時はテニスコートとして利用（横浜市）



### 学校施設を活用した雨水貯留の取組

上：校庭周囲に設置した小堤による貯留（兵庫県）  
下：敷地の地下に貯留施設を設置（西宮市）



## 施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課  
TEL 03-5253-8455

1 氾濫を防ぐ・減らす ————— 排水区域内の浸水の防止 —————

# #9 雨水貯留浸透施設（下水道）

## 目的

排水区域内の浸水の防止

## 根拠法令・計画等

下水道法、下水道事業計画

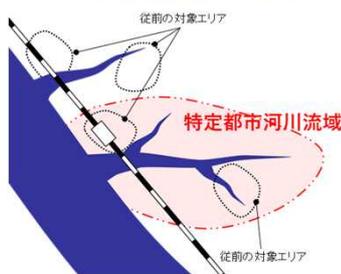
## 支援

### 予算・税制

#### 下水道浸水被害軽減総合事業

令和5年度拡充内容

- ・ 特定都市河川流域に指定された地区を対象要件に追加
- ・ 特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設の交付対象を拡大（下水排除面積によらず事業の対象とする）



大規模雨水処理施設整備事業 等

### 技術的支援

- ・ 雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）（令和3年11月）
- ・ 下水道浸水被害軽減総合計画策定マニュアル（案）（令和3年11月）
- ・ 下水道施設計画・設計指針と解説（2019年版 日本下水道協会）

## 施策の内容

### 概要

- ・ 近年、都市化の進展等に伴い、市街地における雨水の浸透面積が減少し、雨水流出量が増大するとともに短時間に雨水が流出しています。そのため、河川改修や下水道整備によって雨水を排除することに加え、雨水を貯留・浸透させ流出時間を遅らせたり、雨水流出量を減少させる雨水流出抑制対策を推進する必要があります。



雨水貯留管



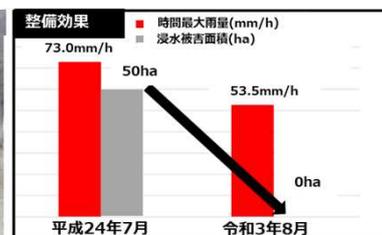
雨水調整池

### 施策の効果

- ・ 熊本県八代市では、平成24年7月の豪雨（時間最大73.0mm/h）により浸水被害面積50haが発生し、雨水調整池を公園の地下に整備しました。
- ・ 令和3年8月13日の豪雨（時間最大53.5mm/h）においては、浸水被害面積0haになるなど、浸水被害の防止に大きく寄与しました。



雨水調整池

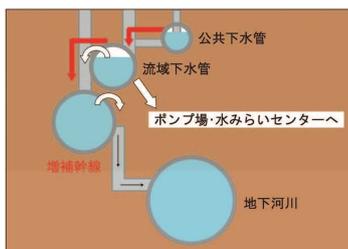


整備効果

## 施策推進のポイント

河川と下水道が連携した取組みが重要です。

- ・ 大阪府寝屋川流域では、増大する雨水流出量に対応するため、既存の下水管の能力不足を補う第二の下水管として「増補幹線」を計画し、その放流先を河川事業で実施する地下河川としました。
- ・ 平成30年7月豪雨では、地下河川や増補幹線等の整備により、過去の同程度の降雨時に比べ、浸水被害を大幅に軽減することができました。



増補幹線と地下河川の関係図



浸水被害の比較

## 施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部  
TEL 03-5253-8432

# #10 雨水貯留浸透施設（民間施設）

## 目的

市街地等の浸水の防止

## 根拠法令・計画等

下水道法  
 特定都市河川浸水被害対策法  
 流域水害対策計画  
 施設に係る法令・条例等

## 支援

### 予算・税制

特定都市河川浸水被害対策推進事業  
 下水道浸水被害軽減総合事業  
 流域貯留浸透事業  
 固定資産税の特例措置

### 技術的支援

- ・官民連携した浸水対策の手引き（案）（令和3年11月）
- ・雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）（令和3年11月）
- ・下水道浸水被害軽減総合計画策定マニュアル（案）（令和3年11月）
- ・雨水浸透施設の整備促進に関する手引き（案）（平成22年4月）
- ・下水道施設計画・設計指針と解説（2019年版 日本下水道協会）

## 施策の内容

### 概要

・民間事業者等による流出抑制対策の促進においては、開発等に伴う流出増を抑える流出抑制対策のルール化に加え、

- ①再開発等の機会を捉えた対策
- ②開発等の際に流出増を抑える以上の効果（流出を減少させる効果）を生み出す対策

等により、主に小流域における氾濫や内水による浸水被害の軽減に向けた協力・連携を図ること等が考えられます。

〈藤沢市の事例〉

- ・平成26年頃から病院事業の具体化を契機として、改正下水道法に基づく浸水被害対策区域に指定
- ・病院建設に合わせ、病院駐車場に雨水貯留施設を病院事業者が整備（総貯留：1,835m<sup>3</sup>）
- ・国・市が施設整備（流出減少分）に対する補助を実施

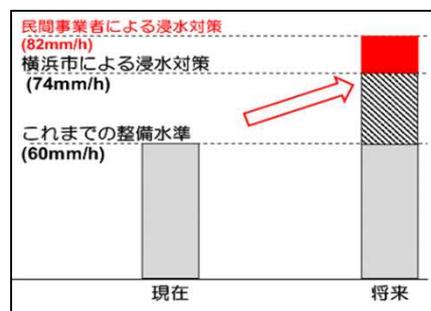


雨水貯留施設（地下）

完成後イメージ図

### 施策の効果

・横浜市では、駅周辺における大規模開発において建物敷地内に雨水貯留施設の設置を基本ルールとして位置づけることで、民間事業者と連携した雨水貯留施設の整備を推進し、50年確率降雨（約82mm/h）への対応を目指しています。



## 施策推進のポイント

- ・雨水貯留浸透機能の確保に関する民間の取組を促進する観点からは、開発等に伴う流出増を抑える流出抑制対策のルール化※や、流出を減少させる効果を発揮する施設の整備に係る国の支援制度（最大で国補助率：1/2）の活用が効果的です。
- ・また、個別住宅等の小規模施設に対する助成制度を導入している事例があります。

※「施策コラム②特定都市河川 p.19」が参考となります。



開発等による雨水流出増を抑える流出抑制対策のルール化



住宅等に設置する雨水貯留浸透施設に対する助成

## 施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課  
 TEL 03-5253-8455

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部  
 TEL 03-5253-8432

# #11 ため池の活用

## 目的

農地等の浸水の防止

## 関係法令・計画等

土地改良法、土地改良長期計画

## 支援

### 予算・税制

農村地域防災減災事業  
農業水路等長寿命化・防災減災事業  
(ため池の洪水調節機能の増進や低水位管理を行うために必要な整備を支援)

### 水利施設管理強化事業

(流域治水のために行うため池の低水位管理の取組に要する費用(人件費、ICT機器の設置・運用等)を支援)

### 技術的支援

- ・ため池の洪水調節機能強化対策の手引き  
(平成30年5月 農林水産省農村振興局整備部防災課)

## 施策の内容

### 概要

#### 【ソフト対策】

#### 降雨前の事前放流による低水位管理

降雨予測等をもとに、ため池の貯留水を事前に放流し、空き容量を確保します。

#### 期別の低水位管理

非かんがい期は常時低水位管理を行うなど、期別毎に水位を設定して空き容量を確保します。



#### 【ハード対策】

洪水調節容量を確保するための取組として、ため池の堤体の嵩上げ、洪水吐きスリット(切り欠き)の設置、廃止予定のため池を活用するための整備を行います。

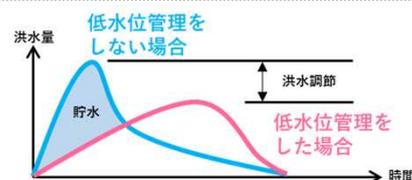


▲スリットの設置状況



### 施策の効果

- ・降雨時の流水をため池に貯留することにより、下流域の洪水を軽減することができます。



## 施策推進のポイント

### 期別の低水位管理の取組事例(佐賀県武雄市)

- ・令和元年佐賀豪雨による浸水被害を受け、県、関係市町、ため池管理者によるため池の洪水調節機能の活用に係る検討会を実施しました。
- ・令和3年度より、営農に支障が出ないよう、代掻き後の7月から11月までの間、低水位管理を行い、総貯水量の約4分の1を空き容量として確保しています。
- ・大雨後、下流域の状況を踏まえながら速やかに放流量を調節するための緊急放流ゲートを整備中です。
- ・また、ため池の貯水状況をリアルタイムで確認できるカメラや水位計を設置予定です。



▲低水位管理の様子

## 施策に関する問合せ

農林水産省 農村振興局 防災課 防災・減災対策室  
TEL 03-6744-2210

# #12 「田んぼダム」

## 目的

農地等の浸水の防止

## 関係法令・計画等

土地改良法、土地改良長期計画  
農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律

## 支援

### 予算・税制

農地耕作条件改善事業  
多面的機能支払交付金 等

### 技術的支援

- 「田んぼダム」の手引き  
(令和4年4月 農林水産省農村振興局整備部)



農水省ウェブサイトに掲載

## 施策の内容

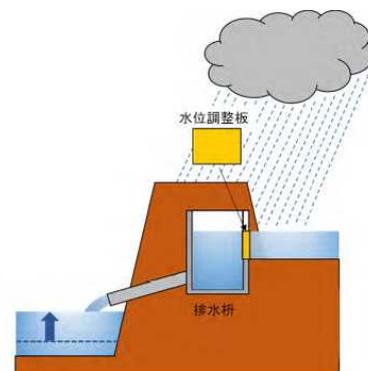
### 概要

- 「田んぼダム」とは、「田んぼダム」を実施する地域やその下流域の湛水被害リスクを低減するための取組です。
- 水田の落水口に流出量を抑制するための堰板や小さな穴の開いた調整板などの器具を取り付けることで、水田に降った雨水を時間をかけてゆっくりと排水し、水路や河川の水位の上昇を抑えることで、溢れる水の量や範囲を抑制することができます。

### 【「田んぼダム」を実施】



### 【「田んぼダム」を未実施】

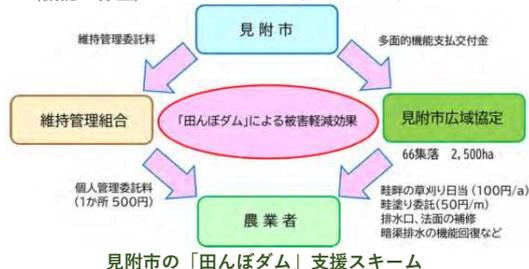
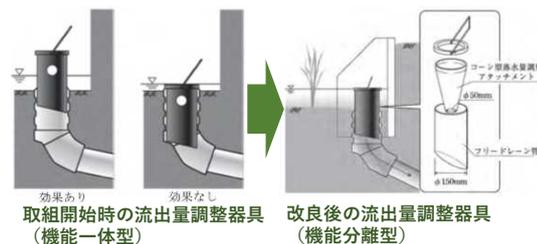


## 施策推進のポイント

農家の負担を最小限にし、交付金等の活用による継続的な支援体制の構築がポイント

-----「仕掛け」と「仕組み」で高い実施率を実現(新潟県見附市の取組)-----

- 取組開始時は、規模の小さな降雨も貯留する器具（機能一体型）を導入しました。しかし、田面の排水が滞るため営農の妨げになり、農家が田面位まで調整管を下げて「田んぼダム」の効果が発現しなくなる状態になってしまいました。
- そこで新潟大学の協力で新たな流出量調整器具（機能分離型）を開発。小規模な降雨は貯留せず通常と同様に排水され、大規模な降雨のみ貯留し、安定した排出量の抑制が可能になりました。この器具では、農業者は「田んぼダム」に取り組んでいることすら意識せず営農しているとのこと。
- 「水田の畦畔」を水田の多面的機能の発揮に必要な不可欠な集落共同の施設と位置付け、畦畔の草刈り日当の支払い、排水口周辺及び法面の補修、「田んぼダム」に係る緊急時の点検作業や調整管の破損部品の取替えなどの費用を多面的機能支払交付金から拠出しました。
- 「田んぼダム」を社会的効用の向上を目指した施策として、市が実施すべき事業を農家に委託するという考えの下、調整管一カ所に対して、耕作者に毎年500円の「委託料」を支払い、直接的なインセンティブになりました。



## 施策に関する問合せ

# #13 土砂・洪水氾濫対策

## 目的

土砂・洪水氾濫の防止

## 根拠法令・計画等

砂防法

土砂・洪水氾濫対策計画

## 支援

### 予算・税制

(直轄)

砂防事業

火山砂防事業 等

(補助・交付金)

大規模特定砂防等事業

事業間連携砂防等事業 等

### 技術的支援

- ・河川砂防技術基準(令和4年1月等)
- ・砂防基本計画策定指針-土石流・流木対策編(平成28年4月)
- ・土石流・流木対策設計技術指針(平成28年4月)
- ・土砂・洪水氾濫により大きな被害のおそれのある流域の調査要領(案)(試行版)(令和4年1月)

## 施策の内容

### 概要

#### ○土砂・洪水氾濫とは

土砂・洪水氾濫とは、大雨で山地から流出した土砂が河床を上昇させ、土砂や泥水の氾濫を引き起こす災害で、扇状地、谷底平野、沖積平野等の広範囲にわたって甚大な被害を及ぼします。



平成30年7月豪雨に伴う天地川(広島県坂町)の土砂・洪水氾濫発生状況



平成30年7月豪雨により発生、流出した土砂が、県道等に2m以上堆積し、被害を拡大させた(広島県呉市天応西条地区)



### 対策・効果

#### ○対策事例

河床変動計算等の数値シミュレーションによって、被害の予測とそれを防ぐための砂防施設配置の検討を行い、土砂・洪水氾濫対策計画を策定します。計画に従って砂防堰堤や遊砂地の整備を行います。



砂防堰堤工



遊砂地工

#### ○施設配置の見直しによる効果

施設配置計画を見直し、遊砂地等の効率的な施設を配備することで、砂防施設の集約、早期の効果発現を図る。



従来計画による砂防施設



※図はイメージ  
施設の集約に資する遊砂地等の効率的な施設

集約化後も必要な施設

従来：上流域の土石流危険渓流に集中的な施設整備

新たな：効率的な施設を展開を配置する一方で、上流域の土石流危険渓流はまちづくりと連携したソフト対策を推進

## 施策推進のポイント

- ・近年の土砂水理学や数値シミュレーション技術の発展により、土砂移動現象を精緻に解析できるようになってきたため、土石流危険渓流への施設配置と同時に、土砂・洪水氾濫発生の恐れが高い地域の直上流に施設を集約的に配置し、より少ない施設で効率的に被害を防止・軽減できる道が開かれてきました。
- ・大雨で山地から流出した土砂の影響を大きく受ける河川は、洪水氾濫だけでなく、土砂・洪水氾濫のリスクも同時に抱えている場合が多いため、河川事業と砂防事業を一体的に推進していくことが重要です。

## 施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部 砂防計画課  
TEL 03-5253-8467

# #14 流域流木対策

## 目的

流木による被害の防止

## 関係法令・計画等

### 【国土交通省】

砂防法

土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策計画

土砂・洪水氾濫対策計画

### 【林野庁】

森林法

森林・林業基本計画

全国森林計画

森林整備保全事業計画

## 支援

### 予算・税制

#### 【国土交通省】

(直轄)

砂防事業 等

(補助・交付金)

大規模特定砂防等事業 等

#### 【林野庁】

(直轄・補助)

治山事業

(交付金)

農山漁村地域整備交付金 等

### 技術的支援

#### 【国土交通省・林野庁共通】

・流域流木対策実施要領(令和4年1月)

#### 【国土交通省】

・河川砂防技術基準(令和3年4月等)

・土石流・流木対策設計技術指針(平成28年4月)

#### 【林野庁】

・治山技術基準(令和2年5月等)

・土石流・流木対策指針(平成31年3月)

## 施策推進のポイント

- ・流木を定量的に扱い、林野事業と砂防事業が協働して対策することにより、流木の発生抑制から効率的な捕捉まで、総合的な対策が可能となります。

## 施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部 砂防計画課  
TEL 03-5253-8467

農林水産省 林野庁 森林整備部 治山課  
TEL 03-6744-2308

## 施策の内容

### 概要

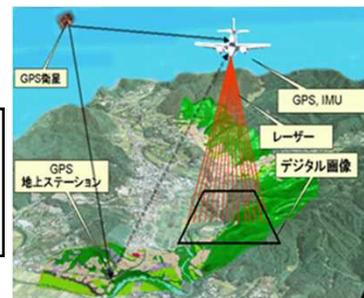
- ・林野事業と砂防事業が連携し、流木発生ポテンシャル調査を実施したうえで、流木発生抑制や流木の捕捉・処理に係る統一の計画を策定します。
- ・策定した計画に基づき、森林整備や治山ダムによる流木発生抑制、透過型砂防堰堤や流木捕捉施設による流木の捕捉を、林野事業と砂防事業が連携して一体的に実施することで、流域全体の流木被害を防止・軽減します。

### 施策の効果(事例)

○調査、計画策定

(林野事業、砂防事業)

- ・流木発生ポテンシャル量
- ・治山対策等による流木発生抑制量
- ・砂防施設による必要捕捉量



流木発生ポテンシャル調査のイメージ

林野事業と砂防事業で統一の計画を策定

○対策例

【生産エリア】(林野事業)

- ・保安林整備等による流木発生抑制
- ・治山ダムによる山腹崩壊や溪流の荒廃防止等



例:適正な森林管理の実施

【流下・氾濫エリア】(砂防事業)

- ・透過型砂防堰堤による流木の捕捉
- ・土砂・洪水氾濫に伴って大量に発生・流下する流木も効果的に捕捉できる施設の開発と整備



例:透視型砂防堰堤による流木の捕捉

○効果例

- ・同じ流域で林野事業と砂防事業が協働して対策することにより、事業費の縮減と事業期間の短縮が図られ、早期の安全確保が可能となる。

# #15 森林整備・治山対策

## 目的

森林の浸透・保水機能の発揮

## 関係法令・計画等

森林法  
森林・林業基本計画  
全国森林計画  
森林整備保全事業計画

## 支援

### 予算・税制

森林整備事業  
治山事業 等

### 技術的支援

- ・ 治山技術基準
- ・ 土石流・流木対策指針（平成31年3月）

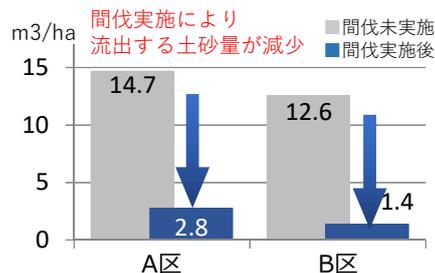
## 施策の内容

### 概要

・ 森林には、雨水による土壌の侵食や流出等を防ぐ山地災害防止機能・土壌保全機能や洪水緩和等を図る水源涵養機能等があります。

・ これらの機能の維持・発揮を図るため、間伐等の実施や荒廃山地の復旧・予防対策等による森林の維持造成を通じ、山地災害発生防止や森林の浸透・保水機能の維持・向上対策を推進しています。

### ○森林整備（↓間伐未実施のイメージ）



【出典】 恩田裕一編（2008）  
人工林荒廃と水・土砂流出の実態  
・ 土砂量は2006年6月～11月の6ヶ月間

### ○治山対策



## 施策推進のポイント

流域の集水域における取組として、主に、以下の対策を推進しています。

- ・ 森林の多面的機能の発揮のため、河川上流部等における間伐や、主伐後の再造林等の森林施業とこれに必要な路網整備（森林整備事業）。
- ・ 簡易土木工法（筋工等）と組み合わせた保安林整備により、森林の浸透・保水機能の維持・向上対策（治山事業）。
- ・ 治山ダムのかみ細かな設置や流木化のおそれがある溪流沿いの危険木の除去等により、土砂・流木の流出抑制対策（治山事業）。

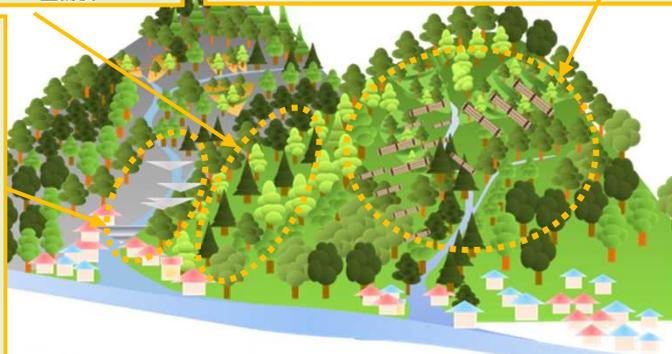
### ○間伐等による森林の多面的機能の発揮



### ○筋工・柵工と組み合わせた保安林整備



### ○土砂・流木等の流出抑制



## 施策に関する問合せ

# 特定都市河川 (流域治水関連法※の中核をなす制度)

※「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第31号)

ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践に向けて、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり、流域における貯留・浸透機能の向上等を推進していきます。

## 特定都市河川の指定対象

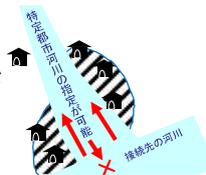
### 市街化の進展

市街化の進展が著しく、流域内可住地の市街化率が概ね5割以上の河川



### 自然的条件等

本川からのバックウォーターや接続先の河川への排水制限が想定される河川



狭窄部、景勝地の保護等のため河道整備が困難又は海面潮位等の影響により排水が困難な河川



## 流域治水の計画・体制の強化

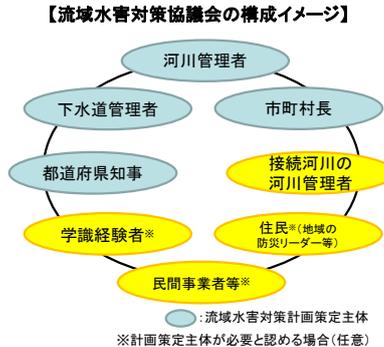
**特定都市河川の指定**  
全国の河川へ指定拡大

**流域水害対策協議会の設置**  
計画策定・対策等の検討

**流域水害対策計画 策定**  
洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20～30年の間に実施する取組を定める

**関係者の協働により、計画に基づき「流域治水」を本格的に実践**

※流域水害対策計画の策定に要する調査・検討費用を支援(令和5年度から5か年の時限措置)



- (協議会設置)  
国土交通大臣指定河川: 設置必須  
都道府県知事指定河川: 設置任意
- (構成員)  
流域水害対策計画策定主体  
接続河川の河川管理者  
学識経験者その他計画策定主体が必要と認める者
- (協議事項の例)  
流域水害対策計画の作成に関する協議  
計画の実施に係る連絡調整
- ⇒ 構成員は協議結果を尊重

## 流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

### 河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速化する

- ・ 河道掘削、堤防整備
- ・ 遊水地、輪中堤の整備
- ・ 排水機場の機能増強 等

### 雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する

①雨水貯留浸透施設整備計画の認定  
都道府県知事等が認定することで、補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等を創設

- ・ 対象: 民間事業者等
- ・ 規模要件:  $\geq 30\text{m}^3$  (条例で $0.1\text{--}30\text{m}^3$ の間で基準緩和が可能)

②国有財産の活用制度  
国有地の無償貸付又は譲与ができる



雨水貯留浸透施設の例



### 雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることのないよう、一定規模以上の開発について、貯留・浸透対策を義務付ける

- ・ 対象: 公共・民間による $1,000\text{m}^2$ 以上の雨水浸透阻害行為
- ※条例で基準強化が可能

### 保全調整池の指定

$100\text{m}^2$ 以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- ・ 指定権者: 都道府県知事等
- ・ 埋立等の行為の事前届出を義務化
- ・ 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告

### 浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる

- ・ 指定権者: 都道府県知事
- ・ 都市計画法上の開発の原則禁止(自己住宅を除く)
- ・ 住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制とすることで安全性を確保

住宅・要配慮者施設等の安全性を事前許可制とする  
推進(防災集団移転促進事業等)



居住誘導・住まい方の工夫のイメージ

### 貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- ・ 指定権者: 都道府県知事等
- ・ 盛土等の行為の事前届出を義務化
- ・ 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告



貯留機能を有する土地のイメージ

# #16 貯留機能保全区域

## 目的

貯留機能の保全（浸水の許容）

## 根拠法令・計画等

特定都市河川浸水被害対策法  
流域水害対策計画

## 支援

### 予算・税制

固定資産税等の特例措置

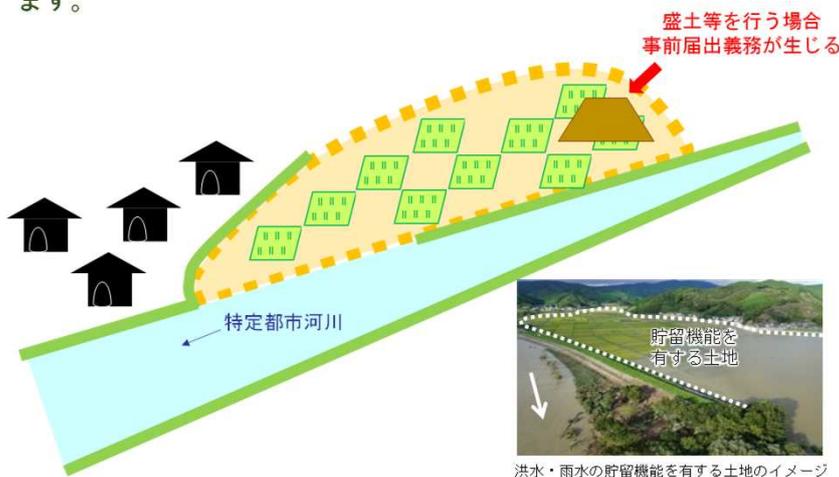
### 技術的支援

- ・特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行（6ヶ月以内施行分）について  
（令和4年11月1日国都安第49号、国都計96号、国都公景第112号、国水政第82号、国住参建第2016号）
- ・解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（令和5年1月）

## 施策の内容

### 概要

- ・貯留機能保全区域制度は、河川に隣接する低地や窪地等の洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域のうち、浸水の拡大を抑制する効用があると認められる土地について、都道府県知事等（政令市長、中核市長）が、市町村長からの意見を聴取し、土地の所有者の同意を得た上で指定することができる制度です。
- ・貯留機能保全区域に指定されると、盛土や塀の設置等の貯留機能保全区域の機能を阻害する行為に対し、事前届出が義務付けられます。
- ・都道府県知事等は、届出に対し、必要な助言・勧告をすることができます。



貯留機能保全区域のイメージ

## 施策推進のポイント

- ・貯留機能保全区域の指定に当たっては、土地所有者の理解及び同意を得る必要があることから、洪水・雨水の貯留による下流域の浸水被害の低減効果や貯留機能を阻害する行為がもたらす影響等を明らかにする等により、効用を分かりやすく示すことが望めます。
- ・住宅等が立地する地域は、貯留機能を有する土地であっても指定の対象外となると想定されますが、当該住宅等が立地する地域に対し浸水防護措置を講じた上で、住宅が立地していない地域を貯留機能保全区域に指定することは流域における貯留機能の確保の観点から有効な手段であり、土地利用形態や住宅等の立地状況等を踏まえ、必要に応じ、浸水防護措置と併せて検討することが望めます。
- ・また、土地所有者の負担軽減の観点から以下の制度があります。
  - ①指定された土地の固定資産税及び都市計画税の特例措置
  - ②地方公共団体による貯留後の早期排水のための排水施設整備の支援
  - ③河川管理者による土砂掘削等の環境改善



区域指定と併せて実施する二線堤の築造や土地所有者の負担軽減の観点からの制度(イメージ)

## 施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課  
TEL 03-5253-8455

2 被害対象を減らす ————— 新たな居住に対し、立地を規制する ————— 居住者の人命を守る

# #17 浸水被害防止区域

## 目的

新たな居住に対し、立地を規制する  
居住者の人命を守る

## 根拠法令・計画等

特定都市河川浸水被害対策法  
流域水害対策計画

## 支援

### 技術的支援

- ・特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行（6ヶ月以内施行分）について  
（令和4年11月1日国都安第49号、国都計96号、国都公景第112号、国水政第82号、国住参建第2016号）
- ・解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（令和5年1月）
- ・浸水被害防止区域内の建築物に係る構造計算・設計マニュアル（令和5年1月）
- ・水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン（令和3年5月）

## 施策の内容

### 概要

- ・浸水被害防止区域は、特定都市河川流域内で、洪水又は雨水出水が発生した場合に建築物の損壊・浸水により住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、都道府県知事が指定することができる制度です。
- ・特定都市河川浸水被害対策法に規定される開発・建築の制限に加え、いわゆる「災害レッドゾーン」の1つとして、都市計画法に基づき自己居住用住宅以外の開発が原則禁止となるとともに、立地適正化計画の居住誘導区域から原則除外となる等、立地規制に係る規定の対象区域です。
- ・また、厚生労働省では、浸水被害防止区域を含む災害レッドゾーンにおける高齢者福祉施設の新設を原則補助対象外としています。

### 開発の原則禁止

- **災害レッドゾーン**における**自己居住用住宅以外の開発を原則禁止**

※**病院・社会福祉施設・ホテル・自社オフィス**等の自己業務用施設の開発を新たに原則禁止とする(R4.4~)

### 高齢者福祉施設の新設への補助要件の厳格化

- 特別養護老人ホームなど高齢者福祉施設について、**災害レッドゾーン**における**新規整備を補助対象から原則除外**  
＜厚生労働省にてR3年度より運用開始＞

（参考）災害レッドゾーン  
 ・**浸水被害防止区域**（R3.11施行）  
 ・災害危険区域（崖崩れ、出水等）  
 ・土砂災害特別警戒区域  
 ・地すべり防止区域  
 ・急傾斜地崩壊危険区域

### 市街化調整区域内の開発許可の厳格化

- 市街化調整区域内で市街化区域と同様の開発を可能とする区域※から**災害レッドゾーン及び災害イエローゾーンを原則除外**（R4.4~）

※都市計画法第34条第11号、12号に基づく条例で指定する区域

（参考）災害イエローゾーン

・**浸水想定区域**  
（土地利用の動向、浸水深(3.0mを目安)等を勘案して、洪水等の発生時に生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域に限る）  
 ・土砂災害警戒区域

### 居住誘導区域から原則除外

- **災害レッドゾーン**を立地適正化計画の**居住誘導区域から原則除外**

### 浸水被害防止区域における安全措置（特定都市河川浸水被害対策法）

- **住宅・要配慮者施設等の安全性を事前確認**  
 - 住宅（非自己）・要配慮者施設の土地の開発行為について、土地の安全に必要な措置を講ずる  
 - 住宅・要配慮者施設の建築行為について、  
 ・居室の床面の高さが基準水位以上  
 ・洪水等に対して安全な構造とする

### 既存の住宅等の浸水対策（嵩上げ等）を支援（災害危険区域等建築物防災改修等事業）

- 補助対象に**浸水被害防止区域内の住宅等**を追加  
＜R4年度予算より＞



### 被災前に安全な土地への移転を推進（防災集団移転促進事業）

- 補助対象に**浸水被害防止区域内の住宅**を追加  
＜R3年度予算より＞
- 事前移転の場合、一定の要件の下で補助対象経費の合計に設定されている**合算限度額を設定しないこと**等による事前防災の推進  
＜R5年度予算より＞
- （か）**け地近接等危険住宅移転事業**
- 補助対象に**浸水被害防止区域内の住宅**を追加  
＜R4年度予算より＞
- **除却等費に係る補助限度額を拡充**  
＜R5年度予算より＞

### （都市構造再編集中支援事業）

- 居住誘導促進事業における**浸水被害防止区域等※からの移転支援を強化**  
＜R5年度予算より＞  
 ※防災指針に即した災害リスクの高い地域

## 施策推進のポイント

- ・浸水被害防止区域は、新たな居住に対する立地規制や建築の事前許可制とあわせて、区域内の既存住宅を対象に被災前に安全を確保するための移転や嵩上げ等への支援が可能であり、これら支援制度の活用を地域の関係者との合意形成に役立てることも考えられます。
- ・水災害に関する防災まちづくりの一般的な考え方について示した「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」でも、想定されるハザードの外力が大きく頻度が高い区域で、都市的土地利用を避けることとした区域における土地利用規制の手法の1つとして、同区域が紹介されており、制度の活用にあたって参考とすることができます。

## 施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課  
TEL 03-5253-8455

2 被害対象を減らす ————— 新たな居住に対し、立地を規制する ————— 居住者の人命を守る

# #18 災害危険区域

## 目的

新たな居住に対し、立地を規制する  
居住者の人命を守る

## 根拠法令・計画等

建築基準法  
(規制内容は条例で規定)

## 支援

### 予算・税制

### 技術的支援

- ・出水等に関する災害危険区域の指定事例等について（令和2年9月4日付事務連絡）
- ・水災害対策への災害危険区域制度の活用について（令和3年6月9日付事務連絡）

## 施策の内容

### 概要

- ・地方公共団体は、条例で、出水、高潮等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができます。
- ・災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、条例で定めます。
- ・平成29年7月洪水の浸水実績を踏まえ、雄物川激甚災害対策特別緊急事業で整備した「輪中堤」で守られる範囲以外を大仙市が「災害危険区域」として指定し、居住の用に供する建築物について、地盤面の高さ制限、主要構造部の構造規制及び居室の高さ制限等を設定しました。



大仙市災害危険区域図

### 施策の効果

- ・大仙市による対象地区住民への意向調査を実施したうえで、輪中堤による治水対策と災害危険区域の指定による建築物の立地規制を治水部局（国）と建築部局（大仙市）が計画し、双方が連携した流域治水施策として実施しています。
- ・過去幾度も浸水被害を受けてきた集落の浸水リスクの早期軽減や、地域における住まい方の工夫による被害軽減の効果が期待されています。



移転先宅地造成完了状況



移転家屋の建設が進む状況

## 施策推進のポイント

- ・災害危険区域は、いわゆる「災害レッドゾーン」の1つとして、都市計画法に基づき自己居住用住宅以外の開発が原則禁止となるとともに、立地適正化計画の居住誘導区域から原則除外となるなど、その他の法令等に基づく立地規制に係る規定の対象となる場合があります。そのため、地域の関係者との丁寧な合意形成が重要となります。
- ・区域内の既存不適格住宅等を対象に災害発生前に安全を確保するため、移転（防災集団移転促進事業、がけ地近接等危険住宅移転事業）や、改修等（災害危険区域等建築物防災改修等事業）の支援制度を活用することができますので、これら支援制度の活用を地域の関係者との合意形成に役立てることも考えられます。

## 施策に関する問合せ

国土交通省 住宅局 建築指導課  
建築物事故調査・防災対策室 TEL 03-5253-8514

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課  
TEL 03-5253-8455

# #19 住宅等の防災改修（嵩上げ・ピロティ化等）

## 目的

既存の住居に対し、住まい方を工夫する

## 根拠法令・計画等

—

## 支援

### 予算・税制

災害危険区域等建築物防災改修等事業

### 支援内容

#### (1) 対象区域

- ・ 災害危険区域（災害危険区域等の条例の規定が施行されることにより既存不適格になる予定の住宅及び建築物を含む）
- ・ 地区計画（浸水被害に関する建築制限を定めているものに限る）の区域
- ・ 浸水被害防止区域

#### (2) 防災改修等の対象となる住宅・建築物

- ・ 既存不適格の住宅・建築物（区域指定等による建築制限等に適合しないものに限る）等
- ・ 上記に該当することが予定される住宅・建築物

#### (3) 交付率 国1/2

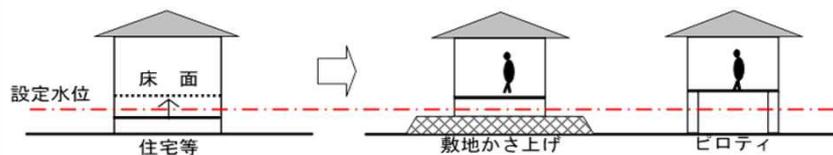
注) 建替後の住宅・建築物は原則として土砂災害特別警戒区域外に存し、建築物エネルギー消費性能基準に適合する必要があります  
地方公共団体が建替える建築物はZEB水準に適合する必要があります

## 施策の内容

### 概要

- ・ 近年、激甚・頻発化する水災害による被害を軽減するための施策として、災害危険区域や浸水被害防止区域等を指定することにより、出水などによる危険の著しい区域における新たな住宅の立地規制や、住宅、建築物の構造規制を行うことで、水災害に対する住宅・建築物の安全性を高めることができます。
- ・ 災害危険区域等建築物防災改修等事業は、これら災害危険区域や浸水被害防止区域等を指定しやすい環境整備及び区域内における既存不適格建築物等の安全性向上のため、災害危険区域（建築禁止エリアは除く）等に存する既存不適格建築物等について、建築制限に適合させる改修費用等の一部を補助する地方公共団体に対して支援するものです。

＜災害危険区域等内における建築制限のイメージ＞



### 【交付対象事業】

- ・ 災害危険区域等の指定に関する計画策定
- ・ 対象区域に存する住宅・建築物の基準適合調査
- ・ 特定既存不適格建築物等※の防災改修等（ピロティ化、地盤に係る対応による居室の持ち上げ、建替え、避難空間の整備）

※既存不適格等の住宅・建築物（区域指定等により建築制限や許可基準に適合しなくなったもの）をいい、建築物は災害対策基本法に基づき地方公共団体が策定する地域防災計画において避難所または一時集合場所に指定されたものに限る

## 施策推進のポイント

- ・ 災害危険区域等の住宅等の構造基準等を定める区域指定が進むことにより、水害に対する居住の安全性が高められる一方で、区域内での住宅・建築物の新築や建替え等の際には建築制限が課されることになるため、区域の指定等にあたっては住民の方々への丁寧な説明が必要となります。
- ・ そのため、本事業では上記の各区域等を指定しやすい環境の整備と、区域指定することにより既存不適格等になる住宅等について、建築制限等に適合させる改修費用などの一部を補助することで、区域指定を行いやすくし、以て水災害に対する地域の安全性向上を図るものです。
- ・ 令和3年度以降に新たに指定された区域等または立地適正化計画における防災指針もしくは流域治水プロジェクト等を定めている地方公共団体における既存の区域等の内の住宅の場合は、補助上限額の嵩上げがあります。

## 施策に関する問合せ

国土交通省 住宅局 建築指導課  
建築物事故調査・防災対策室

※交付金制度活用にあたってのご相談は、国土交通省の各地方整備局建政部にお問合せ願います

2 被害対象を減らす ————— 既存の住居に対し、移転を促す

# #20 住居の集団移転

## 目的

既存の住居に対し、移転を促す

## 根拠法令・計画等

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律  
 集団移転促進事業計画

## 支援

### 予算・税制

防災集団移転促進事業

### 技術的支援

防災移転まちづくりガイドス  
 Ⅲ章 防災集団移転促進事業  
 (防集事業) について

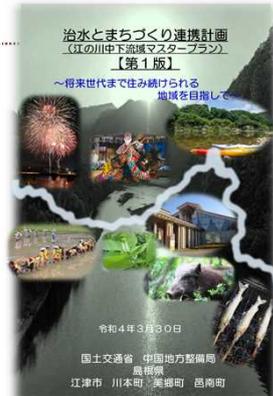


治水対策と集落維持の両立を目指した移転

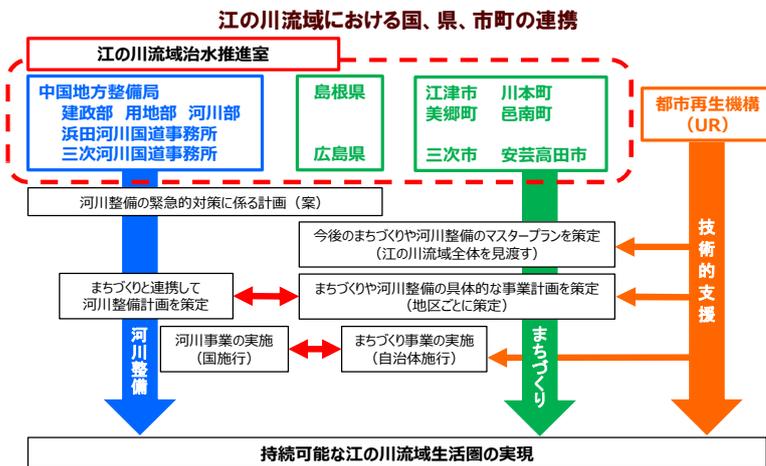
## 施策の内容

### 概要

- ・ 江の川では平成30年7月や令和2年7月の豪雨による洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、国、県、沿川市町村が連携して『治水とまちづくり連携計画（江の川中下流域マスタープラン）【第1版】』をとりまとめ、令和4年3月に策定・公表しました。
- ・ 沿川市町村は、「治水とまちづくり連携計画」に基づき、国、県とともに河川整備と連携し、防災集団移転促進事業等を活用したまちづくりを推進しています。



治水とまちづくり連携計画



### 施策の効果(事例)

- ・ 島根県美郷町は、港地区において地域コミュニティを維持しながら安全な場所に移転したいという地域の意向を踏まえ、防災集団移転促進事業により地区内の高台団地に住居を集約・移転することにより、安全の確保に取り組んでいます。

## 施策推進のポイント

- ・ 浸水被害の状況、人口・経済等の社会情勢、生業などを踏まえ、各地域の将来計画を関係行政機関が連携して検討・提案し、集団移転のみならず複数の対策について地域住民と意見交換を行いながら住民・行政が協働した地域づくりを進めることが重要です。
- ・ 防災集団移転促進事業は、地域住民の意向を調整し、市町村が事業主体となって行うまちづくり事業です。そのため、関係主体が緊密に連携してまちづくりの方向性を共有し、国や都道府県等による計画策定への助言、移転元地の家屋補償や関連工事への事業協力など、市町村が実施する事業に対して協力を行うことにより、実効性の高いものとするとともに、事業の円滑化を図ることが重要です。

## 施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局  
 河川計画課 河川計画調整室 TEL 03-5253-8445  
 治水課 TEL 03-5253-8455

国土交通省 都市局  
 都市安全課 TEL 03-5253-8400

# #21 住居の個別移転

## 目的

既存の住居に対し、移転を促す

## 根拠法令・計画等

-

## 支援

### 予算・税制

がけ地近接等危険住宅移転事業

### 支援内容

#### (1) 対象地区要件

- ・ 災害危険区域
- ・ がけ条例等の区域
- ・ 土砂災害特別警戒区域
- ・ 土砂災害特別警戒区域への指定が見込まれる区域
- ・ 浸水被害防止区域
- ・ 地区計画（浸水被害に関する建築制限を定めているものに限る）の区域
- ・ 過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域

#### (2) 対象住宅要件

- ・ 既存不適格住宅<sup>※</sup>  
※浸水被害防止区域にあっては、許可基準に適合しない既存住宅
- ・ 建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示<sup>※</sup>等を行った住宅  
※ただし、避難指示は、当該指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る

#### (3) 交付率

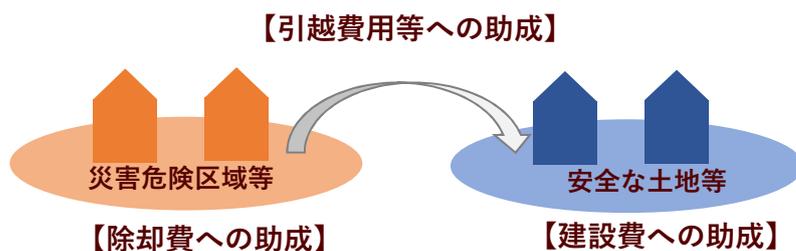
- ・ 国：1 / 2

注) 危険住宅に代わる住宅を新築する場合は原則として土砂災害特別警戒区域外に存し、建築物エネルギー消費性能基準に適合する必要があります

## 施策の内容

### 概要

- ・ 災害危険区域や浸水被害防止区域の区域内にある危険住宅の移転を促進するため対象地域の調査や、危険住宅の除却及び住宅の建設等の費用を助成する事業等を行う地方公共団体を支援します。



### 施策の効果

- ・ 本制度を用いて約19,000棟の危険住宅除去が行われています。

### 【交付対象事業】

- ・ 事業推進費  
対象地域の調査、事業計画の策定等
- ・ 除却等費  
危険住宅の除却及び移転に要する費用を助成
- ・ 建設助成費  
危険住宅に代わる住宅の建設、購入、改修のための資金を借入れた場合における利子相当額を助成

## 施策に関する問合せ

国土交通省 住宅局 建築指導課  
建築物事故調査・防災対策室

※交付金制度活用にあたってのご相談は、国土交通省の各地方整備局建政部にお問合せ願います

# #22 居住誘導区域、防災指針

## 目的

防災まちづくり

## 根拠法令・計画等

都市再生特別措置法  
立地適正化計画  
都市再生整備計画

## 支援

### 予算・税制

コンパクトシティ形成支援事業  
都市構造再編集中支援事業  
居住誘導区域等権利設定等促進事業 等

### 技術的支援

- ・ 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン（令和3年5月）
- ・ 立地適正化計画作成の手引き（令和4年4月）
- ・ まちづくりにおける防災・減災対策に係るパッケージ支援施策（令和3年7月コンパクトシティ形成支援チーム防災TF会議）
- ・ 防災コンパクト先行モデル都市を形成・横展開（令和2年7月コンパクトシティ形成支援チーム防災TF会議）

## 施策の内容

### 概要

・ 国土交通省においては、立地適正化計画制度により人口減少・高齢者の増加・拡散した市街地などの社会的課題に対し、コンパクトなまちづくりを進めています。居住誘導区域は立地適正化計画において、将来に渡り居住を誘導するエリアとして設定され、その設定において、現在及び将来に渡る人口分布や土地利用、都市機能等に加え、災害ハザードを踏まえた区域設定をすることで適切な防災まちづくりを推進しています。

・ 防災指針は、災害に強いまちづくりと併せた都市のコンパクト化を推進するため、立地適正化計画において誘導区域内に浸水想定区域等の災害ハザードエリアが残存する場合には適切な防災・減災対策を位置付けています。

### 施策の効果

・ 災害リスクを踏まえた住宅や日常生活に必要な都市機能の誘導、集約等により、災害リスクの高いエリアへの人口集中を軽減。



## 施策推進のポイント

- ・ 防災指針の検討に当たっては、人口・住宅の分布、避難路・避難場所や病院等の生活支援施設の配置などの現状及び将来の見通しと、想定される災害ハザード情報を重ね合わせる分析を適切に行い、地域防災計画等に位置付けられている各地域の警戒避難体制の構築状況等を勘案の上、災害発生により想定されるリスクを適切に確認することが必要です。
- ・ 災害リスクは想定する災害の規模と種類や、これに対して実施される対策の程度により様々であることから、治水部局は、防災まちづくりに取り組む自治体に対し、水害リスクマップや多段階の浸水想定図等を提供するだけでなく、必要に応じて、参考となる情報を併せて示すなど、丁寧に説明する必要があります。
- ・ なお、災害リスクの相対的に低いエリアへの都市機能や居住の集約・誘導を図る事業を市町村等が行う場合においては、立地適正化計画に基づく取組であれば、都市構造再編集中支援事業等の活用が可能な場合があるため、必要に応じ活用することで円滑な事業推進を図ることが可能です。

## 施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課  
河川計画調整室 TEL 03-5253-8445

都市局 都市計画課 TEL 03-5253-8409  
市街地整備課 TEL 03-5253-8413  
都市安全課 TEL 03-5253-8400

# #23 防災まちづくり連携土砂災害対策

## 目的

防災まちづくり

## 根拠法令・計画等

砂防法  
地すべり等防止法  
急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律  
都市再生特別措置法  
立地適正化計画  
広域的な立地適正化の方針  
市町村管理構想

## 施策の内容

### 概要

- ・ 砂防事業を推進する国や都道府県と、防災まちづくりを推進する市町村とで、土砂災害リスクに関する情報を適切に共有し、そのリスク情報に基づいて砂防事業の計画とまちづくりの計画の一体的な検討を行います。
- ・ 安全な土地が少ないため土砂災害対策を行わなければ計画的なまちづくりができない地域については、移転等によるリスク回避を推進しつつ、居住を誘導する区域に対しては、砂防関係施設の整備を重点的に実施します。

### 施策の効果

災害ハザードを踏まえた居住を誘導する区域を設定することによる適切な防災まちづくりを推進しているなかにおいて、砂防関係施設の整備と移転等によるリスク回避を適切に組み合わせることで、早期の防災まちづくりの実現が図られます。

## 支援

### 予算・税制

- (直轄)  
砂防事業  
地すべり対策事業等
- (補助)  
まちづくり連携砂防等事業等

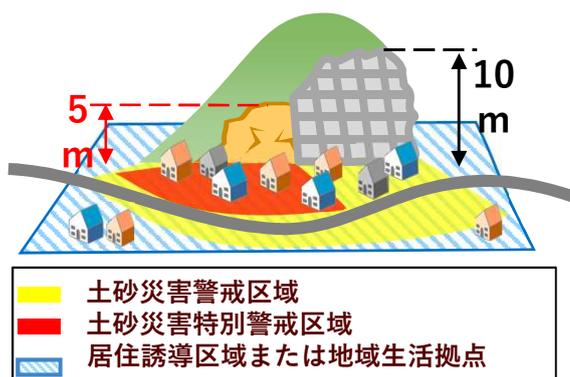
### 技術的支援

- ・ 河川砂防技術基準（令和3年4月等）
- ・ 砂防基本計画策定指針-土石流・流木対策編（平成28年4月）
- ・ 土石流・流木対策設計技術指針（平成28年4月）
- ・ 水災害を踏まえた防災まちづくりのガイドライン（令和3年5月）
- ・ 立地適正化計画作成の手引き（令和4年4月）

### 「まちづくり連携砂防等事業」の拡充概要(都道府県への補助事業)

○事業対象区域を、居住誘導区域に加え、市町村がまちづくりの計画に位置付けた地域生活拠点にまで拡大

○急傾斜崩壊対策事業のかけ高の要件を10m以上から5m以上に拡充



## 施策推進のポイント

・ 防災まちづくりを推進するために下記①、②の通知等を発出していますので、砂防事業の計画とまちづくりの計画の一体的な検討の際に参考としてください。

- ① 「砂防事業と防災まちづくりの連携のための情報共有等の推進」に関する通知(都市局・住宅局・砂防部 R4年6月)
- ② 「移転の勧告の基本的な考え方」の改定に関する通知(砂防部 R4年11月)

## 施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部 砂防計画課  
TEL 03-5253-8467

# #24 避難路・避難施設等の確保

## 目的

高台まちづくり

## 根拠法令・計画等

都市計画法

## 支援

### 予算・税制

都市安全確保拠点整備事業  
固定資産税等の特例措置  
(高規格堤防事業に伴う建替家屋)

## 施策の内容

### 概要

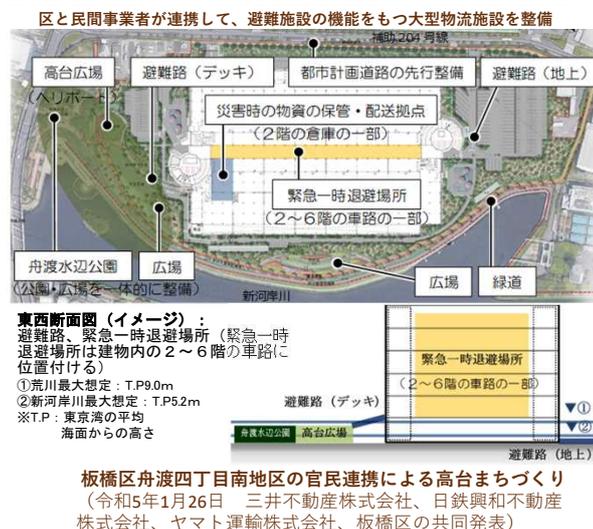
- 都市安全確保拠点整備事業により、溢水、湛水、津波、高潮その他の自然現象による災害のおそれが著しく、かつ、当該災害が発生した場合に居住者等の安全を確保する必要性が高いと認められる区域において、災害時に都市の機能を維持するための拠点市街地（都市計画法に基づく一団地の都市安全確保拠点施設）の形成を支援します。
- 地区計画制度の活用により、地域のニーズに応じた防災まちづくりを行うため、地区計画に居室の床面の高さや避難施設を位置付けることができます。
- 高規格堤防のために使用された土地に従前権利者が取得した建替家屋に係る固定資産税、不動産取得税を軽減します。



都市安全確保拠点整備事業のイメージ

## 施策の効果

- 一団地の都市安全確保拠点施設は、特定公益的施設（集会施設、購買施設、医療施設等）と公共施設からなり、避難場所としての機能を確保することに加え、滞在中に必要な生活関連物資の配布や保健医療サービスの提供を行うことで居住者等の一定期間の滞在を可能とします。
- 地区計画に床面の高さや避難施設を想定浸水高さ以上へ設置することを位置付けることにより、水害に対し安全な避難施設の機能をもつ民間建築物の整備など、官民連携による高台まちづくりを推進します。
- 税制優遇により高規格堤防に伴い移転される方の負担を軽減し、避難高台にもなる高規格堤防の整備を推進します。



## 施策推進のポイント

- 治水施設の整備を加速化させるとともに、施設では防ぎきれない大洪水等により大規模氾濫が発生しても、命の安全・最低限の避難生活水準が確保され、さらには社会経済活動が一定程度継続することができるよう、まちづくりを担う地方公共団体等と河川管理者が一体となって、高台まちづくりを推進することが重要です。
- 具体的には、早い段階からの避難が出来なかった場合に備え、居住者等が垂直避難する空間と併せ生活関連物資の提供や医療サービスの提供等の機能を備えた拠点を形成することや、連絡デッキ等で建物を繋げ建物群を創出することが考えられます。また、河川管理者において避難高台にもなる高規格堤防の整備を推進します。

## 施策に関する問合せ

国土交通省 都市局 市街地整備課  
TEL 03-5253-8413

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課  
TEL 03-5253-8455

# 水害リスクマップ

## 浸水頻度を示した新たなマップの作成と活用

### 概要

これまで、水防法に基づき住民等の迅速かつ円滑な避難等を目的として、洪水ハザードマップのもととなる「洪水浸水想定区域図（想定最大規模の降雨を対象）」を作成し公表してきました。

これに加えて、土地利用や住まい方の工夫及び防災まちづくりなどへの活用を目的として、発生頻度が高い降雨規模の浸水範囲と浸水頻度を図示した「水害リスクマップ（浸水頻度図）」の作成・公表を進めています。

### 多段階の浸水想定図

水害リスクマップの作成にあたっては、その基礎情報として、降雨の年超過確率が1/10（高頻度）、1/30（中高頻度）、1/50（中頻度）、1/100（中低頻度）の4ケース、計画規模である1/150や1/200（低頻度）を追加した5ケースの浸水想定図を作成しています。

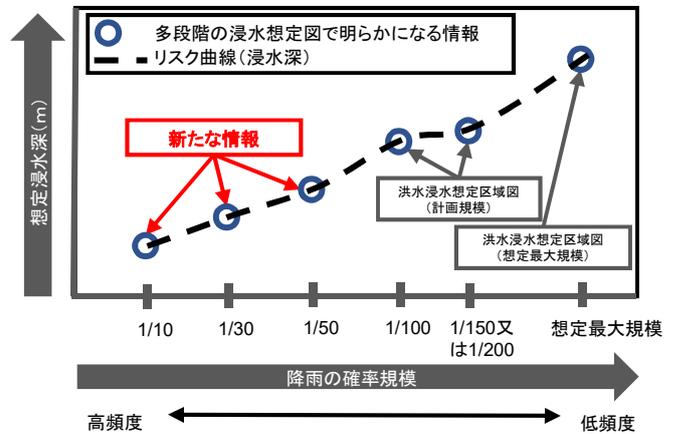
### 水害リスクマップ

水害リスクマップは、多段階の浸水想定図を重ね合わせて浸水範囲と浸水頻度を図示したもので、特定の浸水深ごと（浸水深0m以上、床上浸水相当の浸水深0.5m以上、一階居室浸水相当の浸水深3m以上）に作成することとしています。

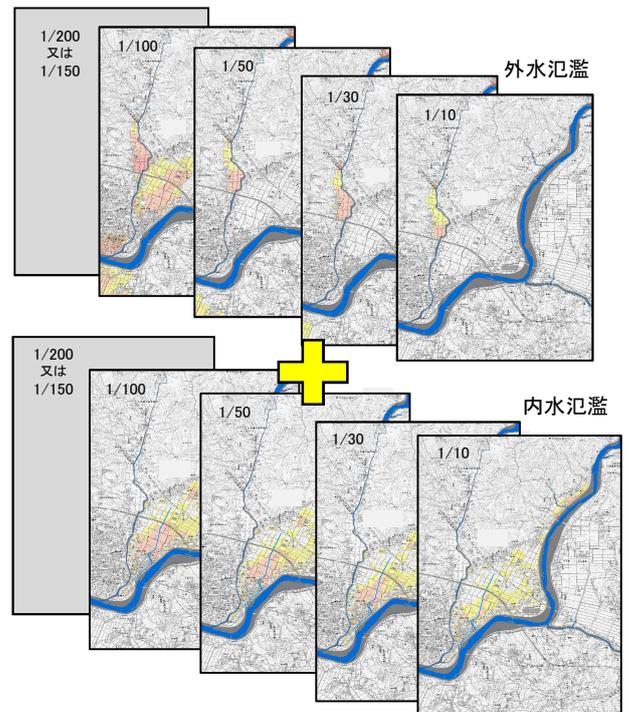
今後、水害リスクマップについては、国土数値情報などでオープンデータ化するとともに、流域治水対策の検討や立地適正化計画における防災指針の検討・作成への活用、住居・企業の立地誘導・立地選択や水害保険への反映等に活用することで、水害リスクを踏まえた土地利用・住まい方の工夫等を促進していきます。

### 問い合わせ

国土交通省水管理・国土保全局  
河川環境課 水防企画室  
TEL 03-5253-8460

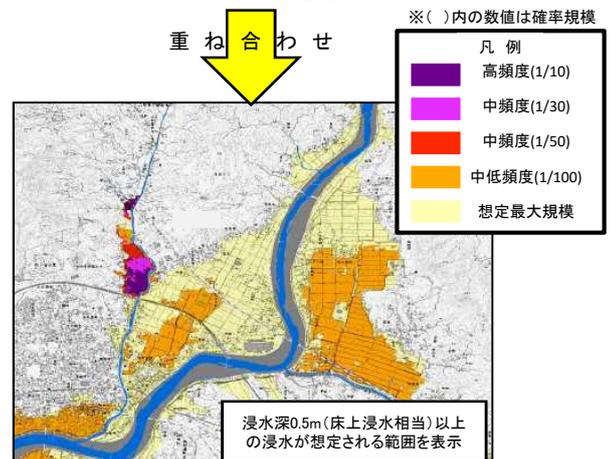


新たな水害リスク情報(イメージ)



多段階の浸水想定図

重ね合わせ



水害リスクマップ

# #25 浸水被害軽減地区（盛土構造物等）

## 目的

氾濫拡大の抑制

## 根拠法令・計画等

水防法

## 支援

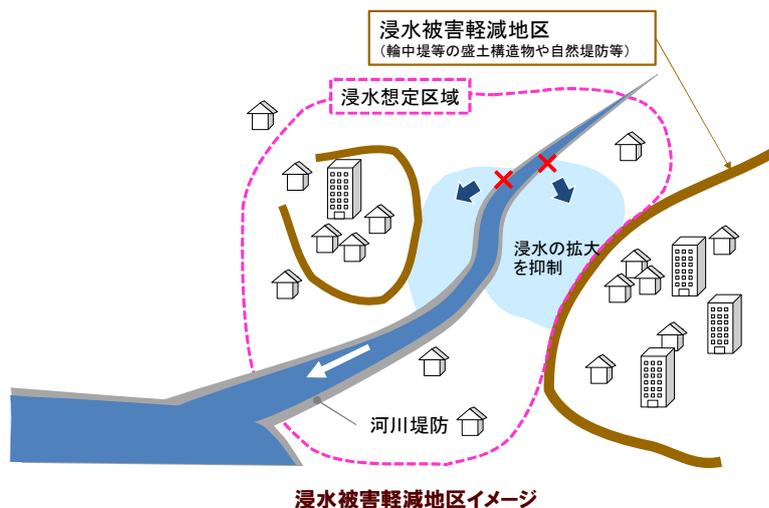
予算・税制

固定資産税等の特例措置

## 施策の内容

### 概要

・水防法により、洪水による浸水が地域に拡大することを防ぐ機能がある輪中堤防や自然堤防等を水防管理者が浸水被害軽減地区として指定し、土地の改変等をしようとする者に対して、水防管理者への届出を義務付けることで、浸水抑制機能の保全を図るものです。



### 施策の効果

洪水による浸水が地域に拡大することを防ぐ機能がある輪中堤や自然堤防等を浸水被害軽減地区として指定し、従来からある浸水拡大防止機能や流域の遊水機能を維持しつつ、浸水被害の軽減を図ることができます。



## 施策推進のポイント

- ・流域治水の取組では、堤防などの河川内の治水対策に加え、流域の遊水機能等を保全することで、河川の急激な水位上昇を防ぐものにも重点が置かれています。
- ・そのため、遊水機能を維持・活用しつつ洪水をしのぐ霞堤箇所などにおいて、機能を維持した形で浸水被害軽減地区を指定し、一体的に保全を図ることで、流域治水を推進することも有効です。
- ・また、浸水範囲と浸水頻度を一元的に示した水害リスクマップ（浸水頻度図）を活用することにより、想定最大規模(低頻度)の洪水に対しては浸水被害の拡大を防御しきれないものの、中・高頻度の浸水に対しては浸水被害を防止する機能を有する自然堤防等を浸水被害軽減地区として指定することも有効です。
- ・浸水被害軽減地区の指定にあたっては、地権者からの同意を得やすくするため、税制特例措置も設けられており、流域治水を一層推進するため、積極的な指定が必要です。

## 施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課  
水防企画室 TEL 03-5253-8460

# #26 リスク空白域の解消 (浸水想定区域・ハザードマップ)

## 目的

避難の確保(平時)

## 根拠法令・計画等

水防法  
大規模氾濫減災協議会  
(減災に係る取組方針)

## 支援

### 予算・税制

水害リスク情報整備推進事業  
内水浸水リスクマネジメント推進事業  
津波・高潮危機管理対策緊急事業

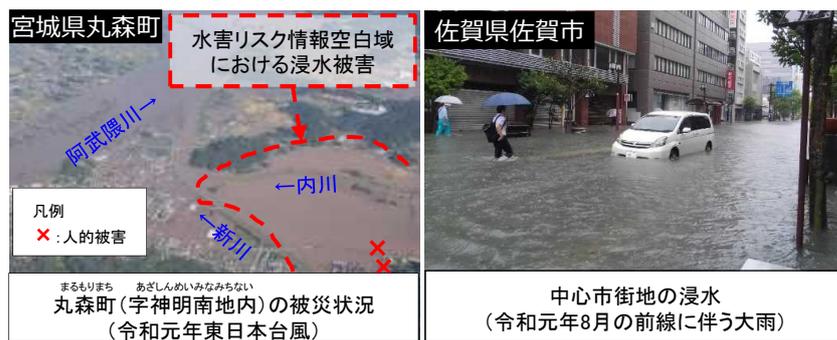
### 技術的支援

- ・小規模河川の氾濫推定図作成の手引き(令和2年6月)
- ・内水浸水想定区域図作成マニュアル(案)(令和3年7月)
- ・高潮浸水想定区域図作成の手引き(令和3年7月)
- ・水害ハザードマップ作成の手引き(令和3年12月)

## 施策の内容

### 概要

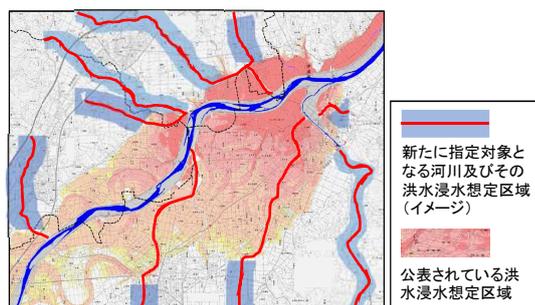
・近年、中小河川等の水害リスク情報の提供を行っていない水害リスク情報の空白域で多くの浸水被害が発生しています。水害リスク情報の空白域を解消するため、浸水想定区域図及びハザードマップの作成・公表の対象を全ての一級・二級河川や下水道、海岸に拡大しています。



水害リスク情報の空白域における水害事例

### 施策の効果

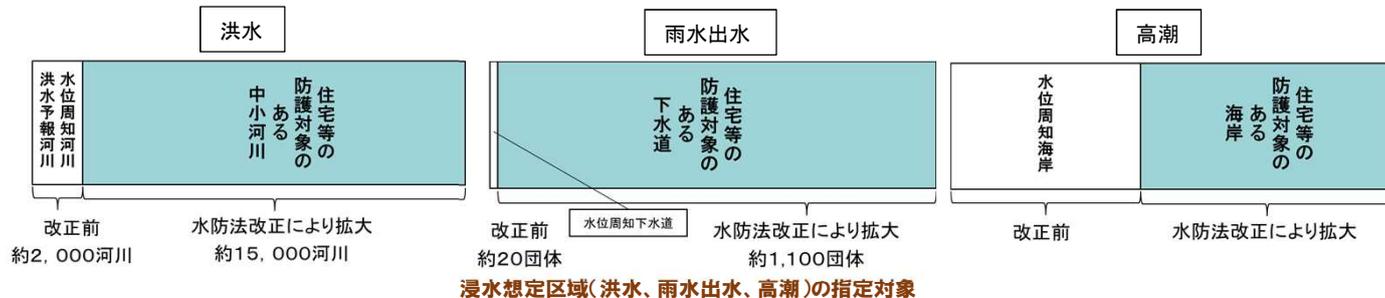
・住宅等の防護対象があり、円滑・迅速な避難確保等を図る必要がある、全ての一級・二級河川、海岸における水害リスク情報を提供し、洪水時の円滑かつ迅速な避難行動を促進します。



指定対象河川拡大イメージ

## 施策推進のポイント

・河川(洪水浸水想定区域)では約15,000河川、下水道(雨水出水浸水想定区域)では約1,100団体が新たに指定対象として追加され、高潮(高潮浸水想定区域)では全ての海岸が指定対象となっています。



## 施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課  
水防企画室 TEL 03-5253-8460

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部  
流域管理官 TEL 03-5253-8432

国土交通省 水管理・国土保全局 海岸室  
TEL 03-5253-8471

# #27 要配慮者利用施設の避難確保計画・訓練

## 目的

避難の確保(平時)

## 根拠法令・計画等

水防法  
大規模氾濫減災協議会  
(減災に係る取組方針)

## 支援

予算・税制

技術的支援

- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き
- ・要配慮者利用施設における避難確保に関するeラーニング教材

## 施策の内容

### 概要

・水防法に基づき、浸水想定区域内で市町村地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設は、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務付けられます。



避難確保計画(記載例)



避難訓練のイメージ

### 施策の効果

・令和4年8月の大雨において、福島県喜多方市の特別養護老人ホーム「けいわ苑」では、避難確保計画や避難訓練で得たノウハウを活かして迅速に避難行動をとり、利用者を無事に避難させることができました。



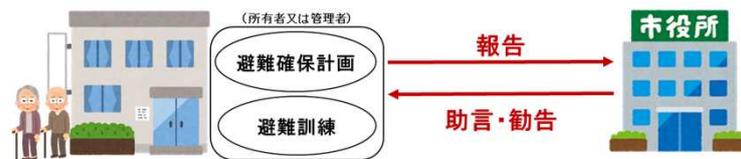
避難訓練の様子  
(けいわ苑提供)



浸水時の状況  
(喜多方市提供)

## 施策推進のポイント

・令和3年水防法等の改正により、施設管理者等から市町村に訓練実施の報告をすることが義務化されるとともに、市町村が施設管理者等に対し避難確保計画の内容について助言・勧告できる制度が創設されました。要配慮者利用施設の避難の実効性確保のためには、避難訓練を継続的に実施し、必要に応じて避難確保計画を見直すことが重要です。



要配慮者利用施設の避難確保措置のイメージ

## 施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課  
水防企画室 TEL 03-5253-8460

# #28 迅速・円滑な避難（避難のための情報発信）

## 目的

避難の確保（災害時）

## 根拠法令・計画等

災害対策基本法・気象業務法・水防法  
大規模氾濫減災協議会  
(減災に係る取組方針)

## 支援

### 予算・税制

—

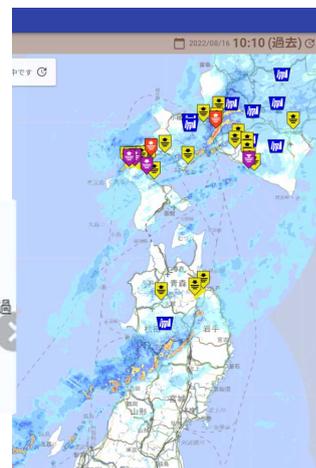
### 技術的支援

- 川の防災情報  
(<https://www.river.go.jp/>)
- 危機管理型水位計運用協議会  
(<http://www.river.or.jp/koeki/riverwaterlevels/portal.html>)

## 施策の内容

### 概要

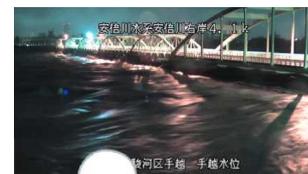
・災害時の迅速・円滑な避難判断に必要な雨量や河川水位、河川カメラ映像などの観測情報や洪水予報やダム放流通知、水防警報などの予報・警報の発信を推進しています。



川の防災情報による  
河川水位などの提供

### 施策の効果

・観測情報や警報情報の発信を推進することにより、避難所開設などの事前準備や避難指示などの判断に資するものです。



## 施策推進のポイント

- ・地域住民が迅速・円滑な避難行動を行うためには、市区町村による避難先の確保や避難誘導のための的確な避難指示の発令など地域住民が迷わないための事前準備や情報発信が必要です。
- ・市区町村によるこれらの行動を支援するため、国や都道府県、関係事業者が有する観測情報などを「川の防災情報」などにより、報道機関や民間企業への提供・配信などを進めています。
- ・当該施策には、観測機器の設置などに関する地域住民の理解や協力が不可欠であり、市区町村や民間企業、地域住民による防災行動計画の策定などを進めるとともに地域住民に観測情報や予報・警報などを理解いただく活動が重要となってきます。

## 施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課  
河川情報企画室 TEL 03-5253-8446

3 被害の軽減・早期復旧等 ————— 経済影響の軽減等

# #29 浸水対策（耐水化・止水壁等）

## 目的

経済影響の軽減等

## 根拠法令・計画等

水防法  
大規模氾濫減災協議会  
（減災に係る取組方針）

## 支援

### 予算・税制

下水道浸水被害軽減総合事業  
下水道事業費補助  
地下街防災推進事業  
鉄道施設総合安全対策事業費補助  
都市鉄道整備事業費補助  
一時避難場所整備緊急促進事業 等  
固定資産税の特例措置  
（浸水防止用設備）

### 技術的支援

- 地下街等（大規模工場等）に係る避難確保・浸水防止計画作成の手引き
- 地下街等における浸水防止用設備整備のガイドライン
- 地下街の安心避難対策ガイドライン

## 施策の内容

### 概要

- 近年集中豪雨等による浸水被害が多発しており、特に地下街等で浸水が発生した場合は、身体・生命へのリスクが大きく、都市機能・経済活動が機能不全に陥るリスクがあることから、避難確保や浸水防止の取組みが必要です。
- また、大規模工場等についても、浸水時には地域の社会経済活動に加えて、より広範なサプライチェーンにも重大な影響を与えるおそれがあることから、浸水防止の取組が求められます。



平成15年福岡市での水害



六角川氾濫に伴う油流出

### 施策の効果

- 浸水被害が想定される地下街及び大規模工場等において、浸水対策として止水板や排水ポンプ等の設置が進められています。



防水板



防水壁



排水ポンプ



換気口浸水防止機



地下への浸水防止対策

工場での浸水対策例  
（株式会社佐賀鉄工所HPより）

## 施策推進のポイント

- 水害は、浸水被害が発生するまでに一定の時間があることが想定されるため、事前対策はもとより、初動対応による応急的な浸水防止措置等を図ることで、被害を軽減できる可能性があります。洪水時等に浸水の防止を図るための計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置が有効です。
- 地下街等においては、連続する施設からの浸水により、予期せぬ被害の拡大が生じる可能性があります。このため、地下で連続する施設による関係者間で、利用者の避難や浸水防止に係る計画を作成することが重要です。



地下街、接続ビルの来客を  
想定した避難誘導訓練

## 施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局  
河川環境課 水防企画室 TEL 03-5253-8460  
下水道部 流域管理官 TEL 03-5253-8432

国土交通省 都市局 街路交通施設課  
TEL 03-5253-8416

# 水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進

## 学校施設の水害対策の推進

近年、「令和元年房総半島台風」、「令和元年東日本台風」や「令和2年7月豪雨」等で発生した大規模な風水害により、学校施設等に甚大な被害が広範囲に及びました。

令和3年6月に文部科学省において公表した調査では、浸水想定区域または土砂災害警戒区域に立地し、地域防災計画に要配慮者利用施設として位置づけられている学校が、全国の公立学校約3万7千校のうちの約3割となるなど、水害等のリスクを抱えている学校が一定数あることがわかりました。

このことから、上記調査結果の公表と合わせて、文部科学省において「学校施設の水害・土砂災害対策事例集」を作成し、各学校設置者へ周知をしました。

事例集では、架台の設置や止水板による受変電設備への浸水対策、高床化による校舎への浸水対策、児童生徒の成績に関する資料など重要な書類への浸水対策等に加えて、校庭に貯水機能をもたせる取組も紹介しています。

### 水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進に向けて

また、「学校施設等の防災・減災対策の推進に関する調査研究協力者会議」を令和3年11月に立ち上げ、本協力者会議のもとに水害対策検討部会を置き、学校施設の水害対策の基本的な考え方などについて検討を行い、令和4年6月に、「水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進に向けて ～子供の安全確保と学校教育活動の早期再開に資する靱やかな学校施設を目指して～ 中間報告」として取りまとめました。

中間報告では、検討の枠組みとして、域内のハザード情報の把握、水害対策の取組の方向性や優先度の検討、個々の学校施設の対策内容の検討等を示しています。流域内の雨水貯留機能の向上に資する取組の検討については、校庭等への雨水貯留浸透施設等の設置に、学校設置者も協力するという視点が重要であるとされています。

引き続き具体的な検討の手順等も示した手引きの検討を行っており、最終報告として取りまとめる予定です。



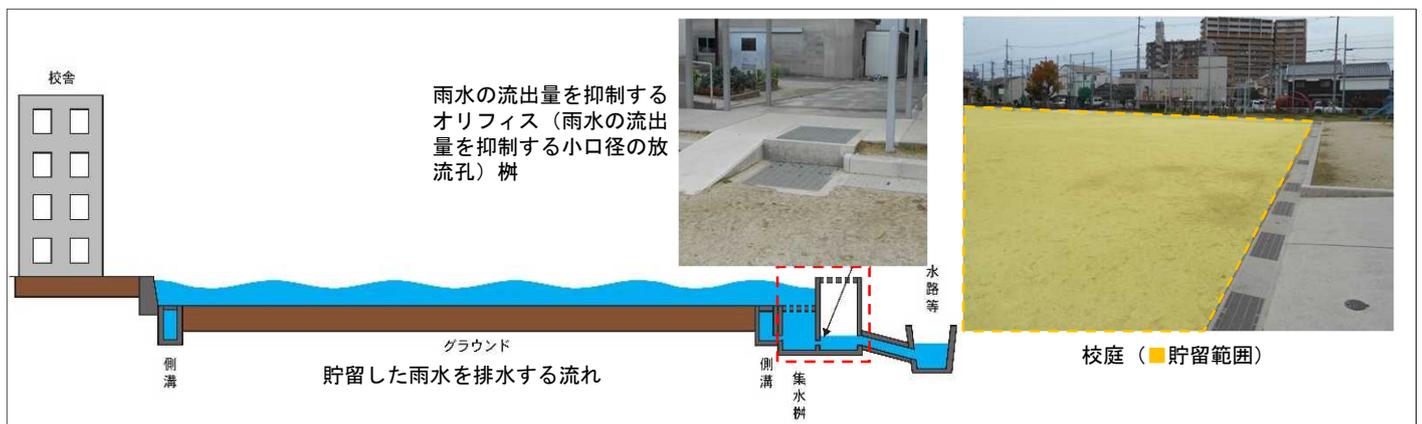
架台の設置による受変電設備への浸水対策



止水板による受変電設備への浸水対策



高床化による校舎への浸水対策



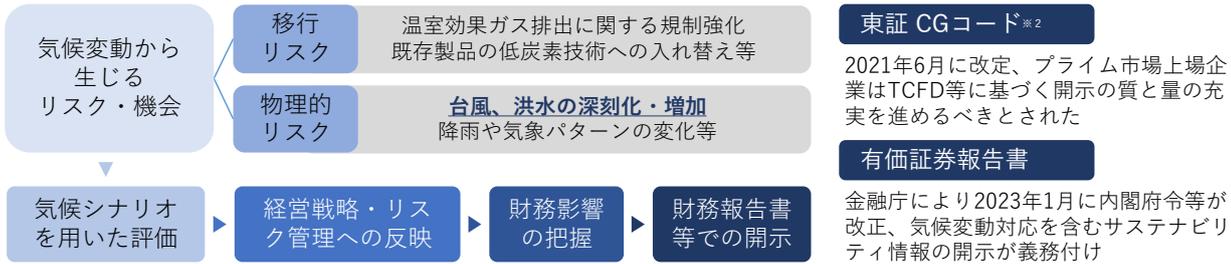
校庭に貯水機能をもたせる取組

# 民間企業のTCFD開示をサポート

企業の気候変動リスクを評価する手引きを作成し、企業自ら行う洪水リスク評価の取組を支援

## 民間企業における気候変動リスクの開示

2017年6月に公表された気候関連財務情報開示タスクフォース※1の提言（TCFD提言）等を踏まえ、民間企業においては気候変動に伴うリスクと機会の開示が急務となっています。国内でもプライム市場上場企業における開示の質と量の充実が求められるなど、この動きは加速化しています。



TCFD提言における情報開示の枠組みと評価・開示フロー

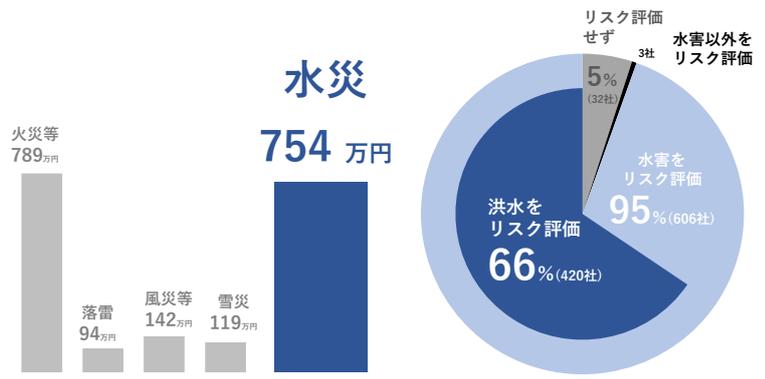
国内における動向

※1：Task Force on Climate-related Financial Disclosures ※2：コーポレート・ガバナンスコード（企業統治指針）

## 洪水による浸水リスク評価の重要性

気候変動の影響により洪水による浸水リスクは増加すると予測されています。また洪水をはじめとする水害リスクは国内でも主要なものであり、民間企業も洪水を主要な自然災害リスクとして認識しています。

民間企業の事業継続性を確保する等の観点からも、TCFD提言等に基づくリスク評価として、洪水を対象に検討を行うことは非常に重要であるといえます。



自然災害別の保険金支払額（国内、1件当たり）

※一般物件、2017年～2019年度 3ヶ年平均

物理的リスクの評価状況（プライム市場上場企業）

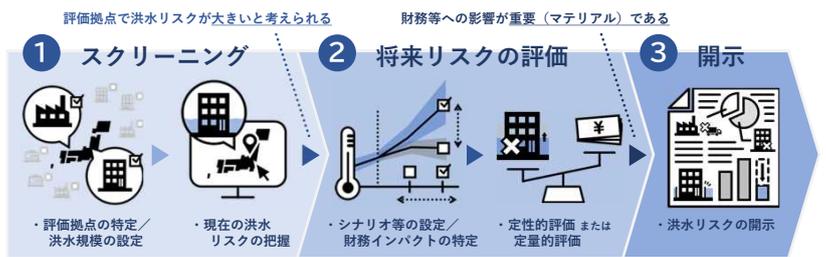
※2022.9.7時点  
※洪水以外の水害：台風、高潮、内水氾濫等

## 民間企業の洪水リスク評価手法案を提示し、手引きを策定

民間企業の洪水リスク評価を支援するため、国土交通省では令和4年12月に「気候関連情報開示における物理的リスク評価に関する懇談会」を設置しました。企業がリスク評価の目的や熟度等に応じた適切な手法を選択できるように基本的なフローを示し、気候変動の影響による将来リスクの評価の考え方等を記載した手引きを策定しています。



洪水リスク評価の手引き（日本語版・英語版）



洪水リスク評価の基本的フロー

問い合わせ 国土交通省水管理・国土保全局  
河川計画課 TEL 03-5253-8443

# 事業継続力強化計画認定制度

## 中小企業の事前対策の強化

### 概要

「事業継続力強化計画」とは、中小企業が自社の災害リスクを認識し、防災・減災対策の第一歩として取り組むために、必要な項目を盛り込んだもので、将来的に行う災害対策などを記載するものです。

津波や豪雨等の自然災害に対して、中小企業がそのリスクを想定し、事前対策を行うことが重要です。水害対策としては、申請者が自治体や国交省が公表するハザードマップにより、リスクに応じた対策を計画することを求めています。

計画には、単独で中小企業が行き組む「事業継続力強化計画」と複数の事業者が連携して取り組む「連携事業継続力強化計画」があります。

認定を受けた中小企業者は、政府系金融機関による低利融資等の金融支援、防災・減災に係る設備投資を行った際の税制措置、補助金の加点、認定ロゴマークの付与等様々な支援策が受けられます。

### 【計画認定のスキーム】

中小企業・小規模事業者

{ 連携して計画を実施する場合：  
大企業や経済団体等の連携者 }

①計画を策定し申請 ↓ ↑ ②認定

経済産業大臣  
(地方経済産業局)

### 認定を受けた企業に対する支援策

- ロゴマークの活用  
(HPや名刺等で認定のPRが可能)
- 低利融資等の金融支援
- 防災・減災設備に対する税制措置
- 補助金の加点措置
- 中小企業庁HPでの認定企業公表



### 計画策定支援

独立行政法人中小企業基盤整備機構では本計画を推進するため、計画策定のための専門家を無料で派遣する「ハンズオン支援」や「セミナー」など様々な事業を実施しています。詳細は下記「中小企業強靱化支援ポータルサイト」をご覧ください。

中小企業強靱化支援ポータルサイト：<https://kyoujinnka.smrj.go.jp/>

### 申請方法

#### ●事業継続力強化計画

事業継続力強化計画電子申請システムから申請ください。

事業継続力強化計画電子申請システム：<https://www.keizokuryoku.go.jp/>

#### ●連携事業継続力強化計画

申請書に必要な事項を記載した上で、主たる事務所が所在する都道府県を管轄する経済産業局等に提出ください。詳細は中小企業庁ホームページを参照ください。

中小企業庁ホームページ：<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/application.html#jigyō>

問い合わせ 経済産業省 中小企業庁 経営安定対策室 TEL 03-3501-0459

3 被害の軽減・早期復旧等 ————— 災害復旧(洪水氾濫の防止)

# #30 流域治水型災害復旧（遊水地・輪中堤）

## 目的

災害復旧（洪水氾濫の防止）

## 根拠法令・計画等

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法  
（流域治水型災害復旧）

## 支援

### 予算・税制

河川等災害復旧事業

### 技術的支援

- ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第3第2「ホ」の運用について  
（令和4年5月17日 国水防第23号）
- ・「流域治水型の原形復旧」の運用の実施について  
（令和4年5月17日付事務連絡）

### 災害緊急調査

（本省災害査定官が被災地へ赴き、被災自治体に対し復旧方針・工法等の技術的支援・助言）



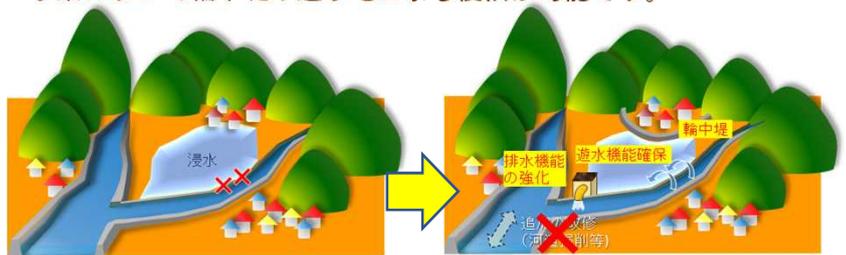
### 事前打合せ

（査定の迅速な処理と現地査定において手戻り等が生じないようにするため、災害査定前に復旧内容等を事前協議）

## 施策の内容

### 概要

- ・堤防の決壊や越水が発生した場合に、下流の追加対策も含めトータルで国費・総事業費ともに安くなる場合、下流への負荷を抑えつつ、再度災害防止・減災を図る復旧方法として、災害復旧事業において輪中堤や遊水地による復旧が可能です。



低い堤防が越水・決壊し浸水

流域治水型の再度災害防止対策

### 施策の効果

輪中堤や遊水地、排水施設等の整備により遊水機能を確保しつつ、家屋浸水を防御することにより、下流における改修を待つことなく、被災箇所の再度災害防止を実現します。  
福井県鹿蒜川は、令和5年1月に全国で初めての採択（輪中堤）となり、「流域治水」の考え方に基づく水害に強い地域づくりを進めています。



## 施策推進のポイント

- ・災害により堤防等が被災した場合、災害復旧事業として流域治水の取組を推進することが可能です。
- ・災害復旧事業（補助）としての国庫負担率（2／3以上）による事業の実施が可能です。
- ・「災害査定時点で河川整備計画又は流域水害対策計画が策定されており、当該箇所における輪中堤又は遊水地の整備内容が記載されていること」が採択要件の1つであるため、平時からの流域治水対策の検討、整備計画等の策定・変更を進めることが重要です。
- ・その他の採択要件について十分に確認することが必要です。なお、要件に合致しない場合においても、改良復旧による手法もあることから、適宜相談をお願いします。

## 施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課  
TEL 03-5253-8454

国土交通省 水管理・国土保全局 防災課  
TEL 03-5253-8459

# #31 災害復旧（遊水地内の迅速な土砂撤去）

## 目的

災害復旧（洪水氾濫の防止）

## 根拠法令・計画等

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

## 支援

### 予算・税制

河川等災害復旧事業

### 技術的支援

・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第14第5号の運用について

・「遊水地内の土砂等の除去」の運用の取扱いについて

### 災害緊急調査

（本省災害査定官が被災地へ赴き、被災自治体に対し復旧方針・工法等の技術的支援・助言）



### 事前打合せ

（査定の迅速な処理と現地査定において手戻り等が生じないようにするため、災害査定前に復旧内容等を事前協議）

## 施策の内容

### 概要

- ・遊水地で洪水を貯留したのち、土砂等※が遊水地内に堆積し、洪水調節機能や施設機能に影響を及ぼす場合には、早期に機能を復旧させるため、災害復旧事業として、堆積土砂等の撤去が可能です。
- ※土砂等：土砂、流木、塵芥



### 施策の効果

- ・これまでの、遊水地活用後、田畑、公園等に堆積した土砂等は施設管理者が撤去していましたが、今後は、遊水地の洪水調節機能や施設機能（水門や排水路等）を阻害する土砂等を災害復旧で一貫して撤去可能になりました。
- ・迅速な土砂撤去を行うことで、次の洪水の際に必要な洪水調節機能を発揮することが可能となります。

## 施策推進のポイント

- ・土砂等の堆積量は、原則として被災前1年以内の現地状況と十分に比較検討し、算定する必要があるため、事前の測量データの取得が重要です。
- ・土砂等の堆積により河川管理施設等の機能が確保されていない状況については、被災前後が確認できる写真等を整理する必要があります。
- ・地役権等の方式の場合、平時より関係施設管理者等と対象とする施設、実施する事業、費用の負担等について調整し、覚書を締結しておく必要があります。
- ・農地・農業用施設等の災害復旧事業の工事により土砂等の除去を一括で施行する調整がなされた場合は、災害発生後速やかに工事の一括施行者と費用負担の調整等を行い、協定書および必要書類を作成する必要があります。
- ・一括施行によらない場合は二重採択防止のため、関係施設管理者等と復旧事業の概要を共有しておく必要があります。



河川管理施設周辺の堆積事例

## 施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課  
TEL 03-5253-8454

国土交通省 水管理・国土保全局 防災課  
TEL 03-5253-8459



流域治水の推進



流域治水プロジェクト



紹介動画(4分)



特定都市河川の指定による流域治水の本格的実践

流域治水施策集(令和5年3月)

発行:国土交通省水管理・国土保全局治水課